

明石市地域防災計画

(2025 年度修正)

明石市防災会議

《 目 次 》

第 1 編 総則

第 1 章	目的等	1
第 1 節	計画の目的	1
第 2 節	あかし S D G s 推進計画（明石市第 6 次長期総合計画）との関係	2
1	主な施策	2
第 3 節	計画の内容	3
1	総則	3
2	災害予防計画	3
3	災害応急対策計画	3
4	災害復旧・復興計画	3
5	南海トラフ地震防災対策推進計画	3
第 4 節	計画の習熟	3
第 5 節	計画の修正	3
第 6 節	防災行動マニュアル	3
第 7 節	明石市事業継続計画（B C P）	4
第 8 節	地区防災計画	4
1	目的	4
2	計画提案	4
3	各地区における地区防災計画	4
第 2 章	防災機関の業務の大綱	5
第 1 節	指定地方行政機関	5
第 2 節	自衛隊	6
第 3 節	県及び市	6
第 4 節	指定公共機関	6
第 5 節	指定地方公共機関	7
第 3 章	地震被害の想定	8
第 1 節	明石市の地形と地質	8
1	地形	8
2	地質	8
第 2 節	地震災害の危険性と被害想定	9
1	南海トラフ地震	9
2	内陸部地震	10
第 4 章	風水害被害の想定	14
第 1 節	明石市の気候	14
第 2 節	風水害の危険性	14
第 5 章	明石市の防災理念と防災目標	15
第 1 節	防災理念	15
第 2 節	防災目標	15
第 6 章	明石市の防災組織体制	17

1	明石市防災会議	17
2	明石市水防本部	17

第2編 災害予防計画

第1章 市民とともに災害に強いまちづくりを進める 19

第1節	防災関連事業に多様な属性の市民等の参画と協働の機会を確保する	19
第1	基本方針	19
第2	計画内容	19
1	市民による自主的な取り組みの支援	19
2	市民とともに防災を考える機会の確保	20
3	市民が参画する機会の確保	21
4	地域と学校における防災教育の充実	22
第2節	地域の防災組織を強化するための仕組みをつくる	23
第1	基本方針	23
第2	計画内容	23
1	自主防災組織等の充実・強化	23
2	事業所等における防災組織の育成	24
第3節	家庭の防災力を強化するための仕組みをつくる	26
第1	基本方針	26
第2	計画内容	26
1	家族防災会議による緊急時対応方法の事前確認の必要性の啓発	26
2	非常持ち出し品の準備及び食糧物資の備蓄の啓発	26
3	家庭内安全対策の普及啓発	27

第2章 災害時の対応活動を支援する 28

第1節	市民の迅速・適切な避難行動を支援するための仕組みをつくる	28
第1	基本方針	28
第2	計画内容	28
1	防災拠点の整備	28
2	避難場所の安全性向上	29
3	避難誘導體制の強化	29
4	避難所開設体制の確立	31
5	避難所運営体制の確立	31
6	避難行動の支援	32
第2節	帰宅困難者を支援するための仕組みをつくる	33
第1	基本方針	33
第2	計画内容	33
1	帰宅困難者の帰宅支援	33
第3節	市民による初期消火活動を支援するための仕組みをつくる	34
第1	基本方針	34
第2	計画内容	34
1	火災予防及び初期消火に関する指導強化	34
2	地震時にも使用可能な消防水利の確保	35
第4節	人命救助活動を支援するための仕組みをつくる	36
第1	基本方針	36

第2	計画内容.....	36
1	市民の救急・救助能力の向上.....	36
2	自主防災用資機材の整備促進.....	37
3	緊急輸送路の確保.....	37
第5節	必要物資を早期に確保するための仕組みをつくる.....	38
第1	基本方針.....	38
第2	計画内容.....	38
1	防災拠点・避難所における備蓄の促進.....	38
2	応急給水用資機材の整備.....	39
3	大規模災害を想定した必要物資調達体制の確立.....	39
4	民間事業所等からの緊急調達体制の整備.....	39
5	物資情報の収集・提供体制の確立.....	39
6	緊急輸送路の確保及び代替ルートの検討.....	40
7	緊急輸送通行車両の確保.....	41
第6節	ボランティア活動が活発に行われる仕組みをつくる.....	42
第1	基本方針.....	42
第2	計画内容.....	42
1	ボランティア活動環境の整備.....	42
2	ボランティア・コーディネーターの育成.....	43
第7節	市民と行政との意思疎通のための仕組みをつくる.....	44
第1	基本方針.....	44
第2	計画内容.....	44
1	複数の情報伝達手段の確保.....	44
2	市民からの災害情報収集体制の整備.....	45
3	市民相互間の情報連絡手段の周知及び啓発.....	45
第8節	日常生活の再建を支援するための仕組みをつくる.....	46
第1	基本方針.....	46
第2	計画内容.....	47
1	被災者の生活再建支援体制の確立.....	47
2	日常生活に必要な施設等の開業支援.....	48
3	災害時のメンタルヘルスケア体制の確立.....	48
第3章	災害時に援護を必要とする人を支援する.....	49
第1節	要配慮者を支援する意識を高めるための仕組みをつくる.....	49
第1	基本方針.....	49
第2	計画内容.....	50
1	要配慮者を支援するための仕組みづくり.....	50
2	要配慮者を支援する意識の啓発.....	50
3	関係団体による連携の維持及び強化.....	50
第2節	要配慮者の情報を事前に把握するための仕組みをつくる.....	51
第1	基本方針.....	51
第2	計画内容.....	51
1	要配慮者に関する情報把握.....	51
第3節	安否確認体制を事前に確立する.....	54
第1	基本方針.....	54
第2	計画内容.....	54
1	要配慮者に対する情報伝達体制の確立.....	54
2	要配慮者の安否確認体制の確立.....	55

第4節	要配慮者のための避難環境を事前に整備する	56
第1	基本方針	56
第2	計画内容	56
1	要配慮者を考慮した避難体制の確立	56
2	要配慮者用避難施設としての福祉施設の活用	57
3	要配慮者に必要な生活用品等の備蓄の促進	58
第4章	危機管理体制を構築する	60
第1節	一貫した指揮命令系統が即座に機能するための準備を行う	60
第1	基本方針	60
第2	計画内容	61
1	災害対策本部の設置運営体制の強化	61
2	非常召集制の強化	62
3	被災状況の早期把握体制の整備	62
4	職員の災害対応能力の向上	62
5	緊急医療体制の充実・強化	63
6	災害時救出・救助体制の充実・強化	64
7	消防体制の充実・強化	64
8	水防体制の充実・強化	65
第2節	行動指針や意思決定の基準を事前に定め、関係機関で共有する	66
第1	基本方針	66
第2	計画内容	66
1	効率的な相互応援に向けた応援協定の充実	66
2	応援受入体制の確立	67
第5章	市民の生活環境を維持する	68
第1節	ライフラインの早期復旧に向けた仕組みをつくる	68
第1	基本方針	68
第2	計画内容	68
1	ライフライン関係機関における応急復旧体制の確立	68
第2節	遺体対応を的確に行うための仕組みをつくる	70
第1	基本方針	70
第2	計画内容	70
1	大規模災害等発生時の遺体対応	70
第3節	感染症予防のための仕組みをつくる	71
第1	基本方針	71
第2	計画内容	71
1	感染症対策	71
2	感染症対策マニュアルの整備	71
3	庁内関係各課、関係機関との連携の構築	71
4	消毒用資器材の整備	72
5	災害時用トイレの確保	72
第4節	災害廃棄物等を迅速かつ適正に処理する仕組みをつくる	73
第1	基本方針	73
第2	計画内容	73
1	災害廃棄物等処理体制の確立	73

第6章	都市基盤の機能を維持する	74
第1節	総合的な浸水対策を実施する	74
第1	基本方針	74
第2	計画内容	75
1	浸水箇所への対策	75
2	河川・ため池の整備の推進	75
3	下水道等基幹施設の整備	75
4	雨水流出抑制施設の整備促進及び既存施設の活用	76
第2節	安全な市街地を整備する	76
第1	基本方針	77
第2	計画内容	77
1	災害に強い市街地を形成するための面的整備の推進	77
2	避難路・緊急輸送路の整備	78
3	土砂災害対策の充実・強化	79
4	海岸保全施設整備の推進	79
第3節	建築物の耐震化、不燃化等を促進する	80
第1	基本方針	81
第2	計画内容	80
1	公共建築物等の耐震化の推進	80
2	一般建築物の耐震化の促進	81
3	都市などの不燃化の推進	82
第4節	災害に強いライフラインを整備する	83
第1	基本方針	83
第2	計画内容	83
1	上水道施設の耐震化の推進	83
2	下水道施設の耐震化の推進	83
3	ガス・通信・電力施設の耐震性強化	84
第5節	多元で多重な総合交通体系を形成する	85
第1	基本方針	85
第2	計画内容	85
1	道路網の整備	85
2	鉄道の災害対策強化	85
3	海上交通力の確保	86
第7章	平常業務の継続と早期復旧を行う	87
第1節	明石市の事業継続計画を確立する	87
第1	基本方針	97
第2	計画内容	87
1	行政における事業継続計画の運用	87
2	平常業務に携わる職員の体制の確立	88
3	電算システム等行政機能のバックアップ体制の維持	88
第2節	企業・事業所の事業継続の取り組みを支援するための仕組みをつくる	89
第1	基本方針	89
第2	計画内容	89
1	企業等による事業継続計画（BCP）策定の啓発及び支援	89
2	災害時における民間事業者の事業再開を支援するための体制の確立	89

第8章	各機関における防災への取り組み	90
第1節	各機関における主な防災事業	90

第3編 災害応急対策計画

第1章	災害対策本部等	93
第1節	防災組織	93
1	明石市災害対策本部	93
第2節	動員・配備及び災害対策本部の設置	95
第1	緊急要員の指定	95
第2	地震発生時等の初動体制	96
1	勤務時間内の初動体制	96
2	勤務時間外の初動体制	96
第3	風水害等発生時の災害対策本部等の設置及び配備指令	101
1	水防本部の設置	101
2	配備指令	101
3	災害対策本部の設置	101
4	配備指令の伝達方法	102
5	注意事項	102
第4	災害対策本部の閉鎖	102
第2章	情報計画	103
第1節	情報収集及び伝達	103
1	震度情報	103
2	気象予警報	104
3	被害状況等の収集情報	107
4	被害状況等の収集方法	108
5	勤務時間外に地震が発生した場合の初期情報収集体制	108
6	異常現象発見時の措置	110
7	情報収集についての注意事項	110
8	情報伝達	110
第2節	災害広報	112
1	住民への広報の内容	112
2	広報の方法	112
第3節	災害通信	114
1	有線通信	114
2	無線通信	115
3	兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（平成8年9月運用開始）	115
4	兵庫県広域災害・救急医療情報システム（平成15年4月運用開始）	115
第4節	被災者への情報提供及び支援	116
1	安否情報の収集、提供	116
2	被災者台帳の作成	116
第3章	広域応援体制	117
第1節	県及び他市町応援体制	117
1	県及び他市町相互応援	117
2	消防相互応援	119

3	兵庫県消防防災航空隊（平成8年10月21日発足）	119
4	緊急消防援助隊	119
第2節	自衛隊の派遣要請	120
1	災害派遣要請	120
2	自主派遣	120
3	派遣要請に伴う準備	120
4	撤収要請	121
第3節	ボランティア活動の支援	122
1	災害ボランティアセンターの設置	122
2	ボランティアの活動内容	122
3	兵庫県災害救援専門ボランティア	122
第4章	住民等の防災行動	123
1	住民等の行動	123
2	自主防災組織等の行動	123
3	避難方法	123
第5章	被災者等の救援救助	125
第1節	避難要領	125
1	避難の手順	125
2	避難のための立退きの準備、指示、誘導等	126
3	避難場所	129
4	広域一時滞在	132
5	帰宅困難者対策	133
6	在宅避難者等	133
第2節	要配慮者への対応	134
1	避難の実施支援	134
2	避難所等の運営	134
第3節	給水対策	134
1	応急飲料水の給水	134
2	水道施設の応急復旧	135
3	給水応援計画	135
4	広報活動	137
第4節	物資の供給	138
1	供給対象者	138
2	供給要領	138
第5節	医療・救護	141
1	救急医療	141
2	被災者の健康管理	144
3	明石市医師会救助班編成	144
第6節	災害救助法の適用	150
1	災害救助法実施責任者	150
2	救助の内容	150
3	適用基準	151
4	適用手続	151
5	災害救助法による救助の程度と期間	152
第7節	遺体の収容及び埋火葬	158
1	遺体を発見したときの処置	158

2	遺体の収容及び埋火葬.....	158
第8節	被災建物応急危険度判定.....	159
第9節	公共施設等の応急対策.....	160
1	公共施設等の被害状況の調査及び応急対策の実施.....	160
2	市民等からの通報への対応.....	160
3	関係団体等への協力要請.....	160
第10節	障害物の除去.....	161
第11節	ペットの収容対策の実施.....	162
第6章	感染症・健康管理対策	163
1	感染症対策.....	163
2	感染症対策薬剤等の調達.....	163
3	健康管理対策.....	163
4	人員の確保.....	164
第7章	教育対策	165
1	児童・生徒等の安全確保.....	165
2	被害状況等の収集報告.....	165
3	施設応急復旧計画.....	165
4	応急教育計画.....	166
5	災害に伴う避難計画等.....	168
第8章	廃棄物処理	169
1	し尿の収集処理.....	169
2	ごみの収集処理.....	169
3	災害廃棄物（片付けごみや災害がれき等）の処理.....	169
第9章	交通輸送対策	171
第1節	交通の確保.....	171
1	地震発生時の自動車運転者のとるべき措置.....	171
2	緊急輸送道路.....	171
3	交通規制等.....	171
4	道路啓開等.....	174
5	交通機関の行う交通の確保.....	174
第2節	輸送対策.....	175
1	自動車の調達方法.....	175
2	運送業者等との連携.....	175
3	ヘリコプターの活用.....	175
4	海上輸送.....	176
第10章	災害警備計画	177
1	基本方針.....	177
2	災害警備体制.....	177
第11章	生活支援	178
第1節	罹災証明書の発行.....	178
1	罹災証明書の発行.....	178

2	再調査.....	178
3	罹災証明書発行の流れ.....	179
4	罹災届出証明書の発行.....	179
第2節	住宅対策.....	180
1	応急仮設住宅.....	180
2	住宅の応急修理.....	181
第12章	公益事業災害応急対策計画	182
第1節	ガス事業災害応急対策計画.....	182
1	警戒活動.....	182
2	被害状況の報告.....	182
3	危険予防措置.....	182
4	応急措置.....	182
5	応急供給及び復旧.....	182
6	広報.....	182
7	実施担当機関.....	183
第2節	電気事業災害応急対策計画.....	184
1	事業所の所在地及び名称.....	184
2	防災体制の確立.....	184
3	応急対策に関する事項.....	185
第3節	電気通信事業災害応急対策計画.....	189
1	災害対策本部の設置.....	189
2	応急復旧.....	189
3	災害対策本部の組織及び所掌事項.....	192
第4節	鉄道輸送事業災害応急対策計画.....	193
1	西日本旅客鉄道株式会社.....	193
2	山陽電気鉄道株式会社.....	196
第13章	大規模火災対策等	198
1	大規模火災.....	198
2	危険物等による災害.....	199
3	放射性物質事故.....	199
4	大規模事故災害.....	201
5	雑踏事故.....	202
第14章	津波対策	204
1	津波の発生等に関する情報.....	204
2	応急対策.....	205
3	南海トラフ巨大地震を想定した津波防災対策の実施.....	205
第15章	海上災害への対応	207
1	災害の範囲.....	207
2	海上災害に関する基本的な考え方.....	207
3	応急対策.....	208
4	海上防災意識の向上.....	209

第4編 災害復旧・復興計画

第1章	災害復旧事業の実施	211
第1節	災害復旧事業の種類	211
第2節	激甚災害の指定	212
1	「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の趣旨	212
2	指定の手続き	212
3	激甚災害に係る財政援助措置	212
第2章	災害被災者に対する援護金の支給、援護資金の貸付等	214
第1節	災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付け	214
第2節	被災者生活再建支援金の支給	217
第3節	災害見舞金等の支給	219
第4節	兵庫県災害援護金及び死亡見舞金の支給	220
第5節	福祉費（生活福祉資金）の貸付	222
第6節	災害義援金の募集配分	223
第3章	被災者相談センターの開設	224
1	被災者相談センターの開設	224
2	相談窓口の内容	224
3	開設方法	224
第4章	災害復興事業の実施	225
第1節	災害復興計画	225
1	計画の作成	225
2	計画の内容	225

第5編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章	総則	227
第1節	計画の目的及び位置づけ等	227
1	計画の目的	227
2	計画の位置づけ及び構成	227
第2節	被害の想定	227
1	被害の想定	227
2	対策の推進	229
第2章	地震発生時の応急対策等	230
第1節	災害対策本部の設置等	230
第2節	災害発生時の応急対策	230
1	情報の収集・伝達、避難指示の発令	230
2	施設の緊急点検・巡視	230
3	救助・救急活動、医療活動、消火活動	230
4	物資調達	231
5	輸送活動	231

6	保健衛生・防疫活動.....	231
7	帰宅困難者対策.....	231
8	二次災害防止等.....	231
第3節	資機材、人員等の配備手配.....	232
1	物資等の調達手配.....	232
2	人員の配置.....	232
第4節	他機関に対する応援要請.....	233
第5節	応援部隊及び緊急物資の受入.....	233
第3章	津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項.....	234
第1節	津波からの防護のための施設の整備等（予防対策）.....	234
1	施設整備の方針.....	234
2	河川施設の整備.....	234
3	海岸・港湾・漁港施設の整備.....	234
4	防災無線の整備.....	234
第2節	津波に関する情報の伝達等.....	235
1	防災関係機関相互の情報の伝達.....	235
2	居住者等への情報の伝達.....	235
3	管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握.....	235
第3節	避難対策等.....	235
1	避難対象地域.....	235
2	避難指示の発令.....	236
3	避難行動.....	236
4	避難誘導體制.....	236
5	避難所の開設・運営.....	237
6	要配慮者の避難支援.....	237
7	避難意識の普及啓発対策.....	237
第4節	消防機関等の活動.....	238
第5節	水道、電気、ガス、通信、放送関係.....	239
1	水道.....	239
2	電気.....	239
3	ガス.....	239
4	通信.....	239
5	放送.....	239
第6節	交通対策.....	241
1	道路の対策.....	241
2	海上の対策.....	241
3	旅客等の避難誘導.....	241
第7節	市が自ら管理等を行う施設等に関する対策.....	242
1	不特定多数の者が利用する施設に対する措置.....	242
2	災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置.....	242
3	工事中の建築物等に対する措置.....	243
第4章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画.....	244
第1節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画（予防対策）.....	244
第5章	地域防災力の向上及び防災訓練計画.....	245

第1節	地域防災力の向上（予防対策）	245
1	自主防災組織の育成	245
2	事業所等の地域防災活動への参画促進等	245
第2節	防災訓練計画（予防対策）	245
1	市・防災関係機関における防災訓練の実施	245
第6章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	246
第1節	住民等に対する教育及び広報（予防対策）	246
第2節	児童、生徒等に対する教育（予防対策）	247
第3節	防災上重要な施設の管理者に対する教育（予防対策）	247
第4節	市職員に対する教育（予防対策）	247
第5節	相談窓口の設置（予防対策）	247
第7章	南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応	249
第1節	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	249
1	南海トラフ地震臨時情報（調査中）	249
2	災害応急対策に係る措置	249
第2節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	249
1	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	249
2	災害応急対策に係る措置	249
第3節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	250
1	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	250
2	災害応急対策に係る措置	250
第4節	時間差発生等における円滑な避難の確保等	251
1	南海トラフ地震臨時情報等の伝達等	251

資 料 編

第1	条例・要綱関連	253
1	明石市防災会議条例	253
2	明石市防災会議運営要綱	255
3	明石市災害対策本部条例	257
4	明石市災害対策本部設置要綱	258
5	明石市自主防災組織補助金交付要綱	260
6	明石市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例	264
7	明石市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例施行規則	266
第2	防災組織関連	268
1	明石市災害対策本部機構図（地震対策）	268
2	明石市災害対策本部の事務分掌（地震対策）	270
3	明石市災害対策本部機構図（風水害等対策）	276
4	明石市災害対策本部の事務分掌（風水害等対策）	278
5	明石市災害対策本部人員割当表	285
6	明石市防災会議委員名簿	286
7	関係機関連絡先一覧表	287
8	各課等車両保有台数一覧表	289
9	明石市災害対策本部配置図	290
第3	防災施設関連資料	291
1	防災行政無線（同報系）	291
2	明石市デジタル簡易無線機通信網（※非常通信）	291
3	防災行政無線 屋外拡声子局設置場所	292
4	防災行政無線 戸別受信機設置場所	293
5	非常通信（明石市デジタル簡易無線機通信網）	297
第4	避難関連資料	300
1	地域防災公園整備状況（10か所）	300
2	明石市防災センター	300
3	指定緊急避難場所一覧表（市立中学校13か所）	301
4	指定緊急避難場所一覧表（市立小学校28か所）	302
5	指定緊急避難場所一覧表（市立小・中学校を除く市の施設、公営施設、地域防災公園等19か所）	303
6	指定避難所一覧表（市立中学校13か所）	304
7	指定避難所一覧表（市立小学校28か所）	305
8	避難所一覧表（市立小・中学校を除く市の施設、公営施設18か所）	306
9	指定福祉避難所一覧表（公営及び民間施設37か所）	307
10	その他の避難所一覧表（43か所）	308
11	津波一時避難ビル指定施設一覧表（12か所）	310
12	帰宅困難者一時滞在施設（1か所）	310
13	土砂災害警戒区域（30か所）避難場所	311
14	一時避難地（地域防災公園10か所）	312
15	一時避難地（その他の近隣公園10か所）	312
16	明石市防災マップ	314
第5	都市基盤・ライフライン関連資料	316
1	河川の概要	317

2	河川等水防地区	317
3	ため池	317
4	海岸	320
5	港湾	320
6	漁港	320
7	土砂災害警戒区域（30 か所）	321
8	土砂災害特別警戒区域（3 か所）	321
9	下水道の概要（公共下水道の普及状況）	322
10	浄水場の概要	322
11	配水場等の概要	322
第6	水防法第15条関連施設資料	323
1	浸水想定区域内地下街等	323
2	浸水想定区域内要配慮者利用施設	323
第7	土砂災害防止法第8条関連施設資料	328
1	土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設	328
第8	協定・要綱関連資料	329
第9	気象庁震度階級関連解説表	332

様 式 編

◎	県への被害状況等報告様式	
	第4号様式（その1）〔災害概況即報〕	337
	第4号様式（その2）〔被害状況即報〕	338
◎	被害の認定基準	340
◎	被害状況連絡様式	
	市民通報・現場情報による被害状況報告（個表）	342
◎	被害状況情報収集様式	
	ライフライン等被害状況情報収集（個表）	343
	様式第2号 世帯構成員別被害状況調	344
◎	避難者名簿（1世帯1枚）	345
◎	ボランティア名簿	347
◎	罹災証明書	
	罹災証明書・罹災明届証明書	348

第1編 総則

総則は、地域防災計画の目的及び内容、防災機関の業務の大綱、災害の想定、明石市の防災理念等について定めるものである。

このうち、防災理念については、行政・地域・市民等が一体となって取り組むための基本的な考え方や視点を示すものであり、明石市では、今後、この理念に基づいて具体的施策及び事業を展開していくこととする。

第1章 目的等

第1節 計画の目的

「明石市地域防災計画」は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、明石市における災害に関し、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興等に関する事項を定めるものであり、市、市民、兵庫県、指定地方行政機関、指定公共機関等がその全機能を発揮して防災活動を実施し、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とする。

本市は、2001年明石市民夏まつり事故及び大蔵海岸陥没事故の反省を踏まえ、市民の命に関わることには最善を尽くすのが行政の使命であるとの認識のもと、全庁挙げた体制による防災安全の徹底と職員の意識改革を推進している。

また、本市にとり直接影響があった、1995年の兵庫県南部地震及び2004年の台風上陸の教訓を踏まえ、安全・安心の暮らし及び迅速な風水害対応の重要性を認識している。

これらに加え、2011年の東北地方太平洋沖地震では、津波の壊滅的被害、広域に及ぶ電力不足や生活必需品供給不足等から、防災に対する日頃からの備えや減災対策を、2016年の熊本地震では、避難所生活に係る不自由の顕在化から、多様な主体の視点での生活環境の見直しを、2018年の西日本豪雨では、避難情報発令にもかかわらず逃げ遅れが生じたことから、要配慮者支援の必要性や避難情報の伝達要領の見直しが課題となった。また、令和6年能登半島地震では、孤立集落の発生や初動体制の遅れが生じたことから、通信インフラの重要性や社会情勢に応じた定期的な被害想定の見直しが課題となった。

本市が経験した災害、近年に発生したこれらの災害の教訓等を踏まえ、市としての災害対策を実施していくものである。

第2節 あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）との関係

2022年3月に策定された「あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）」は、持続可能で誰一人取り残さない社会の実現に向けて、市、市民、事業者、各種団体などが、パートナーシップにより取組を進めていけるよう、これからの明石市のまちづくりの基本方針を定め、「にぎわいと活力が持続するまち」「すべての人が助け合い安心して暮らせるまち」「人にも自然にも地球にもやさしいまち」を目指すこととしている。

また、推進計画と同時に策定された「あかしSDGs前期戦略計画（明石市まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2期））」には、「2030年のあるべき姿」の実現に向け、「豊かな自然と共生し、暮らしの質を高める」「笑顔あふれる共生社会（インクルーシブ社会）をつくる」「こどもの育ちをまちのみんなで支える」「安全・安心を支える生活基盤を強化する」「まちの魅力を高め、活力と交流を生み出す」施策展開の5つの柱を設定している。

本防災計画では、「あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）」との整合性を図りながら、「すべての人が助け合い安心して暮らせるまち」「安全・安心を支える生活基盤を強化する」を念頭におき、これまで経験したことがない自然災害の発生においても、市民の命と生活を守るため万全の対応策を定める。

「防災・感染症対策の強化」に関する概要

1 主な施策

- (1) 関係機関と連携した危機管理体制の充実
- (2) 要配慮者等への支援を含む地域防災力・災害対応能力の向上
- (3) ICTを活用した情報収集、情報発信手段の充実
- (4) 避難所の充実（福祉避難所の拡充、備蓄物資の充実等）
- (5) 新型感染症対策の強化
- (6) ハード・ソフト両面からの浸水対策
- (7) ライフラインの強化、住宅や公共施設などの建築物の耐震化

第3節 計画の内容

1 総則

本計画の目的、防災機関の業務の大綱、災害の想定、及び明石市の防災理念等を定める。

2 災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、また災害が発生した場合にその被害を最小限にとどめるための平常時の仕組みづくりの推進方策について定める。

3 災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害の発生の防御又は拡大を防止するために応急的に実施する対策を定める。

4 災害復旧・復興計画

災害復旧・復興の実施にあたっての基本方針を定める。

5 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、防災訓練に関する事項並びに関係者との連携協力の確保に関する事項を定める。

第4節 計画の習熟

市及び防災関係機関は、この計画の習熟に努めなければならない。

また、市民に対しても、計画内容について十分な周知・広報を行わなければならない。

第5節 計画の修正

この計画は、毎年定期的に内容を確認し修正を行う。

また、災害予防計画については、庁内関係課や関係機関等との協議、調整により、継続的に検証、評価を行い、見直しを加えるなど「PDCAサイクル」を通じて、改善、推進するとともに、進捗状況を防災会議で報告する。

第6節 防災行動マニュアル

この計画の実効性をより高めるため、各部門の具体的な活動内容をマニュアル化し、災害対策要員に周知徹底させる。

第7節 明石市事業継続計画（BCP）

この計画を補完する個別計画として、行政自身が被災し、制約が伴う状況下においても、限られた資源の中で円滑な業務遂行を図るため、「明石市事業継続計画（BCP）」を定める。

第8節 地区防災計画

平成25年6月に災害対策基本法が改正され、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区内の居住者及び事業者（以下、「地区居住者等」という。）が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画を定めることが可能となった。

1 目的

地区防災計画は、地区居住者等が共同して行う防災訓練、防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害発生時の相互支援その他の当該地区における防災活動に関する計画であり、本計画に基づく防災活動と連携し、共助の強化により地区の防災力を向上させることを目的とするものである。

2 計画提案

地区居住者等は、地区防災計画の素案を作成した上で、明石市防災会議に対し、本計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。

明石市防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、本計画に当該地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、必要があると認めるときは、本計画に当該地区防災計画を定める。また、判断の結果、本計画に当該地区防災計画を定める必要がないと決定したときは、その旨及び理由を、当該地区防災計画の提案をした地区居住者等に通知する。

3 各地区における地区防災計画

計画名称	作成主体	計画対象地区	作成日
「みんな de 防災」 魚住小学校区防災 計画	魚住まちづくり 協議会	魚住小学校区全域	令和3年8月17日

第2章 防災機関の業務の大綱

指定地方行政機関、県、明石市、指定公共機関、指定地方公共機関等は、おおむね次の事務又は業務を処理する。

第1節 指定地方行政機関

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧 ・ 復 興
神戸地方気象台		気象・地象・水象に関する観測、予報、警報及び情報の発表並びに伝達	
近畿地方整備局	公共土木施設（直轄）の整備と防災管理	(1) 港湾及び海岸（港湾区域内）における災害応急対策の技術指導 (2) 公共土木施設（直轄）の応急対策の実施 (3) 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保	被災公共土木施設（直轄）の復旧
神戸海上保安部 姫路海上保安部 加古川海上保安署	(1) 海上災害に関する防災教育・訓練及び海上防災思想の普及・啓蒙 (2) 災害応急資機材の整備・保管及び排出油等防除協議会の指導・育成	(1) 海上災害に関する警報等の伝達・警戒 (2) 海上及び港湾施設等臨海部における被災その他特異事象の調査、情報収集 (3) 災害応急資機材の整備・保管 (4) 海上における人命等の救助 (5) 避難者、救援物資等の緊急輸送 (6) 物資の貸与又は譲渡 (7) 関係機関等の災害応急対策の実施に必要な協力、支援 (8) 海上における流出油等の防除措置 (9) 海上交通安全の確保 (10) 海上における警戒区域の設定 (11) 海上における治安の維持 (12) 危険物等の海上流出に関する保安	

第2節 自衛隊

機 関 名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
陸上自衛隊 第3師団及び 中部方面特科連隊		人命救助又は財産の保護のための 応急対策の実施	

第3節 県及び市

機 関 名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
兵庫県	兵庫県の地域に係る災 害予防の総合的推進	兵庫県の地域に係る災害応急対策 の総合的推進	兵庫県の所管 に属する施設 等の復旧
明石市	明石市の地域に係る災 害予防の総合的推進	明石市の地域に係る災害応急対策 の総合的推進	明石市の所管 に属する施設 等の復旧

第4節 指定公共機関

機 関 名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
西日本旅客鉄道 株式会社	鉄道施設の整備と防災 管理	(1)災害時における緊急鉄道輸送 (2)鉄道施設の応急対策の実施	被災鉄道施設 の復旧
N T T 西日本 株式会社	電気通信設備の整備と 防災管理	(1)電気通信の疎通確保と設備の 応急対策の実施 (2)災害時における非常緊急通信	被災電気通信 設備の災害復 旧
日本赤十字社 (兵庫県支部)		(1)災害時における医療救護 (2)救援物資の配分	
N H K (神戸放送局)	放送施設の整備と防災 管理	(1)災害情報の放送 (2)放送施設の応急対策の実施	被災放送施設 の復旧
西日本高速道路 株式会社	有料道路(所管)の整 備と防災管理	有料道路(所管)の応急対策の実 施	有料道路(所 管)の復旧
日本通運 株式会社		災害時における緊急陸上輸送	
関西電力 株式会社 関西電力送配電 株式会社	電力供給施設の整備と 防災管理	電力供給施設の応急対策の実施	被災電力供給 施設の復旧
大阪ガス 株式会社 大阪ガスネットワーク 株式会社	ガス供給施設の整備と 防災管理	ガス供給施設の応急対策の実施	被災ガス供給 施設の復旧

第5節 指定地方公共機関

機 関 名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
山陽電気鉄道 株式会社	鉄道施設等の整備と防 災管理	(1)災害時における緊急鉄道等輸 送 (2)鉄道施設等の応急対策の実施	被災鉄道施設 等の復旧
神姫バス 株式会社		災害時における緊急陸上輸送	
株式会社 ラジオ関西	放送施設の整備と防災 管理	(1)災害情報の放送 (2)放送施設の応急対策の実施	防災放送施設 の復旧
株式会社 サンテレビジョン	〃	〃	〃

第3章 地震被害の想定

第1節 明石市の地形と地質

1 地形

明石市は、兵庫県中南部の阪神都市圏と播磨都市圏に接し、海を隔てて淡路島を望む位置にあり、市の東と北は神戸市と、西は加古川市や播磨町、稲美町と接している。市域面積は 49.41 km²であり、南北は最長 9.4km、東西は最長 15.6km、最高地の標高は 94.6m であり、東西に細長く平坦な市街地を形成している。市域は小学校区など生活圏のまとまりや土地利用により、東から明石東部、西明石、大久保、魚住、二見の5地域に区分される。

本市の地形は、六甲山系山麓域に広く発達する広大な段丘面が播磨灘に接する位置にあたり、山地がないことが特徴である。市域の標高の最高値は大久保町松陰で 94.6m、最低値は林3丁目で 0.9mである。

地形は、大きく丘陵地、台地段丘、低地で構成される。

台地段丘についてみると、市域東側は神戸市西区からつながる上位砂礫台地、中位砂礫台地で構成され、市域西側は印南野台地につながる中位砂礫台地を構成している。これらの段丘はそれぞれ魚住段丘、西八木段丘と表記される。

段丘堆積物は海成の要素が強く、第四紀後期の海水準変動の影響を強く反映した堆積状況を示している。

また、河川は瀬戸川、清水川、赤根川、谷八木川、明石川、朝霧川が流下しており、瀬戸川、赤根川、明石川及び朝霧川沿いに低地が発達し、厚い沖積層で構成されている。これらの沖積地の河口部では、東西方向に砂嘴が形成される。この砂嘴の背後に低湿地が広がり、古くからこうした地形を利用し、明石や魚住などの天然の良港が築かれた。

明石川流域の市域南部の低地は、市街化が進み、明石市の主要官公庁が立ち並ぶ。

行政機関が管理する市内道路の延長は約 720 kmであり、市管理道が9割、国・県が管理する道路がそれぞれ5分ずつの割合となっている。

市内の高層建築物（消防法第8条の2）は、市内全体で230棟（令和7年4月1日現在）あり、地区ごとの内訳としては明石東部地区96件、明石西部地区72件、大久保地区38件、魚住地区8件、二見地区16件となっている。

2 地質

本市の地質をみると、多くは砂礫が堆積物からなり、明石海岸では淡水性粘土層の上に屏風ヶ浦粘土層が載っている。

近畿地方の鮮新・更新世の代表的地層である大阪層群は、砂・礫層・粘土層などから構成され、粘土層は淡水成と海成からなる。大阪層群は、大阪・播磨平野や京都・奈良盆地周辺の丘陵地などに広範囲に分布し、各地域で異なる堆積環境が関与したと考えられる。

明石・播磨地域の第四紀層のうち、本市以北に広く分布する第四紀層は主として流紋岩類や砂岩・礫岩・泥岩などからなる第三紀神戸層群などを基盤として狭隘な地帯に堆積している。第四紀堆積盆地の周縁はこれらの基盤岩類の厚い円磨された礫層からなる。本市とその周辺及び神戸市西部に広く分布する明石累層は、特に本市外の西及び東に広がる台地周縁の崖や海岸、段丘堆積物の端に露出し、高位段丘層やそれより新しい地層に不整合に覆われている。明石累層は、古生層、花崗岩・流紋岩類及び中新世の神戸層群を基盤として、砂・礫層、粘土層などからなり、段丘堆積物に覆われている。また最上部には海成粘土層を挟むとされている。全体の中・上部にシルト～粘土層が比較的発達する層準があるが、本市林崎町から大久保町付近の明石海岸に露出する地層は、この比較的細粒な層相の部分にあたる。この付近の明石累層は、下位より林崎粘土層、藤江層（谷八木砂礫層）、屏風ヶ浦粘土層からなり、これらはすべて淡水層である。

林崎町から大久保町付近に分布する林崎粘土層及び屏風ヶ浦粘土層中には、それぞれ林崎火山灰層及び屏風ヶ浦火山灰層が挟まれている。

第2節 地震災害の危険性と被害想定

1 南海トラフ地震

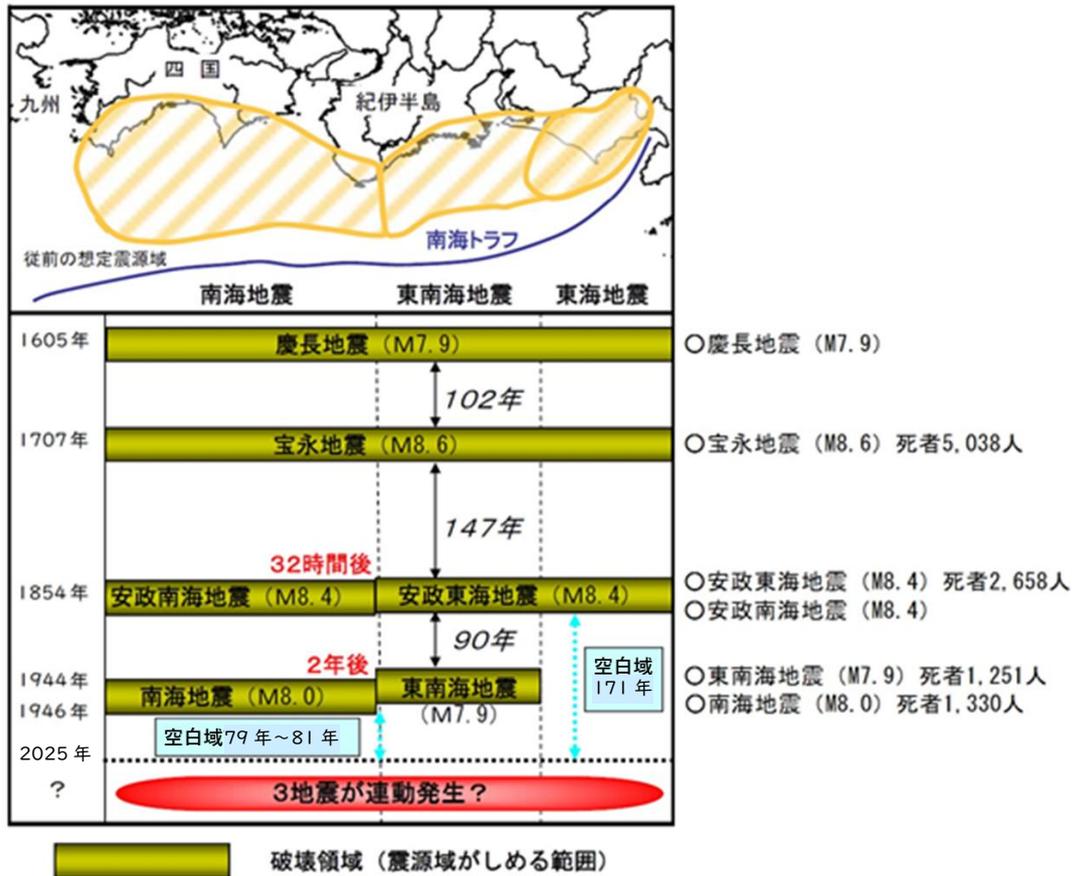
南海トラフでは、西南日本弧が位置する大陸プレートに海洋プレートであるフィリピン海プレートが沈み込んでおり、その境界面がすべることにより、これまで繰り返し大地震が発生してきた。近年では1944年に昭和東南海地震、1946年に昭和南海地震が発生し、地震動や津波により甚大な被害が生じた。これらの地震から80年近くが経過し、30年以内の南海トラフ巨大地震発生確率は60～90%程度以上となっている。発生時には、東海・東南海・南海地震が連動して発生する可能性もあり、広範囲に及ぶ被害が予想される。

地震規模はM8～M9クラスであり、明石市は最大震度が6強、最高津波水位2m、1mの津波の最短到達時間は115分、浸水面積は24haと想定される。明石駅や明石城跡を含む本市東部では、津波の警戒が必要とされる標高3mに満たない土地がJR山陽本線高架橋南側一体から明石駅の北東部にかけて広がっており、同地域には、光明寺の和鐘、旧波門崎燈籠堂などの文化財が立地している。

明石城跡を含む明石公園や小中学校が避難場所に位置付けられているが、明石公園も北部の一部を除いて液状化の危険性が高い区域にあたる。

また、土砂災害防止法に基づき兵庫県が指定した土砂災害警戒区域の要件（急傾斜地の勾配30度以上あるもの、急傾斜地の高さが5m以上あるもの）に該当する箇所として、令和6年（2024年）4月時点で33か所が急傾斜地として指定されており、注意が必要である。

東海地震と東南海・南海地震の歴史



2 内陸部地震

内陸部の地震、いわゆる直下型地震の原因となる活断層は、地質時代後半に発生又は動いた断層で、今後も活動すると考えられる断層であるが、その多くは過去の活動状況がよくわかっていない。日本列島はこの時代に際立った地殻変動を受け、特に兵庫県内には六甲・淡路島断層帯、有馬一高槻断層帯、山崎断層帯、中央構造線断層帯、県外には上町断層帯等の活断層が分布しており、明石市内での強い揺れが想定される。特に、六甲・淡路島断層帯地震、山崎断層帯地震のうち主部南東部、草谷断層での地震は明石市に甚大な被害を及ぼす可能性がある。

マグニチュード7程度以上の地震規模が予想される活断層における30年以内の地震発生確率

<地震調査研究推進本部による断層帯の長期評価（算定基準日：2025年1月1日）>

最大発生確率	県内にある断層	県外にある断層
3%以上		○上町断層 ○中央構造線断層帯（紀伊半島側） ○奈良盆地東縁断層帯
0.1～3%	○六甲・淡路島断層帯 （六甲山地南縁－淡路島東岸） ○山崎断層帯（主部北西部） ○中央構造線断層帯 （鳴門海峡－紀淡海峡）	○山崎断層帯（那岐山断層帯） ○生駒断層帯 ○中央構造線断層帯（四国側） ○三峠・京都西山断層帯（京都西山断層帯） ○三峠・京都西山断層帯（三峠断層）
0.1%未満	○有馬－高槻断層帯 ○大阪湾断層 ○山崎断層帯（主部南東部）	○中央構造線断層帯（四国側）
ほぼ0% （※1）	○山崎断層帯（草谷断層） ○六甲・淡路島断層帯（淡路島西岸） ○六甲・淡路島断層帯（先山断層）	○山田断層帯（郷村断層帯） ○木津川断層帯
不明 （※2）	○山田断層帯（主部） ○御所谷断層（※3） ○養父断層（※3）	○三峠・京都西山断層帯（上林川断層） ○鳥取地震（鹿野断層）（※3） ○中央構造線断層帯（紀伊半島側）

※1 発生確率が0.001%未満

※2 平均活動期間が判明していないため、地震発生確率を求めることができない。

※3 地震調査研究推進本部による長期評価の対象外

(参考) 文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価

主要活断層帯の長期評価の概要(算定基準日:2025年1月1日)

断層帯名 (起震断層/活動区間)	長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード)	我が国の主な 活断層における 相対的評価 (注2)	地震発生確率 (注1)			平均活動間隔
			30年以内	50年以内	100年以内	最新活動時期
六甲・淡路島断層帯 (主部/六甲山地南縁-淡路島東岸区間)	7.9 程度	Aランク	ほぼ0% ~1%	ほぼ0% ~2%	ほぼ0% ~6%	900年~2,800年程度 16世紀
六甲・淡路島断層帯 (主部/淡路島西岸区間)	7.1 程度	Zランク	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	1,800年~2,500年程度 1995年兵庫県南部地震
六甲・淡路島断層帯 (先山断層帯)	6.6 程度	Zランク	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	5,000年~10,000年程度 11世紀~17世紀初頭以前
山崎断層帯 (主部/北西部)	7.7 程度	Aランク	0.1%~1%	0.2%~2%	0.5%~4%	約1,800~2,300年 868年播磨国地震
山崎断層帯 (主部/南東部)	7.3 程度	Zランク	ほぼ0% ~0.01%	ほぼ0% ~0.02%	0.003% ~0.05%	3,900年程度 4~6世紀
山崎断層帯 (草谷断層)	6.7 程度	Zランク	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	6,500年程度 4~12世紀
大阪湾断層帯	7.5 程度	Zランク	0.005%以下	0.009%以下	0.02%以下	約3,000年~7,000年 9世紀以降

注1: 確率値は有効数字1桁で記述している。ただし、30年確率が10%台の場合は2桁で記述する。また「ほぼ0%」とあるのは、10⁻³%未満の確率値を表す。

注2: 活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1~3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明(すぐに地震が起きることが否定できない)を「Xランク」と表記している。

ア 建物被害

		揺れ		液状化	火災
		全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	焼失棟数
有馬-高槻断層帯地震	全 県 (うち明石市)	153,429 (2,242)	192,336 (9,959)	7,513 (272)	9,074 (101)
六甲・淡路島断層帯地震 (六甲山地南縁-淡路島東岸)	全 県 (うち明石市)	378,391 (34,535)	236,488 (21,459)	10,932 (664)	12,051 (540)
山崎断層帯地震 (主部南東部・草谷断層)	全 県 (うち明石市)	171,696 (20,773)	194,142 (23,073)	6,849 (554)	2,087 (390)
中央構造線断層帯地震 (金剛山地東縁-和泉山脈南縁)	全 県 (うち明石市)	3,762 (576)	36,032 (4,232)	3,171 (150)	852 (28)
大阪湾断層帯地震	全 県 (うち明石市)	73,477 (11,370)	126,674 (18,598)	5,839 (578)	4,657 (400)
明石市直下地震	全 県 (うち明石市)	181,940 (6,561)	66,738 (16,135)	2,305 (521)	1,395 (254)

イ 人的被害

		死者数	負傷者数	うち重症者数	避難者数
有馬－高槻断層帯地震	全 県 (うち明石市)	9,489 (139)	46,902 (1,830)	11,356 (146)	951,196 (24,166)
六甲・淡路島断層帯地震 (六甲山地南縁－淡路島東岸)	全 県 (うち明石市)	22,211 (2,075)	43,316 (2,574)	27,750 (2,202)	1,903,597 (150,766)
山崎断層帯地震 (主部南東部・草谷断層)	全 県 (うち明石市)	10,642 (1,289)	34,329 (4,051)	8,332 (1,356)	672,830 (107,710)
中央構造線断層帯地震 (金剛山地東縁－和泉山脈南縁)	全 県 (うち明石市)	229 (35)	6,275 (680)	279 (37)	83,246 (8,981)
大阪湾断層帯地震	全 県 (うち明石市)	4,526 (701)	39,410 (5,163)	5,794 (739)	529,103 (69,438)
明石市直下地震	全 県 (うち明石市)	1,191 (407)	15,314 (3,689)	1,476 (428)	198,539 (49,077)

第4章 風水害被害の想定

第1節 明石市の気候

本市は瀬戸内式気候に属し、年間を通じて降雨が少ない。年平均気温（1992年～2020年）は15.9℃、最高気温（平年値）が31.5℃、最低気温（平年値）が1.5℃と比較的温暖である。

また、降水量については平年値1,156.6mm、日照時間は2,160.3時間と、全国的に見ても雨が少なく、日照時間が長いのが特徴である。

しかし、平成16(2004)年における一連の台風の襲来は市内の各地に浸水被害をもたらしたほか、市内で初の避難勧告発令、淡路地域等への災害復旧支援などを経験した。

第2節 風水害の危険性

梅雨前線による集中豪雨や台風による風水害には警戒が必要である。

台風は、年に約25個発生し、そのうち約3個が上陸している（1991年～2020年の平均）。被害の状況から台風には風台風と雨台風があり、雨台風は台風自体がそのような性格を持っているのではなく、梅雨前線や秋雨前線が台風の進行方向前面にあるときには、前線北側の寒気との接触で大雨となるケースが多い。

大雨の場合、明石川、赤根川、瀬戸川等の氾濫は減少しているものの、小河川を含む溢水等による被害の可能性は大きい。特に市街地、住宅地などでは開発による保水、遊水機能の低下に伴う洪水や土砂流出などが起きやすくなるため、市内各地域とも河川やため池の氾濫や内水氾濫による床上・床下浸水、道路や耕地の冠水などの被害が考えられる。

高波は、台風が980hPaぐらいまでの勢力を保って兵庫県付近を通過する場合は警戒を要し、吹送距離（風が水面に吹き付ける距離）が長くなるほど大きくなる傾向がある。また、高潮は、台風の進路によって急激に起きたり、長時間にわたる場合があり、高潮のピーク時とその日の干満時刻により大きく潮位が変化する。特に被害という観点からは高波を伴うかどうかで破壊力が大きく異なる。神戸、阪神間では紀伊水道から入ってくるうねりを伴った南風による波浪が重なると、被害が大きくなるので、特に注意が必要である。

第5章 明石市の防災理念と防災目標

あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）の理念である「いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで」を踏まえると、平常時から、年齢、性別、障害の有無、国籍等に関わらず、防災・減災に係る地域の活動を推進し、要配慮者を含むすべての人が支え合うような共助のまちづくりに取り組むとともに、災害時には、自助・共助・公助のあらゆる手段を尽くして誰一人取り残さない災害応急対策及び災害復旧・復興を行えることが、求められている。

このようなことから、明石市の防災理念及び防災目標は以下のように設定する。

第1節 防災理念

すべての人が支えあう 災害に強く 人にやさしいまちづくり

第2節 防災目標

【市民の防災活動支援に関する目標】

1 市民とともに災害に強いまちづくりを進める

- ・防災関連事業に多様な属性の市民等の参画と協働の機会を確保する

2 市民による災害時の対応活動を支援する

- ・市民の迅速・適切な避難行動を支援するための仕組みをつくる
- ・帰宅困難者を支援するための仕組みをつくる
- ・市民による初期消火活動を支援するための仕組みをつくる
- ・市民による人命救助活動を支援するための仕組みをつくる
- ・必要物資を早期に確保するための仕組みをつくる
- ・ボランティア活動が活発に行われる仕組みをつくる
- ・市民と行政との意思疎通のための仕組みをつくる
- ・日常生活の再建を支援するための仕組みをつくる

3 防災コミュニティづくりを支援する

- ・地域のリスクを知るための仕組みをつくる
- ・地域の防災組織を強化するための仕組みをつくる
- ・家庭の防災力を強化するための仕組みをつくる
- ・企業・事業所の事業継続の取り組みを支援するための仕組みをつくる

4 災害時に援護を必要とする人を支援する

- ・要配慮者を支援する意識を高めるための仕組みをつくる
- ・要配慮者の情報を事前に把握するための仕組みをつくる
- ・安否確認体制を事前に確立する
- ・要配慮者のための避難環境を事前に整備する

【行政の防災目標】

5 危機管理体制を構築する

- ・ 一貫した指揮命令系統が即座に機能するための準備を行う
- ・ 行動指針や意思決定の基準を事前に定め、関係機関で共有する

6 市民の生活環境を維持する

- ・ ライフラインの早期復旧に向けた仕組みをつくる
- ・ 遺体対応を的確に行うための仕組みをつくる
- ・ 感染症予防のための仕組みをつくる
- ・ 災害廃棄物等を迅速かつ適正に処理する仕組みをつくる

7 都市基盤の機能を維持する

- ・ 総合的な浸水対策を実施する
- ・ 安全な市街地を整備する
- ・ 建築物の耐震化、不燃化等を促進する
- ・ 災害に強いライフラインを整備する
- ・ 多元で多重な総合交通体系を形成する

8 平常業務の継続と早期復旧を行う

- ・ 明石市の事業継続計画を確立する

第6章 明石市の防災組織体制

市域における防災対策の推進に関して公共的団体その他関係機関との緊密な連携を図り、明石市地域防災計画の作成及びその実施、水防計画に係る重要な事項の調査審議等、防災組織体制の整備、充実に努めることとする。なお、防災組織体制の整備にあたっては、防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画の拡大を図ることとする。

1 明石市防災会議

災害対策基本法及び明石市防災会議条例に基づき、本市の地域に係る防災に関して地域内の公共的団体その他関係機関との緊密な連携を図り、明石市地域防災計画の作成及びその実施を推進すること、水防計画その他水防に関する重要な事項を調査審議すること、市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議し、意見を述べること等を主たる所掌事務とする機関である。

(1) 設置根拠

災害対策基本法第16条

(2) 組織及び運営

災害対策基本法、明石市防災会議条例及び明石市防災会議運営要綱の定めるところによる。

(3) 所掌

明石市地域防災計画の修正及びその推進等

2 明石市水防本部

(1) 設置根拠

明石市水防計画

(2) 組織及び運営

明石市水防計画の定めるところによる。

(3) 所掌

明石市域における水防

第2編 災害予防計画

災害予防計画は、市民の生命と財産をあらゆる災害から守り、また災害が発生した場合にその被害を最小限にとどめるための施策及び事業等について定めるものである。

『すべての人が支えあう 災害に強く 人にやさしいまちづくり』という防災理念のもと、市民防災活動を支援するための計画を定めるほか、災害時の円滑かつ迅速な応急・復旧活動のために平常時から備えておくべき事項について定めるものとする。

第1章 市民とともに災害に強いまちづくりを進める

本市では、市民の参画と協働による市政運営を行っており、防災面においても市民の参画と協働という視点が必要である。

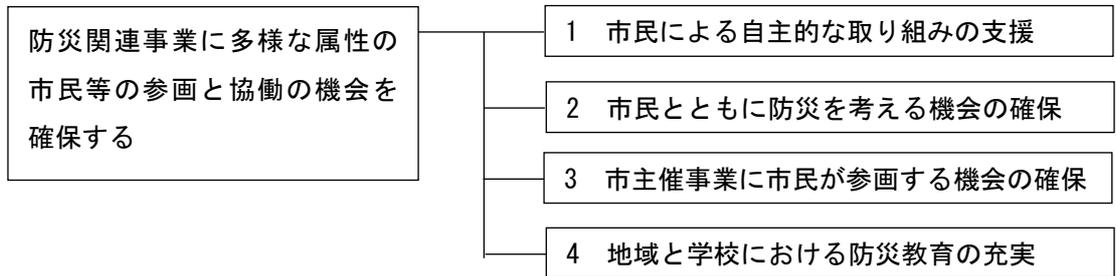
このため、各種防災関連事業の実施や防災計画等の検討にあたっては、市民、地域、各種団体、企業・事業所等と一緒に考え、共に取り組んでいくことを基本とする。

第1節 防災関連事業に多様な属性の市民等の参画と協働の機会を確保する

第1 基本方針

本市の地域防災計画では、その防災理念を「すべての人が支えあう 災害に強く人にやさしいまちづくり」としており、各種防災関連事業を進めるにあたり、性別や年齢、障害の有無などに関わらず、多様な属性の市民等の参画と協働という視点を取り入れることを基本的な考え方としている。特に、平常時から市民、地域が自覚を持って主体的・積極的に取り組みを起こしていくことが不可欠であり、市民とともに本市の防災を考える機会をより一層充実するとともに、地域防災計画の見直しも含めて、市が主催する防災事業に多様な属性の市民が参画できるような仕組みを検討するものとする。

【施策の体系】



第2 計画内容

1 市民による自主的な取り組みの支援

(1) 災害への備えの充実

- ◆事業内容 市民が平常時から以下の項目に対して取り組むよう支援する。
 - ・非常持ち出し品の準備及び食糧物資の備蓄
 - ・家庭内安全対策の充実
 - ・帰宅困難時の行動計画の作成
 - ・要配慮者を支援する意識の醸成
 - ・自主的な避難所運営能力の向上
 - ・要配慮者や女性のニーズに対応した避難所運営

(2) 災害時対応に求められる知識・技術の習得

- ◆事業内容 市民が平常時から以下の項目に対して習得に取り組むよう支援する。
 - ・家族防災会議による緊急時対応方法の事前確認
 - ・火災予防及び初期消火に関する知識・技術
 - ・消防用設備等に関する知識・技術
 - ・災害時の救助・救護に関する知識・技術
 - ・防災資機材の使用方法に関する知識・技術

2 市民とともに防災を考える機会の確保

(1) ハザードマップに対する認知度の向上

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 インターネット等を活用してハザードマップに対する理解向上に努めるほか、自治会等の要請に応じて、説明会等を随時開催する。
また、周知対象には通勤、観光客等の一時滞在者まで含めて考える必要があることから、地域の事業所、観光施設等においても周知活動を展開する。

(2) 災害図上訓練等による災害危険箇所の理解及び共有

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室、消防局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 災害図上訓練（D I G）等の開催を通じ、市民、自治会等が、主体的に地域の防災上の特性や災害危険箇所、災害発生時の対処要領等について理解し、共有する機会を提供する。

(3) 地域毎の防災マップ等の作成支援

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 ハザードマップや災害図上訓練等をもとに地域において避難場所や避難のあり方について話し合い、地域の実情にあったよりきめ細かい防災マップを作成するよう働きかける。

(4) パンフレット等による防災知識の提供

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 各種防災関連パンフレットや広報あかし等を活用し、防災知識の提供と防災意識の啓蒙・啓発に努める。

(5) 出前防災講話等における自助の大切さを周知

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 出前防災講話、地域防災訓練の場を活用して、自らが非常持ち出し品の準備、食糧物資やトイレの備蓄を進めることを

周知する。

3 市民が参画する機会の確保

(1) 市防災訓練の実施及び個別防災訓練の支援

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 市民の災害対応能力の向上を図るため、定期的に市防災訓練を実施するとともに、個別訓練を支援する。また、幅広い年齢層や要配慮者等が訓練に参加できるよう、仕組みづくりの検討や訓練内容等の見直しを行う。

(2) 市民救命士の養成

- ◆実施担当 消防局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 救命率の向上を目指し、市民を対象に救急法・蘇生法などの市民救命士講習を開催し、年間5,000人の養成を目指す。
また、事業所などを対象に救急インストラクターの養成に努める。

(3) 要配慮者を支援するための仕組みづくり

- ◆実施担当 福祉局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 要配慮者避難支援計画に基づき、地域住民が主体となって、地域の要配慮者を支援する体制、役割分担、行動計画等を作り上げていくことができるよう支援を行う。
また要配慮者の防災訓練への参加を促進する。

(4) 要配慮者（障害者等・外国籍）に対する講話

- ◆実施担当 福祉局、総務局総合安全対策室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 災害時に、情報把握、避難、生活手段の確保などの活動が、円滑かつ迅速に行いにくい立場に置かれることが予想される方に対して、個々の状況に合わせた「事前の準備」を十分に行う重要性を啓発することで、災害時の不安を解消し、支援を受け易い状況を整える。

(5) 地域防災計画作成における市民の参画

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 地域防災計画については、様々な災害に対応できるよう、また様々な住民要望に対応できるよう、より実践的な内容に整備・充実していくとともに、その内容等に関してホームページに掲載するなど住民等に広く周知徹底を図る。
さらに、地域防災計画の作成及び修正に市民が実質的に参画できるよう取り組む。

4 地域と学校における防災教育の充実

(1) 防災に関する講座・イベント等の開催

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 災害を自分の問題として関心をもってもらえるよう、楽しくわかりやすい教材を活用した各種防災講習会や災害図上訓練等を実施する。

(2) 学校における防災教育の実施

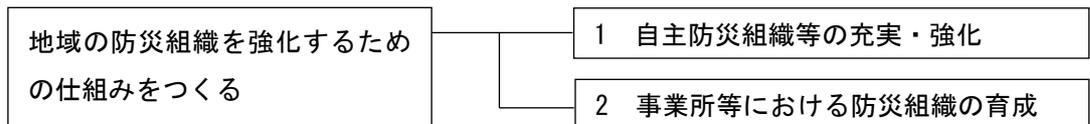
- ◆実施担当 教育委員会、総務局総合安全対策室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 教育委員会は、防災教育指導資料「忘れない」などを活用して教職員の研修に努めるとともに、各学校園においては、適宜防災訓練を実施するほか、教育活動全体において、計画的・継続的に、人間としての在り方、生き方を考えさせる防災教育を推進する。

第2節 地域の防災組織を強化するための仕組みをつくる

第1 基本方針

災害発生直後の初期消火や人命救助等において大きな役割を果たすのが地域の自主的な防災活動であり、今後も自主防災組織の組織化を促進し、災害時活動マニュアルの整備や女性の視点を持つ自主防災組織リーダーの育成などを通じて組織の強化を図る。また、事業所においても、従業員や利用者の安全性を確保するため、地域と連携を図りながら自主防災体制を確立するよう働きかけるものとする。

【施策の体系】



第2 計画内容

1 自主防災組織等の充実・強化

(1) 自主防災組織の結成促進及び育成指導

- ◆実施担当 消防局、市民生活局市民協働推進室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容

自主防災組織の結成促進及び育成指導を図るため、組織づくりのための啓発、研修等を実施するとともに、自主防災組織に対する防災資機材の提供及び活動用マニュアルや防災用パンフレット等を作成配布し、活動内容の充実強化を図る。

また、自主防災組織の活動報告の共通フォーマットを配布し、活動の実態把握や検証を容易にするとともに、自主防災組織相互間の情報の共有を図る。

なお、自主防災組織の育成指導にあたっては、災害の予防・減災を重視するとともに、災害時の自警活動や平常時の防犯活動などについても考慮する。

(2) 活動拠点となる明石市防災センター機能の充実及び積極的な活用

- ◆実施担当 消防局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容

自主防災組織の育成や活動支援の拠点となる明石市防災センター機能の充実を図るとともに、積極的な活用を行い、市民の防災意識の向上を図る。

(3) 自主防災組織等のリーダーの育成

- ◆実施担当 消防局、市民生活局市民協働推進室、総務局総合安全対策室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 自主防災組織等の強化のため、兵庫県が実施している「ひょうご防災リーダー講座」の受講を働きかけるとともに、自主防災組織等への出前講座や防災訓練の支援等を通じて、防災に関する専門的知識を有し、地域の防災活動の中心となる人材を育成する。

(4) 消防団・自主防災組織等による防災訓練等の充実

- ◆実施担当 消防局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 消防団・自主防災組織等に対しては、市が主催する総合防災訓練・個別訓練への参加を呼びかけるとともに、地域の実情に応じて、消防団・自主防災組織等が主体となった防災訓練等を実施するよう積極的に働きかける。

(5) 多様な属性の市民が参画できる仕組みづくりの支援

- ◆実施担当 消防局、市民生活局市民協働推進室、総務局総合安全対策室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 世代が交代しても、自主防災組織が継続的に機能できるよう、若い世代や子育て中の女性等も気軽に地域の防災活動に関われる仕組みづくりについて支援を行う。

2 事業所等における防災組織の育成

(1) 事業所等における自主防災体制の確立及び防災意識の向上

- ◆実施担当 消防局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 多数の人が出入りまたは勤務する一定規模以上の事業所については、初期消火活動等に必要な人員及び装備を設置するなど、自主防災体制の確立を図る。
また、防災訓練や防火・防災研修に従業員の参加を促し、防災知識の習熟や防災意識の向上に努める。

(2) 防火管理体制の強化

- ◆実施担当 消防局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 防火管理者の選任義務のある百貨店、旅館、ホテル、病院等の防火管理の資格者を養成し、防火管理業務の徹底を図る。

(3) 危険物保安管理体制の強化

- ◆実施担当 消防局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 危険物施設に対する安全の確保及び取扱いの適否を検査するため、定期的に立入検査を実施し、危険物に起因する災害予防の指導を行う。また、危険物施設の保安監督者又は取扱者に対し、保安に必要な教育並びに防災に関する諸活動が円滑に行われるよう随時講習会等を開催し、保安意識の高揚を図る。

(4) 地域の防災活動との連携の強化

- ◆実施担当 消防局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 事業者が事業所とその周辺地域の安全を確保するため積極的に地域の防災活動に参加し、連携強化に努めるよう働きかける。

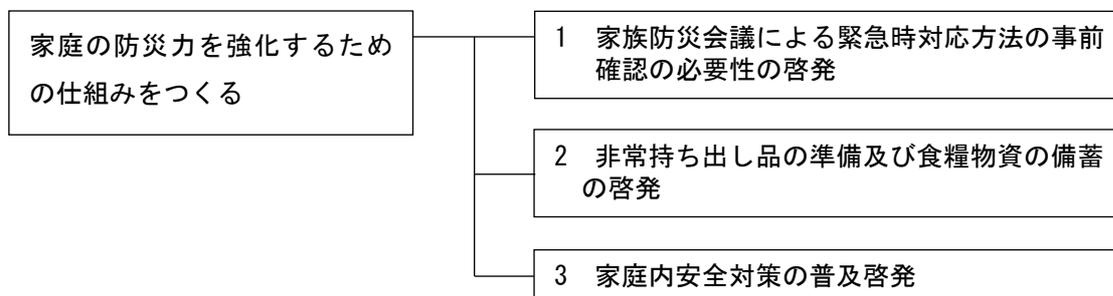
第3節 家庭の防災力を強化するための仕組みをつくる

第1 基本方針

「自らの命や財産は自ら守る」というのが防災の基本であり、市民は、平常時から災害に対する備えを心掛けるとともに、災害時には自身と家族の安全を守るよう行動することが重要である。特に、大規模な災害発生時には、行政や防災関係機関も重大な被害を受ける可能性があるため、どのような状況下でも自らの判断で適切に避難等ができるよう、事前の準備を行っておくことが必要である。

このため、市民・事業所に対して、平常時から水や食糧、生活必需品について最低限の備蓄を行ってもらうとともに、緊急時の安否確認の方法について事前に確認してもらうよう働きかけるものとする。

【施策の体系】



第2 計画内容

1 家族内での、緊急時対応方法の事前確認の必要性の啓発

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容

平常時から各家庭において防災のことについて話し合い、自宅及びその周辺のリスクの把握、最寄りの避難場所・避難所及び救護施設の確認、災害時の連絡先及び連絡手段に関する確認等を行ってもらうよう啓発する。

また、地震時及び風水害時の心得や緊急地震速報を見たり、聞いたりしたときの行動等についても、平常時から理解しておいてもらうよう啓発する。

2 非常持ち出し品の準備及び食糧・物資の備蓄の啓発

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容

平常時から各家庭において、非常持ち出し品の準備及び食糧・物資の備蓄（食糧、飲料水（一人1日3ℓ）、携帯トイレは3日分から7日分を目途）を行ってもらうよう啓発する。

3 家庭内安全対策の普及啓発

(1) 家具転倒・落下物による危険に関する意識の啓発

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室、都市局住宅・建築室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 落下や倒壊の恐れのある家具等の転倒防止対策を自主的に実施してもらうため、各種防災関連パンフレットや広報あかし等による意識啓発を行う。

(2) 家屋の耐震補強に関する意識啓発

- ◆実施担当 都市局住宅・建築室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 昭和56年以前に建築された家屋等について、耐震診断や耐震補強を自主的に実施してもらうため、各種防災関連パンフレットや広報あかし等による意識啓発を行う。

第2章 災害時の対応活動を支援する

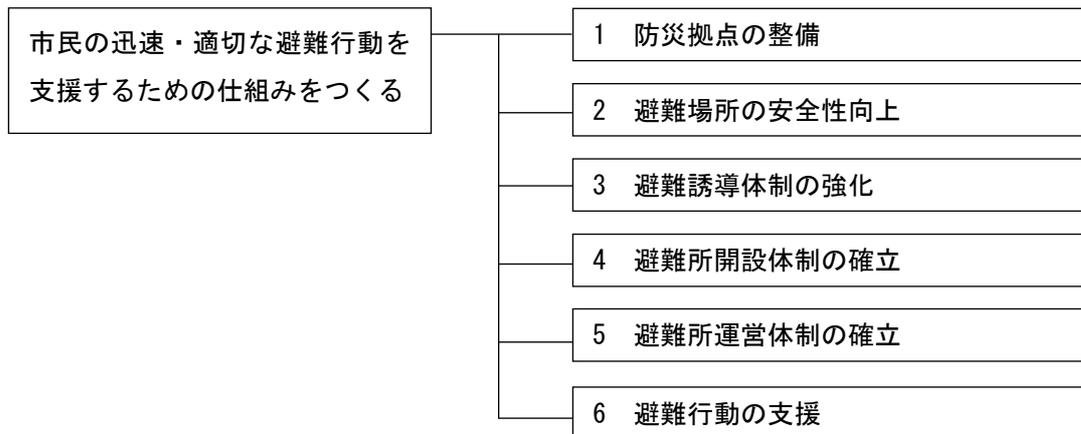
市民や地域の災害対応が適切かつ迅速に行われることによって、災害による被害を少しでも少なくするため、行政は、市民や地域の多様なニーズを汲み取るとともに、明石市の防災活動において必要となる対策を事前に把握し、市民や地域による自主的な災害対応が適切かつ円滑に行われるよう支援を行っていくものとする。特に、市民や地域による取り組みでは対応しきれない広域的な対策や施設整備、また、市民等の相互間の連絡・調整等については、行政として積極的に支援していくものとする。

第1節 市民の迅速・適切な避難行動を支援するための仕組みをつくる

第1 基本方針

平常時から避難場所や避難所の選定及び整備を行うとともに、被災状況に対応した避難所開設体制、自主防災組織等地域住民と連携した避難所運営体制の確立を図るものとする。また、避難所開設の基準や避難所の位置等に関して周知を図ることによって、住民が安全で円滑な避難行動ができるよう努めるものとする。

【施策の体系】



第2 計画内容

1 防災拠点の整備

(1) 防災拠点の強化

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室、市民生活局市民協働推進室、教育委員会
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 小学校区を基本とした協働のまちづくりにあわせ、各地域の特性に応じた避難の在り方について検討するとともに、小学校及び小学校コミュニティ・センターを地域の防災活動の拠点とし、機能の強化を図る。

(2) 地域防災公園の維持及び管理

- ◆実施担当 都市局都市整備室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 避難地機能や物資備蓄機能などの防災機能を有した市内9箇所の地域防災公園の維持及び管理を行い、機能・設備の充実を図る。

2 避難場所の安全性向上

(1) 災害後の応急危険度判定体制の確認

- ◆実施担当 都市局住宅・建築室、教育委員会
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 避難所における地震による二次災害発生を防止するため、必要に応じて、災害発生後速やかに避難所施設の応急危険度判定を実施できる体制を確認する。

3 避難誘導體制の強化

(1) 避難所の収容可能人員等の確認

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室、教育委員会、市民生活局市民協働推進室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 避難者の避難状況に応じた最小限の必要スペースをもとに各避難所における収容可能人員の確認を行うとともに、災害の規模や地域の実情に応じて、中学校区単位での避難も含め、避難所以外の施設の利用や在宅避難等の周知を図る。

(2) 災害に応じた避難場所・避難所の指定と市民への周知徹底

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室、福祉局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 災害の規模及び様態に応じて安全に避難できる施設等を指定するとともに、地域住民に対して、避難のあり方や開設基準等について平常時から周知徹底する。
また、福祉避難所等に関して、避難所との違いや役割について市民への浸透を図る。

(3) 避難指示等の伝達体制の維持及び拡充

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室、政策局広報プロモーション室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 要避難地域の住民等に対して迅速かつ確実な避難指示を行うため、防災行政無線、広報車の整備・点検を行うほか、外国人及び障害当事者にも理解できるよう、携帯電話への登録制メール「防災ネットあかし」やスマートフォンアプリ版「ひょうご防災ネット」について、さらなる市民周知を図り、登録を推進する。
また、自主防災組織、住民自治組織等の協力による伝達体制や、県警察本部、神戸海上保安部等防災関係機関の協力による伝達体制を維持し、必要に応じて拡充を図る。

(4) 浸水想定区域内の住民にかかる避難計画の作成

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 浸水想定区域内の住民にかかる避難計画について地域住民とともに検討を行う。

(5) 浸水想定区域内の地下街等及び浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設への情報伝達方法の確認

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 浸水想定区域内の地下街等及び浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で、当該施設の利用者の避難を確保する必要があると認められる施設への洪水予報、土砂災害等に関する情報の伝達方法を確認する。

(6) 避難確保計画及び浸水防止計画の策定促進

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 地域防災計画で定められた浸水想定区域内にある、地下街、要配慮者利用施設の避難確保計画及び浸水防止計画の策定、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画の策定について、必要な支援を行う。
また、大規模工場における浸水防止計画の策定についても、必要に応じて支援を行う。

(7) 要配慮者利用施設における避難誘導訓練の促進

- ◆実施担当 消防局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 病院、産院等の病人、高齢者、妊婦等の収容施設にあっては、当該施設の消防計画に基づく避難誘導訓練の指導を行い、避難誘導體制の確認及び避難誘導技術の向上を促進する。

(8) 港湾漁港関係の避難誘導に関する啓発

- ◆実施担当 環境産業局産業振興室、都市局道路安全室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 南海トラフ地震に備えて、市は県とともに、港湾漁港における就労者、漁業従事者等の避難に関して、港湾関係事業者、漁業協同組合等とあらかじめ協議を行い、港湾関係事業者及び漁業協同組合等が情報伝達及び避難誘導について定めるよう啓発する。

(9) 土砂災害警戒区域における避難体制の整備

- ◆実施担当 都市局都市整備室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 土砂災害防止法に基づき県から指定された土砂災害警戒区域において、災害情報の伝達、避難場所の他、災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について、区域の住民への周知を図る。

4 避難所開設体制の確立

(1) 指定避難所要員の選定及び指定

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室、教育委員会
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 避難所となる小・中学校（41 か所）付近に居住する職員（おおむね 30 分以内に参集可能）の中から、緊急時に避難所に参集し、開設・初期運営を行う要員を「指定避難所要員」として各施設 3 名指定し、迅速的確な避難所開設を行うための訓練を実施する。

(2) 指定避難所（小・中学校等を除く）、その他の避難所の開設方法等の確認

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室、教育委員会、市民生活局市民協働推進室、福祉局福祉政策室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 小・中学校（41 か所）以外の公共施設について、避難所開設方法や運営方法について確認しておくとともに、地域の施設等を避難所として使用する場合のルール等について検討を行う。

(3) 避難所開設のための設備の整備

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室、教育委員会、市民生活局市民協働推進室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 小・中学校等をはじめ、避難所として利用できる施設においては、避難所の開設・運営に必要な設備の整備を推進する。あわせて、幼稚園の一部を活用するための準備を推進する。

5 避難所運営体制の確立

(1) 避難所運営能力の向上

- ◆実施担当 教育委員会、総務局総合安全対策室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 指定避難所要員や避難部職員、避難施設となる施設の施設管理者、教職員を中心として、避難所の運営に関する知識・技術の向上を図る。あわせて、担当者には女性を登用し、ジェンダー視点を取り入れた円滑な避難所運営を促進する。
また、大規模災害時における避難所運営に必要な人員の確保について、事前に検討しておく。

(2) 避難者による自主的避難所運営の推進

- ◆実施担当 教育委員会、総務局総合安全対策室、市民生活局市民協働推進室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 大規模災害発生時における大量避難者の発生、避難生活の長期化及び在宅や車中避難者にも対応できるよう、避難者による自主的な避難所運営を行うための組織や運営のあり方、市との役割分担についての検討を行う。また、指定避難所に避難できない避難者への物資配分や情報交換等が行えるよう、平常時から地域における助け合いや譲り合いの意識醸成に努める。

(3) 避難者のニーズに対応するための運営体制の充実及び良好な生活環境の確保

- ◆実施担当 教育委員会、福祉局、市民生活局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 全ての避難者が健全な避難所生活ができるように衛生環境の確保や避難所内の防犯等、安全安心の環境対策を講じる。
また、年齢や性別、障害の有無など、多様な避難者に配慮した避難所運営体制の構築を図り、女性には女性更衣室や授乳室、ジェンダー視点を考慮したプライバシー保護、子どもの居場所、健康面や精神面等に関する相談室、ペット及び飼い主の避難環境等の整備に努める。

6 避難行動の支援

(1) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の維持及び活用

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 緊急地震速報を伝達するシステムについては、適正な維持管理を行い、必要に応じて拡充を図るとともに、同システムを活用した避難訓練等を実施する。

(2) 緊急地震速報についての普及啓発

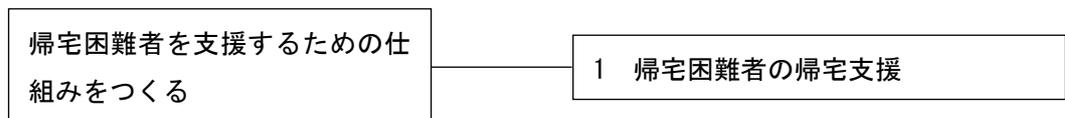
- ◆実施担当 総務局総合安全対策室、消防局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 緊急地震速報を受信したときの適切な避難行動やシステムの技術的限界等について、市民等に広く周知を図る。

第2節 帰宅困難者を支援するための仕組みをつくる

第1 基本方針

交通機関が寸断された際、本市から神戸市西区や加古川・姫路方面等への帰宅が困難になる者が多数発生することから、周辺の行政のみならず事業所、学校等様々な機関が相互に連携し、市外への帰宅が困難となる者に対する交通情報の提供、水・食糧等の提供及び児童生徒等の保護などに関する支援体制の確立を図る。また、本市内の事業所や学校などにおいては、発災時に各自の責任において安否確認や交通情報等の収集を行うとともに、災害の状況等を考慮して従業員、学生等の帰宅を順次行わせる体制を確立するよう努めるものとする。

【施策の体系】



第2 計画内容

1 帰宅困難者の帰宅支援

(1) 徒歩帰宅者支援体制の確認

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 公共施設での水、トイレ、休憩所等の提供等、徒歩帰宅者の支援策等について確認するとともに、一時的な避難場所の確保を検討する。

また、関西広域連合とコンビニエンスストアや外食産業などとの間で締結されている「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」の周知や、地域事業所による水、トイレの提供に関する協力体制を拡充させる。

(2) 帰宅支援情報及び公共交通情報の提供体制の確認

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室、政策局、都市局都市整備室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 災害発生時に、徒歩帰宅者への支援情報を適切に提供できるよう周知方法等について確認しておくほか、平常時より公共交通機関との連携を強化し、公共交通に係る情報を迅速に収集し、適切に市民へ提供できる体制を確保する。

(3) 事業所・学校等の対応の確認及び通勤通学者への意識啓発

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室、環境産業局産業振興室、教育委員会
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 事業所や学校に対し、大規模災害発生時における帰宅困難者対応をあらかじめ想定しておくように働きかける。
また、通勤通学者が平常時から徒歩による帰宅ルートを確認しておくよう事業所や学校とともに意識啓発を行う。

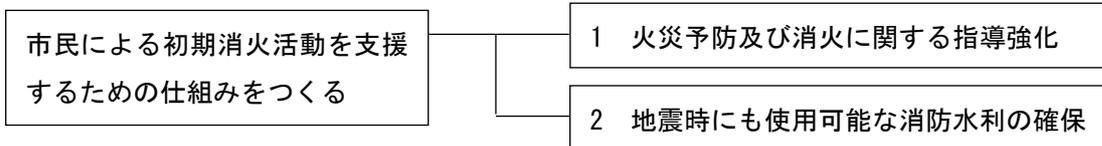
第3節 市民による初期消火活動を支援するための仕組みをつくる

第1 基本方針

大規模地震発生時には、家屋倒壊等に伴う火災が各地で同時に多発する可能性が大きく、消防局や消防団による消火活動だけでは、全ての火災を消火できなくなることが想定される。また、地震発生後は、水道の断減水により消火栓が使用できなくなる可能性も高い。

このため、一般家庭に対し消火器具、消火用水の普及徹底を図るとともに、消防用資機材の使用方法について平常時から訓練を行い、市民による初期消火活動が円滑に行われるよう努める。また、耐震性防火水槽の整備を促進するとともに、河川、ため池、その他地域の様々な水源などが利用できるよう準備しておくものとする。

【施策の体系】



第2 計画内容

1 火災予防及び初期消火に関する指導強化

(1) 火災予防及び初期消火に関する知識の普及

- ◆実施担当 消防局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 防火関係団体を通じて防火知識の浸透を推進するとともに、事業所、学校、自治会等地域団体などを対象に防火講習会を行い、防火意識の普及を図る。

(2) 住宅用防災機器の設置促進及び知識・技術の普及

- ◆実施担当 消防局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 火災の早期発見、初期消火のために必要な住宅用防災機器等（住宅用火災警報器、消火器等）の設置促進を図る。
また、火災発生時において市民が迅速かつ適切に消火できるように訓練指導を行い、初期消火に関する知識・技術の普及に努める。

(3) 消防用設備等の設置促進及び知識・技術の普及

- ◆実施担当 消防局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 火災の早期発見、初期消火のために必要な消防用設備等については、基準に基づく適切な設置、適正な維持管理及び取扱訓練の指導を行い、初期消火体制の確認及び初期消火技術の向上を促進する。

2 地震時にも使用可能な消防水利の確保

(1) 耐震性防火水槽の整備促進

- ◆実施担当 消防局、都市局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 地域防災公園を中心として耐震性防火水槽の設置を進めるほか、その他の場所においても耐震性防火水槽の設置促進を図る。

(2) 多様な消防水利の確保

- ◆実施担当 消防局、環境産業局産業振興室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 消火栓、防火水槽等の人工水利と河川、池、海等の自然水利それぞれの特性を踏まえ、適切な組み合わせによる多様な消防水利の確保を目指し、河川・ため池等における水利権の調整を進め、取水場所の確保を図る。また、浴場や工場など地域事業所内の水源を防災目的で活用できるよう、地域協議等の支援を行う。

第4節 人命救助活動を支援するための仕組みをつくる

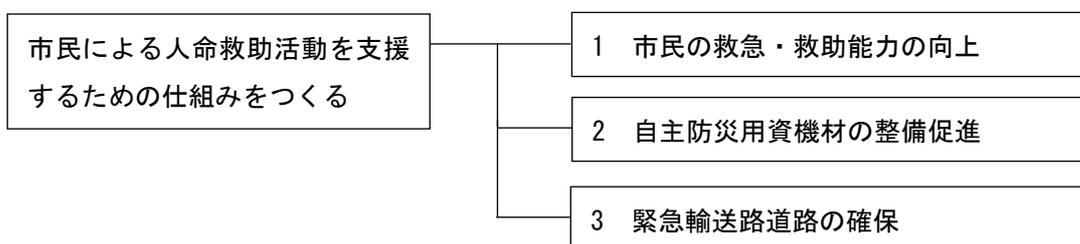
第1 基本方針

大規模地震発生時には、同時に多数の要救助者や負傷者が発生することが想定される。特に、倒壊建物等の下敷きとなった要救助者の救出・救護は、家族や近隣住民による活動が重要となる。

このため、身近な地域において防災用の資機材を配備し、これら資機材の使用方法について平常時から訓練を行うとともに、市民救命士の育成をはじめ、市民に広く救護知識の普及を図る。

また、平常時から救助活動の遅れをなくするための緊急輸送道路等の選定に努める。

【施策の体系】



第2 計画内容

1 市民の救急・救助能力の向上

(1) 災害時の救出・救護に関する知識・技術の普及

- ◆実施担当 消防局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 各種防災関連パンフレット及び広報あかし等の活用や防災訓練への参加を通して、災害時の初期救助、救護の重要性を理解してもらえよう努める。
また、事業所、学校、自治会など地域団体等を対象に救命講習会等を行い、救出・救護に関する知識・技術の普及に努める。

(2) 市民救命士の養成

- ◆実施担当 消防局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 救命率の向上を目指し、市民を対象に救急法・蘇生法などの市民救命士講習を開催し、年間5,000人の養成を目指す。
また、事業所などを対象に救急インストラクターの養成に努める。〔再掲〕

2 自主防災用資機材の整備促進

(1) 自主防災用資機材の地域への配備及び維持管理

- ◆実施担当 消防局、市民生活局市民協働推進室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 自主防災組織や自治会等に、初期救助・救護に必要な自主防災用資機材を効果的に配備し、平常時からこれら資機材の使用方法に関する知識の普及に努めるとともに、定期的な点検を行うなど適正な維持管理を行うよう啓発する。

3 緊急輸送路の確保

(1) 緊急輸送道路の確保

- ◆実施担当 都市局道路安全室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 救助、救急、医療、消火活動を迅速に行うため、国・県が指定する緊急輸送道路を補完する道路について予め検討するとともに、道路管理者との連携に努める。また、県との緊急輸送ネットワークに係るルートを選定する。

(2) 臨時ヘリポートの選定

- ◆実施担当 消防局、総務局総合安全対策室
- ◆実施時期 毎年
- ◆実施内容 道路・鉄道交通の被害による陸上交通の遮断及び同時多発的な火災の発生等において、ヘリコプターによる輸送や情報収集は有効であることから、平常時からヘリポート適地を選定しておく。

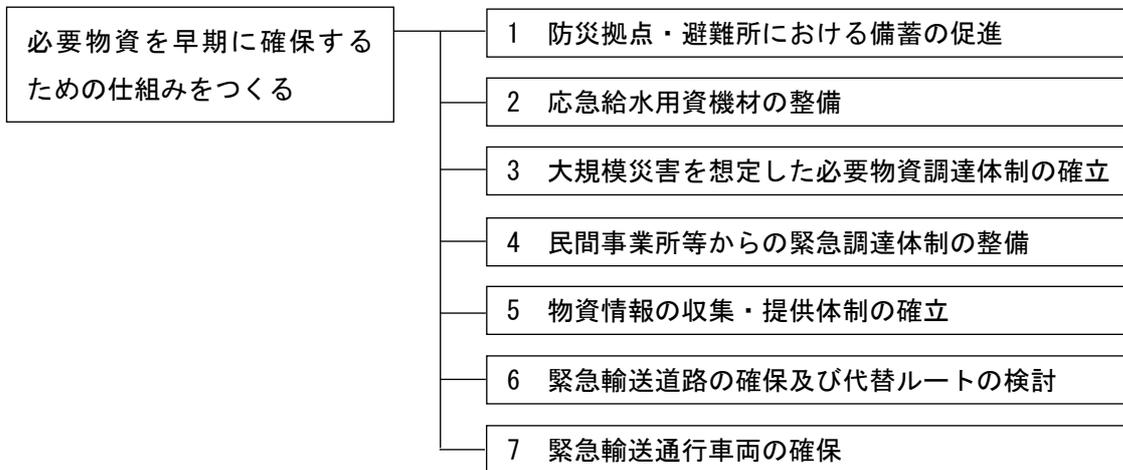
第5節 必要物資を早期に確保するための仕組みをつくる

第1 基本方針

災害時には、流通機構の混乱により、食糧や生活必需品の確保が困難になるとともに、水道、電気、ガスなどのライフラインの停止により、多くの家庭が生活基盤を失うことが予想される。

被災者等に対して食糧や生活必需品を迅速に供給するため、避難所等における備蓄の見直し及び充実を図るとともに、周辺都市や民間事業所からも食糧や物資を円滑に調達できる体制の確立を図る。また、県と連携した緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、民間事業者の管理施設を含めた輸送拠点の検討、備蓄倉庫の充実や物資搬送方法の見直しを行う。

【施策の体系】



第2 計画内容

1 防災拠点・避難所における備蓄の促進

(1) 各備蓄倉庫における食糧・物資等の備蓄

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 想定する備蓄物資の給付対象者数や必要数を踏まえ、食糧・物資の備蓄を進める。備蓄場所については、各備蓄倉庫及び各小・中学校等とする。小・中学校施設において管理に制約がある場合は、簡易倉庫を準備する。また、食糧については、高齢者、妊産婦、乳幼児、食事制限のある者等のニーズ、物資については、要配慮者、女性、子どものニーズに配慮する。

(2) 緊急時医薬品の確保

- ◆実施担当 福祉局あかし保健所
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 医薬品等の必要品目・数量等を検討し、一般医療品の備蓄を行うとともに、医療関係機関や医療卸売業者等の協力のもと、医薬品及び医療用資機材の確保体制を維持する。

2 応急給水用資機材の整備

(1) 給水車・給水機材の整備・充実

- ◆実施担当 上下水道局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 被災者への給水活動を円滑に行うため、給水車、給水タンク、ポリタンクのほか、上下水道局所管の全車両についても平常時から整備・点検に努める。

3 大規模災害を想定した必要物資調達体制の確立

(1) 広域的救援物資集積・輸送拠点施設の指定及び確認

- ◆実施担当 市民生活局、総務局総合安全対策室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 県及び他市町等からの救援物資の受入れ・保管・仕分け・配送を円滑に行うため、市民会館等を広域的救援物資集積・輸送拠点施設として活用できるようにするとともに、当該施設が被災した場合の代替施設についても検討を行う。
また、県が開設する広域物資輸送拠点から、市が開設する広域的救援物資集積・輸送拠点施設を経て避難所に支援物資を届ける、緊急輸送ネットワークの形成を図る。

4 民間事業所等からの緊急調達体制の整備

(1) 民間事業所との食糧等調達に関する協定締結

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 災害時における食糧及び生活物資の提供を行う協定締結店舗の拡大を目指すとともに、供給を求める品目、数量等についてもあらかじめ調整する。

5 物資情報の収集・提供体制の確立

(1) 物資情報の収集・提供窓口の一元化

- ◆実施担当 市民生活局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 市内の備蓄物資及び周辺都市や事業所等から提供される救援物資について、その所在・品目・数量等に関する情報を収集・把握するための体制を維持し、必要に応じて修正する。
また、効率的な物資の受け入れ・提供を行うための物資管理体制についても、事前に検討しておく。

(2) 避難所との連絡体制の確立

- ◆実施担当 教育委員会、市民生活局市民協働推進室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 避難所における食糧・物資の過不足を把握し、市役所または災害対策本部に連絡する担当者を各避難所に配置すること、及び非常通信の活用など通信網寸断時に各避難所から市役所等への連絡方法について確認を行う。

(3) 民間事業所との連絡体制の確立

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室、市民生活局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 災害時に民間事業所から食糧、生活物資及び各種資機材、輸送拠点として活用可能な管理施設の提供を速やかに受けることができるよう、平常時から主要な民間事業所との連絡体制を確立するよう努める。

(4) 避難者への物資提供体制の確保

- ◆実施担当 市民生活局市民協働推進室、教育委員会
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 年齢や性別、障害の有無など、多様な避難者がいることを考慮し、避難者に必要な物資の種類や量を判断する。また、自宅、近傍の自治会館や車中での避難者も想定し、これら避難者への物資提供情報の周知方法も検討する。

6 緊急輸送路の確保及び代替ルートの検討

(1) 緊急輸送道路の確保

- ◆実施担当 都市局道路安全室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 被災者への緊急物資を供給するため、国・県が指定する緊急輸送路を補完する道路について予め検討するとともに道路管理者との連携に努める。
また、県との緊急輸送ネットワークのルートを選定する。

(2) 交通規制等に関する事前周知の徹底

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 災害発生時における交通の混乱防止や緊急輸送道路の確保のため、原則、避難のために車両を使用しないことや、自動車運転者のとるべき措置等について平常時から周知の徹底を図る。

(3) 臨時ヘリポートの指定・整備

- ◆実施担当 消防局、総務局総合安全対策室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 道路・鉄道交通の被害による陸上交通の遮断及び同時多発的な火災の発生等においてヘリコプター輸送は有効であることから、平常時からヘリポートの適地を選定しておく。

(4) 海上運送事業者等との連携

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 災害により陸上交通が遮断された場合、明石港等を基地とした陸上交通の代替や救援物資の輸送等が行えるよう、平常時から海上運送事業者等との連携・調整を図る。

7 緊急輸送通行車両の確保

(1) 市公用車使用ルールの確立

- ◆実施担当 総務局財務室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 各部において保有する市公用車の使用ルールについて明確にするとともに、他の部等の保有車両を使用する場合の手続きや、応急対策の各々の時期に応じた配車調整方法についてあらかじめ調整しておくものとする。

(2) 運送業者等による配送体制の検討

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室、市民生活局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 大規模災害の場合、食糧の供給が必要な避難所が数多くなり、供給班の配送能力だけではまかないきれない事態が予想されるため、運送業者等との間に災害時における配送協定を締結するなど県とともに円滑な配送体制の確立に努める。

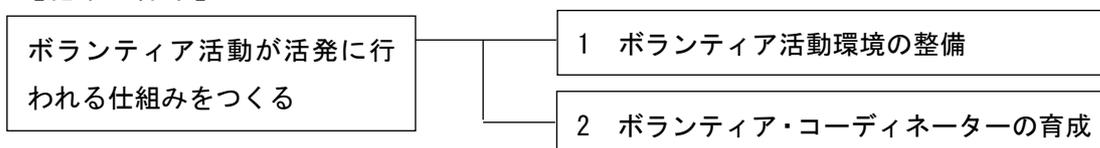
第6節 ボランティア活動が活発に行われる仕組みをつくる

第1 基本方針

大規模な災害の発生時には、民間団体或いは個人が、様々な分野においてきめ細かくボランティア活動を展開することが不可欠であり、かつ効果的であるが、国内外から多くの支援申し入れがあっても、現地での受入れ体制が不十分であるために、ボランティアが効果的に機能しなかったケースが見られる。

災害時にボランティア組織が自主的に活動できるようにするため、ボランティア関係団体や防災に関して専門的知識を有する住民との連携を平常時から強化し、災害時の協力・連絡体制及びボランティアの受入れ・調整を行う体制を明確にするとともに、ボランティアと被災地との調整役となるボランティア・コーディネーターを育成する。

【施策の体系】



第2 計画内容

1 ボランティア活動環境の整備

(1) 地域のボランティア活動の振興

- ◆実施担当 福祉局、社会福祉協議会
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 災害時に地域における相互援助活動を円滑に行うことができるよう、平常時より、ボランティアセンターの機能充実を図ってボランティアの育成・支援を図るとともに、地域における助け合いの取り組みを推進する。

(2) 災害ボランティアの事前登録及び活動体制の確認

- ◆実施担当 福祉局、社会福祉協議会
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から災害ボランティアの登録を行い、あらかじめ災害時における役割を明確にできるよう確認しておく。
また、ボランティア活動マニュアルに基づく訓練等を実施するとともに、必要に応じてマニュアルの更新を行う。

(3) 災害ボランティア受入れ体制の維持及び更新

- ◆実施担当 福祉局、社会福祉協議会
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 災害ボランティアの受入れ体制を確認するとともに、受入れに必要な施設及び資機材等の配置を明らかにしておく。

(4) 地域・学校におけるボランティア意識の啓発

- ◆実施担当 福祉局、社会福祉協議会
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 災害時には共助の取組が重要となることから、ボランティアに関する理解・関心を高めるため、地域や学校における教育・啓発の充実を図るとともに、市防災訓練への参加を促進する。

2 ボランティア・コーディネーターの育成

- ◆実施担当 福祉局、社会福祉協議会
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 災害時のボランティア活動を円滑に行うため、平常時より、ボランティアの受入れや相談、調整など、ボランティアをコーディネートする人材の育成を図る。

第7節 市民と行政との意思疎通のための仕組みをつくる

第1 基本方針

災害時には、市は市民に被災状況、安否等に関する情報のほか、避難や物資提供に係る情報を正確かつ迅速に伝達する。一方、市民等からの災害情報を正確かつ迅速に収集することが必要となる。

このため、災害に関する予報、警報及びその他災害対策上必要な情報伝達並びに情報収集を行うにあたっては、防災行政無線、インターネットをはじめとして複数の通信手段を確保するとともに、報道機関との連携によって効果的な情報発信を行える体制を確立するものとする。また、情報の混乱を防ぐために、市民等からの情報収集窓口及び市民等への情報提供窓口の一元化を図るものとする。

【施策の体系】



第2 計画内容

1 複数の情報伝達手段の確保

(1) 防災行政無線の点検・整備

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 J-アラート訓練時をはじめ、適時に防災行政無線の点検を行い、必要に応じて整備を図る。

(2) すべての人が必要な防災情報にアクセスできる環境の構築

- ◆実施担当 政策局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 ホームページやソーシャルネットワークサービス（X や LINE、Facebook 等）、メール、FAX、その他デジタルツール等による情報発信など、聴覚障害者、外国人を含むすべての人が必要な防災情報にアクセスできる環境の構築に努める。

また、日本語が不慣れな外国人に対しては、多言語防災情報サイト「ひょうごEネット」の普及に努める。

(3) 報道機関との連携強化

- ◆実施担当 政策局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 災害に関する通知、要請、伝達等の必要が生じた場合に、テレビ、ラジオ、新聞等報道機関に速やかに報道要請を行えるよう、あらかじめ、必要な手続きを確認する。

(4) 情報伝達手段の拡充

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 携帯電話によるメール配信システム、Lアラート（災害情報共有システム）、IP告知端末など様々な手段を用いて情報伝達を行うことができるよう、整備を進める。

(5) 防災DXへの取り組み

- ◆実施担当 政策局、総務局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 災害時における被害情報や避難所情報等に係るアプリケーション等の開発・導入を進める。

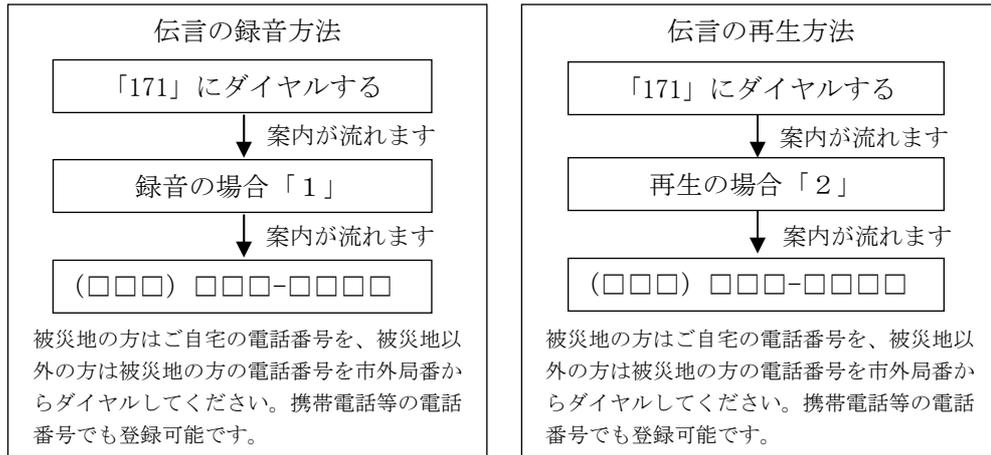
2 市民からの災害情報収集体制の整備(1) 市民及び自治会・自主防災組織との連絡体制の維持

- ◆実施担当 市民生活局市民協働推進室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 市民からの災害情報を一元的に収集及び整理・管理するため、情報対策班の体制強化を図るとともに、平常時における自治会や自主防災組織との連絡体制を確立する。

3 市民相互間の情報連絡手段の周知及び啓発(1) 家族間及び地域における連絡手段の周知及び啓発

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 家族間で災害時の連絡手段をあらかじめ確認しておくことや地域における安否確認の手段等について周知及び啓発を行う。
また、大規模災害発生時には、電話による連絡は控え、N T T災害用伝言ダイヤル（171）や携帯電話の災害用伝言板を利用すること及びその利用方法について、普及啓発を行う。

■ 災害用伝言ダイヤル（171）の利用方法



■ 災害用伝言板（web171）の利用方法

パソコンやスマートフォン等から固定電話番号や携帯電話を入力して安否情報（伝言）の登録、確認を行うことができます。

操作手順

1. URL: <https://www.web171.jp/>へアクセスする。
2. 連絡をとりたい方の固定電話番号や携帯電話番号を入力する。
3. 伝言を登録・確認することができる。（事前に設定することで閲覧者を限定することもできる。）

※このほか携帯電話各社が災害用伝言板サービスを提供している。詳細は各社の取扱説明書を確認。

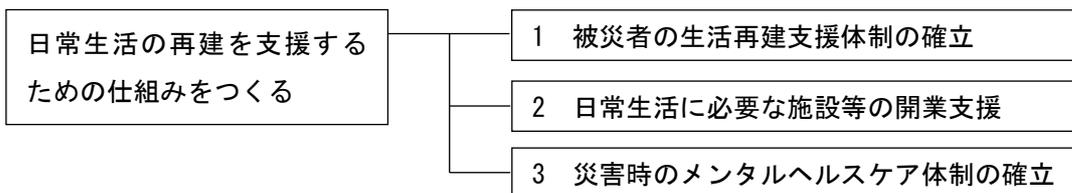
第8節 日常生活の再建を支援するための仕組みをつくる

第1 基本方針

災害発生後は、市民等が極力速やかに日常生活に復帰できるよう、学校や病院、商店など日常生活に必要な施設の早期開業を支援する必要がある。また、災害によって家族や住居を失った市民等に対しては、物資金銭面や精神面での支援を行うことが必要となる。

さらに、間接的な被害として、職場の被災による勤務日数の調整や解雇、児童虐待やDVを想定し、専用の相談窓口の設置や各種支援制度の情報の発信により、生活再建を支援する態勢の確立を図るものとする。

【施策の体系】



第2 計画内容

1 被災者の生活再建支援体制の確立

(1) 住民連絡相談窓口の体制の維持

- ◆実施担当 政策局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 庁内及び関係機関と調整し策定した被災者相談センター設置計画について、相談窓口の運営が災害時に速やかに機能するよう、平常時から関係機関等と連携を図って行く。

(2) 応急危険度判定実施体制の維持

- ◆実施担当 都市局住宅・建築室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 県や建築関係団体等と協力し、地震等により被災した建築物等の二次災害を防止するための危険度判定実施体制の整備を図るとともに、県が実施する応急危険度判定士の養成に平常時から積極的に参加するよう働きかける。

(3) 被災宅地危険度判定実施体制の維持

- ◆実施担当 都市局住宅・建築室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 県や関係団体等と協力し、地震等により被災した宅地の二次災害を軽減・防止するための危険度判定実施体制の整備を図るとともに、県が実施する被災宅地危険度判定士の養成に平常時から積極的に参加するよう働きかける。

(4) 罹災証明発行体制の維持

- ◆実施担当 総務局税務室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 迅速な証明書の発行が行えるよう、兵庫県家屋被害認定士制度等を活用し、家屋被害認定士の養成に努めるとともに、被害調査の統一的運用に努める。

(5) 応急住宅整備に関する事前検討

- ◆実施担当 都市局住宅・建築室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 市有地等公有地を基本としてあらかじめ応急仮設住宅建設候補地の選定を行うとともに、民間賃貸住宅の居室借り上げについても県と連携をとり、必要想定戸数の確保に努める。

(6) 建築関係団体等との連携

- ◆実施担当 都市局住宅・建築室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 大規模地震発生後に想定される大量の住宅補修・住宅解体事案に対応するため、広域的かつ大量の調達ができるよう、建築関係団体等との連携を強化するよう努める。

2 日常生活に必要な施設等の開業支援

(1) 医療機関の開業情報の提供

- ◆実施担当 福祉局あかし保健所、政策局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 被災時の病院・診療所等の開業情報を早期に収集し、適切に市民へ提供できる体制を確保するため、平常時より明石市医師会との連携強化を図るとともに、情報の周知方法について確認する。

(2) 学校の早期再開方策の検討

- ◆実施担当 教育委員会
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 大規模な災害のため、多数の避難者を受け入れている場合や校舎等に甚大な被害を受けている場合であっても、速やかな学校教育再開が行えるよう、避難所の集約方法や仮設教室または代替施設の確保方法についてあらかじめ検討、調整しておく。

3 災害時のメンタルヘルスケア体制の確立

(1) 災害時のメンタルヘルスケア体制の確保

- ◆実施担当 福祉局あかし保健所、教育委員会
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 県、市医師会、市内関係医療機関と連携し、保健師、カウンセラー等からなる災害時のメンタルヘルスケア体制を維持する。
また、児童・生徒に対するメンタルヘルスケア対策に必要な体制を維持する。

(2) DVや虐待など困難な問題を抱える被災者への支援

- ◆実施担当 市民生活局、福祉局、こども局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 声をあげにくいDVや性暴力被害のほか、虐待などの早期発見や早期支援について、災害発生時においても適切な対応・支援が滞ることのないよう、平常時から関係機関との連携強化を図る。

第3章 災害時に援護を必要とする人を支援する

兵庫県南部地震では、被災後の避難生活において、援護等を必要とする障害者や高齢者など、いわゆる「要配慮者」が十分なケアが受けられなかったことが問題として指摘された。

近年、急速な高齢化の進展や一人住まい世帯の増加などに伴い、災害発生時の情報伝達、避難など様々な面で特別な配慮や支援を必要とする要配慮者はさらに増大しつつある。

災害時に負担が大きくなる要配慮者を支援するため、市は避難行動要支援者名簿の作成による要配慮者情報の把握、名簿提供による情報共有を図るとともに、要配慮者一人ひとりの事情に応じた個別避難計画の作成を促進するなど、要配慮者支援対策に取り組むものとする。

また、自力で災害対応が可能な一般の市民、行政、地域、ボランティア等が一体となって、必要な支援を行うものとし、その支援のための準備を平常時から着実に進めておくものとする。

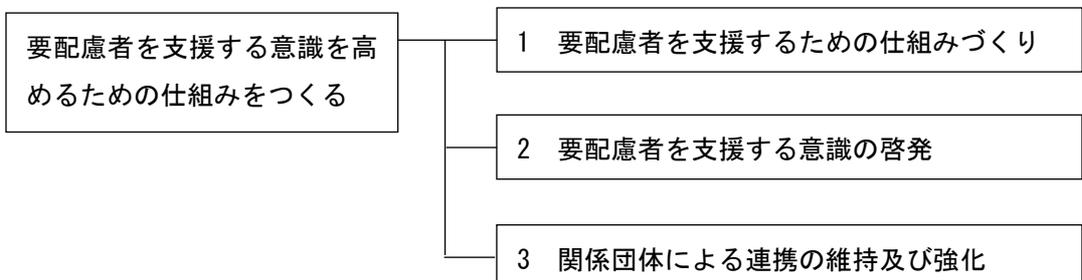
第1節 要配慮者を支援する意識を高めるための仕組みをつくる

第1 基本方針

要配慮者の支援にあたっては、家族、地域、各種ボランティア、福祉関係団体等の、各主体における平常時の取り組み及び災害時の行動が、きめ細かく連携のとれたものでなければ、十分な支援行動とはならず、場合によっては支援されない要配慮者が発生することも予想される。

このため、市民、地域、ボランティア等に対して要配慮者の支援や介護の必要性・重要性を強く訴えるとともに、各主体の参画と連携のもと平常時及び災害時における行動を検討し、機能的かつ効果的に支援行動がなされるような体制の確立を図るものとする。

【施策の体系】



第2 計画内容

1 要配慮者を支援するための仕組みづくり

- ◆実施担当 福祉局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 要配慮者避難支援計画に基づき、地域住民が主体となって、地域の要配慮者を支援する体制、役割分担、行動計画等を作り上げていくことができるよう支援を行う。
また要配慮者の防災訓練への参加を促進する。〔再掲〕

2 要配慮者を支援する意識の啓発

- ◆実施担当 福祉局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 各種防災関連パンフレットや広報あかし等を活用するほか、地域の各種コミュニティ活動やイベント等を通じて、要配慮者を支援する意識及び地域で相互に助け合う意識の啓発に努める。
また、障害者配慮条例や手話言語障害者コミュニケーション条例の趣旨をふまえ、必要な配慮やコミュニケーション手段の提供において、障害の種別や特性に応じた支援を行うことができるよう障害者と接する際のポイントなどについても情報発信する。

3 関係団体による連携の維持及び強化

- ◆実施担当 福祉局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 地域総合支援センター等は、平常時から避難行動要支援者の安否確認や支援体制の仕組みづくりの検討を行うとともに、安否確認等の災害発生時における支援について、地域のネットワークを活かし、各関係機関が連携した実施に努める。

(参考) 要配慮者とは

要配慮者とは、災害から身を守るため、安全な場所に避難する等の一連の防災行動を取る際に、特に配慮を必要とする者をいう。災害の局面や時期によって必要とする配慮の内容が異なり、きめ細かな対策が求められる。

- (1) 認知症や要介護状態等にある高齢者
- (2) 障害者（児）（肢体不自由者、視覚・聴覚障害者、知的障害者、精神障害者等）
- (3) 難病患者
- (4) 乳幼児
- (5) 一時的な行動支障を負っている妊産婦や傷病者等

また、要配慮者のうち、自力避難が困難で、避難にあたって特に支援を要する者を避難行動要支援者という。

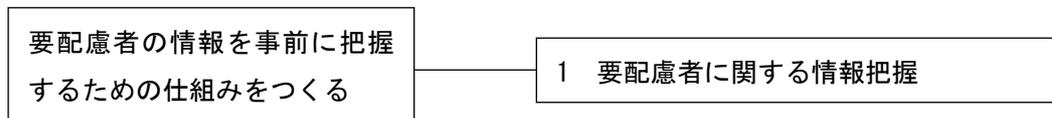
第2節 要配慮者の情報を事前に把握するための仕組みをつくる

第1 基本方針

災害時において要配慮者に対する支援を適切に行うためには、その所在や障害等の状況等の情報について、事前に把握しておく必要がある。また、これらの情報を地域住民が共有し、地域で要配慮者を守るという意識と仕組みがなければ、災害発生に際しても十分な支援をすることはできない。ただし、こうした個人情報についてはプライバシーにも関わる問題でもあるため、個人情報保護法及び個人情報保護条例に基づき適正に取り扱う必要がある。

このため、社会福祉協議会、自主防災組織、自治会、その他各種ボランティア団体等と連携しながら、要配慮者に関する情報を地域で共有できるよう努める。

【施策の体系】



第2 計画内容

1 要配慮者に関する情報把握

(1) 避難行動要支援者名簿による要配慮者情報の把握

- ◆実施担当 福祉局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 避難行動要支援者名簿制度についての周知を図るとともに、登録している名簿の更新を行う。
また、要配慮者のうち特に避難支援が必要な、避難行動要支援者について、災害時に迅速・的確な支援を行うことができるよう体制を整える。

(2) 地域における要配慮者情報の把握

- ◆実施担当 福祉局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 地域における要配慮者対策を推進するため、要配慮者対策の取り組みを実施する自治会へ避難行動要支援者名簿の提供を行う。
また、地域の各種コミュニティ活動やイベント等を通じながら、自主防災組織や自治会等においても要配慮者の把握が行われるよう取り組みを呼びかける。

【避難行動要支援者名簿の作成、情報提供要領等】

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者の把握に努めるとともに、避難の支援、安否の確認その他の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（避難支援等）を実施するため、避難行動要支援者名簿を作成する。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法により市町村に作成が義務付けられたものである。

ア 名簿に掲載する者の範囲

次の要件に該当する者で、市内に居住し、生活の基盤が自宅にあり、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難支援の確保を図るため特に支援を要する者とする。

- (ア) ひとり暮らし高齢者台帳登録者
- (イ) 介護保険制度の要介護4・5認定者
- (ウ) 身体障害者手帳1・2級の視覚障害者（児）、聴覚障害者（児）、肢体不自由（移動困難）者（児）
- (エ) 療育手帳のA判定の知的障害者（児）
- (オ) 精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者（児）
- (カ) その他（災害時において、支援が必要と市長が認める者）

市では、上記の範囲に該当する者を避難行動要支援者とし、災害対策基本法の趣旨に沿って、すべての避難行動要支援者を名簿に掲載する。

イ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿の作成に当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、市が把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約する。市で把握していない必要な情報を他機関が保有する場合は、情報の提供を求める。

ウ 名簿に記載する事項及び更新に関する事項

名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載するものとする。

また、住民基本台帳と定期的に照合し、住民登録の変更等により転居や死亡等が確認された場合や、社会福祉施設等への長期間の入所等を把握した場合は、名簿を更新する。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他の連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(2) 名簿情報の提供

平常時における避難支援等関係者への名簿情報の提供は、避難支援等の実施に必要な限度で避難行動要支援者本人の同意を必要としない。ただし、避難行動要支援者が拒否を申し出た時は、当該避難行動要支援者の名簿情報は提供できないものとする。

災害時や災害の発生するおそれのある場合、避難救助などの緊急時には、消防機関、警察などの避難支援等関係者に対し、情報提供の同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で名簿情報を提供できるものとする。

(3) 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者となる者は、消防機関、警察、民生委員・児童委員、自治会・町内会、社会福祉協議会、自主防災組織、福祉専門職等とする。

(4) 名簿情報の漏洩防止

避難支援等関係者に提供する名簿情報には、登録者の氏名や住所、避難支援等を必要とする事由などの個人情報が含まれるため、取扱いは下記のような点について十分な注意を払う。

ア 名簿情報は、当該登録者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

イ 提供された名簿情報は、施錠可能な場所で保管するよう指導する。

ウ 避難支援等関係者個人に災害対策基本法に基づく守秘義務が課せられていることを説明する。

エ 名簿情報の提供先が団体の場合、その団体内部で名簿情報を取扱う者を限定するよう指導する。

(5) 避難のための情報伝達

名簿記載の有無に関わらず、要配慮者が災害時に円滑に避難のための立ち退きを行うことができるように、多様な手段を用いた通知又は警告等の情報を提供する。

(6) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、本人及びその家族等の生命・身体の安全を守ることが大前提である。そのため、情報提供への同意により、平常時から地域の避難支援等関係者に名簿情報が提供されることで、避難行動を取る際の支援を受ける可能性が高まるが、必ず支援が受けられることを保証するものではないことを避難行動要支援者本人やその家族等にも理解してもらう必要がある。

また、避難支援等関係者の安全確保の措置を決めるにあたっては、自治会・町内会等の地域住民全体でルールを決め、周知することが必要となる。

なお、避難支援等関係者は、法的な責任や義務を負わない。

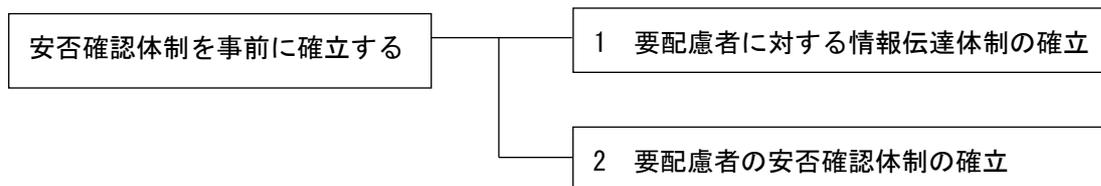
第3節 安否確認体制を事前に確立する

第1 基本方針

災害時に要配慮者の安否確認及び避難誘導を確実に行うためには、市職員や地域住民だけでなく、日常的に訪問している人々による協力が必要不可欠である。

このため、福祉関係団体等との連携を図りながら、各地域ごとにきめ細かな安否確認体制を確立するものとする。また、市からの情報伝達についても、音声以外の文字情報や絵カード（イラスト）、外国語による伝達も取り入れるなど、要配慮者を考慮した伝達体制を確立するものとする。

【施策の体系】



第2 計画内容

1 要配慮者に対する情報伝達体制の確立

(1) 障害特性に応じた情報伝達体制の確立

- ◆実施担当 福祉局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 視覚障害者や聴覚障害者においては通常の映像・音声では避難情報等が伝達できない可能性があるため、FAX、メール等様々な媒体を組み合わせた情報伝達体制を維持し、必要に応じて拡充を図る。

(2) 外国語及びやさしい日本語による情報伝達体制の確立

- ◆実施担当 市民生活局文化・スポーツ室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 日本語に不慣れな外国人へ情報伝達を行うため、平時から、通訳ボランティアを活用して市や公益財団法人明石文化国際創生財団のホームページに多言語での生活情報を掲載するなど、災害時に情報発信できる体制を確立しておくとともに、兵庫県が運用する多言語防災情報サイト「ひょうごEネット」の普及に努める。
また、外国語及びやさしい日本語を使用した防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導等の啓発に努める。

2 要配慮者の安否確認体制の確立

(1) 福祉関係団体等による安否確認体制等の確認

- ◆実施担当 福祉局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 災害発生時に、速やかに要配慮者の安否確認ができるよう、民生委員・児童委員、障害者団体、ケースワーカー等による安否確認体制について確認を行うほか、在宅避難を続ける要配慮者に対する見守りや生活支援等についても検討する。

(2) 地域による安否確認体制の確立

- ◆実施担当 福祉局、市民生活局市民協働推進室、消防局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 地域に居住する要配慮者に対して、地域住民、消防団、自主防災組織等が情報の伝達、安否の確認等の援助を行えるような体制が整備されるよう支援を行う。

第4節 要配慮者のための避難環境を事前に整備する

第1 基本方針

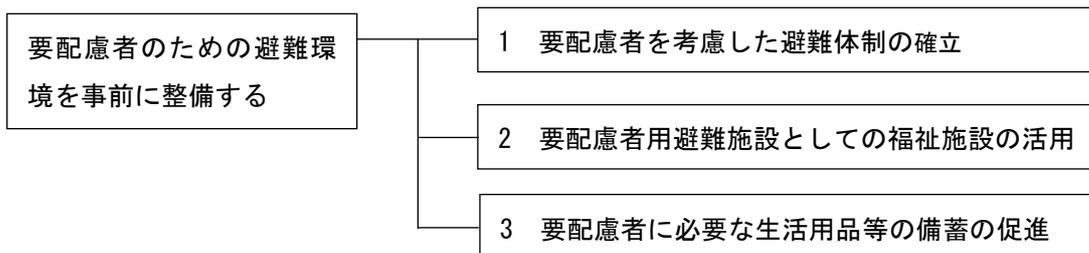
災害時に自ら避難することが困難で、特に支援を必要とする要配慮者の安全確保を図るため、自治会・町内会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織及び福祉専門職等の避難支援等関係者（避難支援等実施者を含む。）と市が連携し、地域でお互いに助け合う体制を築き、一人ひとりに応じた避難方法等を定めた個別避難計画の作成を促進する。また、計画が作成されている地域において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、計画で定められた避難支援等の内容を前提として両計画の整合が図られるとともに、訓練等により両計画の実効性が確保されるよう努める。

なお、継続的な支援や介護を要する要配慮者については、通常の避難所では十分な対応ができないことが想定される。また、人工透析を受けていたり、在宅で酸素吸入をしている患者についても、医療機関からの協力が得られるような環境を整備しておくことが必要となる。

このため、要配慮者を収容する社会福祉施設等の福祉避難所を確保し、被災状況に応じて適切に避難誘導する体制を確立するものとする。また、社会福祉施設等においては、防災設備や物資等の備蓄の充実強化を図るとともに、受入れ体制及び緊急連絡体制等の確立を図るものとする。

また、要配慮者を収容する社会福祉施設等の福祉避難所について、市民に対して避難所との違いや役割の浸透を図るとともに、受け入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、受け入れ対象者を特定して公示するものとする。

【施策の体系】



第2 計画内容

1 要配慮者を考慮した避難体制の確立

(1) 要配慮者を考慮した避難情報の発令基準の確認

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 要配慮者の避難に要する時間を考慮した避難情報等の発令基準について確認を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。

(2) 個別避難計画の作成促進

- ◆実施担当 福祉局、総務局総合安全対策室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 災害時に要配慮者が迅速かつ安全に避難できるよう、地域の自治会・町内会や民生児童委員、福祉専門職、地域総合支援センター、まちづくり協議会、障害当事者等団体と市が連携して、要配慮者一人ひとりの事情に応じた個別避難計画の作成を促進する。
 <重点的な作成促進地域>
 河川浸水想定区域（朝霧川、明石川、谷八木川、赤根川、瀬戸川、清水川、喜瀬川（市外河川ではあるが一部影響を考慮。））及び高潮浸水想定区域（明石市沿岸部）

(3) ひなんサポーターの養成

- ◆実施担当 福祉局、総務局総合安全対策室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 地域の共助による支援体制の強化を図るため、要配慮者への声かけや支援等を学ぶ参加型の研修を開催し、地域のひなんサポーターを養成する。ひなんサポーターには地域の防災訓練等への参加を呼び掛け、地域で継続的に活躍できる仕組みを検討する。

2 要配慮者用避難施設としての福祉施設の活用(1) 要配慮者に対応した福祉施設等の避難所指定

- ◆実施担当 福祉局、教育委員会
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 高齢者、障害者等要配慮者の生活環境を考慮し、要配慮者に対応した市の施設を福祉避難所として指定するほか、小・中学校等（41か所）に設置される福祉避難室の体制を整え、機能充実を図る。また、旅館業者との連携により2次避難所としての施設の確保に努める。

(2) 福祉施設における避難受入れ体制の要請

- ◆実施担当 福祉局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 要配慮者の避難所となる民間の福祉施設等に対して、災害時において入居者・通所者の対応に加え、可能な限り避難受け入れを拡大するよう要請する。

(3) 避難所におけるバリアフリー化の推進

- ◆実施担当 教育委員会
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 高齢者・障害者等が入居・通所する福祉施設だけでなく、災害時の避難所となる小・中学校等においても、積極的にバリアフリー化の推進を図る。

また、物理的な障害だけでなく、情報コミュニケーションのバリアフリー化にも配慮し、様々な手段による情報保障を行う。

3 要配慮者に必要な生活用品等の備蓄の促進

(1) 福祉施設における介護用品・生活用品等の備蓄

- ◆実施担当 福祉局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 福祉避難所や福祉避難室において、避難生活等に必要な介護用品及び生活用品等の備蓄を促進するよう努めるとともに、災害発生時に必要な物資を確保するための方法を検討する。
また、民間の福祉施設等についても、備蓄に取り組むよう働きかける。

【個別避難計画の作成】

市は、避難行動要支援者の同意を得て、避難行動要支援者一人ひとりに応じた避難方法等を定め、災害発生時に円滑かつ迅速な避難支援を実施するため個別避難計画の作成に努める。

(1) 計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

計画の作成に当たり、避難行動要支援者名簿に記載等されている情報に加え、市が把握する計画作成の対象者に関する情報を集約する。市で把握していない必要な情報を他機関（都道府県や民間事業者等）が保有する場合は、情報の提供を求める。

また、避難支援等に必要な情報については、避難支援等関係者が参加する会議の場で共有し、支援等に関する調整を行う。

(2) 計画に記載する事項及び更新に関する事項

計画には、避難行動要支援者名簿に記載する事項のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載するものとする。

また、避難行動要支援者名簿と定期的に照合し、住民登録の変更等により転居や死亡等が確認された場合や、社会福祉施設等への長期間の入所等を把握した場合、自治会・町内会や支援者等から変更の届出があった場合は、計画を更新する。

ア 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(3) 計画情報の提供

平常時における避難支援等関係者への計画情報の提供は、避難支援等の実施に必要な限度で実施することができる。ただし、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は、当該避難行動要支援者の計画情報は提供することができない。

災害時や災害の発生するおそれのある場合、避難救助などの緊急時には、消防機関、警察などの避難支援等関係者に対し、情報提供の同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で計画情報を提供することができる。

(4) 計画情報の漏洩防止

避難支援等関係者に提供する計画情報には、登録者の氏名や住所、避難支援等を必要とする事由などの個人情報が含まれるため、取扱いは下記のような点について十分な注意を払う。

- ア 計画情報は、当該登録者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- イ 提供された計画情報は、施錠可能な場所で保管するよう指導する。
- ウ 避難支援等関係者個人に災害対策基本法に基づく守秘義務が課せられていることを説明する。
- エ 計画情報の提供先が団体の場合、その団体内部で計画情報を取扱う者を限定するよう指導する。

(5) 避難のための情報伝達

計画記載の有無に関わらず、要配慮者が災害時に円滑に避難のための立ち退きを行うことができるように、多様な手段を用いた通知又は警告等の情報を提供する。

(6) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、本人及びその家族等の生命・身体の安全を守ることが大前提である。そのため、情報提供への同意により、平常時から地域の避難支援等関係者に計画情報が提供されることで、避難行動を取る際の支援を受ける可能性が高まるが、必ず支援が受けられることを保証するものではないことを避難行動要支援者本人やその家族等にも理解してもらう必要がある。

また、避難支援等関係者の安全確保の措置を決めるにあたっては、自治会・町内会等の地域住民全体でルールを決め、周知することが必要となる。

なお、避難支援等関係者は、法的な責任や義務を負わない。

第4章 危機管理体制を構築する

発災直後には情報連絡に関してもかなりの混乱が予想されるため、職員一人ひとりが自らなすべき職務を認識して、自主的に責任ある行動ができるようにしておくことが必要である。

本市では、1995年の兵庫県南部地震、2004年の台風被害、そして2001年の明石市民夏まつり事故及び大蔵海岸陥没事故と、近年様々な災害や事故に対して全庁的な体制のもとで対策にあたってきた。

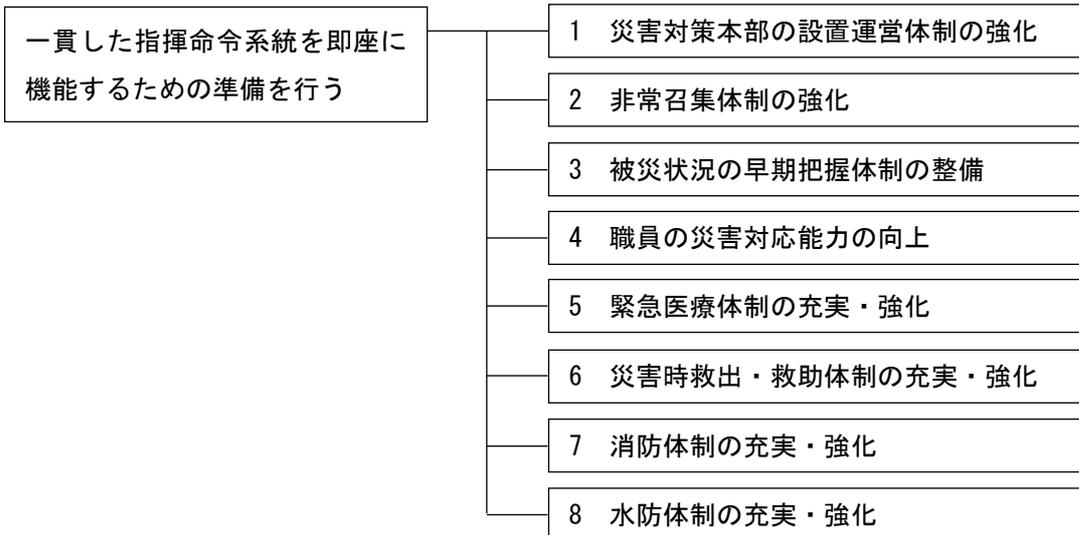
このため、こうした災害等の経験を生かし、平常時における防災・安全対策の徹底や危機管理意識の向上に今後も一層努めるとともに、災害時を想定した組織動員体制及び装備・資機材の整備を図るものとする。

第1節 一貫した指揮命令系統が即座に機能するための準備を行う

第1 基本方針

災害時において即座に動ける指揮命令系統を確立するため、災害対策本部の設置運営体制、及び非常召集体制の強化、職員の災害対応能力の向上を図り、平常時から十分な準備及び訓練を行う。また、発災直後の救出・救助活動、緊急医療活動、消火活動等を迅速に実施するため、各種施設・装備を整備、充実するとともに、災害対応が長期間となる場合に備え、職員が効果的かつ安全に取り組める環境の構築など、応急体制の強化を図る。

【施策の体系】



第2 計画内容

1 災害対策本部の設置運営体制の強化

(1) 災害対策本部開設運営訓練の実施

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室、各局部
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 災害対策本部の設置運営体制の強化を図るため、災害対策本部開設運営訓練を実施する。

(2) 緊急要員の指定及び初動体制の確立

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため職員の配備体制・勤務時間外における参集体制について確認を行い、必要に応じ適宜見直しを行う。

(3) 本部代替設置場所の確保

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室、政策局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 現在の本庁舎は、1970年に当時の耐震基準で建設され、耐震診断で「改修・補強が必要」と判定されており、市役所に本部設置が困難な場合の代替設置場所を検討し、本部としての指揮統括機能を果たすために必要な情報通信処理施設その他必要な設備の整備を行う。

(4) 交代要員の指定及び交代体制の確立

- ◆実施担当 総務局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 職員が被災する場合や、災害対応が長期化する場合を想定し、子育てや介護等を抱える職員をはじめ、すべての職員が災害対応に効果的に取り組める環境を構築するとともに、災害対策本部・平常業務体制での交代要領を準備する。

(5) 職員用乳幼児一時預かり所の設置

- ◆実施担当 総務局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 育児中の職員が災害対応に従事する場合に、子どもを一時的に預けることができる場所及び乳幼児をケアする体制を整備する。整備にあたっては、保育士が配置されている職場（市民相談室、子育て支援室、こども育成室等）の協力を検討する。

2 非常召集体制の強化

(1) 職員への連絡手段・連絡体制の確立

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 職員に対して速やかに連絡を行い、非常召集が迅速に行えるよう定期的に情報伝達・安否確認訓練を実施する。

(2) 登庁できない職員の参集場所等の明確化

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 交通事情等により、指定されている職場に参集できない場合を想定し、各職員に最寄りの代替参集場所（市民センター等）及び参集経路等について平常時から確認させる。
また、公共交通機関の不通、交通渋滞回避等に備え、自転車の活用等により、確実な職員参集及び災害業務の円滑化を図る。

(3) 登庁していない職員の安否確認体制の確立

- ◆実施担当 総務局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 災害時における職員等、特に登庁していない職員等の安否確認を行う体制について、各局等に周知を図る。

3 被災状況の早期把握体制の整備

(1) 職員参集途上における情報収集及び報告要領等の周知

- ◆実施担当 総務局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 職員が参集途上において正確かつ適切に情報収集を行えるよう、「被害状況報告」に関する周知徹底を図る。

4 職員の災害対応能力の向上

(1) 安全管理・危機管理に関する職員研修の実施

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 災害時における各職員の適切な判断力を養い、各機関における防災活動を円滑なものとするため、平常時から安全管理及び危機管理に関する職員研修を実施する。

(2) 市防災訓練・各部実働訓練の実施

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室、各局部
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 災害対応の様相の変化を考慮した市防災訓練及び各部実働訓練を実施する。

5 緊急医療体制の充実・強化

(1) 災害時医療体制の充実

- ◆実施担当 福祉局あかし保健所
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 各医療機関の被災・稼働状況を迅速に把握できるように、明石市医師会等の連絡・参集体制を確認するとともに、救急医療に関する市民病院、DMAT等、明石市医師会の活動内容を確認し、総合的な医療体制を整備する。

(2) 医療機関の情報通信体制の維持

- ◆実施担当 福祉局あかし保健所
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 災害時の患者の円滑な搬送のため、市、消防局、医療機関をつなぐ情報通信体制を維持する。

(3) 緊急搬送体制の確立

- ◆実施担当 消防局、福祉局あかし保健所
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 兵庫県消防防災航空隊やドクターヘリとの連携のもと、ヘリコプターの運航による緊急患者の搬送体制、医療資機材等の輸送体制の整備を図る。

6 災害時救出・救助体制の充実・強化

(1) 救助及び救急隊員の養成

- ◆実施担当 消防局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 複雑多様化する各種災害に対応するため、救助隊員の養成と特殊技術の錬磨に努める。また、救急需要の増加に対応するため、救急隊員の充実強化を図る。

(2) 救助用資機材の整備

- ◆実施担当 消防局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 特殊災害に対応できる高度な資機材の整備推進により、救助体制の充実強化を図る。

(3) 建設業者等との連携及び資機材調達の支援

- ◆実施担当 都市局都市整備室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 人命救助活動に際して障害物等除去が必要となる場合に速やかに応援要請できるよう、市内建設業者との連絡体制を確立するとともに、所有する資機材等についても平常時から把握するよう努める。

7 消防体制の充実・強化

(1) 消防施設・消防団施設の整備

- ◆実施担当 消防局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 地域開発などによる都市形態の変化や複雑・大規模特殊化する災害に対応するため、消防施設の機能強化を図る。また、消防団についても、拠点施設の整備と装備の充実を図る。

(2) 消防車両・消防装備の充実・強化

- ◆実施担当 消防局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 各種車両の増強及び更新によって、災害形態にあった消防車両の整備を図る。
また、消防活動の即応性と効率性を向上させるため、消防装備の充実・強化を図る。

(3) 消防体制の強化

- ◆実施担当 消防局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 分署配置の総合的な検討と整備を行い、消防活動体制の充実強化を図る。
消防団については、消防局との連携のもとに、地域における防災リーダーとして各種組織の指導を行うとともに、地域と一体となった連携・協力体制を構築する。

8 水防体制の充実・強化

(1) 河川水位情報等確認体制の維持及び強化

- ◆実施担当 都市局都市整備室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 県設置の水位情報やインターネット等各種情報システムの活用、映像伝送システムの利用、現場における目視監視等により、河川水位情報等をリアルタイムで確認する体制を維持する。

(2) 水防上重要な区域における警戒体制の充実

- ◆実施担当 都市局都市整備室、環境産業局産業振興室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 日常的に監視が必要なため池や水防上重要な区域においては、水利組合及び地元関係団体等との密接な連絡体制を整備するとともに、災害を未然に防ぐための警戒体制の充実を図る。

(3) 水防活動能力の維持・強化

- ◆実施担当 総合安全対策室、消防局、都市局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 消防団、市(水防本部)の水防活動能力を向上させるため、定期的に出水期前に水防訓練を行い、避難誘導や水防作業を練成する。

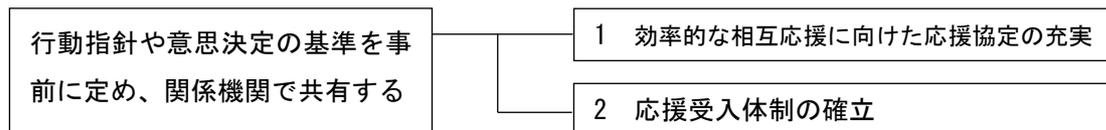
第2節 行動指針や意思決定の基準を事前に定め、関係機関で共有する

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合、その被害の大きさによっては本市だけでの対応が困難となり、応急対策を実施するにあたっては支障をきたすことが予想される。このように災害発生後必要があると認められる場合においては、法令及び応援協定に基づき、県、他市町及び防災関係機関に対して速やかに応援要請を行うことが必要となる。

このため、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、平常時から応援要請及び受入のための連携強化を図るものとする。なお、南海トラフ地震のように、県や隣接する市町も同時に被災する可能性のあるような場合を想定し、より広範囲の市町村との間で応援協定を締結するほか、業界団体との応援協定をさらに広く推進するものとする。また、過去の災害支援の経験等を踏まえて効果的な支援内容を検討する。

【施策の体系】



第2 計画内容

1 効率的な相互応援に向けた応援協定の充実

(1) 他市町との連携強化

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 平常時から近隣市町はもとより広域的に情報交換や防災訓練への参加を通じて相互の防災対策に係る連携を強化する。

(2) 業界団体との災害時協力・応援に関する協定締結

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室、各担当局部
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 医療機関、建設業者、小売業者等業界団体との間に、災害時における食料・物資・資機材の提供、並びに人的な協力・応援に関する協定を締結するとともに、必要に応じて協力・応援の内容・体制等を見直す。

2 応援受入体制の確立

(1) 応援・派遣の受入責任者及び受入場所の選定

- ◆実施担当 総務局職員室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 国、県、他市町及び業界団体等からの応援・派遣の受け入れを踏まえ、各機関間の連絡調整要領を整備するとともに実務上の受け入れ責任者を選定する。
また、応援・派遣を受け入れる際の資機材等置き場及び人員の宿泊施設又は設営適地を選定するとともに、活動環境に係る整備を行う。

(2) 応援・派遣組織に対する情報提供

- ◆実施担当 総務局職員室・総合安全対策室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 応援・派遣組織が到着後から円滑に応援業務に従事できるよう、明石市内の施設、道路、地域の特性を案内する資料及びハザードマップを必要数準備する。

第5章 市民の生活環境を維持する

災害によるライフラインの機能低下もしくは停止は、市民の日常生活に対して極めて大きな影響を与えるものであり、たとえ住居が無事であっても避難生活を余儀なくされることもある。また、多数の被災者が避難所等で長期にわたる集団生活を余儀なくされるような事態においては、健康で衛生的な生活環境が整備されていなければ、感染症などの二次災害が拡大するおそれもある。

このため、衛生状態を維持するための備蓄の確保や衛生管理体制の確立を図るほか、災害によってライフラインが一時的に被災したとしても、早期に復旧できるよう、平常時から施設整備及び体制整備に努めるものとする。

第1節 ライフラインの早期復旧に向けた仕組みをつくる

第1 基本方針

上水道、下水道、電気、ガスなどのライフラインは、市民の生活を維持する上で不可欠な都市施設であり、平常時から施設、設備の点検及び強化に努めることが必要であるが、被災した場合であっても、都市全体の機能が麻痺することなく、迅速な復旧を行えるようにしておくことが必要である。

このため、市及びライフライン関係事業者は、施設が被災した場合に迅速かつ的確な応急・復旧ができるよう、災害対策用資機材の整備や応急・復旧体制の確立に平常時から努めるものとする。

【施策の体系】

ライフラインの早期復旧に向けた仕組みをつくる

1 ライフライン関係機関における応急復旧体制の確立

第2 計画内容

1 ライフライン関係機関における応急復旧体制の確立

(1) 応急復旧体制の強化

- ◆実施担当 大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、NTT西日本株式会社、上下水道局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 ガス事業者、電気・通信事業者においては、災害時における被害の拡大防止、安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、平常時から応急復旧体制の強化に努めるものとする。
なお、上下水道についても、災害により被害を受け、機能を喪失した場合の職員の配置計画についてあらかじめ作成するものとする。

(2) 災害対策用資機材の整備

- ◆実施担当 大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、NTT西日本株式会社、上下水道局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 災害応急復旧活動を円滑に実施することができるよう、各ライフライン関係機関において平常時から災害対策用資機材の整備・拡充に努める。

(3) 緊急時事業継続計画の策定

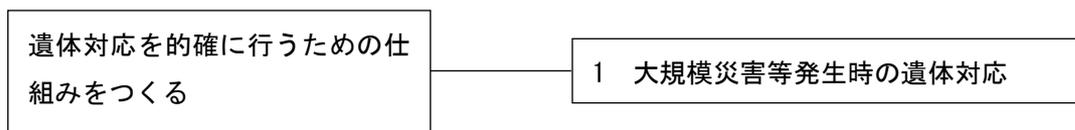
- ◆実施担当 大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、NTT西日本株式会社、上下水道局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 ライフライン関係機関においては、重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序や臨時供給方法について定める計画のPDCAサイクルによるスパイラルアップを図るほか、施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図るものとする。

第2節 遺体対応を的確に行うための仕組みをつくる

第1 基本方針

大規模災害等発生時には、市内のみならず周辺市町においても直接死、災害関連死の増大が想定されることから、遺体の収容・安置場所についてあらかじめ検討するとともに、その遺体が感染症に起因する場合の感染防止策対策を準備する。

【施策の体系】



第2 計画内容

1 大規模災害等発生時の遺体対応

(1) 遺体収容場所等の確保

- ◆実施担当 環境産業局環境室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 大量の遺体が収容される場合、あかし斎場旅立ちの丘だけでは遺体安置所が不足する可能性もあるため、大規模災害時の遺体収容場所についてあらかじめ調整する。

(2) 感染防止対策

- ◆実施担当 環境産業局環境室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 遺体からの感染を防止するための対応手順の確認や、必要な資機材の整備及び更新を行う。

(3) ライフライン停止時への備え

- ◆実施担当 環境産業局環境室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 ライフライン停止時にも火葬を行うための資機材をあらかじめ整備し、対応手順の確認や訓練を行う。

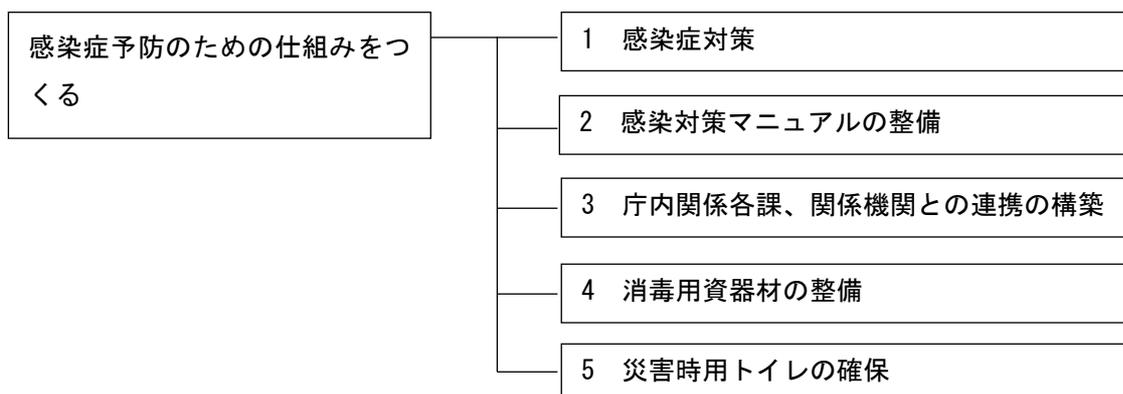
第3節 感染症予防のための仕組みをつくる

第1 基本方針

大規模災害発生後の感染症の発生を予防するためには、衛生的な生活環境を維持するとともに、必要に応じて適切な防疫活動を実施することが必要である。

このため、防疫活動マニュアル等の運用についても確認等を行うものとする。

【施策の体系】



第2 計画内容

1 感染症対策

- ◆実施担当 福祉局あかし保健所
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 災害等の発生時には、避難所、救護所等で感染症の発生予防のため、衛生指導を行うとともに、感染症の拡大防止のため、患者発生時には速やかに疫学調査を実施し、必要時、患者の個室対応や、汚染範囲の消毒について調整する。また市民へは、手洗い等手指衛生の重要性を啓発する。

2 感染症対策マニュアルの整備

- ◆実施担当 福祉局あかし保健所
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 平時より、災害等の発生時の感染症の発生、拡大予防について、速やかに行動できるよう感染症対策マニュアルを整備する。

3 庁内関係各課、関係機関との連携の構築

- ◆実施担当 福祉局あかし保健所
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 災害等の発生時に、庁内関係各課、関係機関と連携して対応できるよう、平時より、情報共有・情報交換を行い、役割分担を確認するなど連携体制を構築する。

4 消毒用資器材の整備

- ◆実施担当 福祉局あかし保健所
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 避難所、救護所等で感染症の発生予防のために必要な消毒薬等の物品を確保し整備する。

5 災害時用トイレの確保

(1) 災害時用トイレ（仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレ等資機材の確保）

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室、環境産業局環境室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 災害時において十分なトイレを確保するため、トイレのない避難所等において仮設トイレを設置するための資機材や、組み立て式の簡易トイレ及び携帯トイレなどの備蓄を進めるとともに、仮設トイレ取扱業者との供給に関する協定及び広域相互応援協定により確保する。

(2) 災害時のし尿収集処理体制の確認

- ◆実施担当 環境産業局環境室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 災害時の汲取り業務を含めたし尿収集運搬委託業務契約を締結し、委託業者及び広域相互応援協定により対処することを確認する。

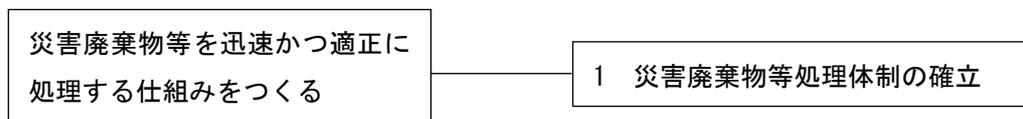
第4節 災害廃棄物等を迅速かつ適正に処理する仕組みをつくる

第1 基本方針

被災後の生活環境を復旧するに際しては、がれきなどの災害廃棄物等の処理が不可欠であるが、大規模災害の場合、市だけでは処理することができない大量の災害がれきや片付けごみ等が発生することも予想される。また、危険ごみやアスベストを使用した建物や構造物については、処理・撤去に伴って二次災害が発生することのないよう、十分な対策を講じておくことが必要となる。

このため、災害廃棄物処理計画に基づき、迅速かつ適正な処理を行えるよう市民、事業者、ボランティア等とも連携した災害廃棄物等処理体制を確立するとともに、広域的な処理体制の確立についても検討を行う。

【施策の体系】



第2 計画内容

1 災害廃棄物等処理体制の確立

(1) 災害廃棄物処理体制の確立

- ◆実施担当 環境産業局環境室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 災害廃棄物処理計画に基づき、災害時に発生するがれき等を迅速かつ適正に処理するため、収集体制や一時的な集積場所、災害廃棄物等の減量化、有害ごみ・危険ごみ等の分別に関する市民及び事業所に対する広報内容等を事前に検討し、体制を確立する。

(2) 災害時のごみの収集処理体制の確認

- ◆実施担当 環境産業局環境室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 災害時であっても恒常的に発生する市民生活及び事業活動に伴うごみの収集作業を迅速かつ適正に完了させるため、市職員、収集委託業者及び収集許可業者の人員動員体制の確認を行う。

(3) 災害廃棄物等処理に関する広域的処理体制の確認及び検証

- ◆実施担当 環境産業局環境室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 大量の災害廃棄物等が発生し、一都市では処理不可能となる場合を想定し、県及び他市町との相互応援協定に基づく広域的処理体制を確認するとともに、必要に応じて体制を検証する。

第6章 都市基盤の機能を維持する

都市基盤施設は都市の骨格をなす施設であり、これらの機能が低下もしくは停止した際には、都市全体の機能が麻痺することも想定される。特に、河川の氾濫防止、市街地の浸水被害軽減のための総合的な浸水対策が求められるほか、道路・公園等の都市基盤施設は、大規模火災発生時の延焼防止や災害発生時の避難・運送等重要な機能を担う施設であることから、既存施設の機能強化とともに、新たな施設整備が必要である。

また、木造密集市街地や急傾斜地の住宅については、平常時から様々な災害予防策を講じておくとともに、これら防災上問題のある地域を災害に強い市街地へと改善することが重要である。

このため、明石市では、浸水被害の軽減、新たな都市基盤の整備や既存施設の耐震性の向上、災害発生時の危険度の高い市街地の解消に向けて計画的に都市整備を進めるものとする。

第1節 総合的な浸水対策を実施する

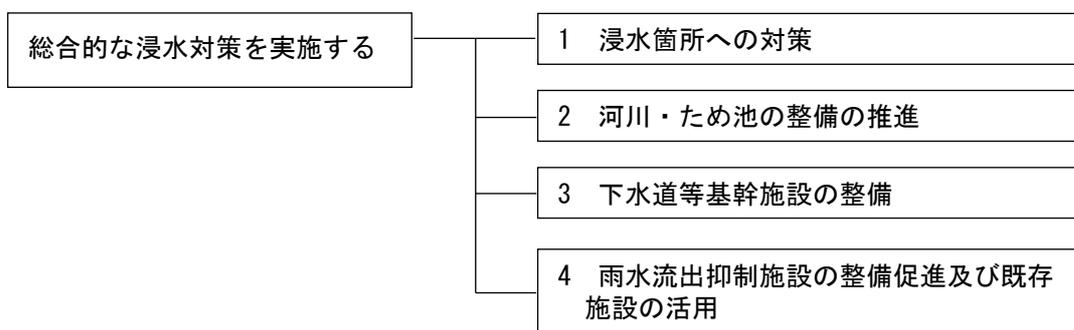
第1 基本方針

明石市では、ハザードマップにより、河川の氾濫等による浸水想定区域を広く市民に周知しているが、近年全国的に被害をもたらしている台風の大型化や局所的集中豪雨の頻発、都市化の進展に伴う雨水流出量の増大等を踏まえて、より一層浸水被害の軽減に取り組む必要がある。

また、地震の揺れに伴い河川やため池等の堤防が破堤することによる洪水、浸水被害について未然に防止することが求められる。

このため、明石市総合浸水対策計画（平成20年度策定）に基づき、国・県・水利組合等との連携のもと、関係部署はそれぞれの対策を計画的に推進する。

【施策の体系】



第2 計画内容

1 浸水箇所への対策

(1) 浸水防止のための監視及び対策の実施

- ◆実施担当 都市局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 ごみが堆積するなど排水機能が妨げられ浸水の恐れがある箇所においては、定期的にパトロールを行い梅雨・台風等に備えるとともに、水路や側溝、雨水樹等の清掃、汚泥除去、草刈等の浸水対策を実施し、局部的な浸水の解消を図る。

2 河川・ため池の整備の推進

(1) 河川改修事業等の実施

- ◆実施担当 施設管理者
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 市内を流れる河川については、県等との連携のもと、計画的に河川改修事業等を実施する。
また、市内水路について水路管理者、水利組合等と連携し、必要な改修工事を実施することで浸水被害の軽減を図る。

(2) ため池改修事業の推進

- ◆実施担当 環境産業局産業振興室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 市内 108 箇所のため池のうち、決壊等による被害を防止するため、定期点検を行い、優先的に整備する必要があるものを選定し、効率的かつ計画的な改修事業等の防災・減災対策を行う。

3 下水道等基幹施設の整備

(1) 雨水管整備事業の推進

- ◆実施担当 上下水道局下水道室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 明石市総合浸水対策計画に基づき、近年の台風やゲリラ豪雨に対応するため雨水幹線の整備を促進し、浸水被害の軽減を図る。

(2) 道路排水施設の整備及び改善

- ◆実施担当 都市局道路安全室、上下水道局下水道室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 下水道施設等と連携しながら横断溝や雨水樹等の新設を行うとともに、古い年代に築造された排水効率の悪い側溝や雨水樹等を排水し易い構造に改善する。

4 雨水流出抑制施設の整備促進及び既存施設の活用

(1) 公共施設用地等への一時貯留・浸透施設の設置

- ◆実施担当 都市局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 基幹施設（下水道など）の整備完了には長い期間を要することや、整備基準を超える降雨に対応するため、校庭や公園等を活用した雨水の流出抑制に取り組む。

(2) 道路等への透水性舗装の拡大・浸透側溝などの普及

- ◆実施担当 都市局道路安全室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 道路等への透水性舗装の拡大とともに、浸透柵や浸透側溝などの積極的な設置を推進し、水循環に配慮したまちづくりを進める。

(3) 各戸貯留施設の普及

- ◆実施担当 上下水道局下水道室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 雨水が一時に流出する量を軽減するため、各家庭での貯留施設の普及を啓発する。

(4) 住宅開発等における浸水対策

- ◆実施担当 都市局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 宅地化などにあたっては、貯留・浸透施設や透水性舗装を採用するなど、条例、規則を見直し、一定規模以上の住宅開発等における雨水流出抑制等の義務化を目指す。

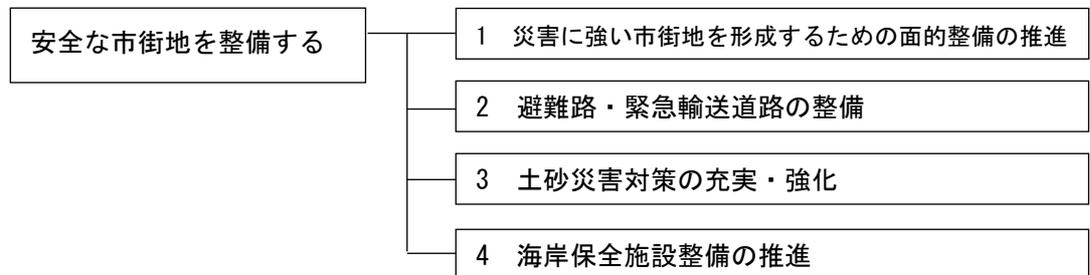
第2節 安全な市街地を整備する

第1 基本方針

明石市の既成市街地に古くから存在する住宅地域の中には、道路などの都市施設が不足している上に老朽住宅が密集しているなど、防災上の課題を抱えた地区が点在している。また、避難路や緊急輸送道路等を確保する上で、特に南北方向の幹線道路の整備や狭あい道路の改善が課題となっている。

このため、防災上課題のある地区については、市街地の安全性を向上させることを目的とした市街地開発事業等の事業化を目指すものとする。また、防災上必要性の高い都市計画道路を中心として計画的に整備を推進するとともに、地区計画やその他の計画手法を活用しながら、地区の安全性の促進を図るものとする。さらに、造成宅地等の安全性の確保を図るため、的確な指導に努めるものとする。

【施策の体系】



第2 計画内容

1 災害に強い市街地を形成するための面的整備の推進

(1) 計画的な市街地開発事業等の推進

- ◆実施担当 都市局都市整備室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 市街地内における防災空間の確保を図るため、市街地再開発事業や土地区画整理事業、住環境整備事業による面的整備の推進に努める。

(2) 防災空間確保のための地区計画の活用促進

- ◆実施担当 都市局都市整備室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 市街地内における防災空間の確保を図るため、密集した既成市街地においても都市基盤等整備にあわせて、地区計画や建築協定などの計画手法を地域住民との合意に基づき活用する。

(3) 公園の設置及び既設公園のリフレッシュ

- ◆実施担当 都市局都市整備室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 一次避難地や延焼防止などの機能を持つ公園・緑地等の整備を推進する。
特に、公園については、地域の特性を生かした新たな公園整備を進めるとともに、老朽化や地域住民の年齢構成、利用形態などにあわせて既設公園のリフレッシュ整備を行う。

(4) 市街地内の身近な農地の保全

- ◆実施担当 都市局都市整備室、環境産業局産業振興室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 市街地における農地は、避難地や延焼を防ぐ機能を有するばかりではなく、平常時においても暮らしに潤いやゆとりを与える都市緑地として貴重なオープンスペースとなりうることから、生産緑地等の制度や市民農園としての活用などを検討することによりその保全を図る。

2 避難路・緊急輸送道路の整備

(1) 防災幹線道路網の整備

- ◆実施担当 都市局道路安全室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 安全な避難路となり、また、緊急支援物資の輸送、消防・救急・救助活動等の迅速で円滑な実施を確保するため、東西及び南北幹線道路の重点的な整備を進め、防災幹線道路網の形成を図る。

(2) 狭あい道路の拡幅整備の推進

- ◆実施担当 都市局道路安全室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 「狭あい道路整備事業」により、建築行為等に伴う後退用地を確保するとともに、道路として拡幅整備を進めていくことで、地区内の狭あい道路の解消を進め、安全性の向上を図る。

(3) 放置自転車・違法駐車対策の推進

- ◆実施担当 都市局道路安全室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 避難、救助、消火などに支障を与える放置自転車や違法駐車を解消するため、様々な啓蒙・啓発活動を通じて利用者マナーの向上を図るとともに、放置自転車の撤去、駐輪場への誘導などを実施する。

3 土砂災害対策の充実・強化

(1) 宅地造成等規制法の適用

- ◆実施担当 都市局住宅・建築室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 宅地造成によるがけくずれ又は土砂の流出等による災害を防止するため、宅地造成工事に対する規制及び既成危険宅地に対する指導等を実施する。
また、災害予防の見地から、造成地に対するパトロールの強化、保全のための合同調査の実施等を積極的に進める。

(2) 土砂災害警戒区域における警戒体制の確立

- ◆実施担当 都市局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 土砂災害警戒区域に指定されている箇所のパトロールの強化を図り、必要に応じ関係者に情報提供などを行う。

4 海岸保全施設整備の推進

(1) 海岸保全施設整備の推進

- ◆実施担当 施設管理者
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 高潮、津波、波浪などによる海岸災害に備えて、防潮堤、護岸など海岸保全施設の整備を推進し、安全な海岸の整備に努める。

(2) 不法放置艇対策の推進

- ◆実施担当 施設管理者
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 津波発生等の際に被害を拡大させる危険性のある放置プレジャーボート等については、東播磨港におけるボートパーク事業の拡大やマリナーの事業化促進などによって、整理、集約を図る。

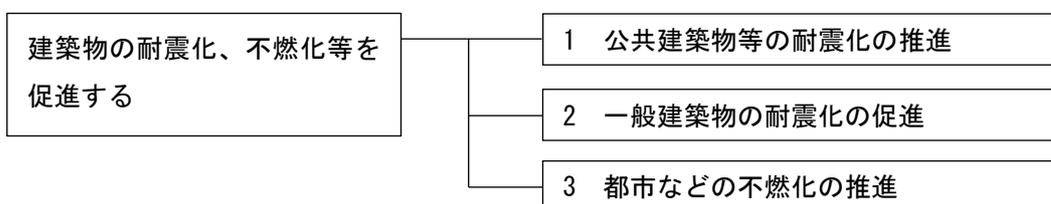
第3節 建築物の耐震化、不燃化等を促進する

第1 基本方針

兵庫県南部地震では、建物の倒壊や家具等の転倒による圧死が死者の約8割を占めており、建物の倒壊によって道路が塞がれることで避難や消防活動に支障をきたすケースも多く報告された。また、木造建物が密集している地区などでは、地震発生時等に万一火災が発生した場合、広範囲にわたって延焼が拡大する危険も想定される。

このため、明石市耐震改修促進計画等に基づき、建築物の倒壊や焼失を防ぎ、さらには地域全体の安全性向上を図るため、個々の建物について安全性を点検し、必要に応じて耐震改修や不燃化対策などの予防策が実施されるよう、各種支援促進策を講じるものとする。

【施策の体系】



第2 計画内容

1 公共建築物等の耐震化の推進

(1) 公共建築物等の耐震性向上及び市役所新庁舎建設

- ◆実施担当 都市局住宅・建築室、政策局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 耐震診断未実施の一部公民館について、今後、建物の使用状況を検討し、財政状況も踏まえながら計画的に耐震化を進めるとともに、市役所庁舎については、新庁舎の建設を進めるものとする。

(2) 消防庁舎の耐震性向上

- ◆実施担当 消防局総務課
- ◆実施時期 令和3年度～令和8年度
- ◆事業内容 市内6か所に配置されている消防署分署のうち、老朽化した庁舎について高い耐震性能を有した災害活動拠点とするため、建て替え又は耐震補強を含んだ改修を計画的に行う。

【参考】

- 魚住分署（昭和44年4月竣工）
- 朝霧分署（昭和46年4月竣工）
- 中崎分署（昭和47年6月竣工）

2 一般建築物の耐震化の促進

(1) 耐震化に関する防災知識の普及

- ◆実施担当 都市局住宅・建築室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 各種防災関連パンフレットや広報あかし等を活用し、一般市民に対する建築物の防災知識の普及拡大を図る。

(2) 建築計画に対する指導の強化

- ◆実施担当 都市局住宅・建築室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 宅地開発や建築計画に伴う申請などに対する審査や指導を強化するとともに、工事中の検査を充実し、違反の防止や良質な施工の確保に努める。

(3) 既存建築物の耐震化の推進

- ◆実施担当 都市局住宅・建築室
- ◆実施時期 平成28年度～令和7年度
- ◆事業内容 耐震改修促進法に基づく明石市耐震改修促進計画により、特定建築物の耐震化の指導をする。特に、一定規模以上の建築物に対しての指導を強化する。

(4) 耐震診断等の推進

- ◆実施担当 都市局住宅・建築室
- ◆実施時期 平成28年度～令和7年度
- ◆事業内容 「簡易耐震診断推進事業」により、住宅の耐震診断を行うとともに、耐震性の劣る住宅について耐震化促進事業による補助制度の普及啓発により耐震化を促進し、住宅の耐震化率97%をめざす。

(5) ブロック塀等の倒壊防止の推進

- ◆実施担当 都市局住宅・建築室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 ブロック塀、石塀、レンガ塀などの塀の倒壊又は転倒による災害を防止し、安全を確保するため、耐震化の推進に努める。

(6) 民間医療施設の耐震性向上

- ◆実施担当 都市局住宅・建築室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 多数の人が利用し、さらに災害時には重要な役割を担う民間医療施設について、耐震性の向上が図られるよう、関係団体等への指導・助言に努める。

3 都市などの不燃化の推進

(1) 防火地域・準防火地域の指定

- ◆実施担当 都市局都市整備室
- ◆実施時期 概ね5年毎
- ◆事業内容 市街地への延焼危険性を軽減するために、土地利用の高密度化を図るべき地域や木造建築物の密集している地域、さらに延焼遮断帯としての機能を有する道路沿道について都市基盤整備にあわせ可能な地域について防火地域・準防火地域の指定を行う。

(2) 文化財の保護対策

- ◆実施担当 市民生活局文化・スポーツ室、消防局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 指定文化財保護のため、重要な建造物については、消防法に基づき消防用設備等の設置及び適正な維持管理を図り、防火管理体制の確立に努める。また、文化財防火デーにおいては、防火指導を行う。

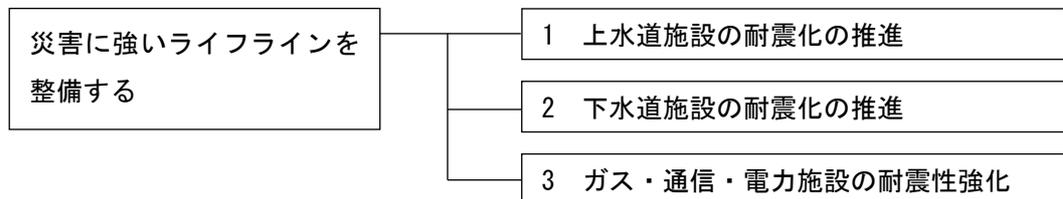
第4節 災害に強いライフラインを整備する

第1 基本方針

上水道、下水道、電気、ガスなどのライフラインは、市民の日常生活だけでなく災害対応上も欠くことのできない重要な施設であり、これらライフラインが被害を受けた場合、避難活動、救護活動、及び復旧活動など様々な方面にわたって深刻な影響を与えることが予想される。また、これらライフラインの機能低下がもたらす都市の機能麻痺は、社会経済活動全体に影響を及ぼし、復旧・復興の遅れにもつながる危険性を持っている。

このため、これらライフライン施設については、事前の予防措置を日頃から講じておくことを基本として、耐震性の強化をはじめ被害軽減のための各種対策を積極的に実施するものとする。

【施策の体系】



第2 計画内容

1 上水道施設の耐震化の推進

(1) 水道基幹施設の耐震化等の推進

- ◆実施担当 上下水道局水道室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 第3次整備事業計画及び老朽管整備計画に基づく水源対策、基幹施設の耐震化、施設の機能強化及び危険管理体制の強化を進める。

(2) 飲料水兼用耐震性貯水槽の維持及び管理

- ◆実施担当 都市局都市整備室、上下水道局水道室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 地域防災公園に設置している1基あたり100m³の貯水量を持つ飲料水兼用耐震性貯水槽の維持及び管理を行う。

2 下水道施設の耐震化の推進

- ◆実施担当 上下水道局下水道室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 処理場・ポンプ場設備等下水道施設の耐震補強を進めるとともに、老朽化した下水管についても計画的な更新を進める。

3 ガス・通信・電力施設の耐震性強化

(1) ガス施設設備の耐震補強の推進

- ◆実施担当 大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社、Daigas ガスアンドパワーソリューション株式会社
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス施設（製造所・供給所等）及びガス導管等設備の耐震性向上と計画的な更新を進める。

(2) 電気通信施設の耐震補強の推進

- ◆実施担当 NTT西日本株式会社
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 電気通信施設及び設備の耐震補強を進めるとともに、防災面から無電柱化推進計画に基づき、都市部のケーブルの地中化を推進する。

(3) 電力施設の耐震補強の推進

- ◆実施担当 関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 電力施設及び設備の耐震補強を進めるとともに、防災面から無電柱化推進計画に基づき、都市部のケーブルの地中化を推進する。

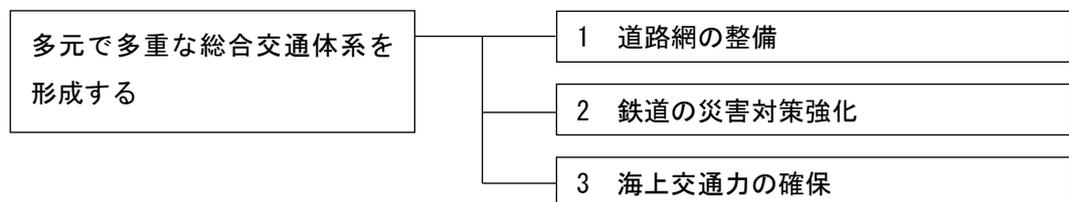
第5節 多元で多重な総合交通体系を形成する

第1 基本方針

本市の道路については、東西方向の幹線道路はほぼ慢性的な混雑状態となっており、万一幹線道路の寸断が発生した場合、広域的な輸送や移動に影響を及ぼすだけでなく、市街地内において深刻な交通渋滞が発生することも予想される。また、本市では、JRを利用して通勤通学をする市民が多く、万一鉄道が寸断された場合は、市民の日常生活に甚大な影響を及ぼすことが予想される。

このため、東西方向を中心とする広域幹線道路網の形成を促進するとともに、市内交通の機能強化を図るため、南北道路や地区道路の整備推進を図るものとする。また、鉄道についても、災害時においても円滑な運行を保持できるよう、平常時から鉄道施設等の耐震性向上を図るものとする。

【施策の体系】



第2 計画内容

1 道路網の整備

(1) 拠点間を結ぶ道路網の整備

- ◆実施担当 都市局道路安全室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 国道2号、朝霧二見線、山手環状線、江井ヶ島松陰新田線など市内の拠点間交通を担う都市計画道路の整備拡充を推進する。

(2) 道路・橋梁等の耐震性強化

- ◆実施担当 都市局道路安全室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 市が管理する道路について、耐震性の強化を図るとともに、必要な防災施設の整備を図る。
特に、地震に対する橋梁の安全性の確保を図るため、市道橋梁の点検並びに落橋防止等の工事を実施する。

2 鉄道の災害対策強化

(1) 鉄道施設の耐震性強化

- ◆実施担当 西日本旅客鉄道株式会社、山陽電気鉄道株式会社
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 駅舎、トンネル、橋梁、軌道法面、電線路支持物等、鉄道施設に関する耐震性強化を図る。

(2) 風水害対策の強化

- ◆実施担当 西日本旅客鉄道株式会社、山陽電気鉄道株式会社
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 風害対策を必要とする箇所について、沿線樹木の倒壊予防、架空電車線の揺れ止め強化を行うほか、橋梁上または高架部分等に設置の風速計により、風速を監視する。
また、雨量計、河川水位計、河川情報センター端末機並びに文字放送等により、降雨状況、河川水位、台風、週間天気予報等の情報を収集し、状況把握を行う。

3 海上交通力の確保

- ◆実施担当 都市局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 平常時から海上輸送事業者等と協議を行うなど、災害時に海上交通力を確保するための取り組みを推進する。

第7章 平常業務の継続と早期復旧を行う

災害発生時には、災害対応業務を優先的に行うことが重要であるが、市民の日常生活や様々な社会経済活動に対して支障を及ぼさないためには、許容できる範囲で平常業務を継続させるとともに、あらかじめ想定しておいた復旧・復興のシナリオに従い、業務を遂行することが重要であり、平常時から検討して明らかにしておくものとする。

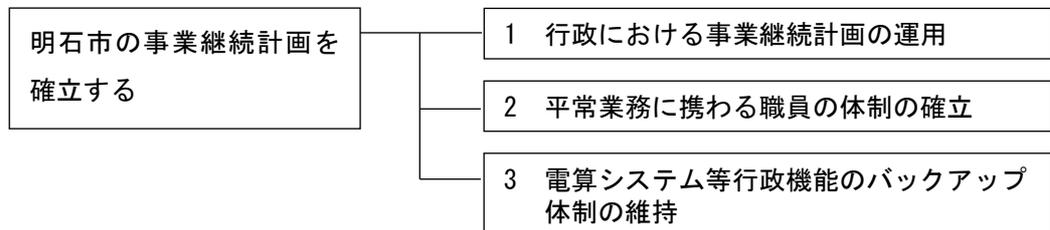
第1節 明石市の事業継続計画を確立する

第1 基本方針

大規模な災害等によって職員、施設、及び機器等が損傷を受けた場合であっても、平常業務を中断させることなく、残存する能力で業務を継続させるため、優先すべき業務を事前に明確にし、代替施設及び職員を選定するなど、災害発生時の平常業務の対応方法や組織等の確立を図るものとする。また、早期に通常レベルへと行政機能を復旧させることができるよう、平常時から各種データや資料等のバックアップを定期的に行うよう努めるものとする。

また、事業継続計画の実効性をより高めていくため、外部からの応援の円滑な受け入れを想定した受援体制についても定期的な見直しを図ることとする。

【施策の体系】



第2 計画内容

1 行政における事業継続計画の運用

- ◆実施担当 総務局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容

明石市事業継続計画に基づき、優先的に継続を必要とする平常業務について、必要人員数の把握や作業手順の具体化等を進め、速やかな業務再開が可能となるようマニュアルの作成を行う。

また、被害想定の見直し、市の組織や事務の変更、運用に対する評価等に加え、災害時の応援の受け入れ体制について検討し、定期的に計画の見直しを図る。

2 平常業務に携わる職員の体制の確立

- ◆実施担当 総務局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 災害対応と並行して重要な平常業務を継続させるため、各部署における組織体制を確立するとともに、部局を超えた動員体制の構築を図る。

3 電算システム等行政機能のバックアップ体制の維持

- ◆実施担当 総務局総務管理室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 平常業務及び災害復旧等に必要な情報のバックアップを取得し、同じ災害で同時に被災しない場所で保存するよう努める。

第2節 企業・事業所の事業継続の取り組みを支援するための

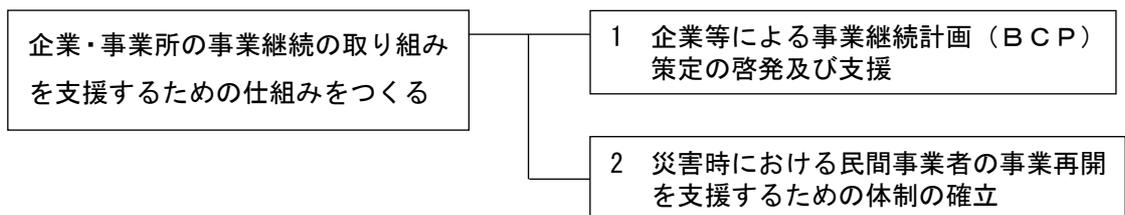
仕組みをつくる

第1 基本方針

民間企業においては、災害や事故によって事業が継続できなくなると、中断期間における利益が失われるばかりでなく、顧客・取引先を失うことによって連鎖的に被害が拡大する可能性がある。このため、災害等によって被災しても、いかに事業を継続するか、またはいかに早期に復旧するかが重要視されており、逆にこうした事業継続に対する取り組みを積極的に行っている企業が対外的な信頼を得るようになりつつある。

しかしながら、こうした「事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）」を策定している企業はまだ一部であり、今後は、市内の企業に対しても、事業継続計画策定の必要性や具体的な策定方法を示していくものとする。また、民間企業の早期復旧に向けた努力が円滑に進むよう、行政側の支援体制についてもあらかじめ検討することとする。

【施策の体系】



第2 計画内容

1 企業等による事業継続計画（BCP）策定の啓発及び支援

- ◆実施担当 環境産業局産業振興室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 市内の企業、事業所に対して、市域での災害リスクとあわせて事業継続の取り組みの必要性及び効果を示し、あらかじめ事業継続計画を策定するよう働きかけるとともに、計画策定に向けた支援を行う。

2 災害時における民間事業者の事業再開を支援するための体制の確立

- ◆実施担当 総務局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 災害時に民間事業者が業務再開を行うにあたり、施設・設備補修等に行政の許認可が必要となる場合において、これら許認可に係る手続きが支障なく、遅滞なく行われるよう、明石市事業継続計画に基づき、災害時における行政の許認可体制を確立しておく。

第8章 各機関における防災への取り組み

国、県、ライフライン等各関係機関においては、様々な防災事業に取り組んでいるところであるが、各機関における事業についての認識をより深めていく。

第1節 各機関における主な防災事業

各関係機関における主な防災事業については以下のとおりである。

兵庫県東播磨県民局

- ◆事業名 「ひょうご安全の日」東播磨地域防災のつどいの実施
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 阪神・淡路大震災の経験と教訓を継承し、県民一人ひとりが大震災を忘れず、将来の災害に備えるため、「ひょうご安全の日」である1月17日前後に、防災学習会等を実施し、地域の防災意識の高揚と防災力の向上を図る。

関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社

- ◆事業名 電力供給ルートの多重化
 - ◆実施時期 毎年
 - ◆事業内容 電力供給ルートは網目状でつながれており、通常ルートで障害があっても別ルートからの供給できるようバックアップ体制をとる。
-
- ◆事業名 他電力会社等との協調
 - ◆実施時期 毎年
 - ◆事業内容 他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社、電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」という。）、協力会社、電気工事店および隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備しておく。

◆事業名	電気事故の防止
◆実施期間	毎年
◆事業内容	関西電力及び関西電力送配電は、電気設備による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、次の事項を実施する。

1 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視）及び自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

2 広報活動

(1) 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

ア 無断昇柱、無断工事をしないこと。

イ 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに送配電コンタクトセンターに通報すること。

ウ 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。

エ 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付すること、及び必ず電気店等で点検してから使用すること。

オ 大規模地震時の電気火災の発生抑止のため感震ブレーカーを取付すること、及び電気工事店等で点検してから使用すること。

カ 屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。

キ 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。

ク 台風の襲来が予想される場合は、飛散防止等の注意喚起を図ること。

ケ その他事故防止のため留意すべき事項。

(2) PRの方法

電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ及びSNS

等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

(3) 停電関連

自治体や行政機関等を通じて、病院等の重要施設及び人工透析などの医療機器等を使用しているお客さまの、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、非常用電源設備の設置や使用訓練などを要請する。

大阪ガスネットワーク株式会社

- ◆事業名 供給停止システムの推進
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 地震が発生した場合は、二次災害を防ぐために、揺れの大ささによって自動的にガスを止める。

- ◆事業名 ガス管の更新
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 住宅付近のガス管は金属のものから、地中でも錆びたり腐らず、柔軟性のあるポリエチレン管に順次入れ替えていく。

NTT西日本株式会社

- ◆事業名 災害用伝言ダイヤル（171）・災害用伝言板（web171）
- ◆実施時期 災害時・毎月1日及び15日・正月三が日・防災週間（8/30～9/5）・防災ボランティア週間（1/15～1/21）
- ◆事業内容 災害発生時、被災地域の居住者が「災害用伝言ダイヤル（171）」、「災害用伝言板（web171）」にアクセスし、電話番号等をキーとして被災状況を音声、或いは文字で情報を伝言登録する。登録された伝言は電話番号をキーとして、全国から聴取、閲覧、追加伝言登録が可能。

- ◆事業名 重要通信センターの分散
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 市外通話用の中継交換機を設置した重要通信センターが被災した場合、そこを経由する通話はすべて途切れてしまうことになるため重要通信センターは分散設置し、通信の孤立回避を図る。

- ◆事業名 中継伝送路の冗長化・2ルート化
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 伝送路の冗長化により万が一方のルートが被災しても、冗長構成により自動的に他のルートへ瞬時に切り替わるようにする。また伝送路の2ルート化により、1つのルートが被災しても、他のルートに回線を分散しておくことで、通信の確保を図る。

第3編 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害の発生
の防御又は拡大を防止するために応急的に実施する対策を定めるものである。

第1章 災害対策本部等

第1節 防災組織

1 明石市災害対策本部

災害対策基本法及び明石市災害対策本部条例に基づき、本市の地域について災害が発生し又は発生するおそれがある場合に市長が本部長となり、市長部局のほか行政委員会等の職員を統括し、災害予防及び災害応急対策の実施の推進を図るための機関である。

なお、市長が不在のときは、副市長が本部長の職務を代行する。

(1) 本部会議

ア 招集等

本部会議は、本部長が招集し、災害予防及び災害応急対策の実施の方針について協議、決定する。

イ 構成

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員により構成し、次に掲げる職にあるものをもってこれに充てる。

(本部長) 市長 (副本部長) 副市長

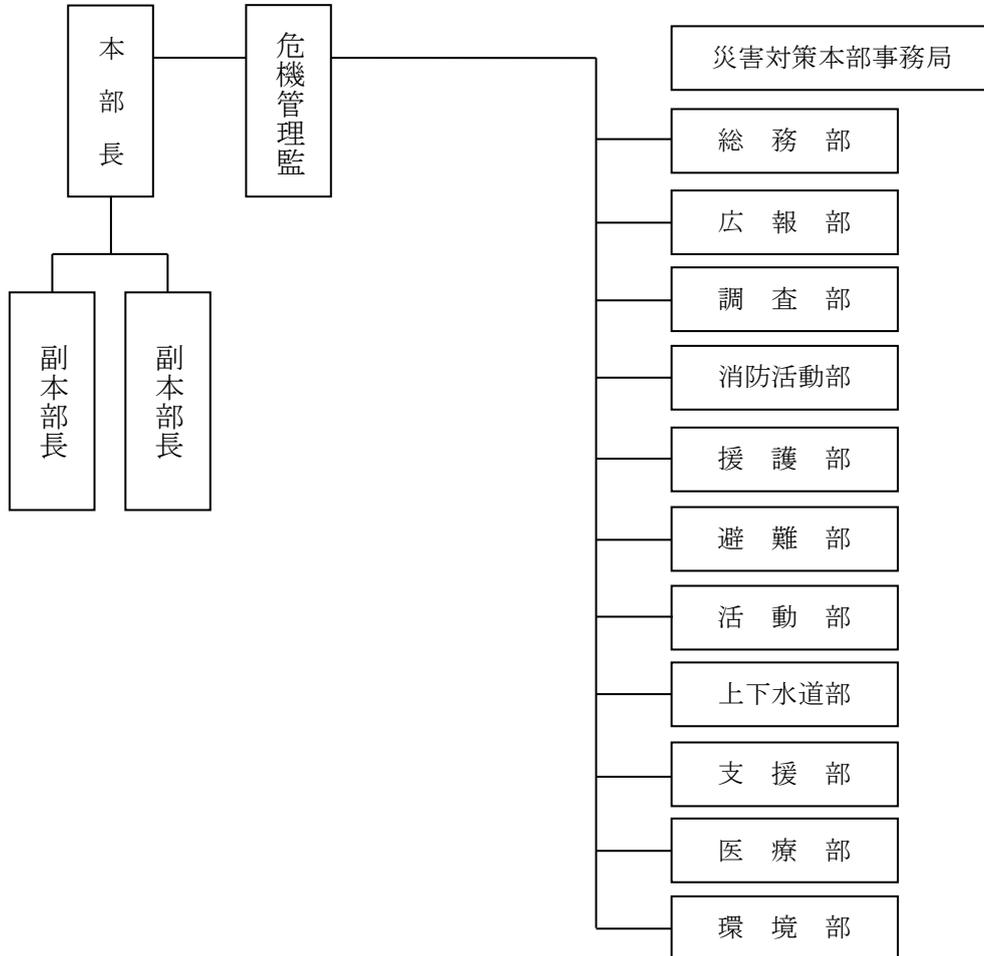
(本部員) 教育長 公営企業管理者 危機管理監 政策局長 総務局長
市民生活局長 環境産業局長 福祉局長 こども局長 都市局長
教育局長 消防局長 総務局総合安全対策部長 総務局財務部長
福祉局あかし保健所長 福祉局保健部長 都市局道路部長
上下水道局下水道部長 防災関係機関の長

(2) 所掌事務

明石市災害対策本部は、明石市防災会議と緊密な連絡のもとに、本市の地域に係る災害予防及び災害応急対策を実施することを主たる所掌事務とする。

(3) 各部の事務分掌

災害対策本部の組織は下記のとおりとし、その詳細及び事務分掌は、別に定める。別に定めるもののほかは、平常時における職制及び事務分掌により実施する。



第2節 動員・配備及び災害対策本部の設置

第1 緊急要員の指定

市長は、初動における緊急要員としてあらかじめ次のとおり指定する。

(1) 指定連絡要員（64名）

気象庁が明石市域において震度階級3もしくは4を観測、発表したとき（以下「明石市で震度3のとき」と略して表記する。）又は津波警報等が発表されたときの初動活動を行う要員で、所属職場付近に居住（おおむね30分以内に参集可能）している職員のうち原則として課長級以上の職員を指定する。

(2) 指定統括者（6名）

明石市で震度5弱以上のときに初動活動の現場指揮をとる要員で、本庁舎付近に居住（おおむね30分以内に参集可能）している職員のうち原則として室長級以上の職員を指定する。

(3) 指定避難所要員（123名）

明石市で震度5弱以上のときに避難所に参集し、開設・初期運営を行う要員で、避難施設としての各小・中学校（41か所）付近に居住（おおむね30分以内に参集可能）する職員を各施設3名ずつ指定する。

勤務時間外においては、指示によらずに参集するほか、勤務時間内においては、第3号配備指令の場合を中心に、指示を受けて参集する。

(4) 指定の見直し

指定連絡要員及び指定統括者の指定並びに指定避難所要員の指定の見直しについては、原則として年度当初に行う。ただし、指定要員が遠方への住所変更等で要員としての役割が果たせなくなったときなどやむを得ない場合は、その都度行う。

第2 地震発生時等の初動体制

1 勤務時間内の初動体制

勤務時間内に地震が発生した場合の初動体制は次のとおりとする。

- (1) 明石市で震度3又は津波注意報発表のとき（連絡体制）
各局部において、緊急連絡に備える体制をとる。
- (2) 明石市で震度4又は津波警報発表のとき（警戒体制）
 - ア 消防局警防課長並びにあかし総合窓口、市民センター、市立天文科学館（1名）、明石クリーンセンター（1名）、あかし動物センター（1名）、あかし保健所（1名）、明石子どもセンター（1名）、下水道室（1名）、水道室（1名）以外の指定連絡要員は、806会議室に参集し、別に定める体制（勤務時間外の震度4のときの体制）をとる。
 - イ 各局部においては、通常の業務体制で所管施設等関係情報の収集を行うとともに、災害対策本部体制の準備体制をとる。
 - ウ 被害状況に応じて、災害応急対策を実施するため市長が必要と認めたときは、災害対策本部を設置する。
- (3) 明石市で震度5弱以上のとき又は震度にかかわらず市域に重大な被害が発生したとき（災害対策本部体制）
 - ア 災害対策本部を設置し、本部会議を開催する。
 - イ 被害状況に応じて、第1号配備から第3号配備までの体制をとる。

2 勤務時間外の初動体制

勤務時間外に地震が発生、又は気象警報等が発表された場合の初動体制は次のとおりとする。

なお、参集の徹底を図るため、(1)及び(2)の場合、消防局は職員召集・情報伝達システム（mailio）により、参集すべき指定連絡要員に連絡を行うものとする。

- (1) 明石市で震度3又は津波注意報発表のとき（連絡体制）
指定連絡要員のうち下記の者が市役所へ参集し、緊急連絡に備える体制をとる。
「震度3又は津波注意報発表のとき」
政策局広報プロモーション室（1名）、
総務局総合安全対策室（6名）、
都市局（2名）、上下水道局（1名）
指定連絡要員は、地震発生後、速やかに本庁舎総合安全対策室に参集し、
 - ア 緊急連絡に備える体制をとる。
 - イ 市民等からの問い合わせに対処する。
 - ウ その他、状況に応じ協議し、体制を拡大又は縮小する。

(2) 明石市で震度4又は津波警報(大津波警報含む)発表のとき(警戒体制)

指定連絡要員全員が市役所及び各所属職場へ参集し、情報収集、市民への対応、緊急連絡等のため次の体制をとる。被害状況に応じて、災害応急対策を実施するため市長が必要と認めたときは、災害対策本部を設置する。

	所 属 名	人員	事務分掌	参集場所
統 括 係	政策局(市長室) (広報課)	1名 1名	① 体制の統括 (災害対策本部の設置、増員、縮小) ② 市長、副市長への連絡 ③ 東播磨県民局との連絡 ④ 情報の整理 ⑤ 報道機関との連絡・調整 ⑥ 広報	本 庁 8 0 6 会議室
	総務局(総合安全対策室) (総務課) (情報管理課) (デジタル推進課)	11名 2名 1名 1名		
情 報 収 集 係	消防局	1名	① 情報の収集 ライフライン(関西電力、関西電力 送配電、NTT、大阪ガス、大阪ガ スネットワーク) 交通機関(JR、山陽電車、神姫バス) 明石警察署 国、県等関係機関 市職員の自宅等	
	総務局(財務室) (税務室)	1名 1名		
	市民生活局(市民生活室) (市民協働推進室)	2名 2名		
	環境産業局(産業振興室) (環境室)	1名 1名		
情 報 対 策 係	福祉局 こども局	4名 3名	① 市民等からの電話及び来庁者への 対応	
	市民生活局(文化・スポーツ室)	1名		
	都市局(都市整備室) (道路安全室) (住宅・建築室)	3名 5名 2名		
共 通 事 項	上下水道局 教育委員会	2名 2名	① 本庁との連絡調整 ② 市民からの電話対応 ③ 所管施設の被害状況等についての 本庁への連絡	各職場
	あかし総合窓口 3市民センター	各2名		
	政策局(天文学館)	1名		
	環境産業局(明石クリーンセンター) (あかし動物センター)	1名 1名		
	福祉局(生活衛生課)	1名		
	こども局(明石こどもセンター)	1名		
	上下水道局 消防局	2名 1名		
共 通 事 項			① 各局部長、室長等への状況報告 ② 体制に係る協議 ③ 参集時における被害状況の収集 ④ 災害対策本部開設の準備 等	

ア 地震発生後、上記職員はすみやかに定められた参集場所に参集し、事務分掌にしたがい迅速な対応を図る。

イ 参集職員は、参集時に得た被害状況等を情報収集係に報告する。

ウ 各局部室課は、別途あらかじめ職員を指定しておき、所管施設等関係情報の収集を行い、被害状況等を情報収集係に報告する。

エ 情報収集係は収集した情報を統括係に報告する。

オ 統括係は、被害状況等を取りまとめ市長への報告を行う。

(3) 明石市で震度5弱以上のとき（災害対策本部体制）

ア 基本的事項

- 1 防災配備指令第1号から第3号までの職員は、指令によらず、所属職場に参集するとともに、指定避難所要員は定められた場所に参集するものとする。
- 2 交通事情等により、所属職場に参集できない職員は、最寄りの市民センター又は本庁舎806会議室に参集し、市民センター所長又は指定統括者の指揮下で災害活動を行う。
- 3 災害対策本部を設置し、本部会議を開催する。
- 4 被害状況に応じて、配備体制を決定する。

イ 具体的対応

1 災害対策本部非常体制（初期混乱期）

地震発生直後は、災害対策本部の事務分掌に基づく組織的活動は困難であるため、指定統括者の現場指揮のもとで、順次参集する職員により対応する。

(1) 本庁への参集者は、指示によらず、806会議室に災害対策本部を設置する。

(2) 指定統括者は、参集職員を情報対策係、情報整理係及び活動係に指名し、その任にあたらせる。

情報対策係・・・市民等からの通報への対応

情報整理係・・・被害状況等の情報収集及び整理、広報活動

活動係・・・物資・食糧等の供給、現場活動

(3) 指定統括者は、被害状況等の的確な把握に努め、本部長に報告する。本部長は、指定統括者の報告に基づき、地震発生後すみやかに、第1回目の本部会議を開催する。その場合、本部員が参集していない部にあつては部内で参集している者のうち職制最上位の者が本部会議に入るものとする。

(4) 第1回目の本部会議の開催をもって、指定統括者の現場指揮による非常体制は終了し、組織的対応（災害対策本部事務分掌に基づく対応）へ移行するものとする。指定統括者は、本部会議開始前に関係部長等に業務の引き継ぎを行う。

2 災害対策本部体制（組織的活動期）

(1) 災害対策本部非常体制から災害対策本部体制への移行は、防災無線及び庁内放送により職員に周知徹底するものとする。

(2) 指定統括者から業務の引き継ぎを受けた各部長等は、事務分掌に基づき災害活動を行う。

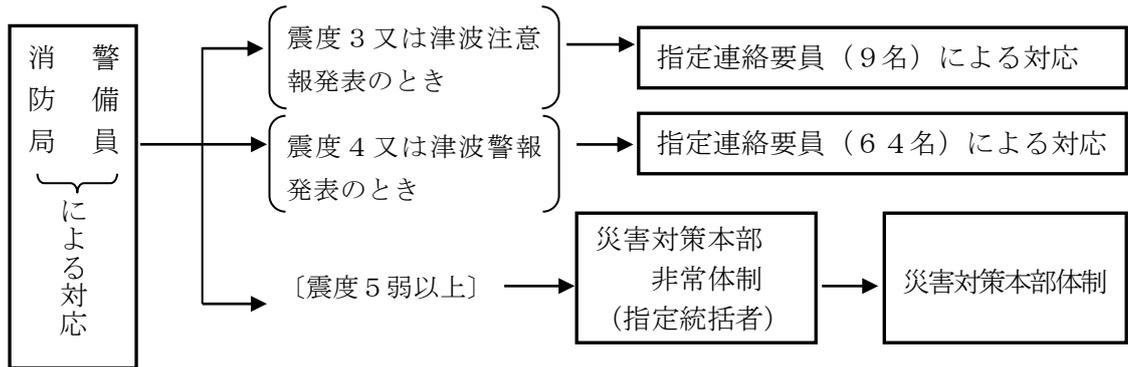
(4) 上記の体制ができるまでの対応

ア 警備員による対応

市民等からの問い合わせに対しては、把握している状況を説明し、加入電話による災害通報にあつては消防局に連絡する。

イ 消防局による対応

- ・ 消防局で通報を受けた災害への対応を行う。
- ・ 警備員が取り次いだ加入電話による災害通報への対応を行う。



◎ 震度、初動体制及び配備指令との関係

震度	勤務時間外の初動	勤務時間内の初動	配備指令の基準及び配備内容
3	(連 絡 体 制)		
	指定連絡要員のうち8名が配備指令によらず自主参集し、緊急連絡や市民からの問い合わせ等に備える。	通常の業務体制で、緊急連絡に備える。	
4	(警 戒 体 制)		
	指定連絡要員全員が配備指令によらず自主参集し、緊急連絡、情報収集、市民からの問い合わせ等に備える。	指定連絡要員全員が緊急連絡、情報収集、市民からの問い合わせ等に備える。 各局部室課においては、通常の業務体制で、所管施設等関係情報の収集を行うとともに、災害対策本部配備指令に備える。	
5弱 以上	(災害対策本部体制)		<p><第1号配備> 局地災害が発生し又は発生するおそれがあるとき。</p> <p><第2号配備> 局地災害が発生した場合で、第1号配備体制を強化し、被害の拡大防止及び軽減を図るための活動が遂行できる体制。</p> <p><第3号配備> 市域の全域にわたって災害が発生した場合又は大規模の災害が発生するおそれがある場合、若しくは局地的災害であっても被害が甚大な場合で、市長が全本部の活動を必要と認めるとき。職員の全員をもって対処する体制。</p> <p><増員要員> 第3号配備体制において、更なる災害対応が必要な場合及び通常業務の継続に対応するための要員。</p>
	第3号配備指令が発せられたものとみなし職員全員が定められた参集場所に自主参集する。 初期混乱期には、指定統括者等による「災害対策本部非常体制」で対応する。その後、「災害対策本部体制」に移行する。	被害状況等により、第1号配備指令又は第2号配備指令若しくは第3号配備指令を発し災害対策本部体制をとる。	

第3 風水害等発生時の災害対策本部等の設置及び配備指令

1 水防本部の設置

水防管理者たる市長は、以下の状況を認めた場合に水防本部を設置する。

但し、緊急の必要があるときは、水防本部長が水防本部を設置することができるものとし、この場合、直ちに水防管理者に報告するものとする。

- (1) 大雨、洪水、高潮警報のいずれかが発表されたとき。（津波警報が発表された場合は、原則、災害対策本部を設置し、明石市での震度4発生時と同様の体制とする。）
- (2) 津波注意報が発表され、浸水のおそれがあるとき
- (3) 台風または異常な低気圧の接近が予測され、避難所の開設準備等、あらかじめ対処体制の準備が必要と認めるとき
- (4) 大雨、洪水、高潮または津波により災害が発生し、または発生するおそれがあると認めるとき
- (5) その他、水防管理者が必要と認めるとき

2 配備指令

市長は、災害への対応体制を整えるため、次の基準に基づき配備指令を発するものとする。なお、警戒体制から活動第2体制までに関する活動については、水防本部体制とし、「明石市水防計画」に定めるところによる。（本編第3章参照）

配備指令の種類	配備指令の基準
連絡体制	津波注意報（震度3以下の時に限る）、暴風警報又は大雪警報が発表されたとき (参集人員については、震度3の地震時に準じる)
警戒体制	大雨（浸水害、土砂災害）警報、洪水警報、高潮警報のいずれかが発表されたとき
活動準備体制	1 津波注意報が発表され、浸水のおそれがあるとき 2 台風または異常な低気圧の接近等が予測され、避難所の開設準備等、予め対処体制の準備が必要と判断したとき
活動第1体制	大雨、洪水、高潮、津波等により、数時間の間に水防活動の必要性があると判断したとき
活動第2体制	大雨、洪水、高潮、津波等により市内に被害の発生が切迫又は発生し、要員の増強が必要と判断したとき

3 災害対策本部等の設置

市長は、市域の全域にわたって災害が発生した場合又は大規模の災害が発生するおそれがある場合、若しくは局地的災害であっても被害が甚大な場合で、全本部の活動を必要と判断したときは災害対策本部を設置するものとする。

4 配備指令の伝達方法

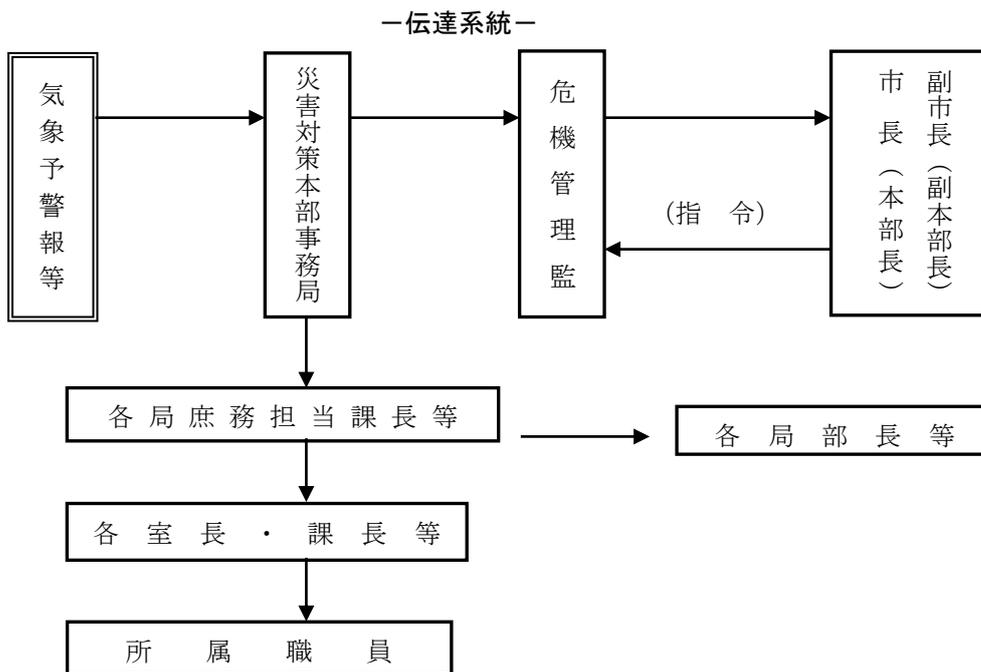
(1) 勤務時間内の伝達手段

庁内放送、電話等により行う。伝達すべき職員が不在のときは、当該課等の職員に説明し、その次の職員に伝達するよう指示する。

(2) 勤務時間外の伝達手段

電話等により行う。伝達すべき職員が不在のときは、家族等に説明するとともに、その次の職員に伝達する。

なお、迅速かつ効率的な伝達作業を行うため、職員召集・情報伝達システム（mailio）で呼び出しを行う。



5 注意事項

- (1) 職員は、あらかじめ定められた配備体制及び担当事務を了知し、担当事務に関連した災害が発生するおそれがあり、又は災害の発生を察知したときは、指令がない場合においても定められた部署に速やかに参集し、防災活動に従事しなければならない。
- (2) 職員は、異常気象等の場合には気象情報等に注意し、その状況により、進んで所属局部長等と連絡をとり、その指揮に従うよう努めなければならない。
- (3) 配備指令を受けた職員は、最短時間で参集するものとし、交通機関が途絶した場合の参集方法についてあらかじめ検討し、考慮しておかなければならない。

第4 災害対策本部の閉鎖

本部長は、市の地域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害対策がおおむね完了したと認めたときは、災害対策本部を閉鎖する。

第2章 情報計画

第1節 情報収集及び伝達

〔実施担当〕	情報収集	各部
	被害状況の収集	
	本庁地区	市（活動部・調査班・消防活動部）
	大久保地区	市（〃・〃・〃・地域統括班）
	魚住地区	市（〃・〃・〃・〃）
	二見地区	市（〃・〃・〃・〃）
	情報整理	
	地震	市（総務部情報整理班・庶務班）
	風水害等	市（〃・〃・活動部統括班）
	情報伝達	
知事に対する報告	市（災害対策本部事務局）	
報道機関及び市民に対する伝達	市（広報部広報班）	

1 震度情報

（1）計測震度計

気象庁が、平成7年3月に明石市消防署中崎分署に計測震度計を設置しており、テレビ等により即時に情報提供される。また、兵庫県災害対応総合情報ネットワークとの接続により、観測情報に基づく即時被害予測を行うことができる。

（2）強震計

防災科学技術研究所が、令和7年2月に明石市消防署二見分署に強震計を移設した。これは、文部科学省の「全国強震ネットワーク事業」の一環で設置されたもので、震度4以上の地震の際に精度の高いデータを得る仕組みになっており、そのデータを全国的に集約することで、被害原因の推定や復興計画の立案などに役立てることができる。

2 気象予警報

(1) 警報・注意報

注意報は災害が発生するおそれのある場合に、警報は重大な災害が発生するおそれのある場合に、神戸地方気象台が一次細分は2区分、二次細分は41区分（市町）により発表する。

ア 注意報の種類と基準（明石市に限る）

注意報の種類	基 準
大雨注意報	表面雨量指数基準：7 又は 土壌雨量指数基準：117
洪水注意報	流域雨量指数基準：明石川=20.1、赤根川=6.3、瀬戸川=8.0 複合基準 ※1：明石川(5, 20.1)、赤根川(5, 6.3)、瀬戸川=(5, 7.7)
強風注意報	平均風速 陸上：12m/s 海上：15m/s
風雪注意報	平均風速 陸上：12m/s 雪を伴う 海上：15m/s 雪を伴う
大雪注意報	12時間降雪の深さ：5cm
波浪注意報	有義波高：1.5m
高潮注意報	潮位：1.2m
雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
濃霧注意報	視程 陸上：100m 海上：500m
乾燥注意報	最小湿度40%で実効湿度60%
なだれ注意報	①積雪の深さ70cm以上あり降雪の深さ20cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温9℃以上又は24時間雨量10mm以上 ※2
低温注意報	最低気温：-4℃以下 ※2
霜注意報	晩霜期 最低気温2℃以下
着雪注意報	24時間降雪の深さ：20cm以上 気温：2℃以下

※1 （表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

※2 気温は神戸地方気象台、姫路特別地域気象観測所、洲本特別地域気象観測所の値

イ 警報の種類と基準（明石市に限る）

警報の種類	基準	
大雨警報	(浸水害)	表面雨量指数基準：19
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準：152
洪水警報	流域雨量指数基準：明石川＝25.2、赤根川＝7.9、瀬戸川＝10.0 複合基準 ※1：瀬戸川＝(5, 8.6)	
暴風警報	平均風速 陸上：20m/s 海上：25m/s	
暴風雪警報	平均風速 陸上：20m/s 雪を伴う 海上：25m/s 雪を伴う	
大雪警報	12時間降雪の深さ：10cm	
波浪警報	有義波高：3.0m	
高潮警報	潮位：2.0m	

※1 （表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

(2) 特別警報

特別警報は、警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に、神戸地方気象台から発表される。

特別警報の種類と基準

特別警報の種類	基準
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合
波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により波浪になると予想される場合
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(3) 記録的短時間大雨情報

気象庁が数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)したり、解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する情報で、明石市は1時間雨量が110mm以上の場合に発表される。

(4) 台風の分類

ア 台風の強さ

階 級	最 大 風 速
台風	17m/s 以上～33m/s 未満
強い台風	33m/s 以上～44m/s 未満
非常に強い台風	44m/s 以上～54m/s 未満
猛烈な台風	54m/s 以上

イ 台風の大きさ

階 級	強風域の半径 (※)
台風	500km 未満
大型(大きい) 台風	500km 以上～800km 未満
超大型(非常に大きい) 台風	800km 以上

※ 強風域の半径；風速 15m/s 以上の強い風が吹いているか、地形の影響などがない場合に吹く可能性のある範囲

(5) 気象情報

気象の予報などについて一般及び関係機関に対して発表する情報で、大雨に関する情報、記録的短時間大雨情報、台風に関する情報などがある。県南部は神戸地方気象台が発表する。

(6) 火災警報(消防法第22条)

ア 神戸地方気象台は、明石市に「乾燥注意報」又は「強風注意報」が発表された場合、火災気象通報を行う。

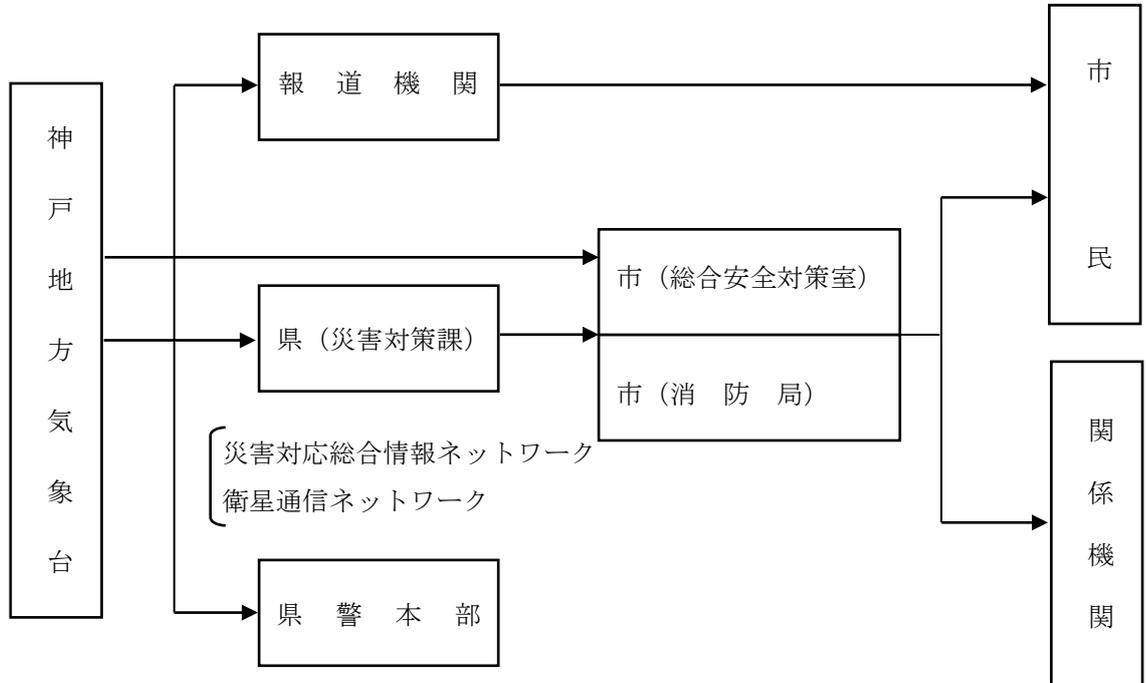
ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

イ 市長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認められるとき火災警報を発することができる。

(7) 水防警報

国土交通省大臣又は知事は、洪水又は高潮及び津波等により災害の発生が予想される場合に、それぞれ指定する河川、湖沼又は海岸について水防法第16条に基づき水防警報を発することとする。

－気象情報伝達系統図－



3 被害状況等の収集情報

- (1) 震度情報、津波情報（地震）
- (2) 気象情報（風水害）
- (3) 人的被害状況
- (4) 家屋被害状況
- (5) 火災状況
- (6) 道路交通の状況（道路陥没・亀裂、崖崩れによる道路障害、落橋等）
- (7) 交通機関の運行状況
- (8) 電気、ガス、水道、下水道、通信等のライフラインの状況
- (9) 公的施設の被害状況
- (10) その他市民生活に関する情報

4 被害状況等の収集方法

(1) 職員による参集途上での情報収集

職員は、参集途上において「被害状況報告」等を活用し、情報収集に努めるものとする。

(2) 市民、自主防災組織等からの通報

(3) 各部局による収集

ア 地震の際には、発生直後のできる限り早い時点で、市域全体のおおよその被害状況を把握するため、調査班、消防活動部及び地域統括班（市民センター）は連携を図りながら情報収集を行う。

イ 風水害等の際には、活動部、調査班、消防活動部及び地域統括班（市民センター）は連携を図りながら情報収集を行う。

ウ 各局部においては、所管する公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、被害状況の調査を行う。

エ 安否不明者、行方不明者及び死者の情報収集については、住民基本台帳等も活用し、発災後48時間以内に兵庫県へ報告するように努める。

(4) ライフライン、警察、交通等防災関係機関については、連絡窓口の整備やホットラインの設置等により、情報収集体制を確立する。

(5) 報道機関からの収集

5 勤務時間外に地震が発生した場合の初期情報収集体制

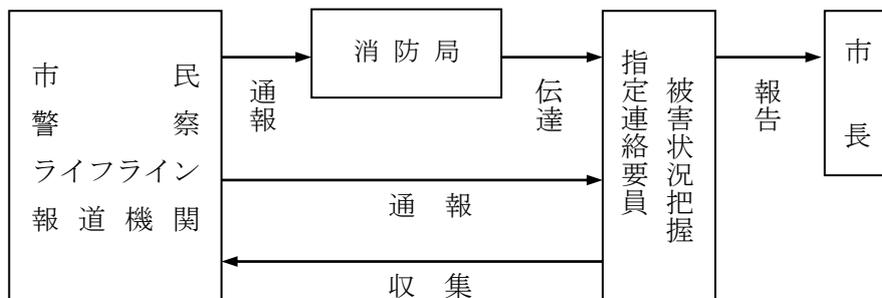
地震発生直後は、情報収集体制が整うまでの間、消防局及び市役所警備員室において情報収受を行い、その後、次の情報収集体制により行う。

(1) 明石市で震度3の場合

消防局は指定連絡要員に情報伝達を行うとともに、指定連絡要員は引き続き市民等からの通報に備える体制をとる。

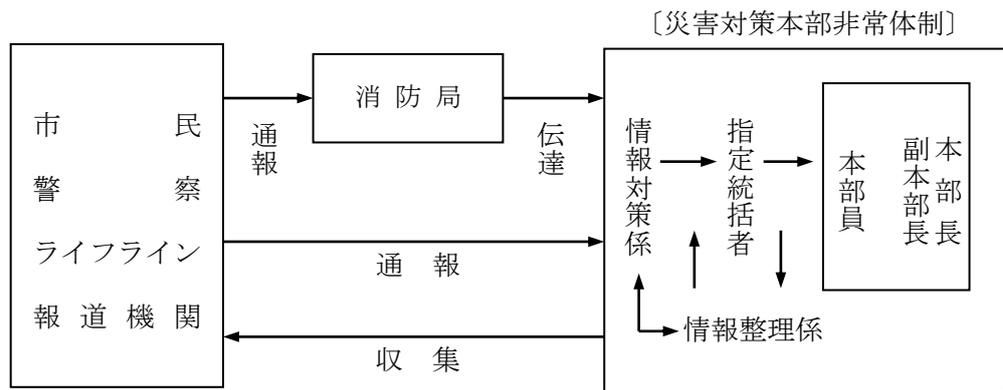
(2) 明石市で震度4の場合

各部局の指定連絡要員により情報収集伝達体制をとり、被害状況等について市長に報告する。

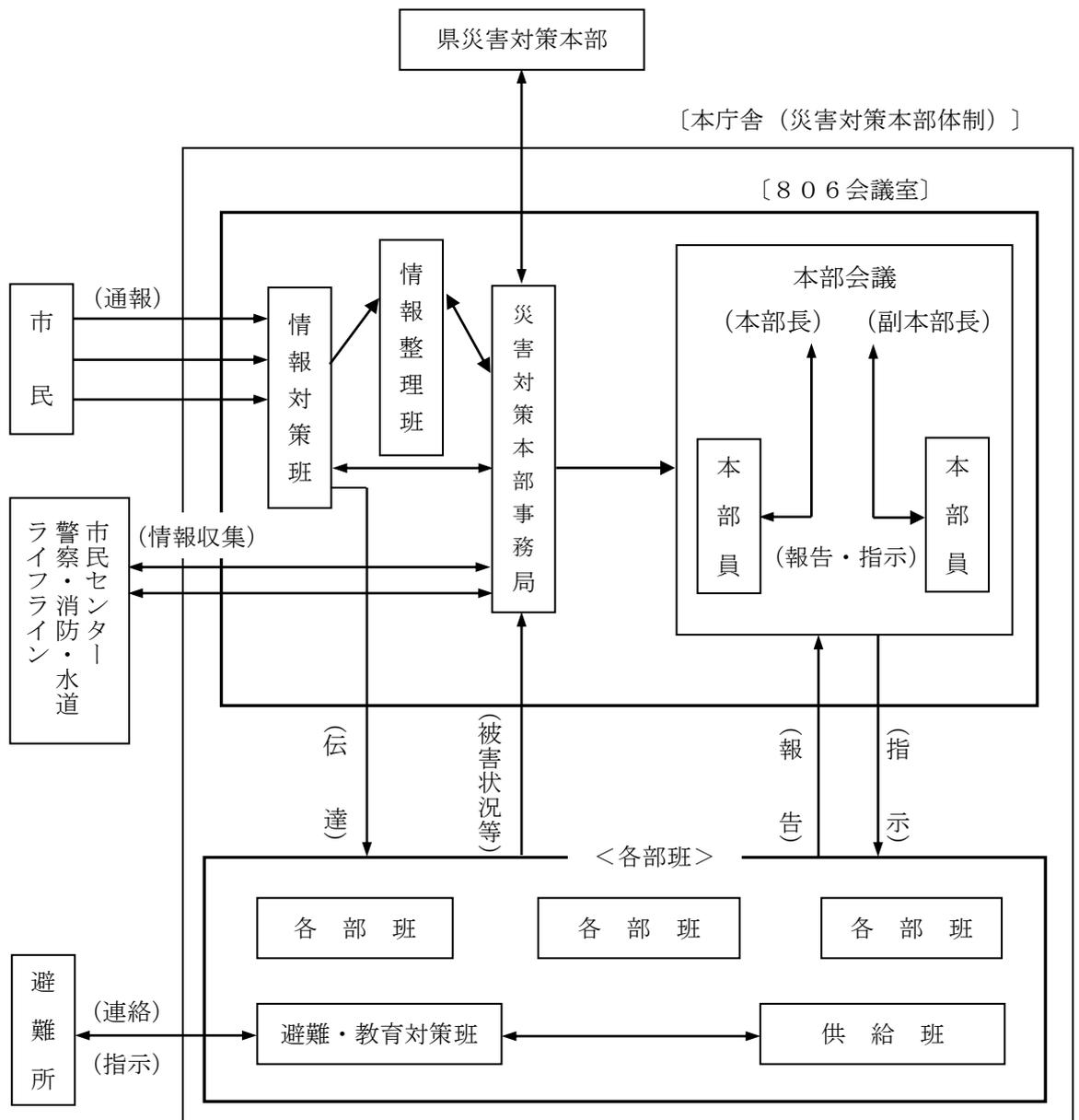


(3) 明石市で震度5弱以上の場合

ア 災害対策本部非常体制による情報収集



イ 災害対策本部体制による情報収集



6 異常現象発見時の措置

災害が発生するおそれのある異常気象（津波、異常潮位、洪水等）を発見した者は、次のとおり関係機関に通報するものとする。

- (1) 異常気象を発見した者は、ただちに市長、又は警察官もしくは海上保安官に通報するものとする。
- (2) 通報を受けた警察官又は海上保安官は、ただちに市長及び上部機関に通報するものとする。
- (3) (1)、(2)により通報を受けた市長は、ただちに気象官署及び県地方機関に通報するとともに、住民に対し周知を図るものとする。
- (4) (3)により通報を受けた県（地方機関）は、ただちに県（本庁関係各課）に通報するものとする。

7 情報収集についての注意事項

- (1) 被害状況等の収集報告は迅速に行い、災害対策が時期を失することのないようにしなければならない。
- (2) 被害状況等の迅速かつ正確な収集及び報告を図るため、消防局及び各部等は、地域内の防災関係機関と常に緊密に連絡を図らなければならない。
- (3) 各部等がそれぞれの所管事項及び所管の公共的施設の被害状況を調査する場合は、市、国、県、その他公共的団体又は私人が所有し、若しくは管理する施設であって、市民生活に影響のある被害を受けた施設の被害状況についても調査報告するものとする。

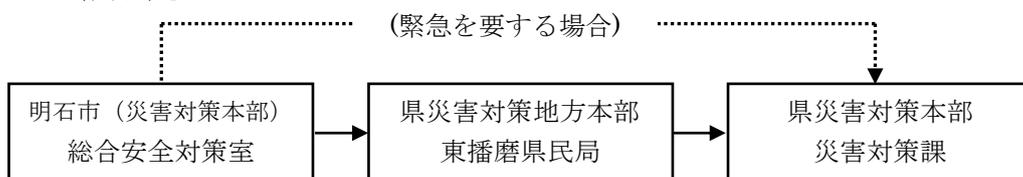
8 情報伝達

- (1) 県知事への被害状況の報告

ア 報告の基準

- (ア) 災害救助法の適用基準に合致する災害
- (イ) 災害対策本部を設置した災害
- (ウ) 災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害
- (エ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害（明石市で震度4以上を記録した地震、又は市域内に被害を生じた地震）
- (オ) (ア) 又は (イ) に定める災害になるおそれのある災害（地震発生時）
- (カ) (イ) 又は (エ) に定める災害になるおそれのある災害（風水害発生時）

イ 報告系統



ただし、通信の不通等により県へ報告できない場合、内閣総理大臣（窓

口：消防庁) に直接災害の状況を報告するものとする。

ウ 報告の内容・方法

市は県へ、災害の状況について、定められた様式に基づき、兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム(フェニックス防災システム)、衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で報告を行う。

(ア) 緊急報告

市は、庁舎・庁舎周辺の被害を県に報告する。また、消防局は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合、直ちに消防庁、県それぞれに対し、報告する。

(イ) 災害概況即報

市は、報告すべき災害を覚知したときは、直ちにその第一報を「災害概況即報」により、県へ報告することとする。

特に、災害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県へ報告することとする。また、市は、市内で震度 5 強以上を記録した場合は、その第一報を県へ報告することとする。

(ウ) 被害状況即報

市は、被害状況を収集し、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で県へ報告することとする。

また、上記(イ)「災害概況即報」で消防庁に報告を行った場合で、消防庁長官から要請があったときは、市は、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対して行うこととする。

(エ) 災害確定報告

市は、応急措置完了後速やかに県へ文書で災害確定報告を行うこととする。

(2) 関係部・市民センター等出先機関への伝達

市(災害対策本部)で収集した被害状況のうち必要なものは、災害対策本部事務局がそれぞれ関係部等に伝達するものとする。

(3) 防災関係機関への伝達

市(災害対策本部)と各防災関係機関間で被害状況等の相互交換が必要なときに、有線通信又は無線通信、メールやデジタル通信などあらゆる手段により伝達を行う。

(4) 報道機関及び市民への伝達

報道機関及び市民への伝達は、「第3編第2章第2節 災害広報」により行う。

第2節 災害広報

〔実施主体〕 市（広報部広報班・消防活動部）

大規模な災害の発生に際しては、各種情報の不足や誤った情報のため社会不安や混乱を生ずることが予想される。したがって、災害発生に関する情報のみならず被災状況、応急対策の実施状況、住民のとるべき措置等について、多様な手段を用いて積極的に広報を行い、社会不安の沈静や応急対策の円滑な実施に資する。

1 住民への広報の内容

災害発生の初期段階	二 次 段 階
① 火の始末	① ライフラインの復旧状況
② ガス漏れ情報	② 給水場所
③ 余震・津波情報（地震発生時）	③ 交通機関の復旧状況
④ 気象情報（風水害発生時）	④ 交通規制情報
⑤ 避難情報	⑤ 道路の復旧状況
⑥ 断水状況・給水場所	⑥ 公衆浴場情報
⑦ 避難所情報	⑦ 各種相談窓口開設情報
⑧ パニック防止の呼びかけ	⑧ 応急対策実施状況
⑨ 交通機関運行状況	⑨ 各種支援情報
⑩ 道路通行止め情報	⑩ その他生活関連情報
⑪ ライフライン被害状況	
⑫ 医療機関の受入れ情報	

2 広報の方法

（1）防災行政無線での放送

地域住民には屋外拡声子局で、避難所には戸別受信機やIP告知端末で、それぞれ情報提供を行う。特別警報の伝達を受けた場合は、直ちに住民等へ伝達するものとする。

なお、震度5弱以上が観測された場合、津波警報が発表された場合、特別警報が発表された場合には、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により自動的に放送される。

（2）広報車の活用

市公用車により、きめ細かな広報活動を展開する。

（3）テレビ、ラジオ、新聞等への報道要請

市は、災害に関する通知、要請、伝達等の必要が生じた場合は、テレビ、ラジオ、新聞等報道機関に報道要請を行う。なお、放送局を利用する場合は県を通じて放送要請を行う。県は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、各放送局に対して放送要請を行う。

(4) ケーブルテレビへの報道要請

平成19年11月に株式会社明石ケーブルテレビとの間で締結した、「災害時における放送要請に関する協定書」に基づき、同社にテロップ放送や通常番組を中断した緊急放送などの要請を行う。

(5) インターネットによる情報提供

明石市のホームページを通じて、インターネットによる災害情報を市内外に向けて発信するとともに、必要に応じて、ポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得るものとする。

また、登録制メール「防災ネットあかし」や携帯端末の緊急速報メール、エリアメールのほか、LINE、X（旧ツイッター）、フェイスブック等のソーシャルネットワークサービス、Lアラート（災害情報共有システム）など多様な手段を用いて効果的に情報提供を行う。

(6) 市広報紙臨時号の発行

文字情報は無用の混乱を招くことのない有効な手段であり、早期に市（災害対策本部）の広報臨時号を発行し、避難所等への配付を行う。

－広報用放送文例（地震発生時）－

発生直後	<p><自動放送>（※ 兵庫県南東部で震度5弱以上の場合） 上りチャイム こちらは防災明石です。地震が発生しました。 火の始末をして下さい。テレビ・ラジオをつけ、落ち着いて行動して下さい。（以後2回繰り返し）</p>
発生から数時間	<p>こちらは、明石市役所です。さきほどの地震は震度〇と発表されました。揺れは次第におさまってきています。落ち着いて行動して下さい。電話はかかりにくくなっています。緊急の電話をかけやすくするために、しばらく電話は使わないで下さい。 出所のわからない情報（デマ）には一切耳を貸さない、人に伝えないようにして下さい。 ラジオをつけて、今後の放送に十分注意して下さい。</p>
避難誘導	<p>こちらは、明石市の災害対策本部です。 ただ今の地震により、〇〇地区で火災が発生し、△△方向へ燃えひろがる危険があります。 〇〇地区のみなさん、△△公園へ避難して下さい。 避難する際は、次の事に注意して下さい。 荷物は最小限にして下さい。 車を道路に乗り捨てないで下さい。 警察官等の指示にしたがって下さい。</p>
被害状況	<p>こちらは、明石市の災害対策本部です。 地区では、ただ今の地震による火災が発生し、延焼中です。現在、地震のため、電気、水道、ガス、電話が各所で分断されています。 地区のみなさんは、冷静に今後の放送を聞いて下さい。</p>

－広報用放送文例（津波情報発表時）－

津波注意報 発表時	<p><手動放送> サイレン（10秒吹鳴2秒休止×2回） 津波注意報が発表されました。海岸付近の方は注意して下さい。 （以後2回繰り返し）こちらは防災明石です。下りチャイム</p>
津波警報 発表時	<p><自動放送> サイレン（5秒吹鳴6秒休止×2回） 津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難してください。 （以後2回繰り返し）こちらは防災明石です。 下りチャイム</p>
大津波警報 発表時	<p><自動放送> サイレン（3秒吹鳴2秒休止×3回） 大津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難してください。 （以後2回繰り返し）こちらは防災明石です。 下りチャイム <緊急放送> こちらは防災明石です。 大津波警報が発表されました。海岸付近の方は直ちに高台に避難するよう指示します。</p>

－広報用放送文例（風水害発生時）－

被害状況	<p>こちらは、明石市の災害対策本部です。 〇〇地区では、現在の暴風雨で、土砂くずれ、浸水などの被害が相次いでいます。 〇〇地区のみなさんは、今後の放送に十分注意して下さい。</p>
避難誘導	<p>こちらは、明石市の災害対策本部です。 〇〇川☆☆付近で決壊のおそれがあります。 □□地区のみなさん、避難の用意をしてください。 避難場所は、△△（小・中学校）です。 避難する際、荷物は最小限にして下さい。</p>
交通規制状況	<p>こちらは、明石市の災害対策本部です。 現在、国道〇〇号の△△から□□の間で、車の通行が禁止されています。 交通機関は全て平常どおり運行されていますので、市民のみなさんはできるだけ、車の利用は避けて下さい。</p>

第3節 災害通信

1 有線通信

- (1) 市庁舎電話施設及び庁内放送施設
- (2) 携帯電話
- (3) 県庁とのホットライン
- (4) 火災報知専用電話（119）
- (5) 消防用指令電話施設及び消防署内放送施設

2 無線通信

- (1) 兵庫衛星通信ネットワーク
 - ア 防災電話及び防災ファクシミリ
 - イ 音声一斉同報及びファクシミリ一斉同報
- (2) 市庁舎と出先機関及び避難所等を結ぶ防災行政無線（同報系）
- (3) 市内部、防災関係機関との情報伝達を行う非常通信（明石市デジタル簡易無線機通信網）
- (4) 消防用無線
- (5) 水道用無線

3 兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（平成8年9月運用開始） （フェニックス防災システム）

- (1) 震度情報、気象情報等の情報収集システム
- (2) 地震計と接続した即時被害予測システム
- (3) 被害状況の管理等災害情報システム及び災害対応支援システム
- (4) 映像情報システム
- (5) 地図情報システム
- (6) 広報システム

4 兵庫県広域災害・救急医療情報システム（平成15年4月運用開始）

- (1) 緊急搬送要請
- (2) 個別搬送要請
- (3) 医療機関状況検索
- (4) 災害地図検索
- (5) 災害拠点病院一覧
- (6) 救護所一覧

第4節 被災者への情報提供及び支援

1 安否情報の収集、提供

災害対策基本法に基づき、市は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助活動等の人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

安否情報の提供にあたっては、DV（配偶者からの暴力）対応等を考慮し、被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防、警察等と協力し、被災者に関する情報の収集に努める。

2 被災者台帳の作成

災害対策基本法に基づき、市は、必要に応じて、被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者への総合的かつ効率的な支援の実施に努める。

第3章 広域応援体制

県及び他市町、消防、自衛隊の応援体制については次のとおり。各機関からの応援を効果的に受けるための受援体制等に関しては、明石市事業継続計画（BCP）において定める。

また、各機関から活動拠点設置の申し出があった場合は、市役所駐車場を提供するものとする。

第1節 県及び他市町応援体制

〔実施担当〕 市（災害対策本部事務局・総務部・消防活動部）

1 県及び他市町相互応援

(1) 県への応援要請

市長は、災害応急対策を実施するため県及び他市町の応援が必要であると認めるときは、原則として東播磨県民局長（県災害対策地方本部長）に対し応援要請を行うものとする。

	NTT回線		衛星	
	電 話	F A X	電 話	F A X
兵庫県東播磨県民局 総務企画室 総務防災課	079-421-9016 079-421-9260	079-424-6616	本庁は60発信で 7-15187-172-511 512	本庁は60発信で 7-15187-172-630
(県民局不通時) 兵庫県災害対策本部 事務局	078-362-9900	078-362-9911 078-362-9912	本庁は60発信で 151-5331、5332	本庁は60発信で 151-6380～6381
(同本部未設置時) 災害対策課	078-362-9988	同上	151-3140	同上

(2) 他市町への応援要請

近隣市町との間に相互応援協定を締結しており、市長は必要と認めるときは、この協定に基づき応援要請を行う。

ア 災害時における相互応援協定（平成18年5月11日締結）

協定市町の区域内において災害が発生した場合、職員、物資等の相互応援を行う。

協定市町の区分（◎は連絡担当市町、○は副連絡担当市町）

〔 阪神地域・・・西宮市、◎芦屋市、宝塚市、○三田市
神戸地域・・・神戸市
播磨地域・・・○三木市、稲美町、◎明石市 〕

イ 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定（平成17年9月1日締結）

災害が発生した場合、廃棄物処理に必要な資機材の提供、職員の派遣等の相互応援を行う。（兵庫県、県下各市町、清掃関連事務組合）

- ウ 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定（平成18年11月1日締結）
災害対策基本法に基づき、県内で災害が発生した場合は、県及び県内市町（29市12町）による資機材・物資の供給、職員の派遣等の応援活動を実施する。
- エ 東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定（平成18年11月1日締結）
東播磨及び北播磨地域に災害が発生した場合は、応援協定に基づき、広域災害対策本部の設置、職員の派遣、物資の供給等必要な応援を相互に行う。
※ 東播磨県民局及び北播磨県民局管内の8市3町を2ブロックに分け、各々年度ごとにブロック別代表市町を定めている。
・東播磨ブロック 明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町
・北播磨ブロック 西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町
- オ 淡路市との間における災害時における相互応援に関する協定（平成19年9月1日締結）
明石市及び淡路市のいずれかの市域において災害が発生した場合、物資の提供、職員の派遣等の相互応援を行う。
- カ 東播磨地域及び中河内地域災害時相互応援に関する協定（平成24年4月1日締結）
東播磨地域及び中河内地域のいずれかの市域において災害が発生した場合、物資の提供、職員の派遣等の相互応援を行う。
- キ 災害時における兵庫県明石市と千葉県市川市との相互応援に関する協定書（平成25年1月17日締結）
明石市又は市川市のいずれかの市域において災害が発生した場合、物資の提供、職員の派遣、被災住民の受入れ等の相互応援を行う。
- ク 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定（平成25年12月27日締結）
海ネット共助会員の地域において災害が発生した場合、物資の提供、職員の派遣、医療機関への被災傷者等の受入れ、被災者への臨時的な居住施設の提供等の相互応援を行う。
- ケ 播磨広域防災連携協定（平成26年4月22日締結）
播磨地域において災害が発生し、被災市町では十分な応急措置ができない場合に、物資の提供、職員の派遣、被災者の受入れ等の相互応援を行う。
- コ 中核市災害時相互応援協定（平成30年4月1日締結）
中核市のいずれかの市域において災害が発生し、被災市が十分な応急措置を実施できない場合は相互に応援協力し、応急対策、復旧・復興を遂行する。
- (3) 近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定（平成8年2月20日締結）
近畿2府7県（福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県）の区域内において災害が発生した場合、職員の派遣、物資の提供等の相互応援を行う。

2 消防相互応援

(1) 神戸市・明石市消防相互応援協定（平成19年2月6日締結）

消防組織法第39条の規定に基づき、神戸市又は明石市の区域内に火災及び火災を除く災害又は救急事故が発生した場合に相互の消防力を活用して、応急対策活動の万全を期すことを目的として、協定を締結している。

(2) 明石市・加古川市消防相互応援協定（平成19年3月30日締結）

消防組織法第39条の規定に基づき、明石市、加古川市、稲美町及び播磨町の区域内において火災及び火災を除く災害又は救急事故が発生した場合に相互の消防力を活用して、被害を最小限度に防止することを目的として、協定を締結している。

(3) 兵庫県広域消防相互応援協定（平成25年10月23日締結）

消防組織法第39条の規定に基づき、兵庫県下の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合相互の消防広域応援体制を確立して、大規模又は特殊な災害に対処することを目的として、相互応援協定を締結している。

（尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、丹波篠山市、丹波市、猪名川町、神戸市、明石市、淡路広域消防事務組合、加古川市、北はりま消防組合、三木市、高砂市、小野市、姫路市、西はりま消防組合、赤穂市、豊岡市、南但広域行政事務組合、美方郡広域事務組合）

3 兵庫県消防防災航空隊（平成8年10月21日発足）

市町職員及び県職員から構成される兵庫県消防防災航空隊が設置されており、市町が災害時において、ヘリコプターの緊急運航を必要とするときは、「兵庫県消防防災ヘリコプター応援要綱」に基づき、県へその要請を行うことによって、県の保有する消防防災ヘリコプターを活用することができる。（要請手続きは、第10章第2節の「輸送対策」に記載）

4 緊急消防援助隊

消防組織法第44条の規定に基づき、大規模又は特殊災害等が発生した被災地に他の都道府県から消防部隊等を派遣して、消火、救助、救急活動を実施する。

緊急消防援助隊の応援を受ける場合は、地震水火災等の大規模災害又は、特殊災害が発生し、兵庫県内の消防部隊だけでは対応が困難となり、もしくは困難であることが予想される場合に、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年3月31日消防広74号。以下「要請要綱」という。）第4条第1項に基づき、市長から兵庫県知事に応援を要請する。

第2節 自衛隊の派遣要請

〔実施担当〕 市（災害対策本部事務局）

1 災害派遣要請

- (1) 自衛隊の応援を必要とする各部長等は、速やかに市長（災害対策本部長）に報告するものとする。
- (2) 報告を受けた市長（災害対策本部長）は、自衛隊の派遣要請を行う必要があると認めるときは、次の事項を明らかにして、東播磨県民局長（県災害対策地方本部長）及び明石警察署長等と十分連絡を取り、県知事（県災害対策本部長）へ派遣を求めることができる。
 - ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
 - イ 派遣を希望する期間
 - ウ 希望する派遣区域及び活動内容
 - エ 要請責任者の職氏名
 - オ 災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類
 - カ 派遣地への最適経路
 - キ 連絡場所及び現場責任者の氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示

2 自主派遣

市長は、通信の途絶等により、知事に対して前記の要求ができないときは、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。この場合において、自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を派遣することができる。市長は自衛隊に通知したことを速やかに知事に通知しなければならない。

3 派遣要請に伴う準備

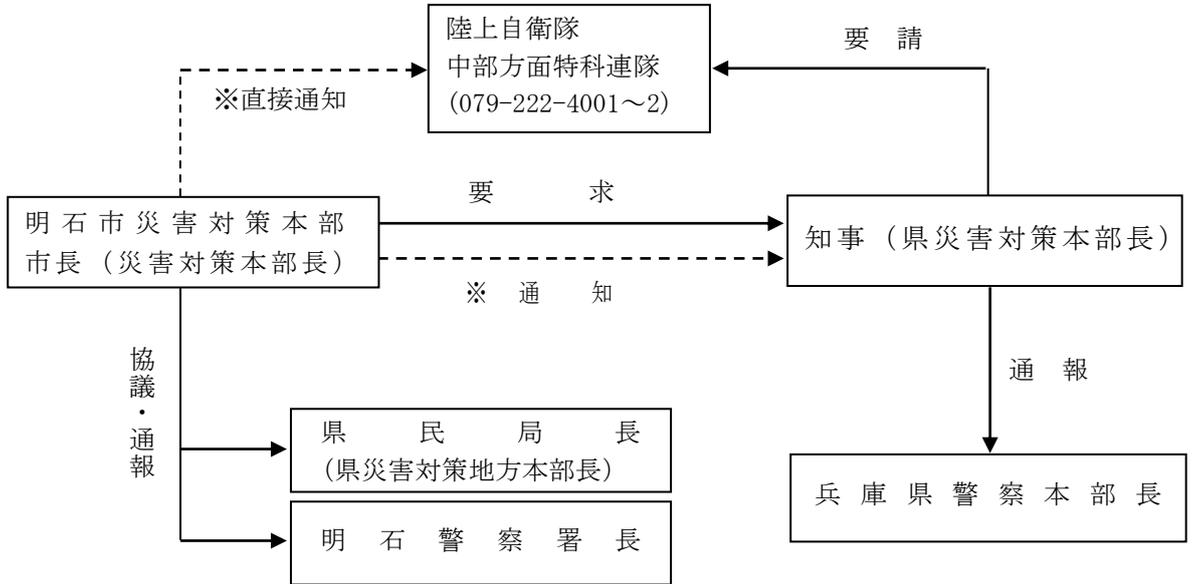
自衛隊の派遣が決定した場合、応援を必要とする部は、次の点に留意し、派遣部隊の活動が十分に行えるように努めること。

- (1) 作業実施期間中は現場責任者を置き、自衛隊現地指揮官と協議し、作業の推進を図る。
- (2) 派遣部隊の作業に必要な器材等については、でき得る限り本市で準備し、速やかに活動が開始できるよう留意すること。
- (3) 状況に応じ、物資投下場所の選定準備をしておくこと。
- (4) 派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の選定準備をしておくこと。
宿泊場所は、中央体育会館等市の公共施設を利用する。

4 撤収要請

災害の救援活動が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなった場合又は作業が進み復旧の段階に入った場合においては、市長（災害対策本部長）は速やかに知事に対して自衛隊の撤収の要請を行うものとする。

—派遣要請系統図—



第3節 ボランティア活動の支援

〔実施担当〕 市（援護部要配慮者対策班）・明石市社会福祉協議会

1 災害ボランティアセンターの設置

ボランティア活動の調整、受入れ体制の整備等を図る機関として、明石市社会福祉協議会に災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア団体や個々のボランティアの総合調整を行う。

なお、災害ボランティアセンターの設置場所は明石市立総合福祉センターとし、必要に応じてサテライトを設置する。

2 ボランティアの活動内容

- (1) 災害ボランティアセンターの運営補助
- (2) 避難所の運営補助及び被災者支援
- (3) 被災者のための炊き出し
- (4) 生活支援物資の搬送・整理・配布等の作業
- (5) 被災地域の清掃活動
- (6) 家財の片づけやゴミの搬出、がれきの片づけ・分別、泥だし
- (7) ボランティア活動場所への道案内
- (8) 話し相手（心のケアの支援）
- (9) イベントやサロン活動の支援
- (10) その他の応急対策活動

3 兵庫県災害救援専門ボランティア

一般ボランティアでの対応が困難と判断される内容については、市と明石市社会福祉協議会で協議のうえ、兵庫県に対し、災害救援専門ボランティア（ひょうご・フェニックス救援隊「HEART-PHOENIX」）の派遣を要請する。

（災害救援専門ボランティアの活動分野）

- (1) 救急・救助
- (2) 医療（医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、薬剤師、理学療法士、作業療法士）
- (3) 介護
- (4) 建物判定
- (5) 手話通訳
- (6) コーディネーター
- (7) 輸送
- (8) 情報、通信

第4章 住民等の防災行動

1 住民等の行動

大規模災害の場合、市の対応には時間を要することがあるため、地震発生直後においては、住民は、まず「自らの身の安全は自らが守る」という意識をもって行動する。

また、大規模災害時には、情報・交通網の寸断等により、防災関係機関の活動能力は著しく低下することが考えられるため、「地域の安全は地域ぐるみで守る」との認識のもと、地域住民が自主防災組織等を中心に、日頃の連帯感と協力で、集団として防災活動を展開する。

2 自主防災組織等の行動

自主防災組織等は、要配慮者をはじめ周辺住民の救助等の防災行動に努めなければならない。

特にリーダーは、正しい状況判断により、地域全体の代表としての冷静な行動力が求められる。

- (1) 地域内情報の収集・伝達に関すること
- (2) 正しい情報の収集・伝達に関すること
- (3) 出火防止・初期消火に関すること
- (4) 救出・救護に関すること
- (5) 避難誘導及び避難生活に関すること
- (6) 要配慮者の安否確認及び救助活動に関すること
- (7) 給食・給水に関すること

3 避難方法

(1) 避難の準備

避難の準備については、次の諸点に留意するよう周知徹底を図るものとする。

ア 避難に際しては、必ず火気危険物等の始末を完全に行い、電気のブレーカーを切ること。

イ 避難者は、非常持ち出し袋（貴重品、食糧、水、タオル、ティッシュペーパー、最小限の着替え、肌着、携帯ラジオ、照明具、緊急医療品、健康保険証等）を携行すること。

ウ 避難者は、防寒雨具等を携行すること。

エ 避難者は、氏名票（住所、本籍、氏名、年齢、血液型を記入したもので水にぬれてもよいもの）を携行すること。

なお、病院、産院等にあつては、平時において避難計画をたて、消防署、警察署等との連絡を密接に行うこと。

オ 避難者は避難場所（指定避難所のほか、安全が確認された親戚宅・ホテ

ル・自宅等)、自身の置かれた状況に即した適切な避難行動の選択(立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保)や必要性(安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと)を確認すること。

(2) 避難順位及び携行品の制限

ア 避難順位

緊急を要する地域から行うものとし、通常の場合は、次の順位による。

- | |
|-----------------------------|
| 1 老幼者、病人、障害者及び妊産婦とこれに必要な介助者 |
| ↓ |
| 2 上記以外の市民 |
| ↓ |
| 3 防災義務者 |

イ 携行品の制限

安全に避難を行うことを第1の目的とし、非常持ち出し品以外の過重な携行品及び緊急に必要としない身回品は、携行しないよう指導を行う。

(3) 避難者誘導方法及び輸送方法

ア 誘導は自主防災組織、警察等の協力を得て行う。

イ 最も安全な避難経路をあらかじめ指示する。

ウ 避難経路の途中に危険箇所があるときは、明確な標示を行い、避難に際してあらかじめ伝達しておく。

エ 特に危険な箇所については、誘導員を配置し、避難中の不慮の事故を防止する。

オ 夜間においては、投光器、照明器具を使用して避難経路を照射し、照明器具を携行した誘導員を配置し、避難の安全を図る。

カ 避難誘導を実施する際は、誘導員の安全確保に十分な配慮を行う。

第5章 被災者の救援救助

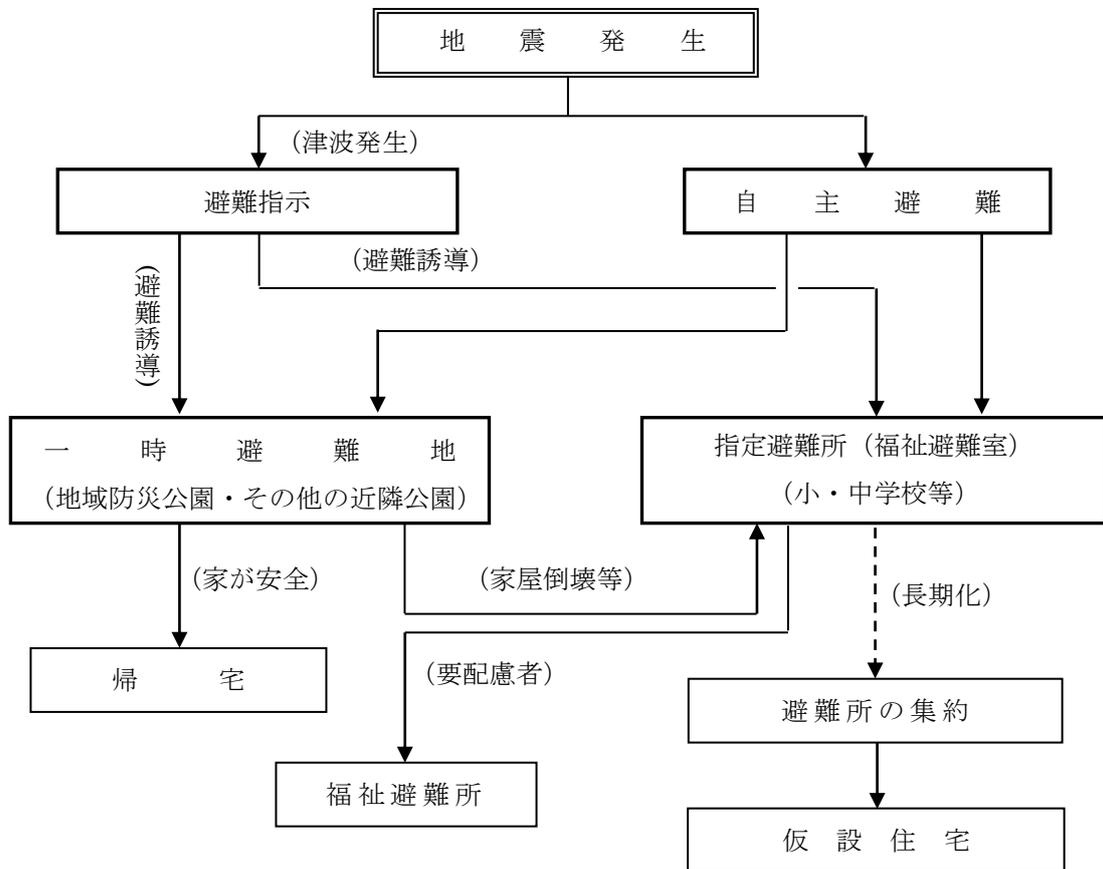
第1節 避難要領

〔実施担当〕	避難の指示、誘導	市（災害対策本部事務局・広報部 ・活動部・消防活動部）
	避難所の開設・運営	市（避難部）
	要配慮者の避難誘導	市（援護部要配慮者対策班）

1 避難の手順

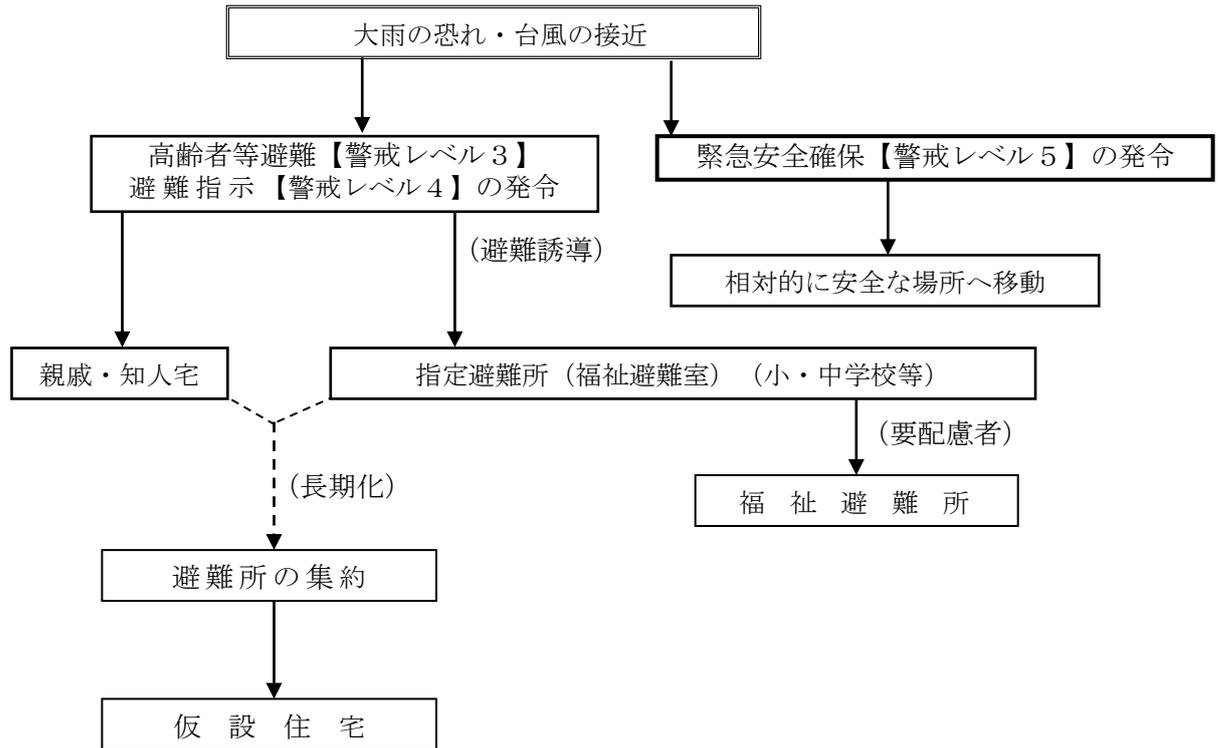
(1) 地震発生時の避難手順

地震災害が発生したときの避難の手順は以下のとおりとする。



- ※ 普段から標高等を考慮した安全な避難経路・避難場所を確認しておく。
- ※ 津波に対しては、まずは避難することが必要で、津波が収束するまで高台などへの一時避難を継続し、安全が確認された後、状況に応じて避難所等へ移動する。
- ※ 高台などの安全な場所へ避難する時間がなく、緊急的に一時避難する必要があるときは、津波一時避難ビル等の堅牢な建物の2階以上の階に避難する。

(2) 風水害における避難手順



※ 普段から浸水想定区域等を考慮した安全な避難経路・避難場所を確認しておく。

※ 屋内の2階以上などへ垂直避難することも可能。

2 避難のための立退きの準備、指示、誘導等

(1) 実施責任機関

実施責任機関	災害の種類	根拠法
市長 (避難準備、指示、警戒区域の設定)	災害全般	災害対策基本法第56条 災害対策基本法第60条 災害対策基本法第63条
警察官 (指示、警戒区域の設定)	災害全般	警察官職務執行法第4条 災害対策基本法第61条 災害対策基本法第63条
海上保安官 (指示、警戒区域の設定)	災害全般	海上保安庁法第16条 災害対策基本法第61条 災害対策基本法第63条
知事又はその命を受けた職員 (指示)	地すべり	地すべり等防止法第25条
知事、その命を受けた職員又は水防管理者 (指示)	洪水、雨水出水、 津波、高潮	水防法第29条
自衛官 (指示)	災害全般	自衛隊法第94条

(2) 緊急安全確保【警戒レベル5】

災害が発生、又は切迫しており、立ち退き避難がかえって危険な状況に発令される情報が緊急安全確保である。

緊急安全確保の発令は以下の場合が考えられる。

- ア 洪水警報の危険度分布で、黒になった場合
 - イ 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合
 - ウ 大雨特別警報「警戒レベル5」が発表された場合
 - エ 土砂災害の発生が確認された場合
 - オ 潮位が「危険潮位」を超え、浸水が発生したと推測される場合
 - カ 堤防に、亀裂の発生や異常な漏水・侵食の進行が確認され、決壊の恐れが高まった場合
 - キ 樋門・水門等の機能に支障が起きたり、排水機場の運転を停止せざるを得ない場合
- ※なお、本情報は必ず発令されるものではない。災害の発生や切迫状況を、市が必ずしも把握できるとは限らないためである。

(3) 避難指示【警戒レベル4】

避難指示は、以下に該当する場合に発令する。

また、屋外で移動することが危険を伴う場合には、屋内での退避等の安全確保措置をあわせて指示することも考慮する。

市は、避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておく。

- ア 火災の拡大により、住民に生命の危険が及ぶと認められるとき
- イ 河川が氾濫危険水位を突破し、洪水のおそれがあるとき（予想降雨量等により早まる場合がある）
- ウ 潮位が各検潮所の警戒潮位に達し、高潮による災害が発生するおそれがあるとき
- エ がけ崩れ等の地盤災害が発生するおそれがあり、付近住民に生命の危険が認められるとき
- オ 土砂災害警戒情報及び補足情報、前兆現象等から土砂災害が発生するおそれがあるとき
- カ 津波警報が発表されたとき、又は津波注意報が発表され浸水のおそれがあるとき
 - ※ 津波は危険な地域からの一刻も早い避難が必要となることから、「警戒レベル」を用いずに避難情報を発令する。
- キ 高潮特別警報・高潮警報が発表されたとき
- ク その他災害の状況により、市長が必要と認めたとき
 - 避難の指示又は立退き先を指示したときは、すみやかにその旨を知事に報告する

(4) 高齢者等避難【警戒レベル3】

河川の水位上昇や降雨量などにより、避難指示が発令される可能性がある場合、避難を要すると判断される地域については、事前に住民に対して高齢者等避難を発令し、

避難準備と自主避難の促進を図る。

また、避難に時間を要する要配慮者については、避難支援等関係者の協力を得て、安全な場所への避難を開始させるものとする。

(5) 津波警報・津波注意報

気象庁は地震発生時、地震の規模や位置を推定し、沿岸で予想される津波の高さを求める。その高さに合わせて、大津波警報、津波警報または津波注意報を、津波予報区単位で発表する。

ア 大津波警報

予想される津波の最大波の高さが、高いところで3 mを超える場合。

イ 津波警報

予想される津波の最大波の高さが、高いところで1 mを超え、3 m以下の場合。

ウ 津波注意報

予想される津波の最大波の高さが、高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。

(6) 避難情報の内容

ア 避難情報の発令者

イ 避難情報の発令日時

ウ 避難情報を発令する理由

エ 避難情報の対象区域

オ 避難先

カ 避難経路

キ 避難方法(特に自動車の規制について)

ク その他

(7) 避難情報の伝達方法

ア 要避難地域の住民等に対して、防災行政無線による放送、広報車及び携帯マイクにより伝達を行うとともに、自主防災組織、住民自治組織等の協力を得て伝達を行う。また、市ホームページやLINE、X(旧ツイッター)、フェイスブック等のソーシャルネットワークサービス、Lアラート(災害情報共有システム)、有線放送による伝達や、携帯電話によるメール配信(防災ネットあかし、エリアメール、緊急速報メール)もあわせて行う。

イ 緊急警報放送、テレビ、ラジオ放送により、避難情報の周知を図る場合は、原則として県を通じて放送局に協力を要請するものとする。

ウ 必要に応じて県警察本部、神戸海上保安部等関係機関にも協力を求め、迅速かつ確実な避難情報の周知に努めるものとする。

(8) 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとする場合で、生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要がある場合は、警戒区域を設け、設定した区域への応急対策従事者以外の立ち入りを制限もしくは禁止をし、又はその区域からの退去を命ずることができる。区域設定をした場合は、危険防止その他必要な予防に努めるものとする。

(9) 避難情報の解除

避難の必要がなくなった時は、直ちにその旨を公表し、県知事に報告するものとする。その伝達方法は、「(4) 避難情報の伝達方法」によるものとする。

3 避難場所

(1) 緊急時の避難場所・避難所

ア 開設

市長は、災害の危険が切迫した緊急時において、市民の安全を確保するための避難場所を設け、避難指示等による避難者及び住家が被害を受け居住場所を確保することが困難な者に対して必要と認める場合は、下記の避難施設のうちから避難者の心身の状態、居所と避難経路等の避難者の状況を優先的に考慮するとともに、避難部体制などを勘案して避難所の開設を行う。不足する場合は、施設の所有者又は管理者の協力を得て、その他の施設を避難所として開設するものとする。

なお、災害の種類ごとに次の区分のとおり指定緊急避難場所及び指定避難所を指定している。

イ 区分

－避難場所－

(ア) 指定緊急避難場所

- a 市立中学校及び市立小学校
- b 地域防災公園
- c 津波一時避難ビル

(イ) その他の避難場所

- a 近隣公園

－避難所－

(ア) 指定避難所

- a 市立中学校及び市立小学校
- b その他の市の施設及び公営施設

(イ) その他の避難所

- a 自治会施設（地域の会館、公民館等）

ウ 開設順位（地震発生時のみ）

上記の順位のとおり避難施設を避難所として開設する。

ただし、(ア)のb及び(イ)については、大規模な災害が発生した場合で、緊

急やむを得ない場合に開設するものとする。

エ 運営

- (ア) 避難所には、原則として市職員を配置するものとし、その際、多様な観点を反映するため、配置職員の属性（性別等）が偏らないよう配慮するものとする。
- (イ) 避難所の運営は、ボランティア等の協力を受け、学校施設においては教職員との連携のもとに行い、その他の施設においては、施設管理者の協力を得ながら行う。また、避難者は、その運営に積極的に協力するとともに、自主的運営に努めるものとする。
- (ウ) 避難所では施設の安全性や衛生状態の管理に努めなければならない。
- (エ) 食糧、その他緊急物資の配付については、統制を保ち、公平に行わなければならない。
- (オ) 避難所には常に避難者名簿を備え付け、入退所者に関する事項を記録しておくなければならない。
- (カ) 避難所への情報提供は、防災行政無線（同報系）等により行う。
- (キ) 避難所担当の要員と本庁との連絡は、有線通信又は無線通信により行う。
- (ク) 避難者への通信提供のため、特設公衆電話を設置する。
- (ケ) 避難所担当の要員に不足を生じた場合は、市長は必要に応じ要員を配置するものとする。
- (コ) 避難所の開設時には、管理責任者の権限を明確にし、施設管理者、自主防災組織等とも連携し、円滑な初動対応を図ることとする。
- (サ) 避難所の運営は、女性の参画を図り、生活環境の改善やプライバシーの確保など性別によるニーズの違い等による配慮を行うとともに、子育て家庭など、個々の状況に応じた十分な配慮を行う。
 - 「女性のニーズ例」
女性専用の物干し場、更衣室や授乳場所の確保、生理用品や女性用下着の女性による配付、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付、トイレや安全確保への配慮、女性が相談できる場づくり等
 - 「高齢者、障害者のニーズ例」
簡易ベッドの設置、入口から近い避難場所の案内、パニックを起こした際に対応できるスペースの確保等
- (シ) 避難所の運営では、福祉サービスが必要な独居高齢者や障害者等へのきめ細かな対応に努め、介護保険サービスが利用できるように配慮する。
- (ス) トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜を問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮する。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行う。
- (セ) ペットの飼育にあたり、避難所でのペットに関する運用を示すとともに、多様な避難者の特性、ペットの飼育環境を考慮し、避難所内に飼育場所を選定する。また、ペットの飼育は飼い主の責任である旨を周知し、ペットをめぐるト

ラブルを起こさない処置に努める。

オ 避難の長期化への対応

避難が長期に及ぶときは、避難者の健康の保持、生活環境の改善を図るため、避難所の集約を図りながら、仮設住宅の設置及び公的住宅への入居を促進し、避難者の生活復旧を図る。

(2) 福祉避難所

ア 開設

市長は、一般の避難所での生活が困難な高齢者、障害者等の要配慮者を受入れるため、下記の施設に福祉避難室を必要に応じ開設する。また、家族等の支援を受けても福祉避難室での生活が困難な者について、必要に応じ福祉避難所を下記の施設に開設する。

イ 区分

(ア) 福祉避難室

- ・市立中学校
- ・市立小学校

(イ) 福祉避難所

a 指定福祉避難所

- ・総合福祉センター
- ・ふれあいプラザあかし西ほか民間施設等

b 協定に基づく福祉避難所

- ・民間施設等（災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定締結施設）

ウ 開設順位

福祉避難所開設の優先順位は、第1に総合福祉センター、第2にふれあいプラザあかし西とする。

民間施設等については、要配慮者の状況等に応じ市から開設を要請する。

エ 運営

(ア) 福祉避難室

- ・福祉避難室は、市職員の定期的な巡回を原則とする。
- ・福祉避難室には名簿を備え付け、入退所者を記録する。
- ・保健師による巡回を定期的実施し、健康状態をチェックする。
- ・状況により福祉避難所への移送、福祉施設への入所、医療機関への入院の措置を行う。

(イ) 福祉避難所

- ・総合福祉センター及びふれあいプラザあかし西は、市職員の常駐を原則とする。

- ・民間施設等については、施設からの要請又は必要に応じて、市から職員の派遣及び物資の提供を行う。
- ・福祉避難所には名簿を備え付け、入退所者を記録する。
- ・保健師による定期的な巡回又は常駐により、健康状態をチェックする。
- ・状況により福祉施設への入所、医療機関への入院の措置を行う。

4 広域一時滞在

大規模災害等が発生し、市町村・都道府県の区域を超える被災住民の一時的な滞在が必要になった際の手続きについては、次のとおりとする。

(1) 広域一時滞在进行する必要がある場合

市長は、市内で避難所を確保することが困難なときは、県に報告のうえ、県内他市町と被災住民の受け入れについて協議することができる。また、広域一時滞在の協議先、県内他市町の受け入れ能力等、広域一時滞在に関する事項について、県に助言を求めることができる。

なお、他の都道府県における広域一時滞在が必要と認めるときは、県と協議のうえ、県に具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数、その他必要な事項を示し、他の都道府県と被災住民の受け入れについて協議するとともに、関西広域連合の「関西広域応援・受援実施要綱」に基づく広域避難等の枠組の活用等も検討する。

(2) 広域一時滞在の協議を受けた場合

市長は、県内他市町から被災住民の受け入れについて協議を受けたときは、受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる避難所を決定し、被災住民を受け入れる。

なお、県から他の都道府県の被災住民の受け入れについて協議を受けたときについても同様に対応する。

(3) 被災住民に対する情報提供と支援

市長は、広域一時滞在を行う場合には、受け入れ先の市町村の協力を得て、広域一時滞在を行っている被災住民の状況を把握し、被災住民が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。

また、広域一時滞在の協議を受けた場合には、協議先の市町村と連携し、受け入れた被災住民の状況の把握及び被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備、その生活支援に努める。

(4) 広域一時滞在への配慮

市長は、大規模災害発生時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結、運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難、受け入れ方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。また、指定避難所など他市町村からの被災者を受け入れる広域一時滞在の用に供する避難所になりうる施設にあつては、施設管理者に対し予め同意を得るよう努めるものとする。

5 帰宅困難者対策

市長は、災害時に公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合には、周辺市町、事業所、学校等と相互に連携・協力し、交通情報の提供、水や食糧等の提供、児童生徒等の保護、一時的に滞在する場所の確保等、帰宅困難者の支援体制を構築する。

6 在宅避難者等

家族に障害者、乳幼児、要介護の高齢者等がいる場合は、周りに迷惑をかけることを恐れたり、避難所での生活環境に不安をもったりすることで、在宅避難や車中避難を選択する傾向が強いことから、避難所で生活する被災者のみならず、やむを得ず避難所に滞在することができない在宅避難者等に対しても、情報や食糧の提供など必要な支援に努める。

第2節 要配慮者への対応

〔実施担当〕 市（援護部要配慮者対策班）

災害時に支援が必要な要配慮者に対し、その状況等に応じて必要な支援を実施する。特に避難行動要支援者については、平常時より「明石市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例（平成28年9月1日施行）」に基づいて情報の把握に努め、災害発生時に円滑かつ迅速な避難支援等を実施する。

1 避難の実施支援

- (1) 避難情報が発令された場合、防災行政無線、テレビ・ラジオ、防災ネットあかし、公式LINE等の多様な手段を用いて、要配慮者等に伝達する。
- (2) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用し、避難支援等関係者とともに要配慮者の状況を把握し、必要な支援を行う。
- (3) 避難支援等関係者は、本人及びその家族等の生命・身体を守ることが大前提であり、安全を確保しつつ要配慮者の避難行動を支援する。
- (4) 避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報を避難支援等関係者に提供することを検討する。

2 避難所等の運営

- (1) 指定避難所において、要配慮者確認票への記入等の手続きにより、要配慮者の状況を把握するとともに必要な支援を行う。
- (2) 各避難所では福祉避難室、女性更衣室をはじめ、要配慮者や子育て家庭等に対して個々の状況に応じた生活環境の構築を行い、多様な生活者の視点等に努めて留意する。
- (3) 要配慮者のうち、福祉避難室での生活が困難な者については、福祉避難所等への受け入れを進める。また、福祉避難所等への移送、常時見守りが必要な要配慮者の入所・入院の調整等を行う。
- (4) 指定避難所及び福祉避難所への保健師による定期的な巡回等を行い、健康状態をチェックする。

第3節 給水対策

〔実施担当〕	市（上下水道部）
--------	----------

1 応急飲料水の給水

(1) 運搬給水

上下水道局所管の全車両（四輪車 26 台）をもって活動にあたる。給水用として、給水車 2 台（2,000ℓ、3,000ℓ）、給水タンク 5 基（1,000ℓ：4 基、2,000ℓ：1 基）、ポリタンク（10ℓ）：4,200 個、給水用ポリ袋（6ℓ、10ℓ）：4,600 枚により、被災者に対し供給する。

(2) 拠点給水

ア 浄水場（3箇所）、配水場（3箇所）を基に拠点給水を行う。

イ 避難所に配備した大容量水槽を利用して、給水車による拠点給水を行う。

ウ 管路の被災状況に応じ、可能な限り、市内に分散している消火栓等を利用した給水拠点を拡大していく。

(3) 飲料水兼用耐震性貯水槽

地域防災公園等に整備されている（整備済 9 基）飲料水兼用耐震性貯水槽により給水する。1 基あたり 100m³（100,000ℓ）の貯水量であり、これは一人 1 日に必要な量を 3ℓとして 3 日分給水するとすれば、約 11,000 人分をまかなうことができる量である。

2 水道施設の応急復旧

災害により水道施設が被害を受け、給水に支障を来すときは、浄配水施設及び配水本管の応急復旧に重点を置き、断水区域の解消に努めるとともに、これと並行して給水管の復旧作業を進めるものとする。

一部浄水場が被害を受け、機能を喪失した場合の危機管理計画は、あらかじめ定めておく。

(1) 県水受水停止時の対応

県水の受水停止時には、各浄水場の浄水処理を日最大量まで増量し、必要な市内配水量の 70%以上を約 1 か月間は供給できる見込みである。

(2) 浄水場の浄水処理停止時の対応

事故及び地震等で市内一つの浄水場の浄水処理が停止した場合は、次の 2 段階に分けて対応する。

ア 各配水場では、停止後約 18～22 時間は通常の市内配水が可能であるため、各配水池の貯水量で賄う。

イ 協定等に基づき他用水事業者からの水道水の増量および近隣他都市からの応

援給水で賄う。また、市の能力をもって給水の万全を期し難いときは、近隣他都市や広域的な応援要請を行うとともに、水道の被害状況・給水状況の広報活動を行う。

3 給水応援計画

災害が広範囲にわたり被害が甚大なため、市の能力をもって給水の万全を期し難いときは、近隣他都市や広域的な応援要請を行うとともに、明石市管工事業協同組合等に対し協力要請を行い、応急給水、応急復旧等の応急活動を実施し、飲料水の確保・供給を図る。

(1) 公益社団法人日本水道協会関西地方支部災害時相互応援に関する協定（令和3年3月31日締結）

日本水道協会関西地方支部、大阪府支部、京都府支部、兵庫県支部、奈良県支部、滋賀県支部及び和歌山県支部との間で、災害時における相互の応援活動、物資の提供等を行う。

(2) 兵庫県水道災害相互応援に関する協定（平成10年3月16日締結）

兵庫県、県下各市町、阪神水道企業団、西播磨水道企業団、播磨高原広域事務組合、淡路広域水道企業団、日本水道協会兵庫県支部及び兵庫県簡易水道協会との間で、災害時における応急給水、応急復旧工事等に関する相互応援を行う。

(3) 神戸市と明石市間に設置する連絡管に関する基本協定（平成16年11月16日締結）

・ 神戸市西区大沢と明石市大久保町の連絡管の設置及び運用に関する協定（平成16年12月15日締結）

・ 神戸市垂水区南多聞台と明石市松が丘の連絡管の設置及び運用に関する協定（平成18年10月26日締結）

・ 神戸市西区伊川谷町有瀬と明石市荷山町の連絡管の設置及び運用に関する協定（平成26年12月15日締結、平成30年3月20日一部変更）

神戸市との間で災害時等給水に支障が生じた場合、支障が生じた側の要請に基づき、連絡管による応援給水を実施する。

(4) 明石市と明石市管工事業協同組合との間の災害時における緊急応援に関する協定（平成21年4月1日締結）

明石市管工事業協同組合は、災害時に明石市が実施する応急給水、応急復旧等に関する協力を行う。

(5) 明石市と第一環境株式会社との間の災害時における応急復旧等業務の応援に関する協定（令和3年10月1日）

第一環境株式会社は、災害時に明石市が実施する応急給水、応急復旧その他の応急的業務の応援を行う。

- (6) 明石市と加古川市の間設置する連絡管に関する基本協定(平成25年3月27日締結)
- ・ 明石市と加古川市の連絡管の設置及び運用に関する協定(平成25年8月1日締結)
加古川市との間に災害時等給水に支障が生じた場合、支障が生じた側の要請に基づき、連絡管による応援給水を実施する。
- (7) 明石市と播磨町の間設置する連絡管に関する基本協定(平成25年12月3日締結)
- ・ 明石市二見町と播磨町北野添の連絡管の設置及び運用に関する協定(平成25年12月9日締結)
播磨町との間に災害時等給水に支障が生じた場合、支障が生じた側の要請に基づき、連絡管による応援給水を実施する。
- (8) 明石市と稲美町の間設置する連絡管に関する基本協定(平成26年10月2日締結)
- ・ 明石市と稲美町の連絡管の設置及び運用に関する協定(平成27年6月9日締結)
稲美町との間に災害時等給水に支障が生じた場合、支障が生じた側の要請に基づき、連絡管による応援給水を実施する。

4 広報活動

水道の被害状況・給水状況の広報は、防災行政無線及び上下水道局所管のスピーカー付自動車(23台)をもって行う。さらに、市の広報車、新聞、ラジオ、テレビ、市ホームページ、LINE、X(旧ツイッター)等を通じて広報を行う。

第4節 物資の供給

〔実施担当〕 市（支援部供給班） 市（支援部物資受入班）

1 供給対象者

- (1) 避難所へ避難してきた者
- (2) 食糧の確保ができなくなった被災者
- (3) 被災により日常生活に著しい支障が生じ、かつ物資が入手できない状態にある者
- (4) 災害対策要員

2 供給要領

(1) 食糧

ア 食糧は、各家庭において3日分から7日分を目途として備蓄し、災害発生時には住民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は、市が食糧を供給する。

イ 備蓄食糧（主要）

品 名	備 蓄	備 考
アルファ化米	25,000食	5年保存
長期保存パン	30,000食	5年保存
粉ミルク	1,100回	1年半保存

ウ 緊急用調理済食糧

県を通じての救援食糧、供給協定を締結した量販店等からの調達及び学校給食の納入業者からの調達とする。

エ 炊き出し

小学校給食調理室、コミセン等公共施設の調理室、民間施設を活用し、地域住民、ボランティアの協力を得ながら、炊き出しを行う。

ライフラインの利用が不可能な場合には、学校・公園等のグラウンドを利用した炊き出しを行う。

(2) 供給物資（食糧除く）

ア 供給する衣料、生活必需品等の物資は、日常生活に最小限必要なもので、次のとおり。

防水シート、毛布、外着（普通衣、作業衣、婦人服、子供服等）、肌着（シャツ、ズボン下、パンツ等）、日用品（タオル、石鹸、ティッシュペーパー、トイレトペーパー等）、医薬品（かぜ薬、胃腸薬等）、段ボールベッド、パーティション、その他（生理用品、紙おむつ、ガスボンベ等）

イ 備蓄物資

品名	備蓄
防水シート	9,000枚
毛布	15,000枚
簡易トイレ	1,000基

ウ 調達物資

供給協定を締結した量販店等からの調達、その他の業者からの調達物資

エ 救援・義援物資

県からの支援物資、相互応援協定に基づく他市町からの救援物資及び民間事業者等からの救援・義援物資については、明石中央体育会館、明石海浜公園等の物資集積・輸送拠点で受け入れ、仕分けを行った後、被災者のニーズに応じて配送する。

ただし、緊急を要する場合は直接搬送も考慮する。

(3) 配送方法

避難者数等供給対象者を的確に把握し、計画的な配給・配送を行う。

ア 備蓄倉庫からの配送

供給班は、食糧・物資の供給が必要な避難所等へ、備蓄倉庫から必要な数量を公用車等で配送する。

イ 供給協定締結事業所からの配送

供給班は、供給協定締結事業所に要請し、食糧・物資の供給が必要な避難所等へ配送させる。

ウ 運送業者への委託等

大規模災害の発生により、食糧・物資の供給が必要な避難所数が多くなり、また毛布などのように大量の物資をひとときに配送する必要があるため、供給班の配送能力だけではまかないきれない場合は、物資等輸送協定締結事業団体等へ要請し、避難所等へ配送させる。

また、供給班の担当要員に不足が生じたときは、市長は別途要員を配置するものとする。

◎ 学校給食物資供給業者

・明石市学校給食協力組合

☎ 9 2 1 - 3 4 6 3

明石市藤江2029番地の1

明石市公設地方卸売市場

◎ 食糧・物資供給協定締結事業所

- ・生活協同組合コープこうべ
神戸市東灘区住吉本町1丁目3番19号
「第6地区活動本部」
明石市大久保町大窪字横山2545-8
☎937-0082
- ・イオンリテール(株)
大阪市福島区海老江1丁目1番23号
「イオン土山店」
明石市魚住町清水字舞々2208-1
☎942-0811
- ・(株)ダイエー
神戸市中央区港島中町4丁目1番1
「(株)ダイエー江坂事務所」
吹田市江坂町1-18-10
☎06-6337-9830
- ・(株)フジ (マックスバリュ)
広島市南区段原南1丁目3-52
☎082-535-8511
- ・コーナン商事(株)
大阪府大阪市淀川区西宮原2丁目2番17号
☎06-6397-1621
- ・スギホールディングス (株)
愛知県大府市横根町新江62番地の1
☎0562-45-2700

◎ 物資等輸送協定締結事業団体

- ・社団法人兵庫県トラック協会明石支部 神戸市西区竜が岡1丁目5-17
☎967-3072

第5節 医療・救護

〔実施担当〕 市（医療部救護対策班・消防活動部）
 災害対応病院（地方独立行政法人明石市立市民病院、明石医療センター）

災害時に救急医療と健康管理活動を迅速かつ効果的に行うとともに、医師会等市内医療機関とも連携、協力し、医療救護活動を実施する。

1 救急医療

（1）災害対応病院（地方独立行政法人明石市立市民病院、明石医療センター）

災害対応病院とは、兵庫県が指定する災害拠点病院[※]に準じた機能を担う病院として市が指定するものである。

ア 災害時の役割

- （ア）被災地内において対処できない傷病者を受け入れ、治療を行う。
- （イ）市が設置する救護所に医薬品、衛生資材等の提供及び応急用資器材の貸出しを行う。
- （ウ）市からの要請に基づき、救助班を編成し救護所等に派遣する。
- （エ）必要に応じて地域の医療機関に、医薬品等の提供並びに応急用資器材の貸出しを行う。
- （オ）市に派遣されたDMATや医療チームを受け入れるとともに、地域における必要な医療救護活動を行う。

イ 平常時の役割

- （ア）被災地等の治療に必要な医薬品等の備蓄及び応急用資器材の整備をする。
- （イ）災害対応マニュアル等を整備するとともに、院内の支援体制の整備に努める。
- （ウ）その他災害対応病院として、必要な施設及び設備の整備をする。

※ 災害拠点病院：災害発生時に災害医療を行う医療機関を支援する病院で、患者の広域搬送や応急用資器材の貸出し、医療救護チームの派遣等の機能を持つほか、被災地からの重症患者の受入れ機能を有する病院。

(2) 明石市医師会

ア 災害時の役割

- (ア) 医師会会員の医療機関の被災・稼働状況の把握を行い、災害対策本部医療部救護対策班に報告する。
- (イ) 稼働医療機関において傷病者を受け入れ、治療を行う。
- (ウ) 市内外の被害状況を踏まえ、必要に応じて明石市医師会救助班を編成し、救急医療活動を実施する。

イ 平常時の役割

- (ア) 災害対応マニュアル等を整備するとともに、災害に備え、医療機関内の体制整備に努める。
- (イ) 被災地の治療等に必要な医薬品、衛生資材等の備蓄、整備に努める。

(3) 救護所の設置

ア 医療部救護対策班は、災害対応病院、明石市医師会との連携のもと、医療機関の被災・稼働状況の把握を行い、災害対策本部事務局へその情報を伝える。

イ 次の場合、応急的に救護所を設置し、医療部救護対策班及び災害対応病院は、救助班を編成・派遣し、負傷者、疾病者の救急医療活動を実施する。救護所は下記の場所その他被災者の多い地点に設置するものとする。

- (ア) 現地医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したため、現地医療機関では対応しきれない場合
- (イ) 患者が多数で、現地医療機関だけでは対応しきれない場合
- (ウ) 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合

救護所設置場所	所在地
錦 城 中 学 校	上ノ丸3丁目1-11
朝 霧 中 学 校	大蔵谷奥4-1
大 蔵 中 学 校	西朝霧丘4-7
衣 川 中 学 校	南王子町7-1
野々池中学校	沢野1丁目3-1
望 海 中 学 校	西明石南町1丁目1-33
大久保中学校	大久保町大久保町200
大久保北中学校	大久保町大窪2030
高 丘 中 学 校	大久保町高丘5丁目14
江 井 島 中 学 校	大久保町西島680-5
魚 住 中 学 校	魚住町清水364
魚住東中学校	魚住町金ヶ崎1687-14
二 見 中 学 校	二見町西二見594

(4) 医薬品等の確保

医薬品等の備蓄あるいは薬剤師会との連携により、緊急時の医薬品等の確保に努める。

(5) 応援の要請

被災により初動時の十分な医療救護活動ができない場合、自治体病院間の相互応援協定に基づき、応援要請を行う。

なお、要請に関する手続等については地方独立行政法人明石市立市民病院が行う。

〔兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定〕

(平成8年1月16日締結)

○ 応援内容

- ① 被災地への医療救護チームの派遣
- ② 被災した会員病院又は被災地からの患者の受入れ
- ③ 被災した会員病院への医師、看護師等医療技術職員、事務取扱職員の応援及び必要な応急医薬品等の提供

○ 協定締結自治体等

〔兵庫県、神戸市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、相生市、赤穂市、神崎郡北部病院事務組合管理者、たつの市、宍粟市、公立豊岡病院組合管理者、香美町、新温泉町、公立八鹿病院組合管理者〕

2 被災者の健康管理

明石市医師会、明石市歯科医師会、明石市薬剤師会との連携により被災者の健康管理を行う。

- (1) 避難所及び仮設住宅への巡回健康相談、健康診査
- (2) 被災地区の家庭訪問
- (3) 避難所のトイレ・手洗い設備等の清掃及び消毒の指導
- (4) 保健指導、予防接種等感染症対策の実施
- (5) 一般医薬品の提供
- (6) 避難所及び仮設住宅・被災地区の精神保健対策（メンタルヘルスケアを含む）の実施
- (7) 栄養調査の実施、必要となる食品（ミルク、離乳食、流動食等）の調査等

3 明石市医師会救助班編成（2025年6月1日現在）

明石市医師会（昼間）	TEL920-8739	FAX938-0898
（夜間・休日緊急連絡）	TEL920-8699	
夜間休日応急診療所	TEL937-8499	FAX937-8400

災害対策本部

会 長	鈴木 光太郎	☎942-8811
副 会 長	石井 洋光	☎918-1655
副 会 長	紀平 晋也	☎935-8733
副 会 長	相馬 葉子	☎912-3838
庶務担当理事	安尾 健作	☎925-7171

理 事	譜久山 剛	☎927-1514
理 事	今井 恵介	☎934-6667
理 事	井上 知久	☎922-3595
理 事	藤田 賢吾	☎946-0050
理 事	西尾 涉	☎929-1151
理 事	中島 卓利	☎936-1101
理 事	吉田 誠	☎917-3336
理 事	前川 浩一	☎934-2550
理 事	楠田 雄司	☎912-3730
理 事	熊野 肇	☎923-0877
理 事	奥 成 聡	☎912-2323
理 事	中山 潤一	☎935-6060
理 事	堀松 徹雄	☎922-2403
理 事	忠井 俊明	☎917-0034
理 事	櫻井 圭一	☎924-7111

災害対応病院

明石市立市民病院 ☎912-2323 明石医療センター ☎936-1101

専科病院

兵庫県立がんセンター ☎929-1151
 大西脳神経外科病院 ☎938-1238
 明石こころのホスピタル ☎923-0877
 明石土山病院 ☎942-1021

地域病院

明舞中央病院 ☎917-2020 あさぎり病院 ☎912-7575
 石井病院 ☎918-1655 ふくやま病院 ☎927-1514
 王子回生病院 ☎928-9870 あさひ病院 ☎924-1111
 明海病院 ☎922-8800 大久保病院 ☎935-2563
 神明病院 ☎935-9000 江井島病院 ☎947-5311
 野木病院 ☎947-7272 明石仁十病院 ☎942-1921
 明石同仁病院 ☎942-0305 明石回生病院 ☎942-3555
 明石リハビリテーション病院 ☎941-6161

介護老人保健施設

あさぎりむつみ荘 ☎911-0623 ライフ明海 ☎925-2005
 恵泉 ☎936-8003 清華苑養力センター ☎934-0070

企業・施設診療所

川崎重工明石健康支援センター ☎921-1329
 キャタピラージャパン合同会社明石健康管理室 ☎944-1931
 明石市立ゆりかご園診療所 ☎918-5574 恵泉クリニック ☎936-8300
 兵庫県立こども発達支援センター附属診療所 ☎949-0902
 明石愛老園診療所 ☎949-0922

第1救助班 朝霧中学校区：松が丘小学校・朝霧小学校

地域病院：明舞中央病院 ☎917-2020 あさぎり病院 ☎912-7575
 内 科：佐野医院 佐伯内科医院 さかねクリニック 清水メディカルクリニック
 吉田医院 阿部医院 川原内科 さかい内科・胃腸科
 小 児 科：橋本ファミリークリニック
 外科整形：北整形外科 西山クリニック
 眼 科：渡辺眼科 ふかもり眼科
 耳鼻咽喉科：下村耳鼻咽喉科

産婦人科：木村産婦人科医院 あさぎりクリニック

泌尿器科：石川泌尿器科

心療内科：かねだ心療クリニック

第2救助班 大蔵中学校区：人丸小学校・中崎小学校

錦城中学校区：明石小学校

地域病院：石井病院 ☎918-1655

内 科：江本内科循環器科医院 木本医院 米沢クリニック

にしむらクリニック うえの内科

くどう甲状腺クリニック せいゆうクリニック 田路医院

奥野消化器内科クリニック

よこた内科クリニック 朝原クリニック まついくクリニック

明石やまだ内科・歯科クリニック 花川医院

小 児 科：明石駅前いなぐま小児科アレルギー科 えいこう小児科医院

外科整形：宮田整形外科クリニック 村田整形外科麻酔科 飯村医院

大西脳神経外科病院附属明石駅前クリニック こじま肛門外科

眼 科：佐久川医院 かなもり眼科クリニック 田村眼科 坂本眼科

耳鼻咽喉科：明石たかぎ耳鼻咽喉科クリニック さえき耳鼻咽喉科 まつい耳鼻咽喉科

産婦人科：せきじま産婦人科 あきこレディースクリニック

なかた・みずのやレディースクリニック

久保みずきレディースクリニック

皮 膚 科：鷺尾皮フ科 熊谷皮フ科

泌尿器科：人工透析ひ尿器科じんけいクリニック くすだ泌尿器科 浜口ひ尿器科

心療内科：山本心療内科クリニック ただいメンタルクリニック

クリニックちえのわ あしたクリニック 中山神経内科

かもめクリニック

第3救助班 衣川中学校区：大観小学校・王子小学校・林小学校

望海中学校区：貴崎小学校・藤江小学校・花園小学校

野池中学校区：鳥羽小学校・沢池小学校・和坂小学校

地域病院：ふくやま病院 ☎927-1514 王子回生病院 ☎928-9870

あさひ病院 ☎924-1111 明海病院 ☎922-8800

内 科：たかしな内科小児科クリニック 片平クリニック 日野医院

さくらい内科クリニック 山本内科 そうのクリニック

そが内科クリニック いまふじ内科クリニック 尾松医院 千頭医院 藤井ク

リニック 杜医院 石田内科循環器科

糖尿病内科むらまえクリニック 藤本クリニック 西明石クリニック ささき

クリニック 樫木医院 米田クリニック

こうクリニック あんどう消化器内科 IBD クリニック 鍋嶋医院
 織田クリニック 日下医院 かまだクリニック
 ふくやま・すこやかクリニック 西明石岡本クリニック 関内科医院
 小児科：ひまわりこどもクリニック 明石なないろキッズクリニック
 なかにしこどもクリニック 山本クリニック①
 外科整形：大槻整形外科 阪田整形外科リハビリクリニック 藤原整形外科
 山本整形外科 室谷整形外科クリニック やすお脳神経外科クリニック
 やす整形外科クリニック たご整形外科・外科 みつだ整形外科
 井上外科胃腸内科 高原整形外科 山本クリニック②
 眼科：きのした眼科 下山眼科 みやした眼科 ししだ眼科クリニック
 藤井眼科クリニック
 耳鼻咽喉科：永本医院 さわだ耳鼻咽喉科・アレルギー科
 メープル耳鼻咽喉科 大槻耳鼻咽喉科
 産婦人科：アイビスマキクリニック
 皮膚科：吉見皮フ科 西明石佐々木皮ふ科
 泌尿器科：王子クリニック 志田クリニック 田寺泌尿器科医院
 心療内科：この心療クリニック むらお心療内科 まつおか心療クリニック
 たかみやこころのクリニック

第4救助班 大久保中学校区：大久保小学校・大久保南小学校・谷八木小学校
 大久保北中学校区：大久保小学校・山手小学校
 高丘中学校区：高丘西小学校・高丘東小学校

地域病院：大久保病院 ☎935-2563 神明病院 ☎935-9000
 内科：森本クリニック きよしクリニック 高野内科 たなか内科クリニック 橋本医
 院 おか内科循環器科 三幸診療所 ゆりのき内科
 まえかわ内科クリニック 神明クリニック 美保・英利内科医院
 おおくま内科胃腸科 辻医院 岡医院 溝口内科
 小児科：あかしザウルスこどもクリニック 吉村こどもクリニック
 いまいこどもクリニック はせがわファミリークリニック
 外科整形：いしもと整形外科リハビリクリニック おにしクリニック
 浜本整形外科耳鼻咽喉科① 斎藤整形外科、すぎもと整形外科クリニック
 中村クリニック外科・胃腸科
 眼科：近藤眼科医院 フタバ眼科 平林眼科クリニック
 耳鼻咽喉科：野瀬耳鼻咽喉科 浜本整形外科耳鼻咽喉科② きひら耳鼻咽喉科
 平林耳鼻咽喉科クリニック
 産婦人科：はまなレディースクリニック
 皮膚科：おにき皮フ科クリニック はる皮フ科クリニック
 平林皮フ科クリニック
 泌尿器科：むらた泌尿器科医院 ていクリニック
 心療内科：山元神経クリニック かめいメンタル・メモリークリニック

第5救助班

江井島中学校区：江井島小学校
魚住東中学校区：魚住小学校、錦が丘小学校、
魚住中学校区：錦浦小学校・清水小学校

地域病院：江井島病院 ☎947-5311 野木病院 ☎947-7272
明石仁十病院 ☎942-1921 明石同仁病院 ☎942-0305
内科：ふじた脳神経内科 シーサイドクリニック 末広内科 平野医院
戸田内科・脳神経内科 平崎内科循環器科クリニック
近藤内科・胃腸科 みんなのクリニック明石 鈴木内科クリニック 正井医院
小児科：よこやま小児科 セとやこどもクリニック
外科整形：おくずみ医院 中山クリニック しばはら整形外科スポーツ関節クリニック
小山クリニック うすい整形外科 大国クリニック
眼科：やすずみ眼科 大塚眼科医院
耳鼻咽喉科：おきがき耳鼻咽喉科
産婦人科：鈴木産婦人科医院
皮膚科：ゆか皮膚科クリニック
泌尿器科：今井泌尿器科
心療内科：いのうえメンタルクリニック

第6救助班

二見中学校区：二見小学校・二見北小学校・二見西小学校

地域病院：明石回生病院 ☎942-3555 明石リハビリテーション病院 ☎941-6161
内科：ひまわり診療所 ふじわら内科 繁田医院 松田内科クリニック 田中医院
小児科：一城小児科
外科整形：大迎整形外科 太田クリニック 塩澤医院 新丸クリニック
眼科：新見眼科 小山眼科医院
耳鼻咽喉科：かわきた耳鼻咽喉科 金城耳鼻咽喉科クリニック
産婦人科：私立二見レディースクリニック 博愛産科婦人科

<明石市医師会救助班活動指針>

- 1 役職員は、招集連絡があれば、安全を確保し、速やかに医師会災害対策本部に集合する。
- 2 地域病院は、医療機関被害状況（安否）確認フォームおよびE-MISにより、自院の状況を報告するとともに、医師会災害対策本部からの指示により班内の医療機関情報を収集し、医師会災害対策本部に報告する。
- 3 班員は、自身の安否および自院の状況を医療機関被害状況（安否）確認フォームで報告するとともに、医師会災害対策本部からの指示により行動する。
- 4 事務局は、地域病院、班員から医療機関被害状況（安否）確認フォームから送られてきた情報を整理し、医師会災害対策本部へ情報提供を行う。
- 5 大規模災害時における活動については、兵庫県JMATの指揮下に入るものとする

＜救助班活動要領＞

1 救助班の活動

(1) 各救助班は、明石市内において自然災害、集団事故、伝染病、食中毒等多数の傷病者が発生した場合、明石市災害対策本部からの要請を受け、医師会災害対策本部の命令により活動する。

(2) 他府県にまたがる広域災害においては、兵庫県JMATの指揮下で活動する。

2 会長

(1) 会長は、各班の活動状況を把握し、各班との連絡を密にするとともに、各班に活動を指示する。

(2) 会長は、明石市災害対策本部からの要請を受け、救護所、避難所、福祉避難所等へ、医師会災害対策本部において必要な救助班を編成し、派遣を直ちに実行する。

3 副会長

副会長は、会長を補佐し、会長がその職務を果たせない場合には、あらかじめ決められた順序により、会長の職務を代行する。

4 庶務担当理事

庶務担当理事は、医師会災害対策本部において、情報収集の責任者として明石市災害対策本部、JMATとの連絡調整を担う。

5 災害対応病院、専科病院、地域病院

(1) 災害対応病院は、明石市地域防災計画により、明石市災害対策本部の指揮のもとに活動する。

(2) 専科病院は、その専門科目に応じた被災者の受け入れを行う。

(3) 地域病院は、各地域において、初期救急患者の受入れと共に、各診療所からの救急患者の受け入れを行う。

6 班員

(1) 班員は、自院の状況を把握し、必要に応じて医療機関被害状況（安否）確認フォームで医師会災害対策本部に報告する。

(2) 班員は、医師会災害対策本部からの要請により、迅速に行動する。

7 事務局

事務局は、地域病院、班員から医療機関被害状況（安否）確認フォームから送られてきた情報を整理し、医師会災害対策本部へ情報提供を行う。

第6節 災害救助法の適用

〔実施主体〕	市（総務部庶務班）
--------	-----------

これは、本市の地域に一定の規模以上の災害が発生し、被災者が現に応急的な救助を必要としている場合において、災害救助法を適用し、応急的、一時的な救助を行うための計画である。

1 災害救助実施責任者

(1) 知事の行う救助

災害救助法が適用された場合、災害救助法で定める救助の実施は、国の責任において県知事があたることとされている。したがって、この救助計画のうち災害救助法に基づく救助の部分については、市長が知事の権限の一部を委任され、又は知事を補助して行うものである。ただし、災害の事態が切迫し、災害救助法に基づく知事による救助の実施を待つことができないときは、市長において自ら救助に着手するものとする。

(2) 市長の行う救助

上記により知事の権限の一部の委任又は補助として行う救助のほか、災害救助法の定める救助実施の範囲外のもの及び災害救助法が適用されない小規模災害時の災害救助については、市長において自ら救助に着手するものとする。

2 救助の内容

災害救助法が適用される災害については、同法第13条第1項及び同法施行令第17条第1項の規定に基づき、県知事が下記の項目中で市町長が実施する項目及び期間を通知することにより市町長が実施するものとされている。

- (1) 避難所の供与
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (5) 医療及び助産
- (6) 被災者の救出
- (7) 被災した住宅の応急修理
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜索及び処理
- (11) 障害物の除去

3 適用基準

災害救助法は、市区町村の人口に応じて、被害世帯（滅失世帯数）が一定の基準に達したとき等に適用される。本市における適用基準は、次のとおりである。

(1) 被害世帯が100世帯以上に達したとき。

(令和2年国勢調査 世帯数=133,647世帯 人口=303,601人)

(2) 被害世帯が、(1)の基準には達しないが、県内の被害世帯が2,500世帯以上で、明石市における被害世帯が50世帯以上に達したとき。

(3) 被害世帯が(1)及び(2)の基準に達しないが、県内で被害世帯が12,000世帯以上に達した場合であって、明石市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるときは、災害救助法が適用されることがある。

(4) 被害世帯が(1)、(2)及び(3)に該当しないが、知事において特に救助を実施する必要があると認めるときは、災害救助法が適用されることがある。

- ・ 人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口とする。
- ・ 被害世帯の適用基準は、全壊（焼）又は流失を1世帯とし、半壊（焼）のときは2世帯、床上浸水のときは3世帯をもって住家の滅失した1世帯とみなす。

4 適用手続

市長は、本市における災害の程度が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちに災害発生の日時及び場所並びに災害の原因及び概況を、知事に情報提供し、災害救助法の適用を要請するものとする。

5 災害救助法による救助の程度と期間

－災害救助法による救助の程度・方法及び期間－

令和7年4月1日現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	<p>(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 350円以内</p> <p>(加算額) 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。</p>	災害発生日から7日以内	<p>1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。</p> <p>2 避難に当たっての輸送費は別途計上</p> <p>3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能（ホテル・旅館の利用額は@7,000円（食費込・税込）／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。）</p>
避難所の設置（法第4条第2項）	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	<p>基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 350円以内</p> <p>(加算額) 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。</p>	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	<p>1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏季のエアコンや冬季のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費なお、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。</p> <p>2 避難に当たっての輸送費は別途計上</p>

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	<p>○建設型応急住宅</p> <p>1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定</p> <p>2 基本額 1戸当たり 7,089,000円以内</p> <p>3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費</p> <p>○賃貸型応急住宅</p> <p>1 規模 建設型応急住宅に準じる</p> <p>2 基本額 地域の実情に応じた額</p>	<p>災害発生日から20日以内着工</p> <p>災害発生日から速やかに借上げ、提供</p>	<p>1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、7,089,000円以内であればよい。</p> <p>2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる)</p> <p>3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。</p> <p>4 供与期間は2年以内</p> <p>1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。</p> <p>2 供与期間は建設型応急住宅と同様</p>
炊き出しその他による食品の給与	<p>1 避難所に収容された者</p> <p>2 住宅に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者</p>	1人1日当たり 1,330円以内	災害発生日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記の金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全焼 半壊 流失	夏	19,800	25,400	37,700	45,000	57,000	8,300
	冬	32,800	42,400	59,000	69,000	87,000	12,000
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,500	8,700	13,000	15,900	20,000	2,800
	冬	10,400	13,600	19,400	23,000	29,000	3,800

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日(72時間)以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	災害によって住家が半壊又は半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば被害が拡大するおそれがある住家に居住する者	1世帯当たり 51,500円以内 ・ブルーシート、ロープ、土嚢等の緊急措置に必要な資材費 ・建設業者、団体等の施工費	災害発生の日から10日以内	被災者に対する緊急の修理に関する相談窓口を開設し、業者リストの提示と併せて緊急の修理に関する制度概要を説明する。
	1 住宅が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 717,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 348,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内(災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6ヵ月以内)	半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損壊とは、損害割合10%以上20%未満とする。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
学用品の給与	住宅の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会より届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 5,200円 中学校生徒 5,500円 高等学校等生徒 6,000円	災害発生日から（教科書）1ヵ月以内（文房具及び通学用品）15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 226,100円以内 小人（12歳未満） 180,800円以内	災害発生日から10日以内に完了	災害発生日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり 3,600円以内 一時保存 ○既存建物借上費： 通常の実費 ○既存建物以外： 1 体当たり 5,700円以内 検索、救護班以外は慣行料金	災害発生日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイス購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯あたりの平均 140,000円以内	災害発生日から10日以内	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められている期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められている期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定するもの	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等の総括する都道府県等の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められている期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助に要した事務費	1 時間外勤務手当 2 賃金 3 旅費 4 消耗品費 5 燃料費 6 食糧費 7 印刷製本費 8 光熱水費 9 修繕費 10 使用料及び賃借料 11 委託費 12 通信運搬費 13 災害ボランティアセンターに係る費用	応急救助の事務を行うのに必要な経費に限られる。	災害の発生の日から救助の期間内に支出したものに限る	救助費合算額に応じて定められた割合を乗じて得た額の範囲内が国庫負担の対象となり、その範囲内で県が予算措置した額を上限とする。

備考 この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第7節 遺体の収容及び埋火葬

〔実施担当〕 明石警察署・明石市医師会・市（各部・環境部斎場班）

1 遺体を発見したときの処置

- (1) 災害業務関係者が救出救助活動等において遺体を発見したときは、ただちに警察に連絡するものとする。
- (2) 警察は、死体の調査及び検査その他所要の処理を行った後、身元が判明し引取人があるときは、遺族等の引取人に引き渡す。
- (3) 身元が判明しない遺体又は引取人がない遺体は、市は警察から遺体の引き渡しを受けるものとする。

2 遺体の収容及び埋火葬

(1) 遺体の収容

ア 遺体安置所はあかし斎場旅立ちの丘をもって充てるものとし、斎場班は、遺品を整理し、納棺の上その性別、推定年齢、特徴、遺品等を遺体処理台帳に記録し、遺体安置所内に掲示する。

ただし災害の状況に応じて、市長は学校施設等他の市の公共施設の中から遺体安置所を指定し、当該施設職員が各部の応援を得て収容後における事務を実施する。

イ 遺体の身元が判明し、引取人があるときは、遺族等引取人に引き渡すものとする。

ウ 遺体の身元が判明しないもので一定期間経過後引取人がないときは、行旅死亡人として取り扱うこととし、市民生活室市民課に連絡するとともに、火葬許可書の交付を受ける。

(2) 埋火葬

ア 火葬場

名 称	所 在 地	1日火葬能力	備 考
あかし斎場旅立ちの丘	和坂1丁目1-12	3~4体×9時間 =32体	1基1体約2時間30分

身元不明のため行旅死亡人として火葬された遺骨及び遺留品は、それぞれ定められた方法により処理し、引取人の申し出があれば引き渡すものとする。

イ 仮埋葬場所

名 称	所 在 地
明石市石ヶ谷墓園	大久保町松陰 1466

ウ 県及び他市町への応援要請

斎場班は、斎場が被災により使用できない場合、又は斎場の火葬能力を上回る遺体数である場合、県及び他市町へ応援要請するものとする。

第8節 被災建物応急危険度判定

〔実施担当〕 市（活動部活動第3班）

地震発生後、同規模の地震の連続発生や余震等による二次災害のおそれがあると認められる場合は、建物の倒壊、瓦・外壁等の落下の危険性について、被災建築物応急危険度判定士により応急危険度判定を行い、当該建築物の危険度について居住者及び隣接住民への周知を図る。

- (1) 市は、応急危険度判定を実施する場合、応急危険度判定実施本部及び各班の応急危険度判定有資格者をもって、その事務を行う。
- (2) 応急危険度判定実施本部は、建築安全課内におく。
- (3) 市は、応急危険度判定を実施する場合、県に対し応急危険度判定士の派遣を要請する。
- (4) 市は、判定士の受入れに必要な諸準備を行う。
- (5) 市、建築士事務所協会、建設業協会等は、県が実施する応急危険度判定士の養成に積極的に参加する。
- (6) 応急危険度判定はあくまで二次災害を防止するためにわずかな期間内に応急的に実施するものであり、罹災証明書発行のための被害認定とは関連しないことを住民に周知する。

第9節 公共施設等の応急対策

〔実施担当〕 市（活動部・各施設担当者）

1 公共施設等の被害状況の調査及び応急対策の実施

市は、地震発生後、道路、河川、漁港、ため池、公園、水道、下水道等市関連公共施設の他、海岸、危険宅地等の被害状況を国・県等関係機関の協力も得ながら、すみやかに調査・収集するものとする。

また、余震や降雨等による二次災害を防止するため、危険箇所について、パトロールによる状況把握、土のうやシート張り、応急工事、近隣住民への周知その他必要な応急措置を行うものとする。

2 市民等からの通報への対応

道路、河川、漁港、ため池、公園、水道、下水道、海岸等公共施設の他、一般家屋、宅地、擁壁等の被害状況について、通報があった場合、生命の危険等緊急を要すると認められるときは、すみやかに現地へ出動し、通行止め、危険区域の設定、その他可能な応急活動を実施するものとする。また、二次災害のおそれがある場合は、パトロールによる監視や住民への周知その他必要な措置を行うものとする。

3 関係団体等への協力要請

公共施設その他の応急活動を実施するに際し、関係団体等の協力が必要と認めるときは、次の協定に基づき建設資機材及び労力等の協力要請を行うものとする。

- (1) (一社)兵庫県建設業協会明石支部との災害時における応急対策業務に関する協定
(平成10年1月17日締結)
- (2) 兵庫県と(一社)兵庫県建設業協会との災害時における応急対策業務に関する協定
(平成9年1月13日締結)
- (3) 明石市管工事業協同組合との災害時における緊急応援に関する協定(平成21年4月1日締結)
- (4) 明石市管工事業協同組合との災害時における機能復旧対策事務応援に関する協定
(平成19年7月10日締結)
- (5) 兵庫県自動車整備振興会明石支部との災害時における応急対策等の協力に関する協定
(平成20年3月19日締結)
- (6) ㈱金田土木協力会及び災害時応急対策協議会との災害時における応急対策業務に関する協定
(平成26年7月10日締結)
- (7) 協同会との災害時における応急対策業務に関する協定(平成26年12月25日締結)

第10節 障害物の除去

〔実施担当〕	市（活動部）
--------	--------

障害物除去に関する救助について、災害救助法では以下のように定められている。

（1）除去の対象

住宅が半壊又は床上浸水し(その他山崩れ等の特別な事情によるものは県へ協議)、当面の日常生活が営み得ない状態にあり(日常生活に欠くことのできない居室・炊事場・便所・風呂場等に運び込まれた障害物の除去に限られる)、自らの資力をもってしては、障害物の除去ができない者とする。

（2）除去方法及び範囲

実施者は、自らの応急対策機器を使用し、又は状況に応じて、建設業者の協力を得て、速やかに障害物を除去するものとし、障害物除去の範囲は、原状回復ではなく必要最小限度の日常生活が営める状態とするための応急的な除去に限るものとする。

（3）除去した障害物の集積場所

一時的には市の所有管理する運動場、空地等とし、その他の民有地等については、所有者、管理者と協議して使用する。

最終的な処理場所としては、市の埋立地又は宅地造成地とする。

（4）必要な機械器具等

障害物の規模及び範囲によって対策をたてるが、比較的小規模のものについては、災害対策本部により処理するものとし、その他のものについては、市内建設業者の応援又は調達によって実施する。

（5）除去費用

費用の範囲は、機械器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、1世帯あたり140,000円以内とする。

（6）除去期間

災害発生の日から10日以内とする。

第11節 ペットの收容対策の実施

〔実施担当〕	市（あかし動物センター）
--------	--------------

災害時における、あかし動物センターの活動は次のとおり

- (1) 動物に対する情報の収集・提供
- (2) 飼い主とはぐれた動物の收容、飼い主への引渡し
- (3) 負傷した動物の保護及び治療
- (4) 避難所等で飼育される動物の健康状態、衛生状態の確認・指導
- (5) 兵庫県動物愛護救護本部との連携
- (6) 動物ボランティアの要請、受入れ、活動調整
- (7) 救援物資の受入れ、保管、配分
- (8) 必要な資器材・物資の調達、保管、配分
- (9) ペット避難場所の提供

第6章 感染症・健康管理対策

〔実施担当〕 市（医療部救護対策班）

市は、明石市医師会等関係機関との連携を図りながら、感染症対策及び健康管理対策を実施する。

なお、平成19年12月に新型インフルエンザ対策として、「明石市新型インフルエンザ対策行動計画」が策定されている（平成27年3月改定）。この計画は、新型インフルエンザが発生した場合において、周到な計画のもとに発生初期の段階で押さえ込むことにより、可能な限り感染拡大を阻止し、健康被害を最小限にとどめ、社会・経済機能の低下に至らせないことを目的に策定されたものであり、明石市地域防災計画の感染症対策を補完及び充実させるものである。

1 感染症対策

- (1) 避難所におけるトイレ・廃棄物の消毒の指導、手指消毒剤・衛生材料の配置、うがい薬・マスク等の配付を行う。
- (2) インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症・肺炎・感染性胃腸炎・破傷風・食中毒などの予防のための保健指導を行う。
- (3) 必要に応じ、感染症（インフルエンザ等）に関する予防接種の実施を調整する。
- (4) 感染症の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要があると認めるとき、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）の規定に従い、消毒の指示又は消毒を実施する。
- (5) 感染症法の規定に従い、感染症の患者等に対し、必要な入院の勧告および措置を行う。

2 感染症対策薬剤等の調達

薬剤等は、備蓄及び業者からの購入等により調達する。

3 健康管理対策

※明石市災害時保健活動ガイドライン参照

(1) 健康調査・巡回健康相談

ア 避難所・仮設住宅

避難生活における二次的な健康被害を防ぐため、健康調査、巡回健康相談、健康教育、環境整備等を行う。特に、感染症や生活不活発病、慢性疾患の悪化、こころのケア等、今後予測される健康課題の発生を予防するため、調査・巡回時に情報提供や保健指導を行う。

イ 被災地区在宅家庭訪問

被害状況の大きい地域へ家庭訪問を行い、健康調査を実施し、要フォロー者を把握する。必要に応じて支援者に繋げる。

必要時、保健・医療・福祉サービスの情報提供、感染症や生活不活発病、

慢性疾患の悪化等の予防、こころのケアについて、情報提供や保健指導を行う。

ウ 車中泊避難者

車中泊をしている者の状況把握を行い、エコノミークラス症候群の予防等について情報提供や保健指導を行う。

(2) こころのケア

健康調査・巡回健康相談の中で、被災による急性ストレス反応が強く認められる者、精神障害者で治療中断となった者、精神状態が悪化している者など、緊急対応や専門的な精神科対応が必要な者へ、精神面の安定を目的としたこころのケアを実施する。又、対象者の状況に応じた医療機関及び支援機関との連携を行い、適切な支援体制の構築を図る。

4 人員の確保

被災状況を勘案し、保健師の応援・派遣要請について、必要性の検討及び調整を行う。

第7章 教育対策

[実施担当] 市（避難部）

災害時における学校の基本的な役割は、児童・生徒等の安全確保と学校教育活動の早期再開を図ることにある。一方で、小・中学校全てが避難所として指定されていることなど、地域における防災拠点として果たすべき役割も大きい。したがって、特に初期段階では、教職員も防災活動の一定の役割を担いながら、学校教育活動の再開を図る。

1 児童・生徒等の安全確保

災害時における緊急連絡体制に従って情報伝達を行い、可能な者をもって学校防災活動及び避難所支援活動に備えるとともに、各学校で定めた「学校防災マニュアル」などにに基づき、児童・生徒等の安全確保、点検・安否確認等を行う。

2 被害状況等の収集報告

応急対策の実施のため、次の事項について被害状況を速やかに収集し、本部との連絡を密にするとともに、報告書に資料を付して、播磨東教育事務所を経由して県に報告する。

- (1) 学校施設の被害状況
- (2) その他の教育施設（社会教育施設等）の被害状況
- (3) 教員その他の職員の罹災状況の概要
- (4) 児童の罹災状況の概要
- (5) 応急措置を必要とする事項

3 施設応急復旧計画

(1) 学校施設

ア 建物及び備品

校舎の軽微な被害については、即時に応急修理を行い、教室に不足をきたすときは、特別教室の転用、屋内体育館の仮間仕切り等の措置をとる。また、通学の危険がなくなったときは、直ちに授業が再開できるよう措置するものとする。

被害が大きく応急修理では耐えられないときは、一時学校又は学級を閉鎖し、復旧工事を行うとともに、必要に応じて仮設教室を設置し、早急に授業が再開できるよう措置するものとする。

冠水、破損等により使用不能となった児童生徒用机、椅子等は、応急修理を行うとともに近くの学校から余剰のものを集め補充し、授業に支障のないようにするものとする。

避難所、災害対策連絡所の設置等で、屋内体育館その他を使用するときは、校舎の被害状況を考え、関係機関とよく連絡の上措置するものとする。

イ 運動場

運動場の被害は、とりあえず危険のない程度に応急補修するものとする。

ウ 学校給食施設

学校給食施設の被害については、速やかに平常業務が行えるよう措置するものとする。

(2) 学校以外の教育施設の被害については、速やかに平常業務を行えるよう措置するものとする。

(3) その他特別の事態が生じたときは、速やかに処理するものとする。

4 応急教育計画

(1) 応急教育実施場所

校舎等に甚大な被害を受け、多数の避難者を収容し、又は通学路の遮断等により、通常の授業が行えない場合は、仮設教室や近隣の学校その他の施設等において学校教育の再開に努める。この場合の授業場所、連絡方法、実施の方法等については、状況に応じた処置をするものとする。

(2) 応急教育方法

応急教育の実施に当たっては、施設の応急復旧の状態、教員、児童生徒及びその家族のり災程度、交通機関や通学路の状況等を勘案して、次の方法により行うものとする。

ア 学校園において児童生徒の安全が確保できない場合

当該学校園を一時閉鎖し、近隣の学校や安全な場所で仮設教室を設けるなど適宜の措置をとるものとする。

イ 施設・設備の破損等により、通常の授業ができない場合

短縮授業、二部授業等の措置をとる。

登校できない児童生徒については、家庭訪問等により状況把握に努める。

ウ 登校に長時間を要する場合

始業時間を繰り下げ又は授業を短縮して行う。

登下校時の園児児童生徒の安全については、特に厳重な注意を払い、適切な処置をしなければならない。

エ 一部地域の児童生徒全員が登校できない場合

臨時にその地域内に応急の場所を設け、適宜授業を行うものとする。

オ 災害に伴う感染症予防、健康管理については、感染症対策計画に定めるところにより措置するものとする。

カ その他特別の事態が生じたときは、速やかに応急教育の措置をとるものとする。

(3) 教科書、教材、学用品の調達及び配給

児童生徒が被災し、教科書、教材、学用品（以下「教科書等」という。）を失ったときは、学校長からの報告に基づき教科書等の補給を要する実数及

び補給の状況を県に報告するとともに、教科書等の確保及び配給について適切な措置をとるものとする。

(4) 授業料等の免除、就学援助の措置

被災により経済的に就学が困難となった児童、生徒、特別支援学校等在籍児童等については、関係機関と連絡の上、速やかに授業料等の免除及び就学援助の措置をとるものとする。

(5) 給食の措置

ア 次の場合には、給食を一時中止するものとする。

(ア) 災害が広範囲にわたり被害が甚大なため、学校給食施設が災害救助のために使用された場合

(イ) 感染症その他の危険発生が予想される場合

(ウ) 給食用物資の入手が困難な場合

(エ) 給食施設に被害を受け、給食の実施が不可能となった場合

(オ) その他給食の実施が適当でないと考えられる場合

イ 災害発生時においては、特に衛生に留意し、施設、設備の消毒、感染症対策、調理関係者の健康管理等に十分注意すること。

ウ 学校給食の応急実施に当たっては、実施校数、人員、給食種別の実施期間を県教育委員会に報告するものとする。

エ 災害に伴う学校給食関係被害状況報告

災害により学校給食の運営が極めて困難となった場合又は学校給食用物資に著しい被害を生じた場合等には、被害状況を速やかに県教育委員会に報告するものとする。

(6) 教職員の確保の措置

教職員の被災等により通常の授業を実施できない場合は、応急措置として次の方法により職員を確保するものとする。

ア 教育委員会は、各学校の教員不足数の状況により、一時的に教員の編制替えや出務等を指示するものとする。

イ 教育委員会職員のうち、教員免許状所持者に応援させる。

(7) 応援の要請

教育委員会は、市立学校の被害により応急教育のため市立学校相互間において調整をし、また教育実施者の確保措置をとっても不足し、応急教育の円滑な実施ができない場合は、県教育委員会に対し、教育実施者、教材等の応援を要請するものとする。

教育委員会は、国立、県立及び私立学校の被害により応援の要請があった場合には、可能な範囲で、教材、学用品等を供与し、正常な授業の確保に協力するものとする。

5 災害に伴う避難計画等

市立学校においては、学校の管理運営に関する規則に基づく学校警備防災計画及び消防法に基づく消防計画の定めるところにより、児童生徒の安全確保のための避難訓練を実施し、災害に対処するものとする。

災害発生が予想される場合の休校その他の措置については、あらかじめ教育委員会において基準を示し、その基準により決定するものとし、必要なときは各学校長と協議の上決定する。

第8章 廃棄物処理

[実施担当] 市（環境部）

1 し尿の収集処理

- (1) 汲取りトイレ、浄化槽の被害状況を的確に把握し、し尿収集運搬委託業者及び浄化槽清掃業許可業者との連携を密にし、迅速かつ効率的なし尿収集処理を行う。
- (2) 避難所のし尿収集については、避難部との連携により定期収集を行う。
また、トイレの無い避難所については、仮設トイレやマンホールトイレを設置する。

2 ごみの収集処理

- (1) 迅速かつ衛生的に収集作業を完了させるため、市の職員、機器を効率的に活用するほか、一般廃棄物収集運搬委託業者及び一般廃棄物収集運搬許可業者の人員、機器を動員する。
- (2) 通常ごみと災害廃棄物の分別を、広報紙等により周知徹底する。
- (3) 避難所のごみ収集については、避難部との連携により、排出場所の指定、量等の確認を常時行い、定期収集する。
- (4) ごみの搬入については、明石クリーンセンター等とするが、なお不足するときは、被災地の実情に応じて、公園、運動場、空地等の一時的な集積場所を各関係施設所管課と協議の上定める。
- (5) 処理については、原則として明石クリーンセンターで行うが、分別を徹底し、リサイクルを積極的に進めるなど廃棄物処理の減量化を行う。そのため、必要に応じ積極的に市民、事業者の協力を求めるものとする。

3 災害廃棄物（片付けごみや災害がれき等）の処理

- (1) 発生する廃棄物
 - ア 瓦、外壁等のがれき類
 - イ 被災した家具等の処分に伴い発生する片付けごみ
 - ウ 津波堆積物や土砂等
- (2) 処理方法
 - ア 排出場所については、自治会長等を通じて指定する。
 - イ 搬入は原則として明石クリーンセンターとするが、なお不足するときは、被災地の実情に応じて、公園、運動場、空地等の一時的な集積場所を各関係施設所管課と協議の上定める。
 - ウ 処理は原則として明石クリーンセンターで行うこととするが、分別を徹底し、リサイクルを積極的に進めるなど廃棄物処理の減量化を行う。そのため、必要に応じ積極的に市民、事業者の協力を求めるものとする。

エ 大規模な地震災害の場合、上記の災害廃棄物は膨大な量にのぼるため、災害廃棄物処理計画に基づき方針を確立し、処理を行うものとする。

オ 市のみで対応が困難なときは、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援協定」に基づき、応援要請を行う。また、被災状況により必要に応じて災害対策本部と調整の上、知事に自衛隊の応援要請を行う。

また、D.waste-net（環境省主管）に必要に応じてアドバイザーの派遣要請を行う。

(3) 家屋等の公費解体

損壊家屋について公費による解体を行う場合は、市において環境産業局環境室を主体に都市局道路安全室、都市局住宅・建築室その他関係局によるプロジェクトチームを設置し、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携して、その処理にあたるものとする。

なお、公費解体の実施については、兵庫県と連絡を密に取り合いながら行うものとする。

第9章 交通輸送対策

第1節 交通の確保

1 地震発生時の自動車運転者のとるべき措置

- (1) 走行中の車両は、道路の左側に停車し、カーラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取しその情報及び周囲の状況に応じて行動する。
- (2) 避難のために車両を使用しないこと。その際、できる限り路外に駐車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉めドアはロックしないこと。

2 緊急輸送道路

救助、救急、医療、消火活動を迅速に行うため、また被災者への緊急物資を供給するための緊急輸送道路について、第2神明道路、国道2号、国道28号、国道250号(明姫幹線)、国道175号、二見土山線等が県において設定されている。

3 交通規制等

(1) 道路法(第46条)に基づく交通規制

道路管理者は、道路の損壊・欠壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行う。

(2) 交通情報の収集

道路の損壊が見込まれる場所においては、交通管理者は道路交通法5条、6条等の交通規制により、歩行者及び車両への安全を確認しつつ、道路管理者との緊密な連携の下、迅速に道路情報の収集を行う。

(3) 被災区域への流入抑制

ア 交通管理者は、被災区域への流入抑制や災害応急対策車両への通行確保のため、高速道路等を中心として道路交通法4条による広域的な交通規制を実施し、緊急交通路指定までの道路交通の秩序の維持を図る。

イ 交通管理者は、流入規制のための交通整理、交通規制等を行う場合、関係都道府県と連絡を取りつつ行う。

(4) 災害対策基本法(第76条第1項)に基づく交通規制

交通管理者は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするために緊急の必要がある場合、道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

ア 規制を行う区域又は区間

区域規制を被災地及びその周辺で行い、区間規制を当該被災地に至る複数のルートで行うこととするが、関係機関が行う災害応急対策の進捗状況、道路交通の復旧状況等に応じて、区域規制を区間規制へ変更するなど臨機

応変に規制を変更することとする。

イ 周知徹底

道路管理者及び交通管理者は、災害対策基本法に基づく交通規制を行う場合、通行禁止等を行う区域又は区間、対象、期間（終期を定めない場合は、始期）等について、テレビ、ラジオ等のマスコミ、垂れ幕、看板、交通情報板、警察車両をはじめ広報車両、現場警察官等あらゆる広報媒体を活用して住民等に周知する。

ウ 規制方法

(ア) 標示を設置して行う場合

標示は、交通規制の区域又は区間の道路の入口やこれらと交差する道路との交差点付近に設置し、車両の運転者に対して、緊急交通路における交通規制の内容を周知させる。

(イ) 現場警察官の指示により行う場合

緊急を要するため上記(ア)の標示を設置するいとまがない場合又は標示を設置して行うことが困難な場合については、警察官の現場における指示により規制を行う。

エ 警察官等の措置命令及び措置（災害対策基本法第76条の3）

(ア) 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対して、車両その他の物件の移動その他必要な措置をとることを命じ、これに応じない又は命令の相手方が現場にいないときは、警察官自ら当該措置をとることができる。

(イ) 自衛官又は消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、警察官の権限として規定されている措置命令及び措置を準用できる。

オ 道路管理者等の措置命令及び措置（災害対策基本法第76の6）

道路管理者等は、その管理する道路の存する都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、道路における車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

カ う回路対策

(ア) 交通管理者は、幹線道路等の通行禁止等を実施する場合、道路管理者との共同点検等により危険箇所がないことを確認した上で必要に応じてう回路を設定し、交通要点に警察官等を配置するなど危険を回避するための措置をとる。

(イ) 交通管理者は、う回路に設定された道路に、信号機の倒壊、滅灯等がある場合は、速やかに当該状況を確認し、警察官の配置、信号機の電源の回復、必要な交通規制の措置をとる。

キ 道路の復旧状況、交通量の変化、被災地域のニーズ等を踏まえ、順次、交通規制の範囲の縮小及び通行を許可する車両の拡大を行うなど、規制時間、区間、車種等の見直しを行う。

(5) 緊急通行車両等の事前届出、確認手続等

ア 緊急通行車両の事前届出

県知事又は、県公安委員会は、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両の事前届出を実施する。

イ 事前届出の対象とする車両

県知事又は、県公安委員会は、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両として、次のいずれにも該当する場合に事前届出を受理することとする。

(ア) 災害時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。

(イ) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用で使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

ウ 事前届出に関する手続

(ア) 事前届出の申請

a 申請者

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者
(代行者を含む。)

b 申請先

当該車両の使用の本拠の位置を管轄する県公安委員会
(警察本部交通規制課及び警察署経由)

c 申請書類

輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類(輸送協定書等がない場合にあつては、指定行政機関等の上申書等)及び緊急通行車両等事前届出書2通

(イ) 届出済証の交付

公安委員会は、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについて、緊急通行車両等事前届出済証を申請者に交付するものとする。

エ 事前届出車両の確認

(ア) 緊急通行車両の事前届出制度により届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して確認を行い、この場合、確認のための必要な審査は省略する。

(イ) 県(災害対策課)、警察本部(交通規制課、高速道路交通警察隊)、警察署、交通検問所において、届出済証による確認を行い、標章及び緊急通行車両確認証明書を交付する。

(6) 道路交通法に基づく交通規制

災害活動が、復旧・復興活動へと向かう段階で、災害応急対策を主眼とした災害対策基本法に基づく交通規制から道路交通法に基づく交通規制に切り換えることとする。

4 道路啓開等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等により道路が閉塞し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

5 交通機関の行う交通の確保

道路管理者は、市内バス路線においては、道路の破損等により運行不能となった場合、運行事業者に対して路線の一部変更等の措置を依頼するなどし、できる限り運行を確保する。

また、西日本旅客鉄道(株)、山陽電気鉄道(株)においては、運休箇所が発生した場合、神戸市バス、神姫バス、山陽バス等と連絡をとり、代行バスが運転を行う等により交通の確保を図るものとする。

第2節 輸送対策

1 自動車の調達方法

原則として調査部庁舎管理班及び各部等の保有する自動車によるものとするが、不足する場合は、待機中の他の部等の保有車両を使用する。なお不足するときは、各班において、市内の運送会社等に協力を求め調達する。調査部庁舎管理班は、応急対策の各々の時期に応じた配車調整を行う。

2 運送業者等との連携

大規模災害の場合、市の輸送能力だけでは限界があるため、運送業者等と連携し、輸送体制を確立する。

3 ヘリコプターの活用

大規模災害時には道路・鉄道交通の被害により陸上交通が遮断されることがあり、また同時多発的な火災の発生による被害状況の情報収集等の面においてもヘリコプターは有効であることから、平常時からヘリポートの適地を選定しておく。適地は、原則として市の公共施設の中から選定することとするが、地理的条件、施設の規模等の面において優れた県施設や民間施設があれば、これについても選定し、施設管理者の了解を得るよう努める。

(1) ヘリコプターの活動内容

- ア 火災等の被害状況の情報収集
- イ 負傷者の緊急輸送
- ウ 緊急物資・資機材等の輸送

(2) 現在の場外着陸場適地

- ア 川崎重工業株式会社グラウンド（川崎重工業株式会社明石工場）
- イ 明石海浜公園 自由広場（明石市二見町南二見）
- ウ 石ヶ谷公園（明石市大久保町松陰）
- エ 明石公園 補助競技場（明石公園）
- オ 兵庫県立大学明石キャンパス内 グラウンド（明石市北王子町）
- カ 明石北わんぱく広場（明石市大久保町松陰）
- キ 八木双葉グラウンド（明石市大久保町八木）

(3) 兵庫県消防防災航空隊への要請手続き（緊急運航の要請）

- ア 市長又は消防局長が消防防災ヘリコプター緊急運航要請書により、通常時は電話会議システムで兵庫県災害対策本部（災害警戒本部）設置時は、ファクシミリ等で防災監に要請するものとする。

緊急要請連絡先：兵庫県災害対策本部事務局

☎ 078-362-9900（専用） FAX 078-362-9911

※昼夜を問わず

イ 要請に際し連絡すべき事項

- (ア) 災害の発生場所、発生時間、内容、理由
- (イ) 要請を必要とする理由
- (ウ) 活動内容、目的地、搬送先
- (エ) 現場の状況、受入体制、連絡手段
- (オ) 現地の気象条件
- (カ) 現場指揮者
- (キ) その他必要事項

ウ 市において措置する事項

- (ア) 離発着場の選定
- (イ) 離発着場における措置（散水、ヘリポート表示、風向表示、ヘリコプターの誘導）
- (ウ) 患者の搬送

患者の搬送については、医師が承認し、同乗するよう措置する。あわせて受入先の病院、窓口責任者等について体制の整備を図っておくこととする。

4 海上輸送

災害により陸上交通が遮断された場合、海上運送事業者等により、明石港等を基地とした陸上交通の代替や救援物資の輸送等を行う。併せて港湾が使用できない災害の場合は、自衛隊等により海岸に直接達着する等の救援物資の輸送方法について計画する。

第10章 災害警備計画

〔実施担当〕	明石警察署
--------	-------

1 基本方針

明石警察署の災害警備活動は、災害が発生し、発生するおそれがある場合において、県、市等の行政機関、消防機関及び防災関係機関と緊密な連携を図り、市民の生命、身体の保護を第一とした総合的な活動を行うものとする。

2 災害警備体制

(1) A号体制

- (ア) 管内において震度6弱以上の地震を観測した場合
- (イ) 管内において大津波警報が発表された場合
- (ウ) 実人員の全員をもって災害警備体制に入る

(2) B号体制

- (ア) 管内において震度5強の地震を観測した場合
- (イ) 管内において津波警報、大雨等の特別警報が発表された場合
- (ウ) 実人員の半数の人員をもって災害警備体制に入る

(3) C号体制

- (ア) 管内において震度5弱の地震を観測した場合
- (イ) 管内において津波注意報、大雨等の警報が発表された場合
- (ウ) 宿直員及び地域課当務員その他必要と認められる人員をもって災害警備体制に入る

第11章 生活支援

第1節 罹災証明書の発行

〔実施担当〕 市（調査部調査班）

罹災証明書の発行は、被災者にとって、税の減免、公共料金の減免、見舞金・義援金の受給、貸付金の申込み等、災害後の早期立ち直り及び生活の安定化のためには極めて重要な行為となる。

罹災証明は、市長及び消防署長が確認できる程度の被害について証明するものとする。また、罹災証明書の発行によらず、必要に応じて、罹災届出証明書の発行で対応することもできる。

1 罹災証明書の発行

(1) 証明事項

市長は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた住家について、申請があったときは遅滞なく被害調査を行い、同法90条の2第1項の規定に基づき罹災証明書を発行する。

なお、火災にかかるものについては、消防署長が証明する。

ア 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）、床上浸水、床下浸水

イ 火災による全焼、半焼、水損

(2) 証明書の発行要領

ア 現に災害により住家に被害を受け、その住家について「罹災証明書」の発行を受けようとする者は、市へ申請を行わなければならない。

イ 市は、申請のあった住家について、内閣府の示す「災害に係る住家被害認定基準運用指針」に基づき、原則、申請者等の立会いのもとで、外観及び内部からの被害調査を行う。ただし、写真による被害調査が可能な場合は、この限りでない。

ウ 市は、被害調査の結果に基づき、被害家屋台帳を作成する。

エ 市は、被害家屋台帳に基づき、申請者に対して「罹災証明書」を発行するものとする。

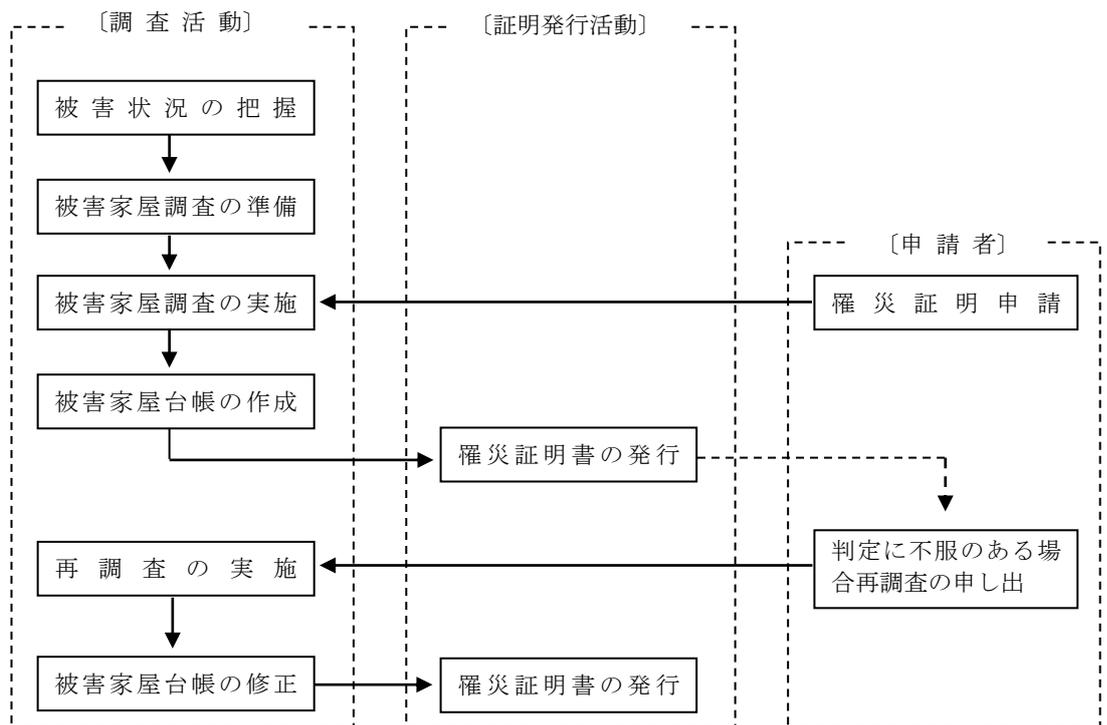
2 再調査

(1) 罹災証明書の交付を受けた者で、その判定について不服のある者は、再調査の申し出を行うことができる。

(2) 再調査については、建築の専門家による調査を行うものとする。

(3) 再調査の受付は、期間を設定するものとする。

3 罹災証明書発行の流れ



4 罹災届出証明書の発行

市長は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた住家以外の資産（店舗、外構・設備、家財道具等）について、申請に基づき被害の届出があったことを証明する。

(参考1)

兵庫県南部地震の際の家屋被害調査及び被災証明書の発行状況

- ① 証明書発行件数 50,000 件超
- ② 家屋調査期間（再調査含む） 2月12日～7月31日
- ③ 家屋調査実施者 全ての部
- ④ 家屋調査申請の1日当たり最大数 約1,000件

(参考2)

平成30年度台風被害の際の罹災（届出）証明書の発行状況

- ① 罹災証明書発行件数 約98件
- ② 罹災届出証明書発行件数 約53件

(参考3)

令和6年4月16日降雹（ひょう）の際の罹災（届出）証明書の発行状況

- ① 罹災証明書発行件数 304件
- ② 罹災届出証明書発行件数 224件

第2節 住宅対策

〔実施担当〕	応急仮設住宅	県・市（活動部活動第5班）
	住宅の応急修理	市（活動部活動第3班）

1 応急仮設住宅

住宅の全壊又は全焼等の被害が発生した場合で、市長が必要と認めるときは、被災者への応急仮設住宅（建設型応急住宅・賃貸型応急住宅）の供与を行うものとする。

災害救助法に定められた建設型応急住宅の基準は、以下のとおりである。

- ア 規 模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定
- イ 費 用 国庫負担の対象となる費用の限度額は、1戸当たり7,089,000円
- ウ 着工期間 災害発生の日から20日以内（ただし、大災害等のため着工が遅れるときは、事前に承認を得て、最小限度の期間を延長することがある。）
- エ 供与期間 供与の日から2年以内

（1）応急仮設住宅の供与要請

市は、次の事項を可能な限り示し、応急仮設住宅の供与を県に要請する。

- ア 被害戸数
- イ 設置を必要とする型別戸数、建設場所
- ウ 連絡責任者

（2）入居対象

住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者で、自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者であること。

（3）建設場所

市有地等公有地を基本に、被災者が相当長期にわたり居住することも考慮し、保健衛生、交通、水道、教育など立地条件を勘案の上選定することとする。

また、建設型応急住宅の供与のほか、民間賃貸住宅の居室の借り上げによる賃貸型応急住宅を該当者に供与することもできる。

(参 考)

兵庫県南部地震の際の主な応急仮設住宅の建設場所及び建設戸数

〔 朝霧公園 (40 戸) 、中崎遊園地 (51 戸) 、明石公園 (154 戸) 、川端公園 (75 戸) 〕
〔 上ヶ池公園 (62 戸) 、大久保町東原 (218 戸) 等 13 か所 856 戸 〕

2 住宅の応急修理

住宅の半壊又は半焼等の被害が発生した場合で、市長が必要と認めるときは、次の基準により住宅の応急修理を行うものとする。

災害救助法に定められた住宅の応急修理の基準は、以下のとおりである。

- (1) 対 象 災害によって住家が半焼又は半壊し、自らの資力をもってしては、応急修理ができない者
- (2) 範 囲 居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分
- (3) 費 用 国庫負担の対象となる費用の限度額は、1世帯当たり
717,000 円
- (4) 期 間 災害発生の日から3か月以内に完成

第12章 公益事業災害応急対策計画

第1節 ガス事業災害応急対策計画

〔実施担当〕 大阪ガスネットワーク株式会社 兵庫事業部

1 警戒活動

- (1) 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
- (2) 応急対策用資機材の点検、整備、確保
- (3) ガス製造設備、主要供給路線、橋梁架管、浸水のおそれのある地下マンホール内整圧器等の巡回点検

2 被害状況の報告

ガス供給地域内において震度5弱以上の地震が観測された場合には、直ちにガス設備の被害状況を調査する。

3 危険予防措置

ガスの漏洩による二次災害が発生する恐れがある場合は、ブロック毎の供給停止等の危険予防措置を講ずるとともに、関係機関への通報ならびに付近住民への広報を行う。

4 応急措置

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打ち合わせ等を行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

5 応急供給及び復旧

- (1) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- (2) 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。
- (3) 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。
- (4) 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

6 広報

- (1) 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。
- (2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

7 実施担当機関

明石市域におけるガス施設の災害防止、復旧活動等については、次の部署が中心となって担当する。

大阪ガスネットワーク株式会社 兵庫事業部

神戸市中央区港島中町4-5-3

(電話) 078-303-8600

(ガス漏れ専用電話) 0120-7-19424(フリーダイヤル)

第2節 電気事業災害応急対策計画

〔実施担当〕 関西電力送配電株式会社 神戸本部明石配電営業所

1 事業所の所在地及び名称

名 称	所 在 地	電 話 番 号
明石配電営業所	明石市東仲ノ町2-14	0800-777-3081 (フリーコール)

2 防災体制の確立**(1) 対策組織の設置**

関西電力の各支社および関西電力送配電の各本部が所管する地域（以下、「地域」という。）は、当該地域における非常事態に対処するため、支社長および本部長対策組織の長とする非常災害対策総本部を設置する等、本店に準じた対策組織を設置する。

神戸地域内で、非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、非常災害に係る予防又は復旧対策活動を統括するため、次のとおり対策組織を設置する。

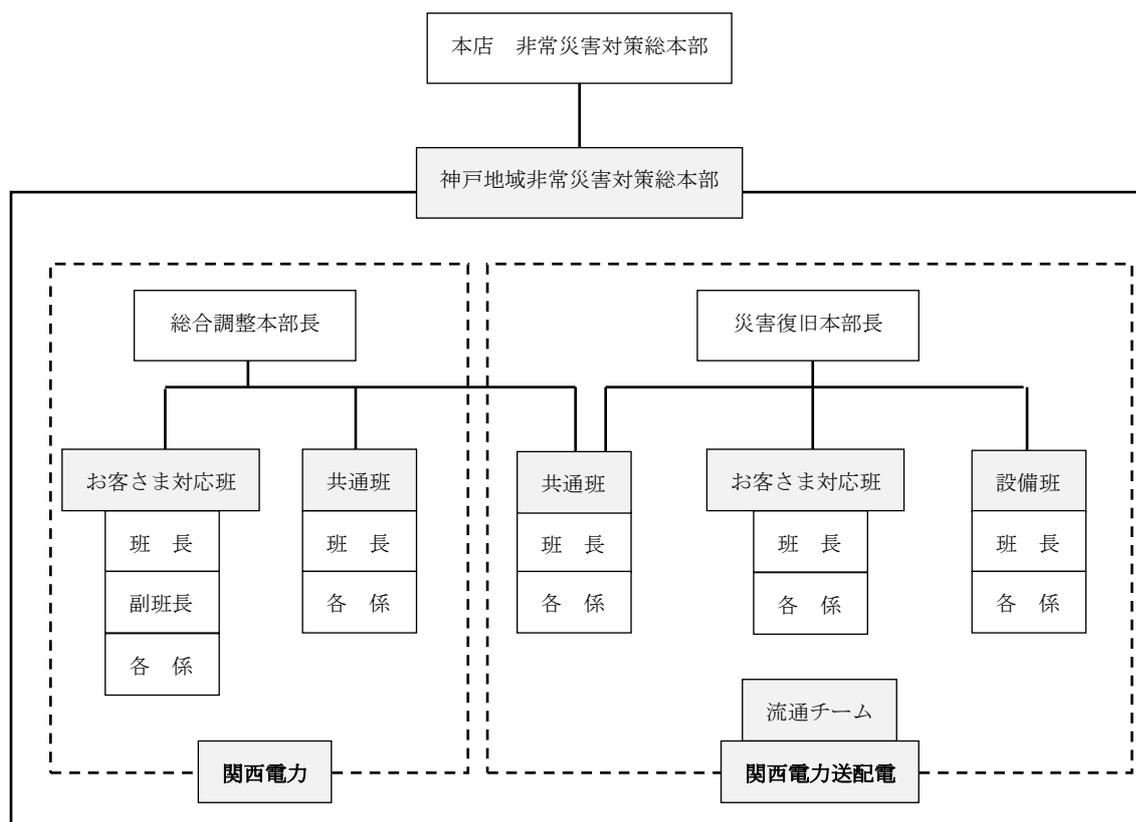
- ア 神戸地域非常災害対策総本部
- イ 神戸地域発販等非常災害対策本部
- ウ 神戸地域送配電非常災害対策本部
- エ 神戸地域発販等警戒本部
- オ 神戸地域送配電警戒本部

(2) 総本部の設置基準

総本部の設置基準は、次のとおりとする。

- ア 次に掲げる場合においては、直ちに総本部を設置する。
 - (ア) 神戸地域内で震度6弱以上の地震が発生した場合
 - (イ) 神戸地域内に大津波警報が発令された場合
 - (ウ) 南海トラフ地震臨時情報が発令された場合
 - (エ) 南海トラフ域を震源とするM7.9以上の海溝型地震が発生した場合
- イ 総本部の設置については、関西電力の長と関西電力送配電の長が協議し、決定する。
 - (ア) 非常災害が発生した場合又は発生することが予想される場合にあつて、関西電力と関西電力送配電が連携して、対応していくことが必要と認められる場合
 - (イ) その他必要な場合

非常災害対策総本部 組織図



(3) 体制の確立

関西電力および関西電力送配電は、非常事態に対処するための必要な要員を速やかに確保し、初動体制を確立する。また、平時より次の体制を整備する。

- ア 休日・夜間における突発的な非常事態に備えて、対策組織を指揮する者を直ちに確保できる体制を整備する。
- イ 対策組織要員等の動員に関する計画をあらかじめ策定する。特に、休日・夜間における突発的な非常事態に備えて、必要な要員を確保できる体制を整備する。

3 応急対策に関する事項

(1) 情報の収集・報告

地域の対策組織の長は、次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに本店の対策組織の長に報告する。

- ア 一般情報
 - (ア) 気象、地象情報
 - (イ) 一般被害情報（一般公衆の家屋被害情報および人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報）
 - (ウ) 社外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、お客さま等への対応状況）
 - (エ) その他災害に関する情報（交通状況等）

- イ 関西電力および関西電力送配電の被害情報
 - (ア) 電力施設等の被害状況および復旧状況
 - (イ) 停電による主な影響状況
 - (ウ) 復旧用資機材、復旧要員、食糧等に関する事項
 - (エ) 従業員等の被災状況
 - (オ) その他災害に関する情報

(2) 情報の集約

本店の対策組織の長は、地域の対策組織の長からの被害情報等の報告および国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関、協力会社等から独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

(3) 通話制限

対策組織の長は、災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めるときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めるときは、本店にあっては関西電力の総務室長、地域にあっては関西電力送配電の本部長の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。

(4) 災害時における広報

対策組織の長は、災害時における広報を、次のとおり実施する。

ア 広報活動

災害が発生した場合又は発生することが予想される場合において、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、第2編 災害予防計画 第8章に定める広報活動を行う。

イ 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNSおよびLアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

(5) 対策組織要員の確保

ア 夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。

イ 対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。

なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出社する。ただし、津波により避難が必要となる地域の事業所については、津波のおそれがなくなった後に出社するものとする。

ウ 復旧要員の広域運営

関西電力および関西電力送配電は、他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社および広域的機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

(6) 災害時における復旧用資機材等の確保

対策組織の長は、災害時における復旧用資機材等の確保を、次のとおり実施する。

ア 調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。

(ア) 現地調達

(イ) 対策組織相互の流用

(ウ) 他電力会社等からの融通

イ 輸送

復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ関西電力および関西電力送配電と調達契約をしている協力会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

ウ 復旧用資材置場等の確保

災害時において、復旧用資機材置場および仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

(7) 災害時における電力の融通

災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、本店非常災害対策総本部の流通チーム長は、広域機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

(8) 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

(9) 災害時における自衛隊との連携

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合又は工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、対策組織の長は、被害地域の府県知事に対して、関西電力および関西電力送配電が自衛隊による支援を受けられるよう依頼する。

(10) 災害時における応急工事

対策組織の長は、災害時における応急工事を次のとおり実施する。

ア 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

イ 応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

(ア) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力および貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

(イ) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

(ウ) 配電設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。

(エ) 通信設備

共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置および可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。

ウ 災害時における安全衛生

応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

(11) 災害復旧に関する事項

ア 復旧計画

地域の対策組織の長は、設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定するとともに、本店の対策組織の長に速やかに報告する。

(ア) 復旧応援要員必要の有無

(イ) 復旧要員の配置状況

(ウ) 復旧用資機材の調達

(エ) 復旧作業の日程

(オ) 仮復旧の完了見込

(カ) 宿泊施設、食料等の手配

(キ) その他必要な対策

本店の対策組織の長は、前項の報告に基づき、地域の対策組織の長に対し復旧対策について必要な指示を行う。

イ 復旧順位

対策組織の長は、復旧計画の策定および実施に当たり、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。なお、必要に応じ自治体と連携し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設の復旧を優先する。

第3節 電気通信事業災害応急対策計画

〔実施担当〕 NTT西日本株式会社 兵庫支店

災害が発生し、又は発生する恐れのある場合において、当該災害の規模その他の状況により、災害応急対策及び災害復旧を推進実施する。

1 災害対策本部の設置

機 関 名	所 在 地	連 絡 電 話
NTT西日本 兵庫支店設備部	神戸市中央区海岸通11番 NTT神戸中央ビル4階	災害対策室 TEL：078-393-9440 FAX：078-326-7363

2 応急復旧**(1) 通信混乱防止**

災害の発生に伴い、全国各地から一時的に集中する問い合わせや見舞いの電話の殺到により交換機が異常輻輳に陥り、重要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を規制し、110番、119番、災害救助活動に関する国又は地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。

(2) 設備の被害状況の把握と防護措置

災害による設備の被害状況を把握し、復旧に必要な資材、要員を確保するとともに、設備被害の拡大を防止するため、これに必要な防護措置を講じる。

(3) 通信の途絶の解消と通信の確保

災害により設備に大きな被害を被った場合、一次応急措置として衛星通信・無線機を主体とした復旧を行い、一次応急措置完了後は、線路設備を主体とした二次応急措置にわけ、通信の途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講ずる。

- ア 自家発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保
- イ 衛星通信・各種無線機による伝送路及び回線の作成
- ウ 電話回線網に対する切替措置、伝送路切替装置等の実施
- エ 応急復旧ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成
- オ 非常用可搬形デジタル交換装置の運用
- カ 臨時・特設公衆電話の設置
- キ 停電時における公衆電話の無料化

(4) 通信の利用と広報

震災により地域全域にわたって通信が途絶した場合、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、通信の疎通調整と通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について広報活動を実施する。

ア 通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限を実施して疎通を図る。

イ 非常、緊急電話及び非常、緊急電報の疎通ルートを確保し、他の通話に優先して取り扱う。

ウ 被害の状況に応じた案内トーキーを挿入する。

エ 一般利用者に対するわかりやすい広報活動を実施する。(ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等)

オ NTT西日本兵庫支店は、必要な情報を地方公共団体等の災害対策機関へ連絡する。

カ 「災害用伝言ダイヤル(171)」及び「災害用伝言板(web171)」でのふくそう緩和を実施する。

(5) 「災害用伝言ダイヤル(171)」及び「災害用伝言板(web171)」を利用した安否確認

災害時において被災地への通信が輻輳した場合には、被災地内の安否の確認が困難になる。そのような状況下でも、安否確認できるシステム「災害用伝言ダイヤル(171)」「災害用伝言板(web171)」を確立する。

ア 提供の開始

(ア) 地震、噴火等災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地への通話がつながりにくい状況(輻輳)になっている場合開始する。

(イ) 被災者の方は、本人・家族等の安否確認等を「災害用伝言ダイヤル(171)」又は「災害用伝言板(web171)」へ登録し、被災者の家族・親戚・知人の方等はその内容を聴取、閲覧して安否等を確認する。

イ 伝言の条件等

(ア) 「災害用伝言ダイヤル(171)」

a 登録できる電話番号(被災地電話番号)

…… 加入電話・ISDN・ひかり電話番号および携帯電話等の電話番号

b 伝言録音時間 …… 1伝言あたり30秒間

c 伝言保存期間 …… 提供終了まで

d 伝言蓄積数 …… 1電話番号あたりの伝言数は1~20伝言で、提供時にお知らせをする。

(イ) 「災害用伝言板(web171)」

- a 接続条件 …… インターネット接続ができるパソコン、携帯電話、スマートフォンからの伝言の登録が可能。
 - b アクセスURL …… <https://www.web171.jp>
 - c 伝言登録数 …… 伝言板（伝言メッセージボックス）あたり 20 件まで（20 件を超える場合は、古い伝言から削除され、新しい伝言が保存される）
 - d 伝言板（伝言メッセージボックス）数
 - …… ●利用者情報なしの場合：1 件
 - 利用者情報ありの場合：20 件
 - ※利用者情報は事前に登録が必要
 - e 伝言保存期間 …… 最大 6 か月
 - f 登録可能な伝言 …… 定型文及びテキスト情報（伝言 1 件あたり 100 文字）
 - g 伝言のセキュリティ …… 伝言板への登録・閲覧ができる対象者を限定する場合、利用者情報の事前登録により、設定が可能
 - h 伝言通知機能 …… 利用者情報を登録することにより、通知を希望した場合、利用者が指定したメールアドレス、電話番号宛に伝言メッセージの通知を行うことができる
- ウ 伝言通知容量 …… 約 800 万伝言
- (ア) テレビ、ラジオを通じて利用方法、伝言登録エリア等をお知らせする。
 - (イ) 電話がかかりにくくなっている場合は、「輻輳メッセージ」の中で「災害用伝言ダイヤル」をご利用して頂きたい旨の案内を流す。
 - (ウ) 避難所や特設公衆電話設置場所へ操作説明リーフレット等を配備する。
 - (エ) 行政の防災無線等により、利用方法を知らせてもらうよう依頼する。

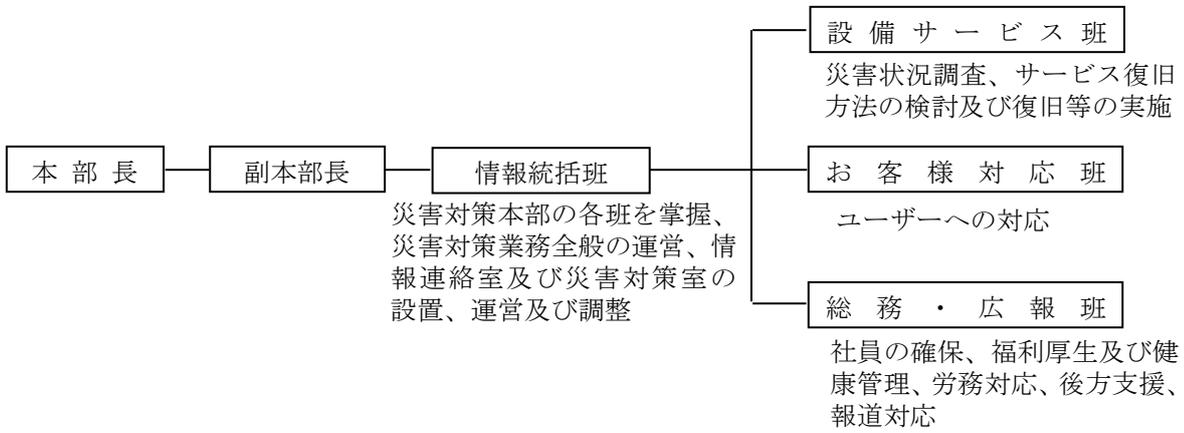
(6) 復旧順位

災害により電気通信施設に被害が発生し、回線に故障が生じた場合は、通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、被害状況に応じた措置により回線の復旧を図る。

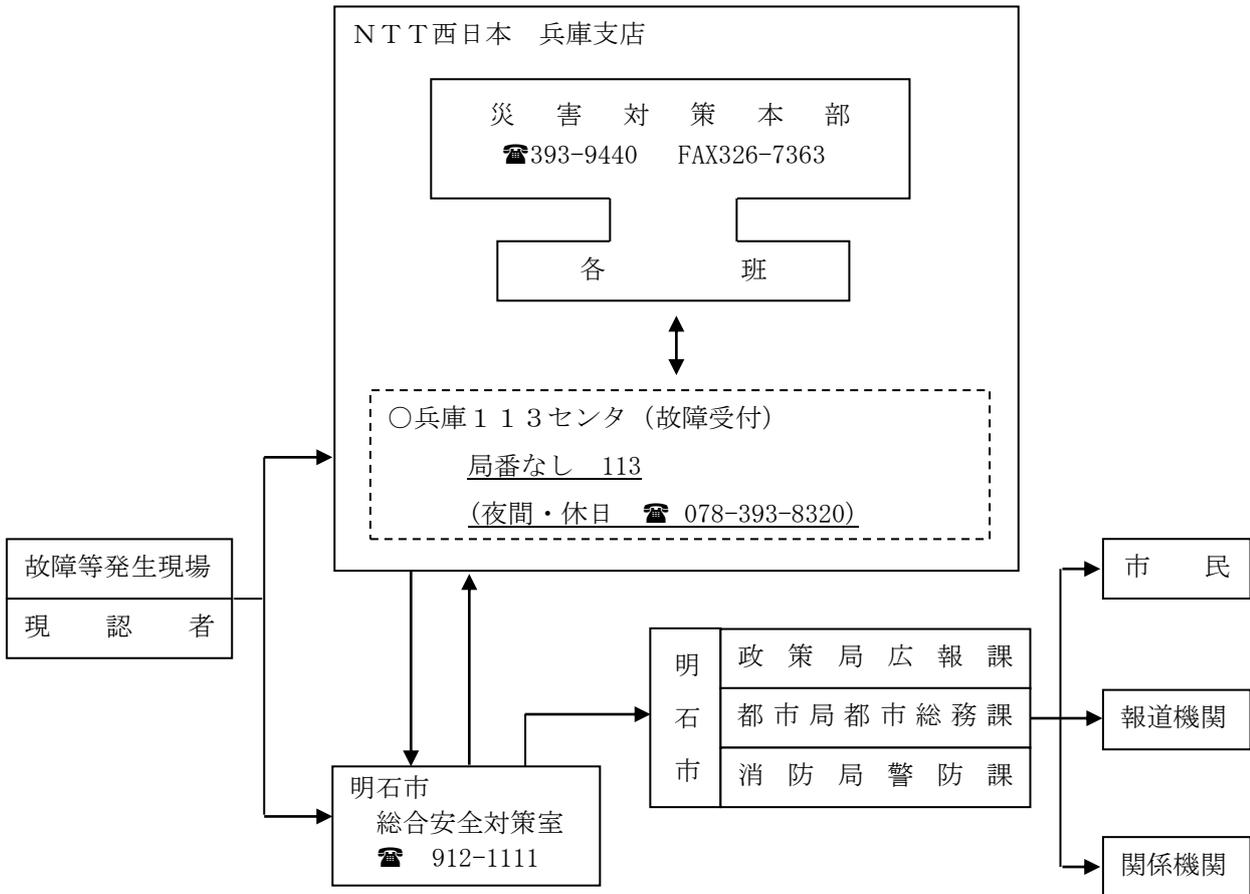
復旧順位表

第一順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第二順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業社、及び第一順位以外の国又は地方公共団体

3 災害対策本部の組織及び所掌事項



《事故発生時の連絡情報について》



第4節 鉄道輸送事業災害応急対策計画

1 西日本旅客鉄道株式会社

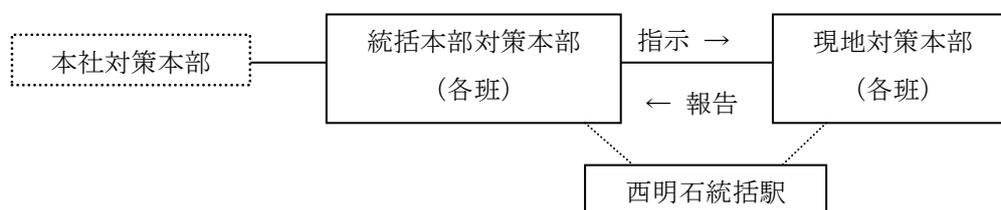
〔実施担当〕	近畿統括本部（兵庫支社 事故対策室 ☎ 360-4020）
朝霧駅	} （統括駅：西明石駅） ☎ 078-928-2831
明石駅	
西明石駅	
大久保駅	
魚住駅	
土山駅	

災害により死傷者が発生又は発生の恐れがある場合は、以下により対策本部を設置するものとする。

(1) 対策本部の種別、設置標準

種別	設置基準
第1種 体制	<ul style="list-style-type: none"> ・お客様等に死亡者又は多数の負傷者が生じたとき、そのおそれがあるとき ・津波警報が発表されたとき ・特に必要と認めたとき
	<p><自動的に設置（招集指示なし）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・近統エリアにて震度5弱以上の地震が発生したとき
第2種 体制	<ul style="list-style-type: none"> ・お客様等に負傷者が生じたとき又はそのおそれがあるとき ・南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ・復旧等に長時間（概ね1日以上）要するとき ・必要と認めたとき
第3種 体制	<ul style="list-style-type: none"> ・事故等の発生又は災害等のおそれにより、情報収集、復旧等が必要なとき ・南海トラフ臨時情報（調査中・巨大地震注意）が発表されたとき ・津波警報が発表されたとき、海外等遠地での地震により津波警報の発表が予想されるとき ・津波注意報の発表または近隣支社で警報以上が発表され、特に必要と認めたとき ・本社がBCP対策会議を開催するとき ・気象庁発表にて、特別な注意が呼びかけられているとき ・その他必要と認めたとき

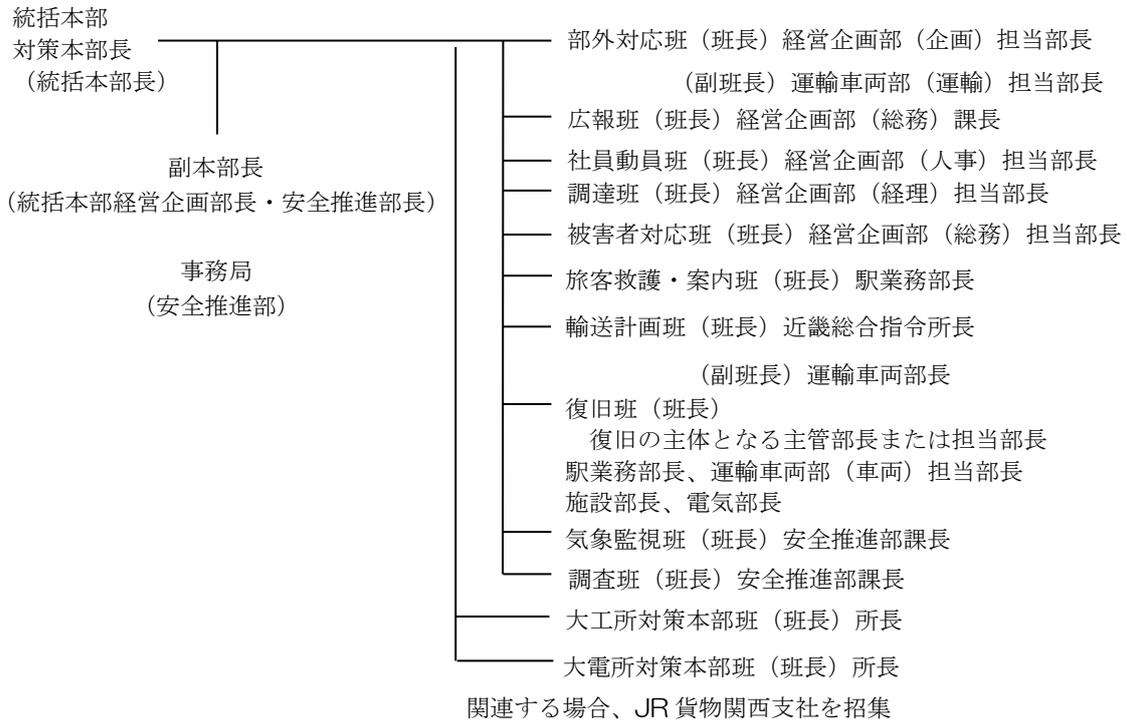
(2) 統括本部対策本部体制図



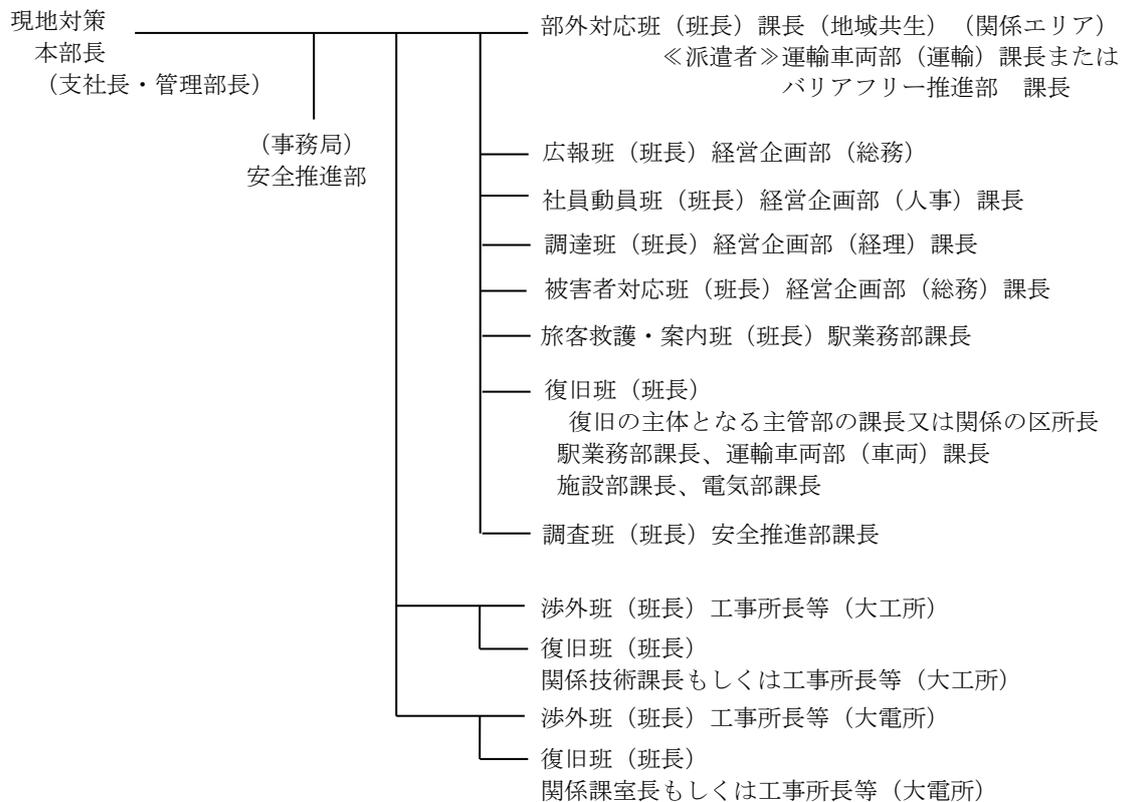
(3) 以下の構成を標準とする

[第1～3種体制]

○ 統括本部対策本部



○ 現地対策本部



(4) 現地対策本部の業務

現地対策本部長は現場の状況を把握し、お客様等の救護及び復旧の業務を総括する。

ア 現地対策本部長は、現場の状況を把握し、被害者・被災者の救助を最優先する。

※救助活動については、可能な限り警察・消防の指揮下に入ること。

イ 現地対策本部長は、被害者・被災者の救助状況及び事故・復旧状況を統括本部対策本部長に逐次報告する。

ウ 現地対策本部長は、新幹線での事故等に限り、被害者・被災者の救助が終了し、復旧に向けた体制に移行する際は、新幹線鉄道事業本部に現地対策本部を引き継ぐ。

エ 現地対策本部長は、必要な作業班を適宜組織し班長を指定する。

(5) 現地対策本部長代行の設置等

現地対策本部長が到着するまでの間においては、以下により「現地対策本部長代行」を設け、現地での救助活動の指示、お客様等の被害状況を最優先にした事故等の情報収集、消防・警察・病院等関係機関への通報確認等を行うものとする。

ア 現地に到着した社員のうち、最適任者（駅区所長等又は助役等）を「現地対策本部長代行」とする。

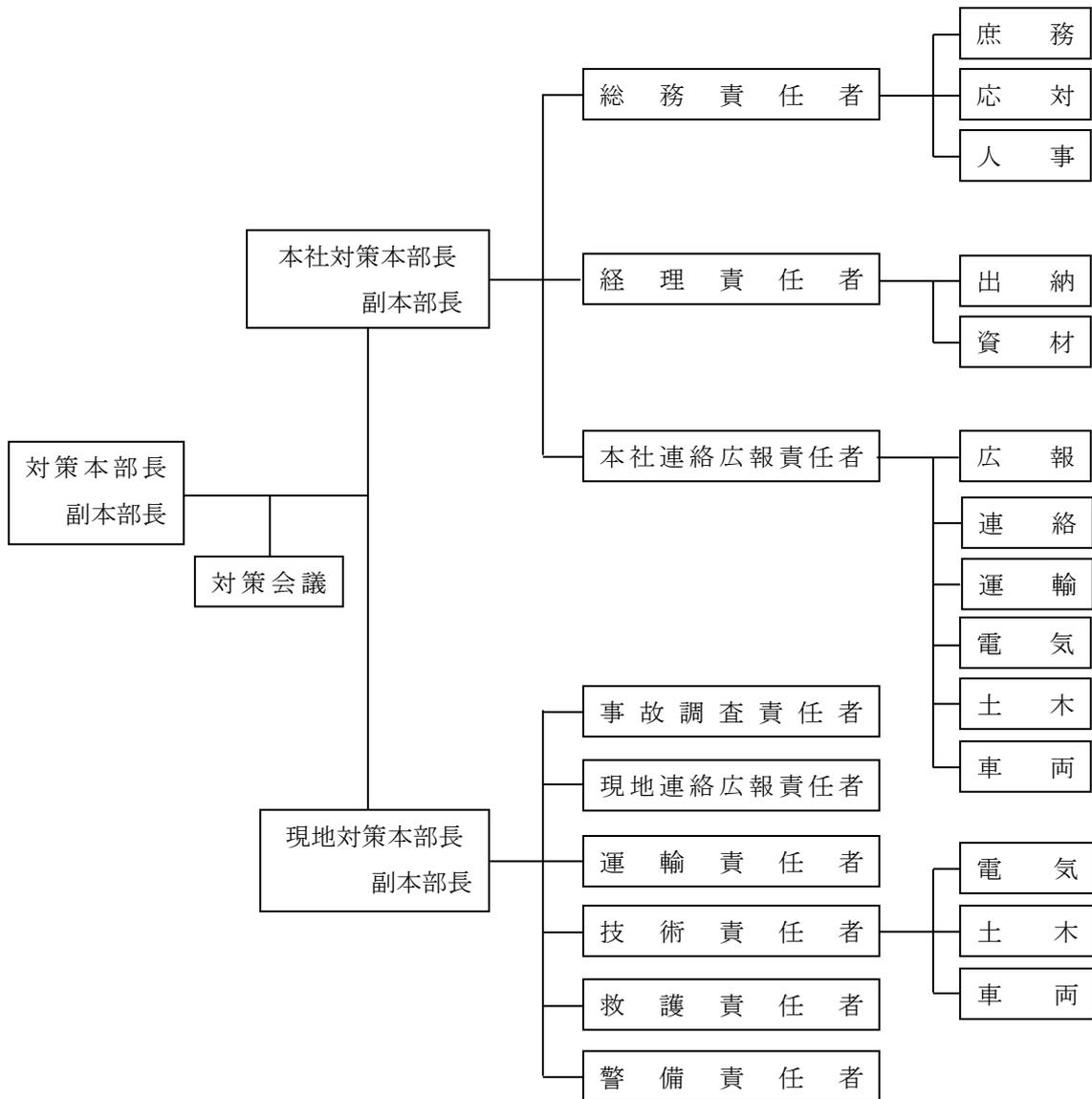
イ 現地対策本部長代行は、現地対策本部長が到着するまでの間、事故状況の把握、お客様等の救護を最優先に復旧体制の整備、統括本部対策本部との連絡等に努めるものとする。

2 山陽電気鉄道株式会社

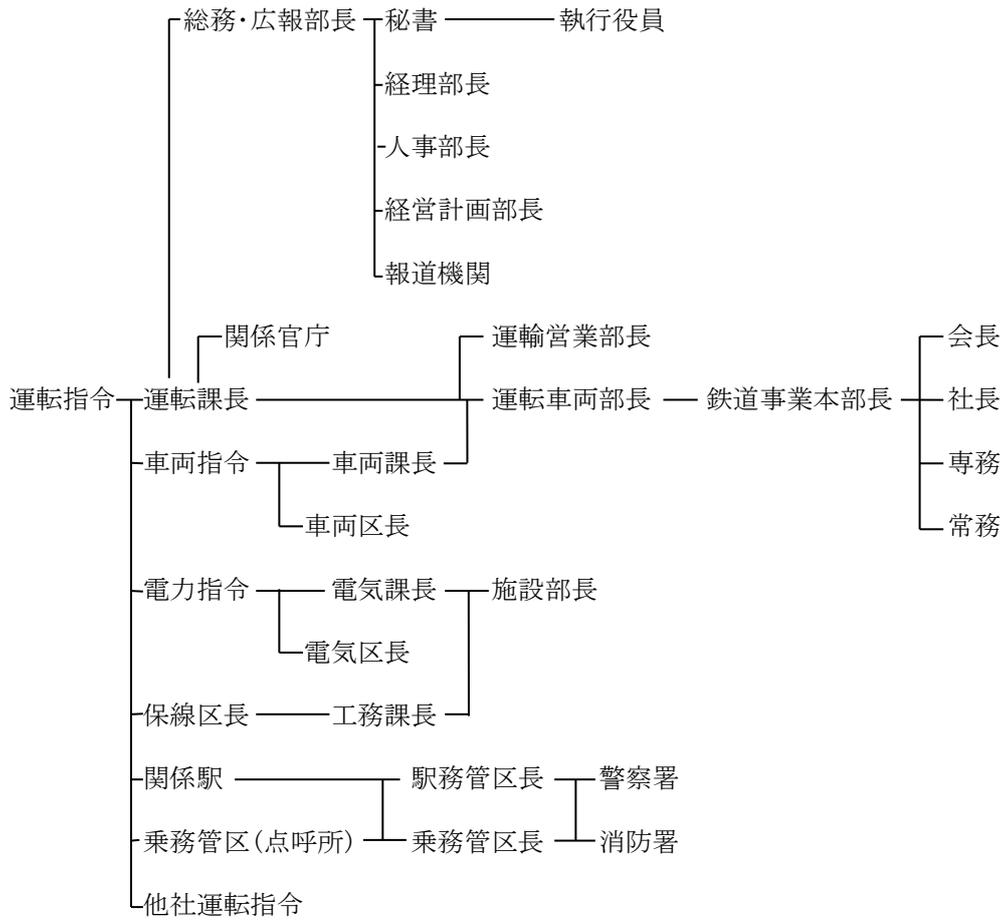
〔実施担当〕	営業所 (☎ 913-2853)	山陽明石駅(☎ 911-2481)
	(8:30~17:30)	(17:30~8:30)

災害などにより緊急事態が発生した場合には、その情報収集、業務連絡、関係先への報告、非常措置及び応急復旧を行うため、必要に応じ、本社に対策本部を、現場に現地対策本部を設置する。その組織は原則として次によるが、災害の程度によりこれを適宜変更する。

〔緊急事態対策本部組織〕



〔緊急事態発生時の速報経路〕



第13章 大規模火災対策等

〔実施担当〕 消防局・消防団・明石市医師会・明石警察署

大規模な火災その他の災害が発生した場合の応急対策については、次のとおり行う。

1 大規模火災

(1) 消火活動の実施

消防局、消防団は、市域の火災の全体状況を速やかに把握し、迅速、的確、重点的な部隊の配置を行い、警察との協力・連携を行いながら消火活動を実施する。

- ア 大規模火災の発生を未然に防止するため、火災の初期鎮圧と延焼防止
- イ 住民の避難誘導を含む救急・救助活動
- ウ 危険物施設に対する防御
- エ 避難場所に通じる避難路の火災に対する防御
- オ 情報収集活動
- カ 広報活動

(2) 消防相互応援

他市町との相互応援協定に基づき、応援要請を行い、被害を最小限にとどめる。

ア 兵庫県広域消防相互応援協定（平成25年10月23日締結）

消防組織法第39条の規定に基づき、兵庫県下の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合相互の消防広域応援体制を確立して、大規模又は特殊な災害に対処することを目的として、相互応援協定を締結している。

（尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、丹波篠山市、丹波市、猪名川町、神戸市、明石市、淡路広域消防事務組合、加古川市、北はりま消防組合、三木市、高砂市、小野市、姫路市、西はりま消防組合、赤穂市、豊岡市、南但広域行政事務組合、美方郡広域事務組合）

イ 神戸市・明石市消防相互応援協定（平成19年2月6日締結）

消防組織法第39条の規定に基づき、神戸市又は明石市の区域内に火災及び火災を除く災害又は救急事故が発生した場合に相互の消防力を活用して応急対策活動の万全を期すことを目的として、協定を締結している。

ウ 明石市・加古川市消防相互応援協定（平成19年3月30日締結）

消防組織法第39条の規定に基づき、明石市、加古川市、稲美町及び播磨町の区域内において火災及び火災を除く災害又は救急事故が発生した

場合に相互の消防力を活用して被害を最小限度に防止することを目的として、協定を締結している。

(3) 兵庫県消防防災航空隊

市町職員及び県職員から構成される兵庫県消防防災航空隊が設置されており、市町が災害時において、ヘリコプターの緊急運航を必要とするときは、県へ要請を行うことによって、県の保有する消防防災ヘリコプターを活用することができる。

- ア 救急活動
- イ 救助活動
- ウ 火災防御活動
- エ 災害応急対策活動

(4) 市民・事業所の消火活動

市民、自主防災組織及び事業者は、発災後初期段階における消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

また、平常時から消火訓練を実施することとする。

－市民の役割－

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 地震が発生したら、まず身の安全を守る。② 直ちにガス器具などの火の始末を行う。③ 火災が発生した場合は、「火事だ」と大声を出して、隣近所の協力を求めるとともに、119番通報してもらう。④ 消火器、水道水、浴槽の水等のあらゆる方法により初期消火に努める。⑤ 初期消火で消火できなかったときは、素早い判断で避難を行う。その際、燃えている部屋の窓やドアを閉めてから避難する。 |
|--|

2 危険物等による災害

石油、高圧ガス、火薬類、劇物・毒物等を保有する事業所は、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあるときは、消防署等に通報のうえ、当該事業所の定める計画により応急対策を実施するが、災害の規模、態様によっては、県、市等が総合的な対策を実施することとする。

3 放射性物質事故

放射性物質を取扱う事業所及び輸送者は、放射性物質に係る事故災害が発生したとき、被害の拡大防止、復旧作業等を行うよう関係法令で定められているが、市においても市民の安全を確保するため、各章に定めるところにより対策を講じるものとし、放射性物質の特性から特に必要な対策についても講じることとする。

(1) 応急対策に必要な体制整備

放射性物質事故災害対策に必要な体制の整備を行うものとする。

ア 活動体制の整備

- (ア) 防災資機材の整備
- (イ) 災害対策要員の研修・訓練

イ 連携体制の整備

県及び関係省庁に対して、災害発生時における緊急連絡や専門的知識を有する者の派遣要請等で速やかに連携が図れるよう、平時から連絡体制の整備に努めるものとする。

ウ 保安管理体制の徹底

放射性物質取扱事業者は、関係法令に基づき、放射性物質事故災害の発生防止に関し、万全の措置を講ずるとともに放射性物質事故災害の拡大の防止及び復旧に関し誠意をもって必要な措置を講じることとされている。

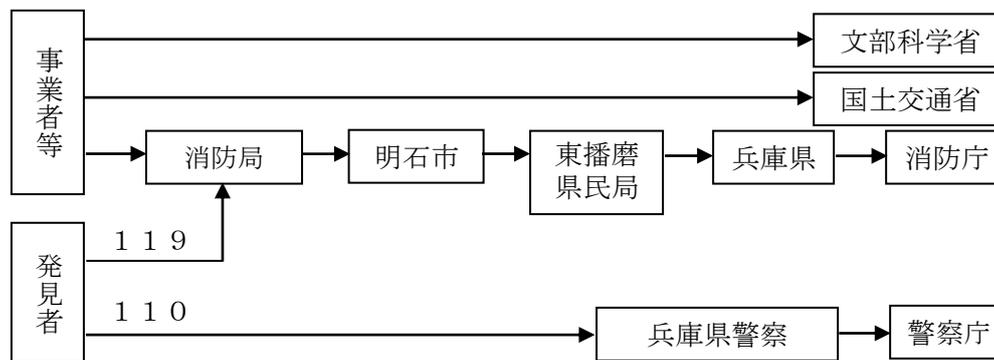
そのため、放射線物質取扱事業者は、災害発生時の通報体制など防災業務計画を作成するとともに放射線障害防護用器具、放射線測定設備その他の必要な資機材の整備を行うものとする。

(2) 災害発生時の応急対策

ア 情報収集・伝達

- (ア) 放射性物質事故災害が発生し、又は発生するおそれがあることを覚知した場合、第3編 第2章「情報計画」に基づき、速やかに情報収集体制を整えるとともに県等に報告するものとする。

(イ) 情報伝達系統図



イ 活動体制の確立

市長は、放射性物質事故災害が周囲へ重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合で、その対応に多数の人員が必要とされる場合、第3編 第1章「災害対策本部等」に基づき防災体制を整えるものとする。

ウ 応急活動の実施

- (ア) 市長は、放射性物質事故災害が発生した場合、必要に応じて警戒区域を設定し、被害の拡大防止に努めるものとする。区域の設定については、現場関係者及び関係機関と協力し、測定器等を用いた検査結果をもとに設定するものとする。
- (イ) 発生した放射性物質事故災害についての広報を、第3編 第2章「情報計画」に基づき行い、必要に応じて、避難誘導、避難所の開設等を行うものとする。
- (ウ) 国の専門家等の助言を踏まえ、事故発生原因者による現場の放射性物質の除去及び除染作業を確認した後に、警戒区域の設定を解除するものとする。
- (エ) 市長は、県の指示に基づき、放射性物質により汚染された飲料水及び飲食物の摂取制限又は禁止の措置を講じるものとする。
- (オ) 市長は、県から飲料水及び飲食物の摂取制限等の解除の指示があったときは、特別な理由がないかぎり、当該制限等を解除し、安全が回復した旨を発表するものとする。
- (カ) 事故発生原因者、文部科学省等の測定により、安全が確認され、市民生活に影響がないと判断した場合は、速やかに市民に広報を行うものとする。
- また、報道機関等の協力を得ながら、的確な情報を広報することにより、風評被害の防止に努めるものとする。
- (キ) 放射性物質事故災害の発生場所付近の住民等に対して、心身の健康に関する相談に応じるための窓口を開設する等、必要に応じた対策を講じるものとする。
- (ク) 原子力施設における事故等により、大規模な放射性物質の放出があり、施設の状況や緊急時モニタリング結果等を踏まえて、国からの指示があった場合には屋内避難等を実施するものとする。
- (ケ) 原子力施設における事故等における県外からの避難者の受入れについては、国・県等と連携し、実施するものとする。

4 大規模事故災害

航空機事故、船舶事故、列車事故、自動車事故（交通事故）、火災事故、爆発事故、毒物・劇物事故（サリン等の発散を含む。）、雑踏事故等により多数の死傷者が発生したときは、市長は、事故現場に出動した警察又は消防機関あるいは海上保安庁の意見を聞いて突発重大事故の認定を行い、県に通報するものとする。

県は、当該事故の状況により、災害対策本部又は支援対策本部を設置し、関係防災機関に連絡を行うとともに、状況により、職員を現場に派遣するものとする。

市は、災害情報の収集及び伝達等に努め、県をはじめ防災関係機関との連携を図り、必要な応急対策を実施するものとする。

5 雑踏事故

(1) 行事の主催者等の留意事項

関係機関は、雑踏が不特定多数の人の集まりで統制を欠き、群集心理に影響されやすく、些細な原因から事故に発展するおそれがあるなどの特殊性を有していることに配慮することとする。

ア 行事の主催者等は、行事の規模、内容等に応じて実施計画において次の事項を定めることとする。

(ア) 会場及び周辺の施設の配置等を勘案した警備員等の配置及び警察官との連絡体制

(イ) 消防局への連絡及び警備員等による救助等、事故発生時の初動対応並びに消防局と連携した救急・救護体制

(ウ) 事故発生時に負傷者を受け入れる医療機関の確保など明石市医師会及び医療機関との協力体制

(エ) 事故発生直後に第1報を入れるべき機関の一覧及び連絡先

イ 行事の主催者等は、行事等の開催等に当たり行事内容、雑踏警備にかかる体制や緊急時の救急・救命体制等について消防局、明石警察署、明石市医師会、医療機関等と連絡調整を行うこととする。

ウ 行事の主催者等は、行事の実施計画の内容を十分に検討するとともに、施設管理者、消防局、明石警察署等に助言を求めるなど、事故防止に万全を期すこととする。

エ 行事の主催者等は、行事の会場及び周辺の施設等の配置、人出の予想及び周辺の医療機関の状況等から必要と認められる場合は、救護のための場所をあらかじめ確保し、明石市医師会から協力を得て、現地への医療関係者の派遣を受けることとする。

オ 行事の主催者等は、行事の参加者に雑踏事故の危険性を認識させ、雑踏の中で歩行する際には、主催者、警備員、警察官等の指示に従い、秩序ある行動をとるよう呼びかけることとする。

(2) 関係機関の情報連携

行事の主催者等、消防局、明石警察署、明石市医師会等の関係機関は、雑踏事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、第1報の伝達から応急対策の終了まで、相互に情報を交換するなど、緊密な情報連携を図ることとする。

(3) 雑踏事故発生のおそれがある場合の現場の対応

ア 群集の密度、行動等から雑踏事故発生のおそれがあると認識した主催者、警備員、警察官等は相互に連絡をとり、拡声器等を使用して群集に対し周辺の状況を説明し、警備員等への協力を求めるとともに、必要に応じて入場制限、誘導等の措置により群集の分断、整理を行うこととする。

イ 消防局は、雑踏事故発生のおそれがあるとの通報を受けた場合、直ちに現場確認のため職員を急行させることとする。

(4) 雑踏事故発生時の対策

関係機関は次に定める対策など、事故の態様に応じ必要な対策を実施することとする。

ア 行事の主催者等

行事の主催者等又は鉄道事業者等は、雑踏事故が発生した場合、迅速に消防局、明石警察署等にその旨通報するとともに、負傷者を搬送し、救護活動に必要な場所を確保するなど、応急措置に努めることとする。

イ 消防局

(ア) 会場及び周辺の道路の混雑状況等、消防活動を実施する上で必要な情報を的確に把握し、救急・救助活動に迅速に着手することとする。

(イ) 必要に応じて、広域応援を他の消防機関又は県に要請することとする。

(ウ) 多数の負傷者が発生した場合、兵庫県広域災害・救急医療システムを活用し県下の医療機関及び明石市医師会へ情報提供して協力を依頼するとともに、医療機関と連携を取り、医師の派遣及び搬送先の医療機関の確保を的確に行うこととする。

ウ 医療機関等

(ア) 行事の主催者等及び消防局と事前に連携を図っている医療機関は、関係機関から雑踏事故発生的第一報を受けた場合、医師、看護師等の招集など負傷者の受け入れ体制を整えるよう努めることとする。

(イ) 明石市医師会は、関係機関から雑踏事故発生的第一報を受けた場合、現地へのトリアージ医師の派遣、現地における医療行為を実施するための医療関係者の派遣等について、協力するよう努めることとする。

エ 明石警察署

(ア) 事故の拡大防止と負傷者の救護に最善の努力を払うこととする。

(イ) 事故現場の群集から負傷者を隔離するとともに、救護活動に必要な道路及び場所を確保することとする。

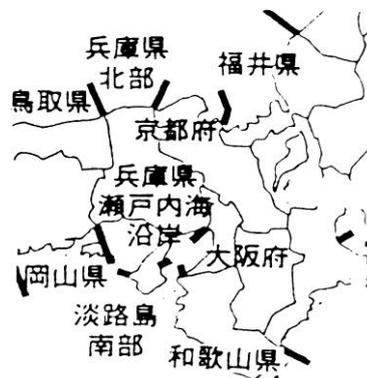
(ウ) 効果的な広報活動によって人心の安定を図ることとする。

第14章 津波対策

1 津波の発生等に関する情報

津波予報は日本の沿岸を66の予報区に分けて行われるが、本市において注意が必要な予報区は以下のとおり。

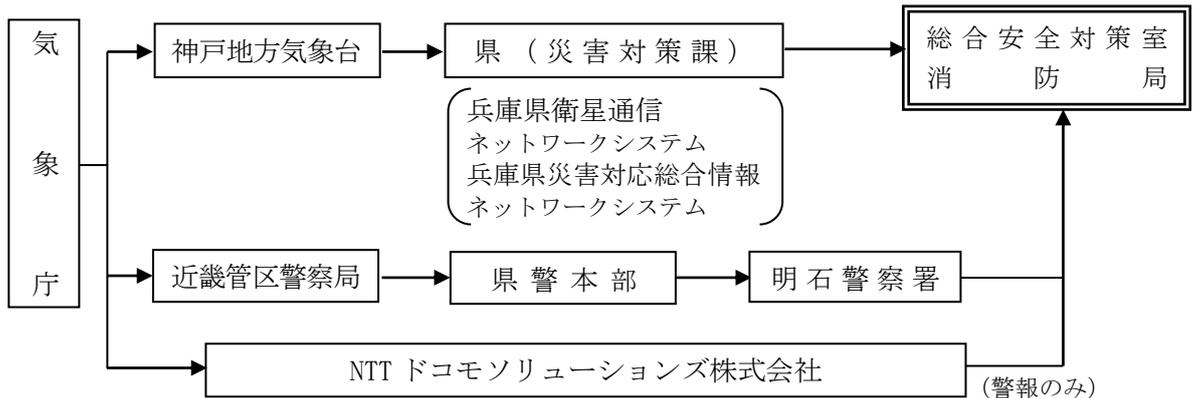
- ・ 兵庫県瀬戸内海沿岸
洲本市の大阪湾沿岸及び紀伊水道沿岸並びに南あわじ市を除く兵庫県の瀬戸内海沿岸。
※ 明石市は、この中に含まれる。
- ・ 淡路島南部
洲本市の大阪湾沿岸及び紀伊水道沿岸並びに南あわじ市沿岸。



種類	想定される被害と取るべき行動	発表される津波の高さ	
		数値発表	巨大地震時 (M8.0以上)
大津波警報	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大
		10m (5m<予想高さ≤10m)	
		5m (3m<予想高さ≤5m)	
津波警報	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い
津波注意報	海の中では人は速い流れに巻き込まれる。 養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人は、ただちに海から上がって海岸から離れる。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	表記しない

- (注) 1 津波が予想されないときは、「津波の心配なし」の旨を地震情報含めて発表する。
- 2 0.2m未満の海面変動が予想されたときは、「高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない。」旨を発表する。
- 3 津波注意報解除後も海面変動が継続するときは、「津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である。」旨を発表する。

— 津波注意報・警報収集伝達系統図 —



2 応急対策

(1) 勤務時間外の対応

勤務時間外に兵庫県瀬戸内海沿岸に津波警報が発表されたときは、市は各部局で特に定めるものの他、第3編 第1章 第2節「動員・配備及び災害対策本部の設置」に定める指定連絡要員全員が自主参集し、警戒体制をとるものとする。また、勤務時間外に兵庫県瀬戸内海沿岸に津波注意報が発表されたときは、市は関係各課であらかじめ定められた要員が自主参集し、情報収集等を行うものとする。

なお、いずれの場合についても、参集の徹底を図るため、情報を受信した消防局は職員召集・情報伝達システム（mailio）により上記に該当する要員に連絡を行うものとする。

(2) 初期対応

- ア 漁協、海岸付近の住民への情報伝達（防災行政無線等）
- イ 海面監視パトロールの実施
- ウ 漁港、港湾、河川、水路等の水門の閉鎖のための指示等
- エ 避難指示

(3) 災害対策本部の設置

津波により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、市長は、災害対策本部を設置し、災害活動を行う。

3 南海トラフ巨大地震を想定した津波防災対策の実施

平成26年2月に兵庫県が公表した南海トラフ巨大地震の津波浸水想定図（明石市：最高津波水位2m、1mの津波が到達する最短時間115分、ただし実際の地震の際、断層のずれ方によってはこれよりも早く到達する可能性もある。）を基に、津波災害対策を進める。

上記の想定では、本市の浸水範囲は防潮堤外にとどまるとされているが、想定を超える津波を考慮して、災害ハザードマップにおいて本市が設定した標高3m

以下の津波の警戒が必要な範囲まで、注意を呼びかけることとする。

なお、津波の到達予想時刻は津波の第1波（津波により潮位に変動が生じるまでの時間）が、兵庫県瀬戸内海沿岸では10～20分後であるため、可能な限りその時刻までに避難ができるように最大限の努力をするよう呼び掛ける。

(1) 津波避難の原則

ア 徒歩による避難を基本として、より早く、より遠く（明石市では北方向へ）、より高く（高台に）

海岸沿いや明石川下流など、標高の低い地域に居住する市民等は、地震発生後60分までに、「山陽電鉄よりも北へ」を1つの目安として、できる限り早く、遠くへ（下表参照）、又は堅牢な建物の2階以上など、高く安全な場所へ避難する。

地 区	避難の目安
東部地区（明石小学校区）	人丸小、明石公園など
東部地区（明石小学校区を除く）	J R線路より北側
西部地区	山陽電鉄線路より北側

イ 津波避難は「まず安全な場所へ」 → 次に避難所へ

(ア) 津波避難は、まず安全な場所へ移動し、自らの命を守ることが重要である。

(イ) 津波が収束するまでは一時避難を継続し、安全が確認された後、近くの避難所等へ移動する。

津波の場合、ほかの災害と違い津波避難＝避難所と考えず

《①安全な場所へ一時移動 → ②収まったら避難所等へ》

市民は、日ごろから避難経路について各自又は地域で確認を行う。

(2) 津波一時避難ビルの指定

兵庫県が平成26年2月に公表した南海トラフ巨大地震の津波浸水想定を踏まえて、明石市が設定した標高3m以下の津波の警戒が必要な範囲内にある建物の中から、必要に応じ、津波一時避難ビルの指定を促進する。

(3) 複数の情報通信手段を活用した情報伝達

防災行政無線による放送、広報車等による伝達のほか、市ホームページやLINE、X（旧ツイッター）等のSNS、有線放送による伝達や、携帯電話によるメール配信（防災ネットあかし、エリアメール、緊急速報メール）など複数の手段を活用し、住民への情報伝達を実施する。

第15章 海上災害への対応

平成9年1月に日本海で発生したロシア船籍タンカーナホトカ号の沈没による重油流出事故は、兵庫県の但馬海岸にも大きな被害をもたらした。一方、本市の前面海域については、その幅が狭く、また漁船を含めた船舶交通が輻輳しており、海上災害が危惧されるところである。そのため、ナホトカ号の事故の教訓等を踏まえ、海上災害への対応を以下のとおりとする。

1 災害の範囲

この計画における「海上災害」とは、以下の場合を指すものとする。

- (1) 本市の沿岸海域における船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生により多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生した場合
- (2) 重油等の大量流出等により著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、本市沿岸海域及び陸岸に被害が及んだ場合又は及ぶ可能性がある場合

2 海上災害に関する基本的な考え方

(1) 海難による人身事故

本市沿岸域での船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生により、人命救助等の必要が生じた場合は、当該船舶の船長のほか、水難救護法に基づき遭難船舶を認知した市は救護等の責務を負う。海上保安部は、海難の際の人命等の救助並びに救済を必要とする場合における援助を行う。

(2) 重油等の流出事故（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律）

海上への重油等の流出により防除が必要となった場合、その防除義務者は当該船舶の船長等である。しかしながら、これらの者が必要な措置を講ぜず、又はこれらの者が講ずる措置のみによっては海洋の汚染を防止することが困難であると認められる場合には、神戸海上保安部等の防除活動とともに、本市沿岸部においては、市はこれらの機関と連携、協力しながら防除にあたる。また、重油等が本市の陸岸に漂着した場合の回収、収集、運搬、処分等は、基本的に原因者にその責務があるものの、市としての対応を行う必要がある。

3 応急対策

(1) 情報の収集・伝達

海上災害が発生した場合、関係機関からの情報収集や沿岸のパトロールの実施などによる情報収集を行うとともに、関係機関への電話連絡、FAXを活用した緊急連絡や、沿岸住民に対する防災無線等を活用した情報提供を行う。

(2) 災害対策本部の設置

市長は、本市の沿岸海域で海上災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、関係機関等からの情報収集の上、全庁的な対応が必要と認めるときは、災害対策本部を設置するものとする。

(3) 広域応援体制

市長は、海上災害の規模によって、自衛隊その他の広域的な応援が必要であると認めるときは、各々の応援要請手続きに従って要請するものとする(応援要請の方法は第3編 第3章「広域応援体制」による)。

(4) 捜索、救助・救急、医療、消火活動

ア 捜索活動は、神戸海上保安部等、県及び県警察本部が相互に連携しながら実施するが、本市沿岸海域での場合は、市はこれらの機関と協力し活動するものとする。

イ 救助・救急活動は、事故が発生した船舶の船長、神戸海上保安部等及び県が行うが、本市沿岸海域の場合は、市はこれらの機関と協力し活動するものとする。

ウ 市及び明石市医師会は、負傷者等への医療、救護措置を迅速かつ確に実施するため、神戸海上保安部等と連携しながら、患者の搬送、救助班の派遣、救護所の設置等を行う。また、災害の規模によっては、県に対し、県医師会、日本赤十字社等への医師の派遣要請を行う。

エ 火災が発生した場合の消火活動は、当該船舶の船長、神戸海上保安部等及び市が行う。

(5) 重油等の防除対策

ア 重油等の防除について必要な措置は、重油等を排出した船舶の船長等が行う。防除措置義務者がその措置を講じず、又は防除措置義務者が講じる措置のみでは対応できないと認められる場合は、神戸海上保安部、県等関係機関と連携を図りながら、必要な防除措置を講じることとする。

イ 国、沿岸の自治体、関係事業者等で構成されている大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会に総合調整本部が設置された場合、市は総合調整本部に参画し、各会員と協力して、可能な範囲で有効な防除措置を集中的に実施することにより、迅速かつ効果的な処理に努めることとする。

ウ 防除対策

- (ア) 重油等が陸岸に漂着するおそれのある場合又は漂着した場合、情報収集や関係機関への情報提供及び必要な油防除資機材の調達等を行い、防除・回収作業を実施することとする。
- (イ) 回収作業にあたっては、県が策定した回収方針に沿って作業計画を策定し、これに基づき実施するものとする。
- (ウ) 回収作業のボランティアを確保するため、受入窓口を開設することとする。
- (エ) 重油等の漂着状況、回収状況を常に把握し、計画的・効率的な回収処理がなされるよう努めるものとする。
- (オ) 回収作業の従事者の健康対策について必要な措置を講じるものとする。
- (カ) 流出油等の保管、運搬、処理については、船舶の所有者等の防除義務者、防除義務者から委託を受けた海上災害防止センター等が主体となって行う。運搬や処理が直ちに行うことができない場合、市は、神戸海上保安部等防災関係機関と協力して、利用可能な空地等で一時保管を応急的に行う。その際、海上災害防止センター等を通じ、又はその指導を受け、事前に保険会社と協議することとする。

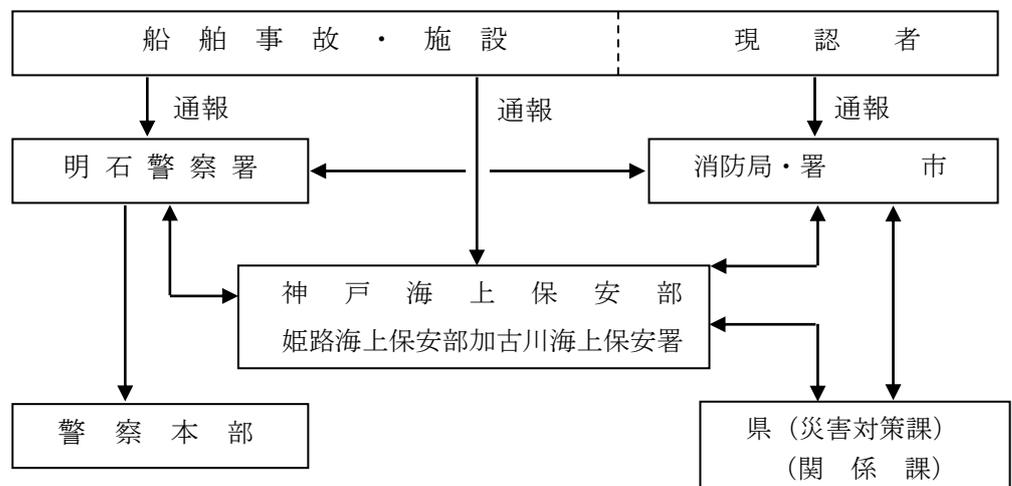
◎ 調達資材

長靴、ゴム手袋、防塵マスク、ひしゃく、雨ガッパ、防寒着、スコップ、ふるい、土のう袋、ビニールシート、油吸着材等

4 海上防災意識の向上

海上災害を想定した防災訓練の実施について留意するとともに、大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会が主催する訓練に参加するなど第五管区海上保安本部等関係機関との連携強化に努め、海上防災意識の向上を図る。

◎ 防災関係機関の情報伝達図



第4編 災害復旧・復興計画

災害復旧・復興計画は、災害応急対策計画に基づく応急復旧の終了後、被災した各施設の原形復旧に併せて、再度、災害の発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業計画である。また、復旧事業を円滑に進めるための激甚災害の指定並びに「大規模災害からの復興に関する法律」に基づく復興計画の作成に関する事項について定めるものである。

第1章 災害復旧事業の実施

第1節 災害復旧事業の種類

- 1 公共土木施設復旧事業
 - (1) 河川災害復旧事業
 - (2) 海岸災害復旧事業
 - (3) 砂防設備災害復旧事業
 - (4) 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - (5) 地すべり防止施設災害復旧事業
 - (6) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - (7) 道路災害復旧事業
 - (8) 港湾災害復旧事業
 - (9) 漁港災害復旧事業
 - (10) 下水道災害復旧事業
- 2 農林水産業施設災害復旧事業
- 3 都市災害復旧事業
- 4 上水道施設、廃棄物処理施設災害復旧事業
- 5 住宅災害復旧事業
- 6 社会福祉施設災害復旧事業
- 7 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- 8 学校教育施設災害復旧事業
- 9 社会教育施設災害復旧事業
- 10 中小企業の復興に関する事業計画
- 11 その他災害復旧事業

第2節 激甚災害の指定

1 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の趣旨

著しく激甚である災害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)に基づき、当該災害を激甚災害であると政令で指定し、災害復旧にかかる地方公共団体の負担の緩和と、被災者に対する特別の助成措置を講じる。

2 指定の手続き

(1) 激甚災害に関する調査

ア 市

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

イ 県

県は、市町の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると考えられる事業について関係各部で必要な調査を速やかに実施し、早期に激甚災害の指定を受けられるように努める。

(2) 特別財政援助額の交付手続き

ア 市

市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書を作成し、県各部に提出する。

イ 県

激甚災害の指定を受けたときは、激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、県関係各部は負担を受けるための手続きその他を実施する。

3 激甚災害に係る財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

ア 公共土木施設災害復旧事業

イ 公共土木施設災害関連事業

ウ 公立学校施設災害復旧事業

エ 公営住宅等災害復旧事業

オ 生活保護施設災害復旧事業

カ 児童福祉施設災害復旧事業

キ 老人福祉施設災害復旧事業

ク 身体障害者更生援護施設災害復旧事業

ケ 知的障害者援護施設災害復旧事業

コ 婦人保護施設災害復旧事業

サ 感染症指定医療機関災害復旧事業

シ 感染症予防事業

- ス 堆積土砂排除事業
- セ 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ク 森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 中小企業者に対する商工組合中央金庫の融資に関する特例

(4) その他の財政援助措置

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- エ 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
- オ 水防資機材費の補助の特例
- カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- キ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- ク 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- ケ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第2章 災害被災者に対する援護金の支給、 援護資金の貸付等

第1節 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付け

〔実施主体〕	市
〔実施担当〕	市（援護部援護班）

(1) 災害弔慰金の支給

明石市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

ア 支給の対象となる災害の種類

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の自然現象による災害

イ 支給の対象となる災害の規模

(ア) 死亡した場所の市町村（兵庫県の区域外の市町村を含む。）で、住家の滅失数が5世帯以上発生した災害

(イ) 死亡した場所の市町村を含む都道府県の区域内で、住家の滅失数が5世帯以上発生した市町村が3以上ある災害

(ウ) 死亡した場所の市町村を含む都道府県の区域内で、災害救助法により救助が行われた市町村がある災害

(エ) 災害救助法により、救助が行われた市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある災害

ウ 支給対象者

災害により死亡した市民の遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母並びに兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくして同居し、又は生計を同じくしていた者で当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に限る）をいう。）の内の1人

エ 支給限度額

区 分	死亡者1人当たりの支給限度額
死亡者が死亡当時その死亡に関し災害弔慰金を受けることとなる者の生計を主として維持していた場合	500万円
上記以外の場合	250万円

(2) 災害障害見舞金の支給

明石市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に災害

弔慰金の支給等に関する法律別表に掲げる障害があるときは、当該障害者に対して災害障害見舞金を支給する。

ア 支給の対象となる災害の種類

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の自然現象による災害

イ 支給の対象となる災害の規模

(ア) 負傷し、又は疾病にかかった場所の市町村（兵庫県の区域外の市町村を含む。）

で、住家の滅失数が5世帯以上発生した災害

(イ) 負傷し、又は疾病にかかった場所の市町村を含む都道府県の区域内で、住家の滅失数が5世帯以上発生した市町村が3以上ある災害

(ウ) 負傷し、又は疾病にかかった場所の市町村を含む都道府県の区域内で、災害救助法により救助が行われた市町村がある災害

(エ) 災害救助法により、救助が行われた市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある災害

ウ 支給の対象となる障害の程度

災害弔慰金の支給等に関する法律別表に掲げる障害

エ 支給限度額

区 分	障害者1人当りの支給限度額
障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合	250万円
上記以外の場合	125万円

(3) 災害援護資金の貸付け

明石市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため災害援護資金を貸し付ける。

ア 貸付けの対象となる災害の種類

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の自然現象による災害

イ 貸付けの対象となる災害の規模

県内で、災害救助法による救助が行われた市町が1以上ある災害

ウ 貸付け対象者

次の被害を受けた世帯で、その構成員の所得の合計が一定の額に満たない世帯主

(ア) 世帯主の負傷の程度が、おおむね1か月以上の療養を要すること

(イ) 住居又は家財の損害が、当該住居又は家財の価額のおおむね3分の1以上であること

エ 貸付け限度額

被害の種類及び程度	1世帯当りの貸付限度額	
	世帯主におおむね1ヶ月以上の療養を要する負傷がある場合	世帯主におおむね1ヶ月以上の療養を要する負傷がない場合
家財の価格のおおむね3分の1未満の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	150万円	
家財の価格のおおむね3分の1以上の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	250万円	150万円
住居が半壊した場合	270万円 (350万円)	170万円 (250万円)
住居が全壊した場合	350万円	250万円 (350万円)
住居の全体が滅失又は流失した場合		350万円

※ () 内は被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合の限度額

オ 貸付けの条件

(ア) 貸付利率	据置期間〔3年(規則で定める場合は5年)〕 無利子
	据置期間経過後 延滞の場合(違約金)
	無利子 年5%
(イ) 償還方法	償還期間 10年(据置期間を含む。)
	据置期間 3年又は5年
	償還方法 半年賦償還又は月賦償還
	元金均等償還

第2節 被災者生活再建支援金の支給

〔実施主体〕	兵庫県
〔実施担当〕	市（援護部援護班）

被災者生活再建支援法によって、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的として、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。

（1）支給の対象となる災害の種類と規模

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の自然現象により生ずる次の規模の災害

- ア 市内で災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した災害
- イ 市内で10以上の世帯の住宅が全壊した災害
- ウ 県内で100以上の世帯の住宅が全壊した災害

（2）支給の対象となる世帯

- ア 自然災害により、その居住する住宅が全壊した世帯
- イ 自然災害により、その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ない事由により当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯（当該住宅を解体した場合は、全壊扱い）
- ウ 自然災害により、危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不可能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（長期避難世帯。避難した被災者の元の住宅は、全て全壊扱いとなる。）
- エ 自然災害により、その居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯。イ、ウに掲げる世帯を除く。）
- オ 自然災害により、その居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（中規模半壊世帯。イ、ウ、エに掲げる世帯を除く。）

（3）支援金の支給額

次項の表のとおり住宅の被害の程度に応じて基礎支援金が支給され、その後、住宅を建築・購入、補修、賃貸するかに応じて加算支援金が支給される。支給額は全て定額で、用途の限定をしない渡し切り方式。

《支給額》

(単位：万円)

区分		基礎支援金	加算支援金		合計
全壊世帯	複数世帯	100	建設・購入	200	300
			補修	100	200
			賃貸	50	150
大規模半壊世帯	複数世帯	50	建設・購入	200	250
			補修	100	150
			賃貸	50	100
中規模半壊世帯	複数世帯	—	建設・購入	100	100
			補修	50	50
			賃貸	25	25

※ 単数世帯は上記支給額の3/4

第3節 災害見舞金等の支給

〔実施主体〕	市
〔実施担当〕	市（援護部援護班）

明石市災害見舞金等支給規則に基づき、災害対策基本法第2条第1号に規定する自然現象又は大規模事故による災害若しくは一般火災の被災者に対し、災害見舞金等を支給する。

(1) 災害見舞金の支給

被害の区分	災害見舞金の額		受領者
	単身者世帯	2人以上の世帯	
住家の全壊、全焼又は流失	20,000円	40,000円	被災世帯主
住家の半壊又は半焼	10,000円	20,000円	
住家に係る床上浸水	1世帯につき 10,000円		

※ 特別の事情がある場合は別に定める。

(2) 災害弔慰金の支給

災害弔慰金の額	受領者
30,000円	葬祭を行う者

※ 特別の事情がある場合は別に定める。

明石市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき弔慰金が支給される場合は、支給しない。

第4節 兵庫県災害援護金及び死亡見舞金の支給

〔実施主体〕	兵庫県
〔実施協力〕	市（援護部援護班）

（1）災害援護金の支給

兵庫県災害援護金等の支給に関する規則に基づき、災害により被害を受けた世帯主、重傷者に対し、生活の援護を図るため、災害援護金を支給する。

ア 支給の対象となる災害の種類

災害対策基本法第2条第1号に規定する自然現象又は大規模事故による災害

イ 支給の対象となる災害の規模

（ア）県の区域内において発生した自然災害について、1の市町の区域内の被害数が、5以上あるとき。

（イ）県の区域内において発生したその他の災害について災害救助法による救助が実施されたとき。

（ウ）知事が特に必要があると認めたとき。

ウ 支給対象者

（ア）自然災害の場合

県の区域内に住所を有する被災世帯主及び重傷の被災者

（イ）その他の災害の場合

当該災害が発生した（災害救助が実施された）市町の区域内に住所を有する被災世帯主

エ 支給額

災害の種類	被害の種別	災害援護金の額
自然災害	住家の全壊、全焼又は流失	1世帯につき 200,000 円
	住家の半壊又は半焼	〃 100,000 円
	住家の一部損壊（被害に係る損害の割合が10分の1以上であるものに限る。）又は床上浸水	〃 50,000 円
	重傷の被災者	1人につき 30,000 円
その他の災害	住家の全壊又は全焼	1世帯につき 50,000 円
	住家の半壊又は半焼	〃 30,000 円

(2) 死亡見舞金の支給

災害により死亡した者の遺族に対して死亡見舞金を支給する。

ア 支給の対象となる災害の種類

災害対策基本法第2条第1号に規定する自然現象又は大規模事故による災害

イ 支給の対象となる災害の規模

(ア) 県の区域内において発生した自然災害により死者が生じたとき。

(イ) 県の区域内において発生し、かつ災害救助法による救助が実施されたその他の災害により死者が生じたとき。

(ウ) 県の区域外（日本国内に限る。）において、自然災害又は災害救助法による救助が実施されたその他の災害により死者（県民に限る。）が生じたとき。

(エ) 知事が特に必要があると認めたとき。

ウ 支給対象者

当該災害による死者の遺族

エ 支給額

災害の種類	災害の発生した場所	死亡見舞金の額
自然災害	県の区域内	死亡した県民1人につき 200,000 円
		死亡した県民以外の者1人につき 60,000 円
	県の区域外	死亡した県民1人につき 200,000 円
その他の災害	県の区域内	死亡した県民1人につき 100,000 円
		死亡した県民以外の者1人につき 60,000 円
	県の区域外	死亡した者1人につき 100,000 円

※ 明石市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき弔慰金が支給される場合は、支給しない。

第5節 福祉費（生活福祉資金）の貸付

〔実施主体〕	兵庫県社会福祉協議会
〔実施担当〕	明石市社会福祉協議会

(1) 貸付資金の用途

災害により自立のため臨時に必要な経費

(2) 対象

- ・低所得世帯
- ・自然災害であって、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象とならない、小規模な災害に被災した世帯
- ・火災等自然災害以外の被害を受けた世帯
- ・被災日の属する月の翌月1日から起算して6か月以内

(3) 貸付限度額

1,500,000円以内

(4) 貸付の条件

ア 貸付利率

無利子、ただし連帯保証人を立てない場合は1.5%

イ 償還方法

7年以内（据置期間を含まない）

(5) その他

- ア 明石市災害弔慰金の支給に関する条例に基づく災害援護資金の貸付の対象となる世帯は貸付できません。
- イ 既に支出済の経費、他で借入されている経費、または既に借入が決定している経費は貸付対象になりません。
- ウ 借家等の修繕費用、家の解体費用や焼け跡の撤去費用、損害を賠償する目的での貸付はできません。

第6節 災害義援金の募集配分

〔実施担当〕 市（援護部援護班）

（1）募集・配分方法

災害が発生し、被災者などに対する義援金の募集・配分を必要とするときは、募集・配分方法、期間、その他必要な事項について、次の機関との協議の上、共同し、或いは協力して実施する。

- ・兵庫県
- ・日本赤十字社兵庫県支部
- ・明石市社会福祉協議会
- ・兵庫県市長会

（参 考）

兵庫県南部地震の際の義援金の募集配分状況

- ① 兵庫県南部地震災害義援金募集委員会の設置（平成7年1月25日）
- ② 募集委員会が決定した配分基準により第1次義援金を配分
（平成7年2月～） 住家被害、死亡、行方不明
- ③ 第2次義援金配分
（平成7年5月～） 要援護家庭、負傷者
（平成7年8月～） 住宅助成
- ④ 第3次義援金配分
（平成8年9月～） 生活支援
- ⑤ 第3次義援金の追加配分
（平成9年6月～） 生活支援

第3章 被災者相談センターの開設

〔実施担当〕 市（各部）

1 被災者相談センターの開設

被害の状況に応じて、市役所に、被災者の総合的な相談窓口として被災者相談センターを開設する。

2 相談窓口の内容

- (1) 税、保険、年金相談
- (2) 住宅・宅地の修理、仮設住宅への入居等住宅相談
- (3) 災害廃棄物相談
- (4) ライフライン相談
- (5) 各種貸付け相談
- (6) 医療・健康相談
- (7) その他

3 開設方法

市職員その他、関係機関へ協力を求め相談員を派遣してもらい、利用者の利便を考慮しながら、開設・運営する。

第4章 災害復興事業の実施

第1節 災害復興計画

1 計画の作成

市は、必要に応じ、「大規模災害からの復興に関する法律」（平成25年法律第55号）を活用し、国及び県が定める復興基本方針に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地再開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により土地の利用状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

2 計画の内容

- (1) 復興計画の区域（以下「計画区域」という。）
- (2) 復興計画の目標
- (3) 当該特定被災市町村における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針（土地の用途の概要その他内閣府令で定める事項を記載したものをいう。以下「土地利用方針」という。）その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
- (4) 目標を達成するために必要な次に掲げる事業（以下「復興整備事業」という。）に係る実施主体、実施区域その他の内閣府令で定める事項
 - ア 市街地開発事業
 - イ 土地改良事業
 - ウ 復興一体事業
 - エ 集団移転促進事業
 - オ 住宅地区改良事業
 - カ 都市計画法に掲げる施設の整備に関する事業
 - キ 小規模団地住宅施設整備事業
 - ク 津波防護施設の整備に関する事業
 - ケ 漁港漁場整備事業
 - コ 保安施設事業
 - サ 液状化対策事業
 - シ 造成宅地滑動崩落対策事業
 - ス 地籍調査事業
 - セ アからスのほか、住宅施設、水産物加工施設その他の地域の円滑かつ迅速な復興を図るために必要となる施設の整備に関する事業
- (5) 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他の地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
- (6) 復興計画の期間
- (7) その他復興整備事業の実施に関し必要な事項

第5編 南海トラフ地震 防災対策推進計画

南海トラフ地震防災対策推進計画は、南海トラフ巨大地震を含め、南海トラフ沿いで発生する地震による災害に関して、明石市その他の防災関係機関の役割と責任を明らかにするとともに、防災関係機関の業務等について基本的な事項を定めるものである。このため、特に、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、防災訓練に関する事項並びに関係者との連携協力の確保に関する事項について定めるものである。

第1章 総則

第1節 計画の目的及び位置付け等

1 計画の目的

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ地震特措法」という。）第3条第1項の規定により、明石市は推進地域にされたことを受け、南海トラフ地震特措法第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難及び迅速な救助に関する事項、防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、防災訓練に関する事項並びに第1編「総則」第2章「防災機関の業務の大綱」に示す各関係機関、地域住民等の様々な主体との連携協力の確保に関する事項を定め、明石市の市民の生命、身体及び地域を災害から保護することを目的とする。

2 計画の位置づけ及び構成

- (1) この計画は、南海トラフ巨大地震を含め、南海トラフ沿いで発生する地震による災害に関して、明石市その他の防災関係機関の役割と責任を明らかにし、中央防災会議の南海トラフ地震防災対策推進基本計画（H26.3.28）等を踏まえて遠方の地方自治体等との広域連携、民間企業との連携等の対策を推進していくため、防災関係機関の実施する業務等について基本的な事項を示す。
- (2) この計画は、明石市地域防災計画の第5編として作成する。
- (3) この計画は、南海トラフ地震に関して特に重要な対策を中心としてまとめる。

第2節 被害の想定

1 被害の想定

南海トラフ地震被害の想定に関する事項は、第1編 第3章「地震被害の想定」第3節「地震被害の想定」のうち、＜南海トラフ地震の被害想定＞に定めるところによる。

被害の特性としては、揺れによる建物・人的被害の発生、住宅密集地などで火災が発生し、延焼も生じるほか、長周期、長時間（数分間）の横揺れにより、液状化と液状化に伴う被害の発生などが想定されている。

なお、津波による浸水は、沿岸沿いなどの限られた範囲で、防潮堤内への浸水は想定されていない。

第5編 南海トラフ地震防災対策推進計画 第1章 総則

主な被害(明石市)

外力情報				
震度別面積率 (%)	震度7	0.0	震度5強	1.8
	震度6強	16.4	震度5弱以下	0.0
	震度6弱	81.8		
最大津波水位 (t.p.(m))	2.0			
1m津波の到達時刻 (分後)	115			
浸水面積 (ha)	計		1m以上	6
[津波ケース1 (越流時破堤あり)]	5m以上	0	0.3m以上	16
	3m以上	0	0.3m未満	8

被害情報	発災時刻	冬5時	夏12時	冬18時
		計		
原因別建物全壊棟数 (棟)	計	2,152	2,082	2,313
	揺れ	2,015	2,015	2,015
	液状化	31	31	31
	火災	104	34	265
	土砂災害	2	2	2
	津波	0	0	0
原因別建物半壊棟数 (棟)	計	9,706	9,726	9,662
	揺れ	8,574	8,591	8,536
	液状化	1,125	1,128	1,119
	土砂災害	5	5	5
	津波	2	2	2
原因別死者数 (人)	計	137	125	198
	揺れ (うち屋内収容物落下等)	125 (10)	54 (5)	92 (7)
	火災	12	4	32
	土砂災害	0	0	0
	津波	0	67	73
	ブロック塀等の転倒、落下物	0	0	1
	交通(道路)	0	0	0
原因別負傷者数 (人)	計	1,916	1,224	1,477
	揺れ (うち屋内収容物落下等)	1,906 (155)	1,163 (96)	1,393 (125)
	土砂災害	0	0	0
	津波	0	44	48
	ブロック塀等の転倒、落下物	0	7	26
	交通(道路)	10	10	10
原因別重症者数 (人) (負傷者数の内数)	計	200	140	166
	揺れ (うち屋内収容物落下等)	199 (34)	121 (21)	139 (27)
	土砂災害	0	0	0
	津波	0	15	16
	ブロック塀等の転倒、落下物	0	3	10
	交通(道路)	1	1	1
避難者数 (人)	当日	6,440	6,261	6,575
	1日後	6,440	6,261	6,575
	1週間後	5,867	5,835	6,092
	1カ月後	3,025	3,008	3,140
帰宅困難者数(人)	当日	—	16,643	11,588
断水人口(人)	1日後	11,878	11,878	11,878
下水道支障人口(人)	1日後	6,964	6,964	6,964
停電(軒)	1日後	2,564	2,564	2,564
通信支障回線(回線)	1日後	3,698	3,698	3,698
復旧対象となる ガス供給停止(戸)	1日後	0	0	0
災害廃棄物等 (千トン)	計	233~238	229~234	244~249
	災害廃棄物	224	220	235
	津波堆積物	9~14	9~14	9~14

参照データ「兵庫県南海トラフ巨大地震被害想定(平成26年6月)」による。

2 対策の推進

中央防災会議の南海トラフ地震防災対策推進基本計画（H26.3.28）等を受けて、南海トラフにおける最大クラスの地震及び津波に関する想定を踏まえた対策を推進していくこととする。

第2章 地震発生時の応急対策等

第1節 災害対策本部の設置等

南海トラフ地震又は当該地震と判定される規模の地震が発生したと判断した時は、災害対策基本法に基づき、直ちに災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

第2節 地震発生時の応急対策

1 情報の収集・伝達、避難指示の発令

地震発生に際し、全国瞬時警報システム(Jアラート)のほか、防災行政無線、エリアメール、X等のSNS等の多様な手段を用いて、余震・津波情報、避難情報、パニック防止を最優先して呼びかけを行う。

大津波警報及び津波警報が発表されたとき、又は津波注意報が発表され浸水のおそれがあるとき、速やかに避難指示を発令する。特に、標高3m以下の地域の住民をはじめ、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するように指示する。

市施設においては、津波警報等について入場者等への情報伝達及び入場者の安全確保のための退避等の措置を、各施設の緊急点検、巡視を行う。

2 施設の緊急点検・巡視

堤防、水門、陸閘、通信施設、防災活動の拠点及び指定避難所等となる施設の緊急点検、巡視等を実施し、各施設の被災状況等を把握する。

特に、水門、陸閘の閉鎖状況を把握する。

3 救助・救急活動、医療活動、消火活動

(1) 救助・救急活動、医療活動

〔実施担当〕	市（医療部救護対策班・消防活動部） 災害対応病院（地方独立行政法人明石市立市民病院、明石医療センター）
--------	--

救助・救急活動、医療活動に関する事項は、第3編「災害応急対策計画」第5章「被災者の救援救助」第6節「医療・救護」に定めるところによる。

(2) 消火活動

〔実施担当〕	市（消防活動部）
--------	----------

消火活動に関する事項は、第3編「災害応急対策計画」第12章「大規模火災対策等」に定めるところによる。

4 物資調達

〔実施担当〕	食糧の供給	市（支援部供給班）
	物資の供給	市（支援部供給班）
	救援・義援物資の受け入れ	市（支援部物資受入班）
	不足物資の供給要請	市（支援部供給班）

物資調達に関する事項は、第3編「災害応急対策計画」第5章「被災者の救援救助」第4節「食糧の供給」及び第5節「物資の供給」に定めるところによる。

大規模災害の発生により物資が不足すると予想される場合、市は、備蓄物資、調達物資、救援物資等の調達量を主な品目別に確認し、県に対して不足分の供給要請を行うこととする。

5 輸送活動

〔実施担当〕	市（調査部庁舎管理班・各部）
--------	----------------

輸送活動に関する事項は、第3編「災害応急対策計画」第9章「交通輸送対策」第2節「輸送対策」に定めるところによる。

6 保健衛生・防疫活動

〔実施担当〕	市（医療部救護対策班）
--------	-------------

保健衛生・防疫活動に関する事項は、第3編「災害応急対策計画」第6章「感染症・健康管理対策」に定めるところによる。

7 帰宅困難者対策

〔実施担当〕	市（災害対策本部事務局）
--------	--------------

帰宅困難者に対し、帰宅経路情報の提供、水や食料等の提供、休憩所の確保等について支援する。

8 二次災害防止等

〔実施担当〕	被災建物応急危険度判定	市（活動部活動第3班）
	公共施設等の応急対策	市（活動部・各施設管理者）
	障害物の除去	市（活動部）

生命の危険等緊急を要する場合は速やかに通行止め、危険区域の設定、その他可能な応急活動を実施するとともに、住民へ周知する。

応急危険度判定を行い建築物の危険度について居住者及び隣接住民へ周知する。

第3節 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

〔実施担当〕 市（活動部）

地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の関係団体等への調達手配に関する事項は、第3編「災害応急対策計画」第5章「被災者の救援救助」第10節「公共施設等の応急対策」3「関係団体等への協力要請」に定めるところによる。

2 人員の配置

〔実施担当〕 県及び他市町への協力要請 市（活動部・消防活動部）

人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請する。

第4節 他機関に対する応援要請

〔実施担当〕	県及び他市町への協力要請	市（災害対策本部事務局・ 消防活動部）
	他市町等への給水応援要請	市（水道部）
	自衛隊の派遣要請	市（災害対策本部事務局）

- 1 市は必要があるときは、締結している応援協定に従い、応援を要請するものとする。

応援要請に関する事項については、第3編「災害応急対策計画」第3章「広域応援体制」第1節「県及び他市町応援体制」に定めるところによる。

他市町等への給水応援要請に関する事項については、第3編「災害応急対策計画」第5章「被災者の救援救助」第3節「給水対策」に定めるところによる。

- 2 市長（災害対策本部長）は、自衛隊の派遣要請を行う必要があると認めるときは、県知事（災害対策本部長）へ派遣を求めることができる。

自衛隊の派遣要請に関する事項については、第3編「災害応急対策計画」第3章「広域応援体制」第2節「自衛隊の派遣要請」に定めるところによる。

第5節 応援部隊及び緊急物資の受入

〔実施担当〕	市（災害対策本部事務局、消防活動部、支援部）
--------	------------------------

市は、自衛隊を石ヶ谷公園（明石中央体育会館）において受入れるとともに、県と調整し明石公園の一部において自衛隊の受入れを調整する。

プッシュ型支援による物資については、石ヶ谷公園及び卸売市場を使用して、集積することができるように調整する。

第3章 津波からの防護及び円滑な避難の確保 に関する事項

第1節 津波からの防護のための施設の整備等（予防対策）

〔実施担当〕	河川、海岸、港湾及び漁港の整備 各管理者 防災無線の整備 市（災害対策本部事務局）
--------	--

1 施設整備の方針

- (1) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波による被害のおそれのある地域において、防潮堤、堤防等の計画的な補強・整備、水門等の自動化・遠隔監視等の施設整備を推進するものとする。
- (2) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波発生時の迅速な対応が可能となるよう、定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確立等、施設管理の徹底を行うものとする。また、門扉等閉鎖手順を定めるにあたっては、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮するものとする。
- (3) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。
- (4) 市は、津波警報等の住民等への迅速な伝達を行うため、防災行政無線の整備等を行うものとする。

2 河川施設の整備

河川施設の整備に関する事項は、第2編「災害予防計画」第6章「都市基盤の機能を維持する」第1節「総合的な浸水対策を実施する」2「河川・ため池の整備の推進」に定めるところによる。

3 海岸・港湾・漁港施設の整備

海岸・港湾・漁港施設の整備に関する事項は、第2編「災害予防計画」第6章「都市基盤の機能を維持する」第2節「安全な市街地を整備する」4「海岸保全施設整備の推進」に定めるところによる。

4 防災無線の整備

防災無線の整備に関する事項は、第2編「災害予防計画」第2章「災害時の対応活動を支援する」第7節「市民と行政との意思疎通のための仕組みをつくる」に定めるところによる。

第2節 津波に関する情報の伝達等

1 防災関係機関相互の情報の伝達

〔実施担当〕 市（災害対策本部事務局・広報部）

防災関係機関相互の情報の伝達に関する事項は、第3編「災害応急対策計画」第2章「情報計画」第1節「情報収集及び伝達」8「情報伝達」に定めるところによる。

2 居住者等への情報の伝達

〔実施担当〕 市（広報部・消防活動部）

（1）災害情報の伝達

居住者等への災害情報の伝達に関する事項は、第3編「災害応急対策計画」第2章「情報計画」第2節「災害広報」に定めるところによる。

（2）情報伝達の手段

市は、津波災害対応の緊急性から、防災行政無線による情報伝達を最優先の手段とし、併せて広報車両、報道機関の協力を得て行う情報伝達等の手段により、迅速に情報伝達を行うものとする。

3 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握

〔実施担当〕 市（活動部・調査部調査班・消防活動部・支援部地域統括班）

被害情報の収集に関する事項は、第3編「災害応急対策計画」第2章「情報計画」第1節「情報収集及び伝達」に定めるところによる。

第3節 避難対策等

1 避難対象地域

市は、県の南海トラフ巨大地震津波浸水想定図（津波が陸上に遡上した場合に浸水する陸域の範囲）を基本として、以下に掲げる範囲を避難対象地域とする。また、津波の警戒が必要な範囲として、津波による警戒が必要と想定される、標高3m以下の地域の住民に対し、避難を呼びかけるものとする。

< 避難対象地域（いずれも防潮堤外の区域に限る） >

大蔵海岸通1丁目、大蔵海岸通2丁目、中崎1丁目、中崎2丁目、鍛冶屋町、本町1丁目、本町2丁目、材木町、港町、岬町、大観町、船上町、林1丁目、林2丁目、林3丁目、林崎町3丁目、松江、藤江、大久保町谷八木、大久保町八木、大久保町江井島、大久保町西島、魚住町中尾、魚住町西岡、二見町東二見、二見町南二見、二見町西二見

2 避難指示の発令

〔実施担当〕 市（災害対策本部事務局・広報部・活動部・消防活動部）

兵庫県瀬戸内海沿岸に大津波警報又は津波警報が発表された場合は、避難対象地域に対して避難指示を発令する。

大津波警報又は津波警報の解除が発表され、津波による被害発生のおそれがないと判断できた地区に対して、順次、避難指示を解除する。

3 避難行動

津波からの避難は、徒歩とし、避難対象地域外へ速やかに移動する水平避難を基本とする。逃げ遅れた場合や、怪我人、要配慮者が津波到達時間までに水平避難できない場合は、近隣の堅牢な建物の3階以上に移動する。

避難にあたり、津波の警戒が必要な範囲（標高3m以下）に所在する指定避難所等（中崎小、衣川中、林小、ふれあいプラザあかし西）は、津波による被害のおそれがないと判断した後に、指定避難所等として避難を支援する。

4 避難誘導體制

（1）避難経路の確保

〔実施担当〕 市（活動部・消防活動部）

地震による建物・施設等の倒壊や火災の影響を考慮し、努めて幅員の広い道路を確保して避難する。避難開始とともに、警察、消防等により危険防止に係る警戒を実施する。

（2）地域住民の避難誘導

〔実施担当〕 市（活動部・消防活動部）

兵庫県警察（明石警察署）の協力を得て、地域単位で避難誘導する。併せて避難誘導に係る広報、情報伝達を行う。

（3）港湾・漁港関係者等の避難対策

〔実施担当〕 港湾管理者、市（活動部活動第2班）

市は、県とともに、港湾における就労者、漁業従事者等の避難に関して、港湾関係事業者、漁業協同組合等とあらかじめ協議を行い、港湾関係事業者及び漁業協同組合等が情報伝達及び避難誘導について定めるよう指導するものとする。

（4）船舶・漁船等の港外退避等

〔実施担当〕 港湾管理者、市（活動部活動第2班）

市は、県とともに、船舶、漁船等の港外退避等に係る措置について、予想される津波の高さ、到達時間を踏まえ、事前に対応を決めて船舶所有者や漁業協同組合の関係者に周知するものとする。

5 避難所の開設・運営

〔実施担当〕	市（避難部）
--------	--------

- (1) 南海トラフ地震発生後、努めて早期に、指名された市職員が、各小・中学校（中崎小、林小、衣川中を除く。）を指定避難所として開設する。
- (2) 指定避難所を開設の後は、必要な資機材の配備、食料、水、生活必需品等の調達、確保を行う。
- (3) まちづくり協議会を中心として、避難した住民により、避難所を運営する。
- (4) 避難所において、女性、障害当事者、乳幼児とその家族に対して、安全安心を確保した避難生活を行い得るよう、福祉避難室のほかに、女性専用のスペース、乳幼児及びその家族のスペース等を開設する。

6 要配慮者の避難支援

〔実施担当〕	市（援護部要配慮者対策班）
--------	---------------

要配慮者の避難支援に関する事項は、第3編「災害応急対策計画」第5章「被災者の救援救助」第2節「要配慮者への対応」に定めるところによる。

7 避難意識の普及啓発対策

〔実施担当〕	市（災害対策本部事務局・消防活動部）
--------	--------------------

市は、地域住民や企業に対して、津波来襲時に的確な避難が行うことができるように避難訓練・津波避難計画作成の支援を行うとともに、防災教育、津波ハザードマップの整備、ワークショップの開催等を通じて、市民等の津波避難に関する意識を啓発するものとする。

第4節 消防機関等の活動

〔実施担当〕 市（消防活動部）

- 1 消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。
 - （1）津波警報等の情報の的確な収集・伝達
 - （2）自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
 - （3）救助・救急 等

- 2 1に掲げる措置を実施するために必要な動員、配備及び活動計画は、消防の計画に定めるところによる。

第5節 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道

〔実施担当〕 市（水道部）

水道事業管理者は、津波からの円滑な避難を確保するため、地震での水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置を講じるものとする。

2 電気

〔実施担当〕 関西電力送配電株式会社 神戸本部明石配電営業所

電気事業者は、津波から円滑な避難を確保するため、地震による火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。また、電気は、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために必要なものであることから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるものとする。

3 ガス

〔実施担当〕 大阪ガスネットワーク株式会社 兵庫事業部

ガス事業の管理者等は、津波からの円滑な避難を確保するため、利用者によるガス栓閉止等火災等の二次災害防止のために必要な措置に関する広報を実施するものとする。

なお、南海トラフ地震における浸水時の導管被害を最小限にするため、浸水予測エリアの供給ネットワークの細分化を平成20年度に完了させている。

4 通信

〔実施担当〕 NTT西日本株式会社 兵庫支店

電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、通信設備への電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等を実施するものとする。

5 放送

〔実施担当〕 放送事業者

- (1) 放送事業者は、放送が居住者等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のため不可欠なものであるため、津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正

確かつ迅速な報道に努めるものとする。

- (2) 放送事業者は、市及び防災関係者と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や居住者等及び観光客等から津波の円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。
- (3) 放送事業者は、発災後も円滑な放送を継続し、津波警報等を報道できるようあらかじめ、必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講じることとし、その具体的内容を定めるものとする。

第6節 交通対策

1 道路の対策

〔実施担当〕 県公安委員会・道路管理者

県公安委員会及び道路管理者は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ定めるとともに、事前の周知措置を講ずるものとする。

2 海上の対策

〔実施担当〕 神戸海上保安部・姫路海上保安部加古川海上保安署
港湾管理者
国土交通省、港湾・漁港関係者

- (1) 神戸海上保安部及び姫路海上保安部加古川海上保安署は、必要に応じて、船舶交通の整理・指導にあたるものとする。
港湾管理者は、緊急輸送船舶が着岸する岸壁などの手配を行うものとする。
- (2) 神戸海上保安部及び姫路海上保安部加古川海上保安署は、必要に応じて、船舶交通の制限及び地域航行警報を発出するものとする。
- (3) 港湾管理者は、水路の水深に異常を生じたと認められるときは、調査を行う等により水路の安全を確保するものとする。
- (4) 神戸海上保安部及び姫路海上保安部加古川海上保安署は、漂流物、沈没物その他の物件が船舶交通を阻害するおそれがあるときは、当該物件の所有者又は占有者に対し、除去するよう指導するものとする。
- (5) 国土交通省、港湾・漁港関係者は、港内航路等について、沈船、漂流物等、その他水深の異常により船舶の航行が危険と認められる場合は、障害物除去等に努めるものとする。

3 旅客等の避難誘導

〔実施担当〕 海上運送事業者・鉄道事業者

海上運送事業者及び鉄道事業者は、船舶、列車等の旅客や駅、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を定めることとする。

第7節 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

〔実施担当〕 市（各施設担当者）

1 不特定多数の者が利用する施設に対する措置

市が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、庁舎、学校、社会教育施設、社会福祉施設等においては、それぞれの施設の管理者が、次の事項に配慮して管理上の措置を実施することとする。

（1）各施設に共通する事項

- ア 津波警報等や南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
- イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 水、食料等の備蓄
- カ 消防用設備の点検、整備
- キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターなど情報を入手するための機器の整備
- ク 各施設における緊急点検、巡視

（2）個別事項

- ア 橋梁、及び法面等に関する道路管理上の措置
 - イ 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置
 - ウ 幼稚園、小・中学校等にあつては、次に掲げる事項
 - （イ）児童生徒等に対する保護の方法
 - エ 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項
 - （イ）入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法
- なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

（1）災害対策本部が設置される庁舎の管理者は、1（1）に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとることとする。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- イ 無線通信機等通信手段の確保
- ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

（2）この推進計画に定める避難場所又は応急救護所が置かれる学校、社会教育施設等の管理者は、1（1）又は（2）の掲げる措置をとるとともに、市が行う避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

3 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における工事
中の建築物その他の工作物又は施設について、管理者は安全確保上実施するべ
き措置についての方針を定める。

第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画（予防対策）

〔実施担当〕	市（各担当局部）
--------	----------

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画は、第2編「災害予防計画」第6章「都市基盤の機能を維持する」に定めるところによる。

第5章 地域防災力の向上及び防災訓練計画

第1節 地域防災力の向上（予防対策）

1 自主防災組織の育成

〔実施担当〕 市（消防局）

市は、地域防災力を向上させるため、自主防災組織を育成するものとする。その具体的な内容については、第2編「災害予防計画」第1章「市民とともに災害に強いまちづくりを進める」第2節「地域の防災組織を強化するための仕組みをつくる」に定めるところによる。

2 事業所等の地域防災活動への参画促進等

〔実施担当〕 市（消防局）

市は、地域防災力を向上させるため、事業所等の地域防災活動への参画を促進するものとする。その具体的な内容については、第2編「災害予防計画」第1章「市民とともに災害に強いまちづくりを進める」第2節「地域の防災組織を強化するための仕組みをつくる」に定めるところによる。

第2節 防災訓練計画（予防対策）

1 市・防災関係機関における防災訓練の実施

〔実施担当〕 市（総合安全対策室・都市局都市整備室・消防局）

- (1) 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震及び津波を想定した防災訓練を実施するものとする。
- (2) (1) の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するものとする。
- (3) 市は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努めるものとする。

第6章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第1節 住民等に対する教育及び広報（予防対策）

〔実施担当〕 市（総合安全対策室・政策局・消防局）

- 1 市は、居住者等の南海トラフ地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるように努めるものとする。
- 2 市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。
- 3 市の実施する防災教育は、地域の実態に応じて組織単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。
 - (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - (2) 地震・津波に関する一般的な知識
 - (3) 地震が発生した場合における出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
 - (4) 正確な情報入手の方法
 - (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - (6) 各地域における津波の警戒が必要な範囲、土砂災害警戒区域等に関する知識
 - (7) 各地域における避難地及び避難路に関する知識
 - (8) 避難生活に関する知識
 - (9) 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の家庭内対策の内容
 - (10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容
 - (11) 南海トラフ地震が連続して発生した場合に生じる危険についての知識
- 4 市は、教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行うものとする。
- 5 市は、地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等具体的に居住者等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても留意するものとする。

兵庫県東播磨県民局が、海岸利用者に津波避難意識の高揚と防潮扉の閉鎖体制の徹底等を図るために下記の場所に津波広報プレート等を設置している。

津波広報プレート等設置場所

- ・明石港（平成17年度設置）
- ・松江海水浴場（平成19年度設置）
- ・江井島海岸（平成19年度設置）

第2節 児童、生徒等に対する教育（予防対策）

〔実施担当〕 市（教育委員会事務局）

幼稚園、小学校、中学校、高等学校において、次のことに配慮した実践的な教育を行うものとする。

- (1) 過去の地震及び津波被害の実態
- (2) 津波の発生条件、高潮、高波との違い
- (3) 地震・津波が発生した場合の対処の仕方
- (4) 地震・津波対策に対して必要な地域での活動等について、保護者、地域住民とともに考え、自分の家や学校、地域の様子を知ること

第3節 防災上重要な施設の管理者に対する教育（予防対策）

〔実施担当〕 市（総合安全対策室・都市局道路安全室・福祉局・こども局・教育委員会・消防局）

庁舎、病院、学校等の公共建築物、交通施設、社会福祉施設など防災上重要な施設の管理者は、県、市が実施する研修に参加するよう努めることとする。市は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮することとする。

第4節 市職員に対する教育（予防対策）

〔実施担当〕 市（総合安全対策室）

市は、地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、その果たすべき役割に応じて、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。防災教育の内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (5) 職員等が果たすべき役割
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- (7) 家庭内での地震防災対策の内容

第5節 相談窓口の設置（予防対策）

〔実施担当〕 市（総合安全対策室）

第5編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第6章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第7章 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応

[実施担当] 市（総合安全対策室・政策局・消防局）

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析された M6.8 程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、気象庁が大規模地震発生との関連性について調査を開始する旨を示す情報。

2 災害応急対策に係る措置

その後の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）等の発表に備え、それぞれの役割やその実施体制について確認を行う。

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で M8.0 以上の地震が発生（半割れケース）したと評価が出された場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報。

2 災害応急対策に係る措置

(1) 防災組織

警戒体制に移行する。必要に応じて、災害対策本部を設置し、本部会議を開催する。

(2) 災害応急対策を取るべき期間

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界における M8.0 以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとる。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意をする措置をとる。

(3) 消防機関等の活動

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のため

に必要な措置をとることとする。

(4) 水道、電気、ガス、通信、放送関係

市は、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

(→第3編「災害応急対策計画」第5章「被災者の救援救助」第3節「給水対策」の項を参照)

その他、水道事業者、電気事業者、ガス事業者、通信事業者、放送事業者についても必要な体制を確保するものとする。

(→第5編「南海トラフ地震防災対策推進計画」第6章「津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項」第5節「水道、電気、ガス、通信、放送関係」の項を参照)

(5) 交通対策

市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

その他交通対策に関わる防災関係機関は、津波災害に備えて必要な対策を講じるものとする。

(→第5編「南海トラフ地震防災対策推進計画」第6章「津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項」第6節「交通対策」の項を参照)

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された

場合の対応

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生（一部割れケース）若しくは、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価した場合（ゆっくりすべりケース）、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報。

2 災害応急対策に係る措置

(1) 防災組織

情報収集を行い、必要に応じて、警戒体制に移行する。

(2) 災害応急対策を取るべき期間

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定進展域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する

措置をとる。

(3) 災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定進展域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

(4) 市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

また、市が管理又は運営する施設等について、点検等を行うこととする。

第4節 時間差発生等における円滑な避難の確保等

1 南海トラフ地震臨時情報等の伝達等

市は、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の情報収集・伝達について、津波に関する情報の伝達系統に準じて実施することとする。

（→第5編「南海トラフ地震防災対策推進計画」第6章「津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項」第2節「津波に関する情報の伝達等」の項を参照）

資料編

第1 条例・要綱関連

1 明石市防災会議条例

(昭和38年条例第16号)

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、明石市防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 明石市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) その他法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

(組織)

第3条 防災会議は、会長、副会長である委員及びその他の委員30人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 副会長は、2人とし、副市長をもって充てる。
- 4 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。
 - (1) 指定地方行政機関の職員
 - (2) 兵庫県知事の部内の職員
 - (3) 兵庫県警察の警察官
 - (4) 明石市職員
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
 - (8) その他市長が必要と認める者

5 委員の任期は、委員がその職に在職する期間とする。

(会長及び副会長の職務)

第4条 会長は、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ定めた順序によりその職務を代理する。

(専門委員)

第5条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、兵庫県の職員、明石市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員又は学識経験者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、防災会議に諮つて会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和62年条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年条例第35号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年条例第21号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成25年条例第29号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(明石市水防協議会条例の廃止)

2 明石市水防協議会条例(昭和62年条例第31号)は、廃止する。

2 明石市防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、明石市防災会議条例(昭和38年条例第16号)第6条の規定に基づき、明石市防災会議(以下「防災会議」という。)の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 防災会議は、年度の当初及び防災に関し会長が必要と認めるときに開くものとする。

2 防災会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

3 会議は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第3条 委員は、事故その他やむを得ない事由により防災会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

(議事の特例)

第4条 防災会議の議案で、一部特定の機関のみに関係がある事案については、会長が適宜の方法により関係ある委員と協議して決することができる。

2 会長は、前項の規定により協議して決した事項は、次の防災会議にその旨を報告するものとする。

(専決処分等)

第5条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち次の各号の一に該当するときは、専決処分することができる。

(1) 会長において、防災会議を招集する暇がないと認めるとき。

(2) 軽易な事項で速やかに措置を要するとき。

2 会長は、前項の規定による処置については、次の防災会議にその旨を報告するものとする。

(異動報告)

第6条 委員は、異動等により変更があったときは、後任者の職氏名及び異動年月日を速やかに会長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 防災会議の庶務は、総合安全対策室において行う。

(委任)

第8条 その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和42年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、明石市防災会議条例の一部を改正する条例（昭和62年条例第30号）の施行の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

3 明石市災害対策本部条例

(昭和 38 年条例第 17 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、明石市災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(災害対策本部員及び部)

第 3 条 災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

2 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年条例第 7 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年条例第 30 号）

この条例は、公布の日から施行する。

4 明石市災害対策本部設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、明石市災害対策本部条例（昭和38年条例第17号）第4条の規定に基づき、災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本部会議)

第2条 本部長、副本部長及び本部員で本部会議を構成する。

2 副本部長は、副市長をもって充てる。

3 本部員は、教育長、公営企業管理者、理事、局長及び第4条に定める各部の長をもって充てる。

(所掌事務)

第3条 本部会議は、次に掲げる事項について、その基本方針を決定する。

- (1) 災害予防等緊急措置に関すること。
- (2) 災害救助その他民生安定に関すること。
- (3) 災害時の人心安定及び治安警備に関すること。
- (4) 災害時の応急対策の実施、調整に関すること。
- (5) その他災害応急対策の実施、調整に関すること。
- (6) 配備体制の決定に関すること。

(部及び班)

第4条 本部に別に定める部及び班をおく。

2 部長、副本部長及び班長は別に定める。

3 班員は別に定める課等に所属する職員及び特に指名された職員をもって充てる。

(初動体制)

第5条 本部長は、初動体制として、次の各号の区分により班員を配備する。なお、勤務時間外においては、指定された班員が参集する。

(1) 連絡体制

緊急連絡に備える体制とする。勤務時間外は、指定連絡要員の一部が参集する。

(2) 警戒体制

情報収集、市民への対応、緊急連絡等を行う体制とし、指定連絡要員の一部は、指定された場所に参集する。勤務時間外は、指定連絡要員全員が指定された場所に参集する。

なお、必要に応じて本部を設置する。

(3) 災害対策本部体制

本部を設置し、本部会議を開催する。勤務時間外は、要員の全員が指定された場所に参集する。

なお、体制が整うまでは、災害対策本部非常体制とし、指定統括者等による現場指揮の

もとで対応する。

(配備指令)

第6条 各部長は、前条第3号の災害対策本部体制において、本部長の命に基づき、次の各号の区分により班員を配備する。

(1) 第1号配備指令

局地災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(2) 第2号配備指令

局地災害が発生した場合で、第1配備体制を強化し、被害の拡大防止及び軽減を図るための活動が遂行できる体制。

(3) 第3号配備指令

市域の全域にわたって災害が発生した場合、又は大規模の災害が発生するおそれがある場合、若しくは局地的災害であっても被害が甚大な場合で、本部長が全本部の活動を必要と認めるとき。要員の全員をもって対処する体制。

2 前項に規定する指令は、すべての部等に適用する。ただし、必要があるときはその都度指定する部等にのみ適用する。

3 本部長は、前項の配備体制の必要がなくなったときは、直ちに解散するものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めあるもののほか、本部の設置、活動に関し必要な事項は、明石市地域防災計画の定めるところによる。

附 則

この要綱は、昭和38年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、制定の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月15日から施行する。

5 明石市自主防災組織補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自治会等により組織される自主防災組織の育成及び防災活動の円滑な推進を図るため、自主防災組織に対し、補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる自主防災組織は、地震や水害等の災害に対処するため、明石市における自治会等に関する規則（昭和41年規則第18号）第3条の規定に基づいて登録を受けた自治会等が基幹となり、概ね小学校区単位で結成された団体であって、自主防災組織結成届（様式第1号）により届出のあったものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする年度において、明石市協働のまちづくり推進条例（平成27年条例第33号。以下「条例」という。）第24条第1項に規定する地域交付金（以下「地域交付金」という。）の交付を受けている協働のまちづくり推進組織（同項に規定する協働のまちづくり推進組織をいい、当該年度において、地域交付金の交付を受けることが確実と見込まれる協働のまちづくり推進組織を含む。）の活動小学校区（条例第7条に規定する活動小学校区をいう。）における自主防災組織は、補助金の交付の対象とならない。

(補助金の対象事業)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事業について、補助金を交付することができる。

- (1) 自主防災組織の運営
- (2) 防災訓練の実施
- (3) 防災資機材の点検整備
- (4) 災害情報の伝達
- (5) その他地域の自主防災力を高める事業として市長が特に認めるもの

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、自主防災組織を構成する世帯数（次条の規定による補助金の交付申請を行った日の属する年度の4月1日における世帯数とする。）に16円を乗じて得た額に組織加入自治会等の数に8,000円を乗じて得た額を加算した額を上限

とし、年度単位で交付する。ただし、年度途中で自主防災組織として登録されたときは、登録された日の属する月の翌月から月割り計算した額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織の代表者は、補助金交付申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、補助金交付申請書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、補助金交付決定通知書(様式第3号)により、当該自主防災組織の代表者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に当たり、必要な条件を付することができる。

(補助金の請求)

第7条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた自主防災組織の代表者は、速やかに補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第8条 市長は、補助金の交付決定を受けた自主防災組織が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとし、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金を目的外の用途に使用したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。
- (5) 自主防災組織を解散したとき。
- (6) その他市長が適当でないと認めたとき。

(実績報告)

第9条 補助金の交付を受けた自主防災組織の代表者は、当該補助金の交付決定を受けた日の属する年度の終了後30日以内に、補助事業実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 事業報告書

(補助金の精算)

第10条 市長は、補助事業実績報告書を受領したときは、その内容を審査の上精算を行い、その結果、補助金の交付額が実支出額を上回るときは、その差額を返還させるものとする。

(帳簿等の整備)

第11条 補助金の交付を受けた自主防災組織は、支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、支出についての証拠書類を整理しなければならない。

(調査)

第12条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助金の交付を受けた自主防災組織の代表者に対して報告を求め、又は職員に係る帳簿書類その他の物件を調査させることができる。

(防災訓練等への協力)

第13条 この要綱に基づき補助金の交付を受けた自主防災組織は、自ら防災訓練を実施するとともに、市の主催する防災訓練、防災講習会等に参加するよう努めなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

(明石市自主防災組織への防災資機材整備等補助金交付要綱の廃止)

2 明石市自主防災組織への防災資機材整備等補助金交付要綱（平成8年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月25日制定）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 29 日制定）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 26 日制定）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

6 明石市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例

(平成 28 年条例第 6 号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）の規定に基づく避難支援等関係者に対する名簿情報の提供に関し、平常時における名簿情報の提供に係る要件の特例その他の必要な事項を定めることにより、避難支援等関係者による災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、もって避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難行動要支援者 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。
- (2) 避難行動要支援者名簿 法第 49 条の 10 第 1 項の規定により作成した避難支援等を実施するための基礎とする名簿をいう。
- (3) 避難支援等 避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置をいう。
- (4) 避難支援等関係者 消防機関、警察、民生委員又は児童委員、自治会又は町内会、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者をいう。
- (5) 名簿情報 法第 49 条の 10 第 2 項の規定により、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報をいう。

(名簿情報の提供)

第3条 市長は、災害の発生に備え、法第 49 条の 11 第 2 項の規定により、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。この場合においては、名簿情報を提供することについて避難行動要支援者の同意を得ることを要しない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、避難行動要支援者が、規則で定める方法により、名簿情報の提供の拒否を申し出たときは、当該避難行動要支援者に係る名簿情報を提供する

ことができない。

- 3 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、法第 49 条の 11 第 3 項の規定により、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者の同意を得ることなく、名簿情報を提供することができる。

(名簿情報に係る管理状況の報告等)

- 第 4 条 市長は、提供した名簿情報の管理状況を確認するために必要があると認めるときは、前条第 1 項又は第 3 項の規定により名簿情報の提供を受けた者（以下「名簿情報被提供者」という。）に対し、当該名簿情報の管理状況に関する報告を求め、又は当該名簿情報の管理状況を検査することができる。

(名簿情報の漏えいの防止のための措置)

- 第 5 条 名簿情報被提供者は、当該提供を受けた名簿情報の漏えいの防止のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(利用及び提供の制限)

- 第 6 条 名簿情報被提供者は、避難支援等の用に供する目的以外の目的のために、当該名簿情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

(守秘義務)

- 第 7 条 名簿情報被提供者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、法第 49 条の 13 の規定により、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(避難行動要支援者名簿の保管)

- 第 8 条 市長は、災害時における名簿情報の円滑な提供を図るため、避難支援等の実施に必要な限度で、小学校区コミュニティ・センターその他の公共施設に避難行動要支援者名簿を保管するものとする。

(委任)

- 第 9 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

7 明石市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、明石市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例（平成28年条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(避難行動要支援者の登録)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者を避難行動要支援者として、避難行動要支援者名簿に登録するものとする。

- (1) 市長が別に定めるひとり暮らし高齢者台帳に登録している者
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項の規定による要介護認定を受けている者のうち、当該要介護認定に係る要介護状態区分（同法第7条第1項に規定する要介護状態区分をいう。）が、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項第4号に規定する要介護4又は同項第5号に規定する要介護5であるもの
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の種類が、視覚障害、聴覚障害又は肢体不自由であり、かつ、等級が1級又は2級であるもの
- (4) 厚生労働大臣が定めるところによる療育手帳の交付を受けている者のうち、その障害の程度がAであるもの
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級が1級であるもの
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(避難行動要支援者名簿の記載事項)

第4条 避難行動要支援者名簿には、災害対策基本法（昭和36年第223号）第49条の10第2項の規定により、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するも

のとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関して市長が必要と認める事項

2 市長は、避難行動要支援者名簿の記載事項について、正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(名簿情報の提供に係る拒否の申出等)

第 5 条 市長は、避難支援等関係者に名簿情報を提供する前に、避難行動要支援者に対し、名簿情報の提供の拒否を申し出る機会を与えなければならない。

2 条例第 3 条第 2 項に規定する規則で定める方法は、避難行動要支援者又はその代理人(以下「避難行動要支援者等」という。)が、避難行動要支援者名簿情報提供拒否申出書(様式第 1 号)を市長に提出する方法とする。

3 避難行動要支援者等は、条例第 3 条第 2 項の規定による拒否の申出を撤回しようとするときは、避難行動要支援者名簿情報提供拒否申出撤回申出書(様式第 2 号)を市長に提出しなければならない。

(補則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 3 日規則第 6 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 4 年 6 月 13 日規則第 20 号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 5 条関係)

<p>避難部 部長 ・教育局長 副部長 ・教育委員会事務局教育企画室長 ・市民生活局文化スポーツ室長</p>	<p>避難・教育対策班 避難・教育対策班 避難・教育対策班 避難・教育対策班 避難・教育対策班 避難・教育対策班 避難・教育対策班 避難・教育対策班 避難・教育対策班</p> <p>◎ 総務担当(教育) 学校管理担当 青少年教育担当 学校教育課 学校給食課 児童生徒支援課 あかし教育研修センター 明石商業高等学校事務局 文化・スポーツ室</p>
<p>活動部 部長 ・都市局長 〔担当:統括班・情報対策班 活動第2・3・4・5班〕 ・都市局道路部長 〔担当:情報対策班・活動第1班〕 副部長 ・都市局都市整備室長 〔担当:統括班・情報対策班・活動第4班〕 ・都市局道路安全室長 〔担当:活動第1班〕 ・環境産業局産業振興部長兼産業振興室長 〔担当:活動第2班〕 ・都市局住宅・建築室長 〔担当:活動第3・5班〕</p>	<p>統括班 情報対策班 情報対策班 活動第1班 活動第1班 活動第2班 活動第2班 活動第3班 活動第3班 活動第3班 活動第4班 活動第4班 活動第5班</p> <p>◎ 都市総務課 ○ 都市総務課 道路総務課 ○ 道路総務課 道路整備課 交通安全課 ○ 農業振興課 豊かな海づくり課 ○ 開発審査課 建築安全課 営繕課 ○ 公園・海岸課 区画整理課 住宅課</p>
<p>上下水道部 部長 ・公営企業管理者 副部長 ・上下水道局下水道部長</p>	<p>統括班 統括班 統括班 統括班 給水班 給水班 給水班 下水道班 下水道班 下水道班</p> <p>◎ 総務課 水道経営課 下水道経営課 営業課 ○ 水道維持保全課 水道工務課 浄水課 ○ 下水道整備課 下水道管理課 下水道施設課</p>
<p>支援部 部長 ・市民生活局長 〔担当:地域統括班・供給班・物資受入班〕 副部長 ・市民生活局市民協働推進室長 ・市民生活局市民センター室長 〔担当:地域統括班〕 ・市民生活局市民生活室長 〔担当:供給班・物資受入班〕</p>	<p>地域統括班 地域統括班 地域統括班 地域統括班 地域統括班 供給班 供給班 供給班 供給班 物資受入班</p> <p>◎ コミュニティ・生涯学習課 ○ あかし総合窓口 大久保市民センター 魚住市民センター 二見市民センター 市民課 ○ 人権推進課 インクルーシブ推進課 長寿医療課 ○ 国民健康保険課</p>
<p>医療部 部長 ・福祉局あかし保健所長 副部長 ・福祉局保健部長</p>	<p>救護対策班 救護対策班 救護対策班 救護対策班 救護対策班</p> <p>◎ あかし保健所保健総務課 あかし保健所保健予防課 あかし保健所健康推進課 あかし保健所相談支援課 あかし保健所生活衛生課</p>
<p>環境部 部長 ・環境産業局長 副部長 ・環境産業局環境部長</p>	<p>災害廃棄物対策班 災害廃棄物対策班 災害廃棄物対策班 ごみ処理班 ごみ処理班 ごみ処理班 ごみ処理班 斎場班 動物対策班</p> <p>◎ 環境総務課 環境創造課 環境保全課 産業廃棄物対策課 ○ 資源循環課 新ごみ処理施設建設課 収集事業課 環境総務課 あかし動物センター</p>

◎は、各部の庶務担当班

○は、複数の課に及ぶ班の庶務担当

※ 新型インフルエンザについては、別途定める行動計画に基づき対応するものとする。

2 明石市災害対策本部の事務分掌（地震対策）

[各部共通の事務]

- (1) 所属職員の動員連絡に関する事。
- (2) 災害対策事務に係る部内の連絡調整に関する事。
- (3) 各所管施設等の防災活動、応急復旧等に関する事。
- (4) 分掌事務に係る被害状況及び災害対策実施状況の収集、報告等に関する事。
- (5) 分掌事務に係る人員及び物資の輸送に関する事。
- (6) 民間団体及び市民の協力要請に関する事。
- (7) 他部及び他班への応援、協力等に関する事。

各局部室課（かい）は、平常時及び災害時における災害対策本部設置前においても、本表に定める事務を担当するものとする。

◎は、各部の庶務担当班

○は、複数の課に及ぶ班の庶務担当

部 (担当部長等)	班 (担当課等)	分 掌 事 務
災害対策本部事務局 (総合安全対策室) 事務局長 総合安全対策部長	調整第1班～2班 ○(会計室) (財務室工事検査担当) (議会局総務課) (議会局議事課) (監査事務局) (選挙管理委員会事務局) ○(商工政策課) (天文科学館) (農業委員会事務局)	①災害対策本部の設置、閉鎖等に関する事。 ②防災指令その他命令伝達等に関する事。 ③本部会議の開催に関する事。 ④防災関係機関との連絡調整に関する事。 ⑤職員への情報伝達に関する事。 ⑥自衛隊派遣要請に関する事。 ⑦災害活動期に応じた他班・他部への協力に関する事。

部 (担当部長等)	班 (担当課等)	分掌事務
総務部 部長 総務局長 副部長 総務局総務管理室長 庶務班担当 情報整理班担当 総務局職員室長 職員班担当	庶務班 ◎ (総務課)	①災害対策本部への協力に関すること。 ②災害救助法の適用申請等に関すること。 ③その他、他の部・班の所管に属さないこと。
	情報整理班 (情報管理課) (デジタル推進課)	①災害情報の整理、記録等に関すること。 ②災害活動に関する情報処理に関すること。
	職員班 ○ (職員室職員担当) (職員室給与・厚生担当) (職員室人材開発担当)	①災害応急対策要員用の食糧・物資の調達・配付に関すること。 ②職員の安否確認、及び参集状況の把握に関すること。 ③職員配備状況の把握、調整、派遣等に関すること。 ④県・他市町等との相互応援及び応援職員の受入れ並びに配備に関すること。 ⑤公務災害の認定に関すること。
広報部 部長 政策局長 副部長 政策局広報部長	秘書班 (市長室)	①災害視察者、見舞者等の応接に関すること。 ②被災者の慰問等に関すること。 ③防災功労者のほう彰等に関すること。 ④秘書に関すること。
	広報班 ◎ (広報課) (シティセールス課) (SDGs 共創室) (市民相談室) (プロジェクト推進室)	①報道機関との連絡、調整等に関すること。 ②災害広報活動、広聴等に関すること。 ③関係機関、市民等に対する災害情報の伝達に関すること。 ④被災者相談センターの開設に関すること。

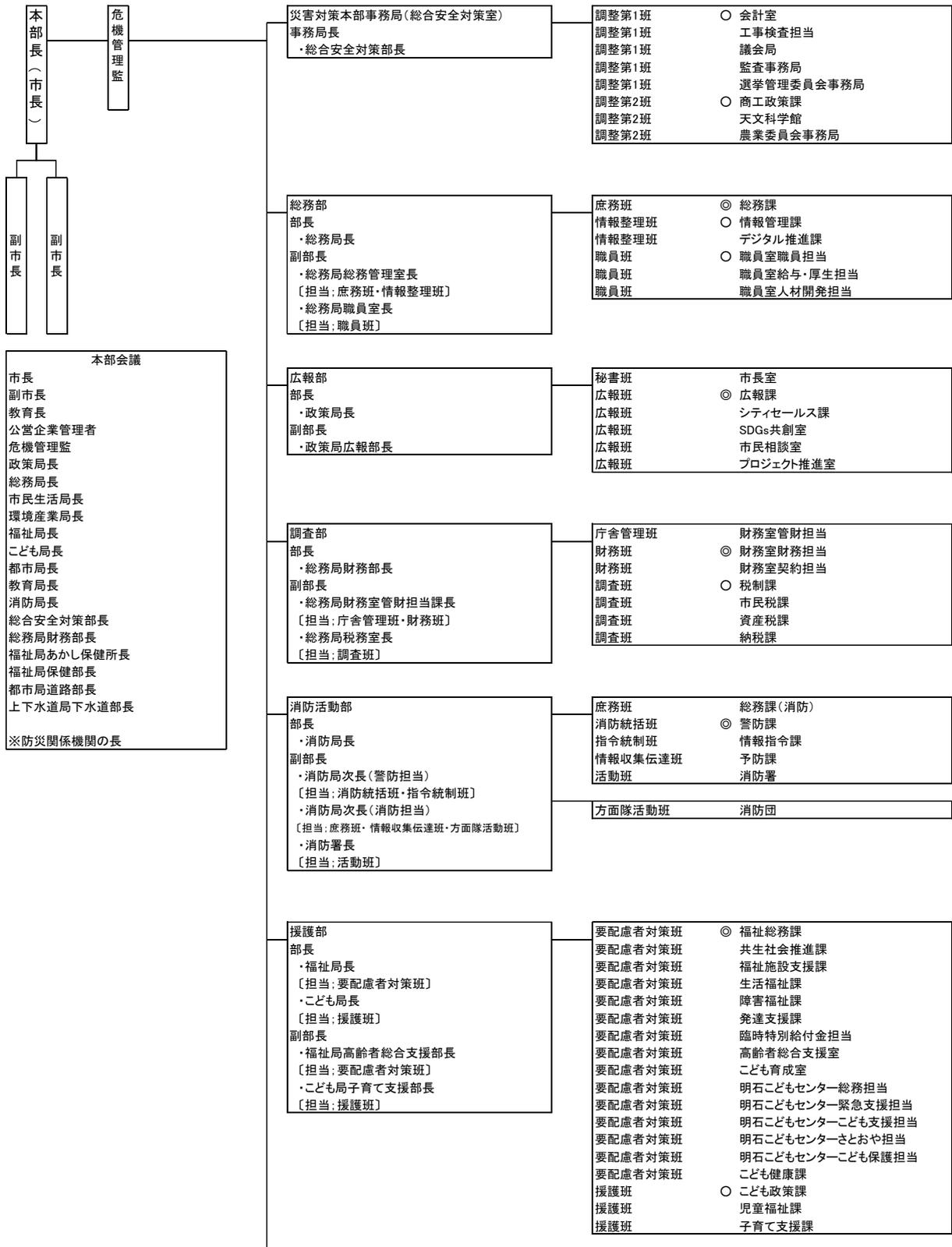
部 (担当部長等)	班 (担当課等)	分 掌 事 務
調 査 部 部長 総務局財務部長 副部長 総務局財務室管財担当課長 庁舎管理班担当 財務班担当 総務局税務室長 調査班担当	庁舎管理班 (財務室管財担当)	①災害対策本部にかかる電源及び通信設備等の確保に関すること。 ②庁舎施設等の安全確認、防護措置及び復旧に関すること。 ③帰宅困難職員への休憩室等の確保に関すること。 ④共用自動車の配車調整に関すること。
	財務班 ◎ (財務室財務担当) (財務室契約担当)	①災害予算の編成、執行計画等の策定に関すること。 ②災害対策用物資(食糧を除く。)の調達、検収等に関すること。
	調査班 ○ (税制課) (市民税課) (資産税課) (納税課)	①家屋の被害状況調査に関すること。 ②罹災証明書の発行に関すること。
	(共 通) ①被害状況の収集、報告に関すること。 ②避難情報に基づく誘導等に関すること。	
消防活動部 部長 消防局長 副部長 消防局次長(警防担当) 消防統括班担当 指令統制班担当 消防局次長(消防担当) 庶務班担当 情報収集伝達班担当 方面隊活動班担当 消防署長 活動班担当	庶務班 (総務課)	①各班の連絡調整に関すること。 ②資機材等の緊急調達に関すること。 ③その他、他班の所管に属さないこと。
	消防統括班 ◎ (警防課)	①災害活動方針の決定及び指揮支援に関すること。 ②関係機関との連絡調整に関すること。 ③警防力の補強又は援助に関すること。 ④災害対策本部への職員派遣に関すること。 ⑤車両・資機材等の調達に関すること。
	指令統制班 (情報指令課)	①災害通報への対応に関すること。 ②防災指令に関すること。 ③消防通信の運用に関すること。 ④情報支援に関すること。 ⑤関係機関との連絡調整に関すること。 ⑥災害情報の収集に関すること。 ⑦気象予報警報に関すること。
	情報収集伝達班 (予防課)	①災害情報の収集、伝達、報告及び記録に関すること。 ②災害現場広報に関すること。 ③職員派遣に関すること。
	活動班 (消防署)	①防災活動に関すること。 ②被災者の搜索、救出、保護等に関すること。
	方面隊活動班 (消防団)	①各方面の防災活動に関すること。 ②各方面の被災者の搜索、救出、保護等に関すること。 ③要配慮者等の支援活動に関すること。

部 (担当部長等)	班 (担当課等)	分 掌 事 務
<p>援 護 部</p> <p>部長 福祉局長 要配慮者対策班担当 子ども局長 援護班担当</p> <p>副部長 福祉局高齢者総合支援部長 要配慮者対策班担当</p> <p>子ども局子育て支援部長 援護班担当</p>	<p>要配慮者対策班</p> <p>◎ (福祉総務課) (共生社会推進課) (福祉施設支援課) (生活福祉課) (障害福祉課) (発達支援課) (臨時特別給付金担当) (高齢者総合支援室) (こども育成室) (明石こどもセンター総務担当) (明石こどもセンター緊急支援担当) (明石こどもセンター子ども支援担当) (明石こどもセンターさとおや担当) (明石こどもセンターこども保護担当) (こども健康課)</p> <p>援護班</p> <p>○ (こども政策課) (子育て支援課) (児童福祉課)</p>	<p>①要配慮者対策に関すること。 ②社会福祉協議会とボランティアの受入及び動員等の連携に関すること。</p> <p>①義援金の受け入れ窓口の開設及び広報、義援金の受付等に関すること。 ②法令に基づく弔慰金の支給、援護金の貸付等に関すること。 ③被災者生活再建支援金の支給等に関すること。 ④日本赤十字社の義援金の配分等に関すること。</p>
<p>避 難 部</p> <p>部長 教育局長</p> <p>副部長 教育委員会事務局教育企画室長 市民生活局文化スポーツ室長</p>	<p>避難・教育対策班</p> <p>◎ (総務担当) (学校管理担当) (青少年教育担当) (学校教育課) (学校給食課) (児童生徒支援課) (あかし教育研修センター) (明石商業高等学校事務局) (文化・スポーツ室)</p>	<p>①避難所の開設に関すること。 ②避難所の運営に関すること。 ③災害による炊出しの応援に関すること。 ④学校施設、社会教育施設等の災害対策、応急復旧等に関すること。 ⑤児童生徒の被災状況の調査に関すること。 ⑥応急教育の実施に関すること。 ⑦学校授業再開に向けての諸準備に関すること。</p>

部 (担当部長等)	班 (担当課等)	分 掌 事 務
活動部	(共 通)	
	①所管する公共施設等の被害状況、災害対策状況、復旧状況等の情報収集、報告に関する事。	
部長		
都市局長		
統括班担当		
情報対策班担当		
活動第2班担当	統括班	①部内の災害活動についての総合的な企画、実施に関する事。
活動第4班担当	◎ (都市総務課)	
活動第5班担当		
都市局道路部長	情報対策班	①市民等からの通報への対応に関する事。
情報対策班担当	○ (都市総務課) (道路総務課)	
活動第1班担当	活動第1班	①道路施設に係る災害活動に関する事。
副部長	○ (道路総務課) (道路整備課) (交通安全課)	
都市局都市整備室長		
統括班担当		
情報対策班担当	活動第2班	①ため池、漁港その他関連施設に係る災害活動に関する事。
活動第4班担当	○ (農業振興課) (豊かな海づくり課)	
都市局道路安全室長	活動第3班	①建築物応急危険度判定に関する事。
活動第1班担当	○ (建築安全課) (開発審査課) (営繕課)	②一般建築物に係る災害活動に関する事。 ③住宅の応急修理に関する事。 ④被災宅地危険度判定に関する事。 ⑤危険宅地、擁壁その他関連施設に係る災害活動に関する事。
環境産業局産業振興部長 兼産業振興室長		
活動第2班担当	活動第4班	①公園・海岸施設その他関連施設に係る災害活動に関する事。
都市局住宅・建築室長	○ (公園・海岸課) (区画整理課)	②防潮ゲート、明石川通用門等に関する事。 ③他班に属さない災害活動に関する事。
活動第3班担当		
活動第5班担当	活動第5班 (住宅課)	①市営住宅、仮設住宅に係る災害活動に関する事。

部 (担当部長等)	班 (担当課等)	分掌事務
上下水道部 部長 公営企業管理者 副部長 上下水道局下水道部長	統括班 ◎ (総務課) (水道経営課) (下水道経営課) (営業課)	①部内の災害活動についての総合的な企画、実施に関すること。
	給水班 ○ (水道維持保全課) (水道工務課) (浄水課)	①給水活動に関すること。 ②水道施設の災害復旧に関すること。
	下水道班 ○ (下水道整備課) (下水道管理課) (下水道施設課)	①下水道施設その他関連公共施設に係る災害活動に関すること。 ②河川樋門等に関すること。
支援部 部長 市民生活局長 地域統括班担当 供給班担当 物資受入班担当 副部長 市民生活局市民協働推進室長 市民生活局市民センター室長 地域統括班担当 市民生活局市民生活室長 供給班担当 物資受入班担当	地域統括班 ◎ (コミュニティ・生涯学習課) ○ (あかし総合窓口) (大久保市民センター) (魚住市民センター) (二見市民センター)	①管内の災害状況、災害対策実施状況等の収集、報告等に関すること。
	供給班 (市民課) (長寿医療課) ○ (人権推進課) (インクルーシブ推進課)	①避難者の食糧・物資の調達・配付に関すること。 ②炊出しの実施、配分等に関すること。
	物資受入班 (国民健康保険課)	①救援・義援物資の受入に関すること。
医療部 部長 福祉局あかし保健所長 副部長 福祉局保健部長	救護対策班 ○ (保健総務課) (保健予防課) (健康推進課) (相談支援課) (生活衛生課)	①救護所の開閉に関すること。 ②医師会、市民病院、その他医療機関等との連携に関すること。 ③感染症対策に関すること。
環境部 部長 環境産業局長 副部長 環境産業局環境部長	災害廃棄物対策班 ◎ (環境総務課) (環境創造課) (環境保全課)	①災害廃棄物の総合的な処理の企画及び実施に関すること。 ②災害時のし尿の収集、処理計画の策定、実施等に関すること。
	ごみ処理班 (産業廃棄物対策課) ○ (資源循環課) (収集事業課) (新ごみ処理施設建設課)	①災害廃棄物の収集、処理計画の策定、実施等に関すること。 ②災害に係る感染症対策活動の支援に関すること。
	斎場班 (環境総務課)	①死体の収容、埋火葬等に関すること。
	動物対策班 (あかし動物センター)	①動物の保護・収容・避難に関すること。

3 明石市災害対策本部機構図（風水害等対策）



<p>避難部 部長 ・教育局長 副部長 ・教育委員会事務局教育企画室長 ・市民生活局文化スポーツ室長</p>	<p>避難・教育対策班 ◎ 総務担当(教育) 避難・教育対策班 学校管理担当 避難・教育対策班 青少年教育担当 避難・教育対策班 学校教育課 避難・教育対策班 学校給食課 避難・教育対策班 児童生徒支援課 避難・教育対策班 あかし教育研修センター 避難・教育対策班 明石商業高等学校事務局 避難・教育対策班 文化・スポーツ室</p>
<p>活動部 部長 ・都市局長 〔担当:統括班・情報対策班・活動第2・3班〕 ・都市局道路部長 〔担当:活動第1班〕 副部長 ・都市局都市整備室長 〔担当:統括班、情報対策班〕 ・都市局道路安全室長 〔担当:活動第1班〕 ・環境産業局産業振興部長兼産業振興室長 〔担当:活動第2班〕 ・都市局住宅・建築室長 〔担当:活動第3班〕</p>	<p>統括班 ◎ 都市総務課 情報対策班 ○ 住宅課 情報対策班 都市総務課 活動第1班 ○ 道路総務課 活動第1班 道路整備課 活動第1班 交通安全課 活動第2班 ○ 農業振興課 活動第2班 豊かな海づくり課 活動第3班 ○ 開発審査課 活動第3班 建築安全課 活動第3班 営繕課 活動第3班 公園・海岸課 活動第3班 区画整理課</p>
<p>上下水道部 部長 ・公営企業管理者 副部長 ・上下水道局下水道部長</p>	<p>統括班 ◎ 総務課 統括班 水道経営課 統括班 下水道経営課 統括班 営業課 給水班 ○ 水道工務課 給水班 水道維持保全課 給水班 浄水課 下水道班 ○ 下水道整備課 下水道班 下水道管理課 下水道班 下水道施設課</p>
<p>支援部 部長 ・市民生活局長 〔担当:地域統括班・供給班・物資受入班〕 副部長 ・市民生活局市民協働推進室長 ・市民生活局市民センター室長 〔担当:地域統括班〕 ・市民生活局市民生活室長 〔担当:供給班・物資受入班〕</p>	<p>地域統括班 ◎ コミュニティ・生涯学習課 地域統括班 ○ あかし総合窓口 地域統括班 大久保市民センター 地域統括班 魚住市民センター 地域統括班 二見市民センター 供給班 市民課 供給班 ○ 人権推進課 供給班 インクルーシブ推進課 供給班 長寿医療課 物資受入班 ○ 国民健康保険課</p>
<p>医療部 部長 ・福祉局あかし保健所長 副部長 ・福祉局保健部長</p>	<p>救護対策班 ◎ あかし保健所保健総務課 救護対策班 あかし保健所保健予防課 救護対策班 あかし保健所健康推進課 救護対策班 あかし保健所相談支援課 救護対策班 あかし保健所生活衛生課</p>
<p>環境部 部長 ・環境産業局長 副部長 ・環境産業局環境部長</p>	<p>災害廃棄物対策班 ◎ 環境総務課 災害廃棄物対策班 環境創造課 災害廃棄物対策班 環境保全課 ごみ処理班 産業廃棄物対策課 ごみ処理班 ○ 資源循環課 ごみ処理班 新ごみ処理施設建設課 ごみ処理班 収集事業課 斎場班 環境総務課 動物対策班 あかし動物センター</p>

◎は、各部の庶務担当班

○は、複数の課に及ぶ班の庶務担当

※ 新型インフルエンザについては、別途定める行動計画に基づき対応するものとする。

4 明石市災害対策本部の事務分掌（風水害等対策）

[各部共通の事務]

- (1) 所属職員の動員連絡に関する事。
- (2) 災害対策事務に係る部内の連絡調整に関する事。
- (3) 各所管施設等の防災活動、応急復旧等に関する事。
- (4) 分掌事務に係る被害状況及び災害対策実施状況の収集、報告等に関する事。
- (5) 分掌事務に係る人員及び物資の輸送に関する事。
- (6) 民間団体及び市民の協力要請に関する事。
- (7) 他部及び他班への応援、協力等に関する事。

各局部室課（かい）は、平常時及び災害時における災害対策本部設置前においても、本表に定める事務を担当するものとする。

◎は、各部の庶務担当班

○は、複数の課に及ぶ班の庶務担当

部 (担当部長等)	班 (担当課等)	分 掌 事 務
災害対策本部事務局 (総合安全対策室) 事務局長 総合安全対策部長	調整第1班～2班 ○ (会計室) (財務室工事検査担当) (議会局総務課) (議会局議事課) (監査事務局) (選挙管理委員会事務局) ○ (商工政策課) (天文科学館) (農業委員会事務局)	①災害対策本部の設置、閉鎖等に関する事。 ②防災指令その他命令伝達等に関する事。 ③本部会議の開催に関する事。 ④防災関係機関との連絡調整に関する事。 ⑤職員への情報伝達に関する事。 ⑥自衛隊派遣要請に関する事。 ⑦災害活動期に応じた他班・他部への協力に関する事。

部 (担当部長等)	班 (担当課等)	分 掌 事 務
総 務 部 部長 総務局長 副部長 総務局総務管理室長 庶務班担当 情報整理班担当 総務局職員室長 職員班担当	庶務班 ◎ (総務課)	①災害対策本部への協力に関する事 ②災害救助法の適用申請等に関する事 ③その他、他の部・班の所管に属さない事
	情報整理班 ○ (情報管理課) (デジタル推進課)	①災害情報の整理、記録等に関する事 ②災害活動に関する情報処理に関する事
	職員班 ○ (職員室職員担当) (職員室給与・厚生担当) (職員室人材開発担当)	①災害応急対策要員用の食糧・物資の調達・配付に関する事 ②職員の安否確認、及び参集状況の把握に関する事 ③職員配備状況の把握、調整、派遣等に関する事 ④県・他市町等との相互応援及び応援職員の受入れ並びに配備に関する事 ⑤公務災害の認定に関する事
広 報 部 部長 政策局長 副部長 政策局広報部長	秘書班 (市長室)	①災害視察者、見舞者等の応接に関する事 ②被災者の慰問等に関する事 ③防災功労者のほう彰等に関する事 ④秘書に関する事
	広報班 ◎ (広報課) (シティセールス課) (SDGs 共創室) (市民相談室) (プロジェクト推進室)	①報道機関との連絡、調整等に関する事 ②災害広報活動、広聴等に関する事 ③関係機関、市民等に対する災害情報の伝達に関する事 ④被災者相談センターの開設に関する事

部 (担当部長等)	班 (担当課等)	分掌事務
調査部 部長 総務局財務部長 副部長 総務局財務室管財担当課長 庁舎管理班担当 財務班担当 総務局税務室長 調査班担当	庁舎管理班 (財務室管財担当)	①災害対策本部にかかる電源及び通信設備等の確保に関すること。 ②庁舎施設等の安全確認、防護措置及び復旧に関すること。 ③帰宅困難職員への休憩室等の確保に関すること。 ④共用自動車の配車調整に関すること。
	財務班 ◎ (財務室財務担当) (財務室契約担当)	①災害予算の編成、執行計画等の策定に関すること。 ②災害対策用物資(食糧を除く。)の調達、検収等に関すること。
	調査班 ○ (税制課) (市民税課) (資産税課) (納税課)	①家屋の被害状況調査に関すること。 ②罹災証明書の発行に関すること。
消防活動部 部長 消防局長 副部長 消防局次長(警防担当) 消防統括班担当 指令統制班担当 消防局次長(消防担当) 庶務班担当 情報収集伝達班担当 方面隊活動班担当 消防署長 活動班担当	(共通)	①被害状況の収集、報告に関すること。 ②避難情報に基づく誘導等に関すること。
	庶務班 (総務課)	①各班の連絡調整に関すること。 ②資機材等の緊急調達に関すること。 ③その他、他班の所管に属さないこと。
	消防統括班 ◎ (警防課)	①災害活動方針の決定及び指揮支援に関すること。 ②関係機関との連絡調整に関すること。 ③警防力の補強又は援助に関すること。 ④災害対策本部への職員派遣に関すること。 ⑤車両・資機材等の調達に関すること。
	指令統制班 (情報指令課)	①災害通報への対応に関すること。 ②防災指令に関すること。 ③消防通信の運用に関すること。 ④情報支援に関すること。 ⑤関係機関との連絡調整に関すること。 ⑥災害情報の収集に関すること。 ⑦気象予報警報に関すること。
	情報収集伝達班 (予防課)	①災害情報の収集、伝達、報告及び記録に関すること。 ②災害現場広報に関すること。 ③職員派遣に関すること。
	活動班 (消防署)	①防災活動に関すること。 ②被災者の捜索、救出、保護等に関すること。
	方面隊活動班 (消防団)	①各方面の防災活動に関すること。 ②各方面の被災者の捜索、救出、保護等に関すること。 ③要配慮者等の支援活動に関すること。

部 (担当部長等)	班 (担当課等)	分 掌 事 務
<p>援 護 部</p> <p>部長 福祉局長 要配慮者対策班担当 こども局長 援護班担当</p> <p>副部長 福祉局高齢者総合支援部長 要配慮者対策班担当 こども局子育て支援部長 援護班担当</p>	<p>要配慮者対策班</p> <p>◎ (福祉総務課) (共生社会推進課) (福祉施設支援課) (生活福祉課) (障害福祉課) (発達支援課) (臨時特別給付金担当) (高齢者総合支援室) (こども育成室) (明石こどもセンター総務担当) (明石こどもセンター緊急支援担当) (明石こどもセンターこども支援担当) (明石こどもセンターさとおや担当) (明石こどもセンターこども保護担当) (こども健康課)</p>	<p>①要配慮者対策に関すること。 ②社会福祉協議会とボランティアの受入及び動員等の連携に関すること。</p>
	<p>援護班</p> <p>○ (こども政策課) (子育て支援課) (児童福祉課)</p>	<p>①義援金の受け入れ窓口の開設及び広報、義援金の受付等に関すること。 ②法令に基づく弔慰金の支給、援護金の貸付等に関すること。 ③被災者生活再建支援金の支給等に関すること。 ④日本赤十字社の義援金の配分等に関すること。</p>
<p>避 難 部</p> <p>部長 教育局長</p> <p>副部長 教育委員会事務局教育企画室長 市民生活局文化スポーツ室長</p>	<p>避難・教育対策班</p> <p>◎ (総務担当) (学校管理担当) (青少年教育担当) (学校給食課) (学校教育課) (児童生徒支援課) (あかし教育研修センター) (明石商業高等学校事務局) (文化・スポーツ室)</p>	<p>①避難所の開設に関すること。 ②避難所の運営に関すること。 ③災害による炊出しの応援に関すること。 ④学校施設、社会教育施設等の災害対策、応急復旧等に関すること。 ⑤児童生徒の被災状況の調査に関すること。 ⑥応急教育の実施に関すること。 ⑦学校授業再開に向けての諸準備に関すること。</p>

資料編 第2 防災組織関連

部 (担当部長等)	班 (担当課等)	分掌事務
活動部 部長 都市局長 統括班担当 情報対策班担当 活動第2・3班担当 都市局道路部長 活動第1班担当 副部長 都市局都市整備室長 統括班担当 情報対策班担当 都市局道路安全室長 活動第1班担当 環境産業局産業振興部長 兼産業振興室長 活動第2班担当 都市局住宅・建築室長 活動第3班担当	(共通) ①所管する公共施設等の被害状況、災害対策状況、復旧状況等の情報収集、報告に関する事 ②避難情報に基づく誘導等に関する事。	
	統括班 ◎ (都市総務課)	①風水害等に係る災害活動についての総合的な企画、実施に関する事。 ②水防資機材の収受等に関する事。
	情報対策班 ○ (住宅課) (都市総務課)	①情報収集及び対策に関する事。
	活動第1班 ○ (道路総務課) (道路整備課) (交通安全課)	①災害活動全般に関する事。
	活動第2班 ○ (農業振興課) (豊かな海づくり課)	①災害活動全般に関する事。
	活動第3班 ○ (開発審査課) (建築安全課) (営繕課) (公園・海岸課) (区画整理課)	①災害活動全般に関する事。

部 (担当部長等)	班 (担当課等)	分掌事務
上下水道部 部長 公営企業管理者 副部長 上下水道局下水道部長	統括班 ◎ (総務課) (水道経営課) (下水道経営課) (営業課)	①部内の災害活動についての総合的な企画、実施に関すること。
	給水班 ○ (水道工務課) (水道維持保全課) (浄水課)	①給水活動に関すること。 ②水道施設の災害復旧に関すること。
	下水道班 ○ (下水道整備課) (下水道管理課) (下水道施設課)	①災害活動全般に関すること。 (又は、下水道施設の災害復旧に関すること。)
支援部 部長 市民生活局長 地域統括班担当 供給班担当 物資受入班担当 副部長 市民生活局市民協働推進室長 市民生活局市民センター室長 地域統括班担当 市民生活局市民生活室長 供給班担当 物資受入班担当	地域統括班 ◎ (コミュニティ・生涯学習課) ○ (あかし総合窓口) (大久保市民センター) (魚住市民センター) (二見市民センター)	①管内の災害状況、災害対策実施状況等の収集、報告等に関すること。
	供給班 (市民課) (長寿医療課) ○ (人権推進課) (インクルーシブ推進課)	①避難者の食糧・物資の調達・配付に関すること。 ②炊出しの実施、配分等に関すること。
	物資受入班 (国民健康保険課)	①救援・義援物資の受入に関すること。
医療部 部長 福祉局あかし保健所長 副部長 福祉局保健部長	救護対策班 ○ (保健総務課) (保健予防課) (健康推進課) (相談支援課) (生活衛生課)	①救護所の開閉に関すること。 ②医師会、市民病院、その他医療機関等との連携に関すること。 ③感染症対策に関すること。
環境部 部長 環境産業局長 副部長 環境産業局環境部長	災害廃棄物対策班 ◎ (環境総務課) (環境創造課) (環境保全課)	①災害廃棄物の総合的な処理の企画及び実施に関すること。 ②災害時のし尿の収集、処理計画の策定、実施等に関すること。
	ごみ処理班 ○ (資源循環課) (新ごみ処理施設建設課) (収集事業課) (産業廃棄物対策課)	①災害廃棄物の収集、処理計画の策定、実施等に関すること。 ②災害に係る感染症対策活動の支援に関すること。
	斎場班 (環境総務課)	①死体の収容、埋火葬等に関すること。
	動物対策班 (あかし動物センター)	①動物の保護・収容・避難に関すること。

5 明石市災害対策本部人員割当表

(2025年4月1日現在)

課名	連絡	1号	2号	3号	増員	合計
1 総合安全対策室	10	1			4	15
2 会計室		3	1	5	3	12
3 工事検査担当		3	2	1	2	8
4 議会局		5	3	7	3	18
5 監査事務局		2	2	4	2	10
6 選挙管理委員会事務局		3		5		8
7 商工政策課	1	3	4	5	6	19
8 天文科学館	1	2	3	4	5	15
9 農業委員会事務局		1	2	2	1	6
災害対策本部事務局小計	12	23	17	33	26	111
10 総務課	2	8	3		3	16
11 情報管理課	1	7	6	4	3	21
12 デジタル推進課	1	1	1	1	1	5
13 職員室職員担当		8			1	9
14 職員室給与・厚生担当		6	7		4	17
15 職員室人材開発担当		1		1	1	3
総務部小計	4	31	17	6	13	71
16 市長室	1	3	4		1	9
17 広報課	1	3		2	4	10
18 シティセールス課		3	2	2	7	14
19 市民相談室		4	3	4	19	30
20 企画・調整課						
21 市民とつながる課		7	3	7	1	18
22 産官学共創課						
23 プロジェクト推進室		9	4	9	1	23
広報部小計	2	29	16	24	33	104
24 財務室管財担当	1	14	2		3	20
25 財務室財務担当		7	4	3	1	15
26 財務室契約担当		2	1	3	6	12
27 税制課		4	3		5	12
28 市民税課	1	5	5	10	10	31
29 資産税課		6	3	11	7	27
30 納税課		3	4	3	10	20
調査部小計	2	41	22	30	42	137

課名	連絡	1号	2号	3号	増員	合計
31 消防局・消防署		215	46			261
消防団		128	544	309		981
消防活動部小計		343	590	309		1242
32 福祉総務課	1	4	5		2	12
33 共生社会推進課		3	3	4	1	11
34 福祉施設支援課		2	2	7	3	14
35 生活福祉課		11	11	50	24	96
36 障害福祉課	1	3	4	24	23	55
37 臨時特別給付金担当		2	1	2		5
38 発達支援課		4	2	3	5	14
39 高齢者総合支援室	1	12	8	29	52	102
40 こども育成室	1	21	16	130	223	391
41 明石こどもセンター総務担当		2	3	1	1	7
42 明石こどもセンター緊急支援担当		5		4	3	12
43 明石こどもセンターこども支援担当	1	4	2	18	11	36
44 明石こどもセンターさとおや担当		1	1	3	1	6
45 明石こどもセンターこども保護担当	1	4	5	5	10	25
46 こども健康課	1	2	2	19	24	48
47 子育て支援課		2	2	6	10	20
48 児童福祉課	1	3	6	5	16	31
49 こども政策課	1	4	1	1	3	10
援護部小計	9	89	74	311	412	895
50 総務担当（教育）	1	3	4	5	6	19
51 学校管理担当		4		2	4	10
52 青少年教育担当		1	3	3	8	15
53 学校教育課	1	2	5	14	7	29
54 学校給食課		4	2	6	12	24
55 児童生徒支援課	1	1	3	15	2	22
56 あかし教育研修センター		3	4	3	14	24
57 明石商業高等学校事務局		2	5		4	11
58 文化・スポーツ室	1	5	2	3	28	39
避難部小計	4	25	28	51	85	193

課名		連絡	1号	2号	3号	増員	合計
59	都市総務課	2	10			5	17
60	道路総務課	2	9			5	16
61	道路整備課	2	27			12	41
62	交通安全課	1	24			15	40
63	農業振興課	1	19			5	25
64	豊かな海づくり課						
65	開発審査課		6			6	12
66	建築安全課	1	10			3	14
67	営繕課	1	23				24
68	公園・海岸課	1	40			13	54
69	区画整理課		6			3	9
70	住宅課		6			3	9
活動部小計		11	180			70	261
71	総務課	1	4	3		1	9
72	水道経営課		2	2		5	9
73	下水道経営課	1	14			9	24
74	営業課		31			4	35
75	水道工務課	1	14			9	24
76	水道維持保全課	1	6	1	1	4	13
77	浄水課		6	8	2	1	17
78	下水道整備課		7			7	14
79	下水道管理課		12			2	14
80	下水道施設課		33			3	36
水道部小計		4	129	14	3	45	195

課名		連絡	1号	2号	3号	増員	合計
81	コミュニティ・生涯学習課	2	7	7	17	8	41
82	あかし総合窓口	2	2	3	3	20	30
83	大久保市民センター	2	4	1	2	16	25
84	魚住市民センター		3	5		13	21
85	二見市民センター	2	3	1		11	17
86	市民課	1	6	6	11	37	61
87	人権推進課	1	3	3	8	2	17
88	インクルーシブ推進課		5	8	3	3	19
89	長寿医療課		3	4	2	9	18
90	国民健康保険課	1	2	15	12	27	57
支援部小計		11	38	53	58	146	306
91	あかし保健所保健総務課		6	5	3	5	19
92	あかし保健所保健予防課		3	1	10	12	26
93	あかし保健所健康推進課		3	4	6	7	20
94	あかし保健所相談支援課		2	4	15	6	27
95	あかし保健所生活衛生課	1	2	3	8	2	16
医療部小計		1	16	17	42	32	108
96	環境総務課		3	2		2	7
97	環境創造課		1	3	4	1	9
98	環境保全課		3	3	3	5	14
99	産業廃棄物対策課		1	1	3	2	7
100	資源循環課	1	7	8	12	9	37
101	新ごみ施設建設課		4	1	1	1	
102	収集事業課	1	3	6	41	2	53
103	あかし動物センター	1	2	2	1	2	8
環境部小計		3	24	26	65	24	142
合計		63	968	874	932	928	3,765

6 明石市防災会議委員名簿

(2025年8月1日現在)

	機関名	職名	氏名	区分
会長	明石市	市長	丸谷 聡子	(条例第3条第2項)
副会長	明石市	副市長	佐野 洋子	(条例第3条第3項)
副会長	明石市	副市長	永野 潔	
委員	近畿地方整備局姫路河川国道事務所	所長	富本 和也	指定地方行政機関の職員 (条例第3条第4項第1号)
〃	近畿地方整備局兵庫国道事務所	所長	南 和之	
〃	神戸海上保安部	部長	松村 謙一	
〃	兵庫県東播磨県民局	局長	野北 浩三	兵庫県知事の部内の職員 (条例第3条第4項第2号)
〃	兵庫県北播磨県民局加東農林振興事務所 加古川流域土地改良事務所	所長	佐藤 彰浩	
〃	兵庫県明石警察署	署長	植村 琢也	兵庫県警察の警察官 (条例第3条第4項第3号)
〃	明石市	危機管理監	仲川 剛	明石市職員 (条例第3条第4項第4号)
〃	明石市	公営企業管理者	東 俊夫	
〃	明石市	市民生活局長	吉野 恭子	
〃	明石市	理事(こども育成担当)兼局長	高橋 啓介	
〃	明石市	こども局子育て支援部長	春田 幸子	
〃	明石市	福祉局長	多田 宏明	
〃	明石市	都市局長	藤田 大介	
〃	明石市教育委員会	教育長	福本 悟	(条例第3条第4項第5号)
〃	明石市消防局	消防局長(消防長)	上田 貴弘	(条例第3条第4項第6号)
〃	明石市消防団	団長	藤田 次男	
〃	西日本旅客鉄道株式会社西明石統括駅	統括駅長	大和 幸也	指定公共機関等の職員 (条例第3条第4項第7号)
〃	NTT西日本株式会社兵庫支店	設備部災害対策室次長	東 充男	
〃	関西電力送配電株式会社 神戸本部明石配電営業所	所長	習田 洋	
〃	日本通運株式会社 神戸支店加古川ロジスティクスセンター	センター長	佐伯 誠義	
〃	大阪ガスネットワーク株式会社 兵庫事業部	総務チームマネージャー	藤田 盟人	
〃	陸上自衛隊中部方面特科連隊第1大隊	第3中隊長	明石 猛	市長が必要と認める者 (条例第3条第4項第8号)
〃	一般社団法人明石市医師会	会長	鈴木 光太郎	
〃	地方独立行政法人明石市立市民病院	院長	久津見 弘	
〃	明石市ボランティア連絡会	会長	三宅 由香	
〃	兵庫県立大学地域ケア開発研究所	教授(所長特別補佐)	増野 園恵	
〃	明石市障害当事者等団体連絡協議会	会長	四方 成之	
〃	明石市社会福祉協議会	常務理事兼事務局長	日高 美幸	

7 関係機関連絡先一覧表

(1) 明石市関係

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
明石市役所	明石市中崎1丁目5-1	912-1111 (代)
大久保市民センター	〃 大久保町大窪 612-1	918-5620
魚住市民センター	〃 魚住町西岡 500-1	918-5630
二見市民センター	〃 二見町東二見 457-1	918-5640
明石市水道局	〃 中崎1丁目5-1	918-5064 912-1111 (代)
明石市消防局	〃 藤江 924-8	921-0119
地方独立行政法人明石市立市民病院	〃 鷹匠町 1-33	912-2323
あかし保健所	〃 大久保町ゆりのき通1丁目4-7	918-5414(総務)

(2) 兵庫県関係

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
兵庫県庁	神戸市中央区下山手通5丁目10-1	362-9988 341-7711 (代)
兵庫県東播磨県民局	加古川市加古川町寺家町天神木 97-1	079-421-9016 079-421-1101 (代)
兵庫県警察本部	神戸市中央区下山手通5丁目4-1	341-7441 (代)
明石警察署	明石市田町2丁目10-10	922-0110 (代)
兵庫県加古川土木事務所	加古川市加古川町寺家町天神木 97-1	079-421-1101 (代)
兵庫県北播磨県民局加東農林振興事務所 加古川流域土地改良事務所	三木市宿原寺ノ前 70	0794-82-0520

(3) 地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
近畿地方整備局 姫路河川国道事務所	姫路市北条 1-250	079-282-8211
〃 兵庫国道事務所	神戸市中央区波止場町 3-11	334-1600 (代)
神戸海上保安部 (警備救難課)	神戸市中央区波止場町 1-1	331-6742
大阪管区气象台 (天気相談所)	大阪市中央区大手前 4-1-76	06-6949-1300

(4) 公共機関等

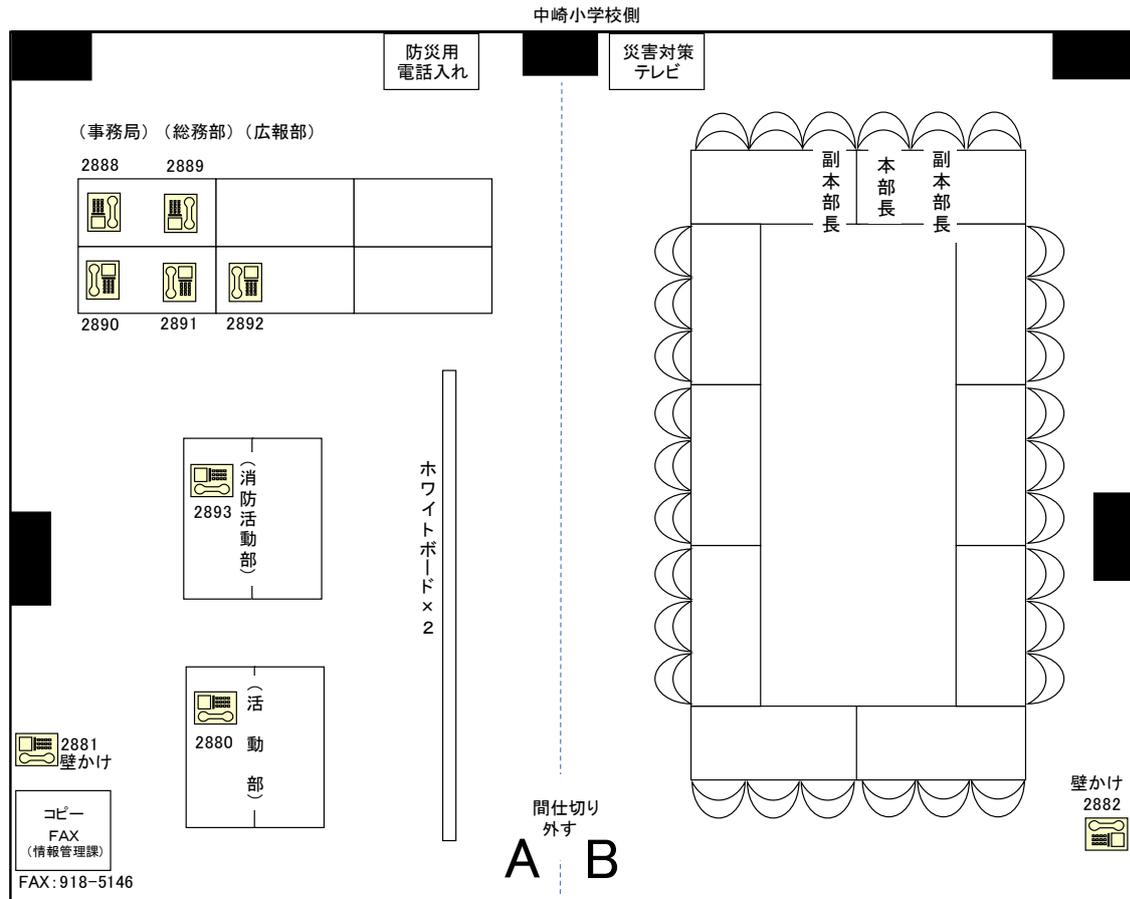
機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
西日本旅客鉄道(株) 西明石駅	明石市小久保2丁目7-20	928-2831
山陽電気鉄道(株) 営業所	〃 大明石町1丁目4-1	913-2853
神姫バス(株) 明石営業所	神戸市西区南別府2丁目1-2	975-0001 (代)
淡路ジェノバライン(株) 明石営業所	明石市本町2丁目10-1	918-2411 (代)
日本通運(株) 加古川支店	加古川市平岡町高畑字辻ケ内320-1	079-422-5851
NTT西日本(株) 兵庫支店	神戸市中央区海岸通11番	393-9440
関西電力送配電(株)神戸本部 明石配電営業所	明石市東仲ノ町2-14	0800-777-3081
大阪ガスネットワーク株式会社 兵庫事業部	神戸市中央区港島中町4丁目5-3	303-8600
陸上自衛隊中部方面特科連隊	姫路市峰南町1-70	079-222-4001
一般社団法人明石市医師会	明石市大久保町八木743-33	920-8739
神戸新聞社 明石総局	〃 相生町2丁目10-24	912-4343
朝日新聞社 神戸総局	神戸市中央区浪花町60	331-4144
読売新聞社 神戸総局	〃 中央区栄町通1丁目2-10	333-5115
毎日新聞社 神戸支局	〃 中央区栄町通4丁目3-5	371-3221
産経新聞社 神戸総局	〃 中央区多聞通4丁目1-5	351-1771
時事通信 神戸総局	〃 中央区栄町通4丁目3-5	362-5606
NHK 神戸放送局	〃 中央区中山手通2丁目24-7	252-5100
ラジオ関西	〃 中央区東川崎町1丁目5-7	362-7380
サンテレビ 報道部	〃 中央区港島中町6丁目9-1	303-3168
明石ケーブルテレビ	明石市本町2丁目1-1 インティ明石5F	911-7000

8 各課等車両保有台数一覧表

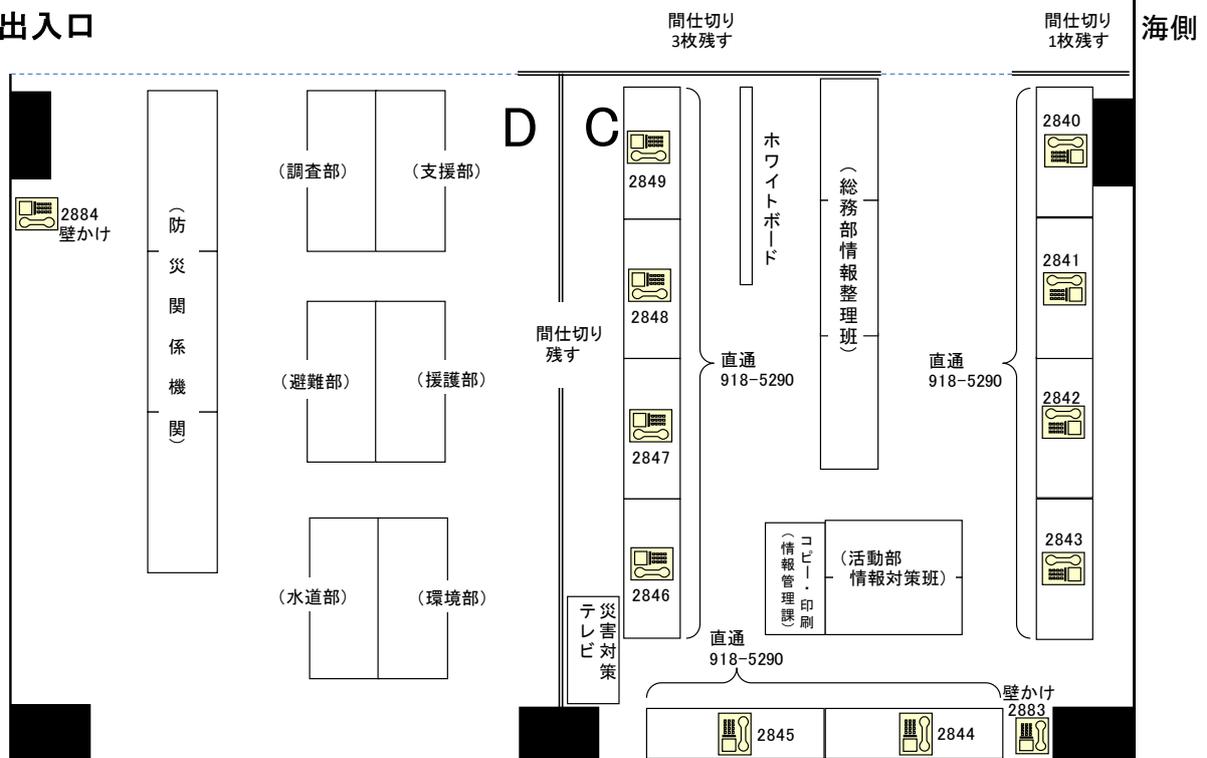
(2025年4月1日現在)

課名	原付	軽自動車	軽自動車以外				計	
			乗用車	貨物車		特種自動車		特種自動車内訳 (一部、特殊車両を含む)
				ライトバン等	トラック・ダンプ			
財務室管財担当における一元管理対象車両								
総合安全対策室		2					2	
財務室管財担当		47	7			3	マイクロバス:2 14人乗:1	57
市民相談室			1					1
コミュニティ・生涯学習課		1						1
スポーツ振興担当				1				1
天文科学館		1						1
3市民センター		3						3
福祉総務課				1				1
生活福祉課		4						4
発達支援課		1						1
高齢者総合支援室	7	8						15
子育て支援課		1						1
こども健康課		2						2
区画整理課		2						2
道路総務課		1						1
道路整備課		4	3					7
海岸・治水課			1					1
交通安全課		1		1	4			6
市立明石商業高等学校事務局		1				2	スポーツトラック:1 スポーツレキ:1	3
一元管理対象車両計	7	80	9	3	4	6		109
各課管理車両								
環境総務課		10	1			2	霊柩車:2	13
環境保全課		40						40
資源循環課		5		2	5	9	散水車:1 塵芥車:6 糞尿車:1 ショベルローダー:1	21
収集事業課		2		1	8	21	塵芥車:21 薬剤散布車:1	32
あかし動物センター		2		1				3
あかし保健所		12	1			1	防疫車:1	14
明石こどもセンター		5	1					6
公園・海岸課	1	11		1	5	8	塵芥車:6 高所作業車:1 ミニショベル:1	26
下水道経営課		5	1					6
下水道施設課		10			2	1	道路維持作業車:1	13
下水道整備課		1						1
下水道管理課		3						3
上下水道局(水道事業)		22	1		1	2	給水車:2	26
消防局・署・団		2	3	1		89	消防車:79 救急車:10	95
学校給食課		5						5
学校教育課						12	福祉車両:9 14人乗:3	12
各課管理車両計	1	100	8	5	21	134		269
合計	8	180	17	8	25	140		378

9 明石市災害対策本部配置図



出入口



※固定電話の他、PHSを使用する(水防用5510~5514、本部用5515~5519)
 ※各机・電話の前には、適宜いすを配置する

第3 防災施設関連資料

1 防災行政無線（同報系）

親局	1基（消防庁舎）
遠隔装置	1基（本庁舎）
屋外拡声子局（公共）	62か所（小・中学校、市出先機関など）
戸別受信機	249か所（避難所、市出先機関など）

2 明石市デジタル簡易無線機通信網（※非常通信）

システム概要	●周波数は467 MHz帯 (65チャンネル)
ネットワークシステム：東部配水場・中部配水場・西部配水場を中継システム無線装置で接続 固定型：12基（内5基はネットワーク構成機器） 携帯型：138基	

※非常通信

（地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないとき又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信に限る）

3 防災行政無線 屋外拡声子局設置場所

No.	設置場所	ID	No.	設置場所	ID
1	市役所本庁舎	1001	32	野々池中学校	1032
2	魚住市民センター	1002	33	望海中学校	1033
3	二見市民センター	1003	34	大久保中学校	1034
4	総合福祉センター	1004	35	大久保北中学校	1035
5	鳥羽厚生館	1005	36	江井島中学校	1036
6	弁財天厚生館	1006	37	高丘中学校	1037
7	松陰厚生館	1007	38	魚住中学校	1038
8	西大窪厚生館	1008	39	魚住東中学校	1039
9	西八木厚生館	1009	40	二見中学校	1040
10	美里厚生館	1010	41	衣川コミュニティ・センター	1041
11	上西厚生館	1011	42	林コミュニティ・センター	1042
12	あさぎり福祉センター	1012	43	高丘西小学校	1043
13	朝霧小学校	1013	44	少年自然の家	1044
14	人丸小学校	1014	45	大蔵海岸（西）	1045
15	明石小学校	1015	46	大蔵海岸（東）	1046
16	大観小学校	1016	47	林崎漁港	1047
17	王子小学校	1017	48	西部市民会館	1048
18	貴崎小学校	1018	49	林ポンプ場	1049
19	和坂小学校	1019	50	松江海岸	1050
20	藤江小学校	1020	51	西島海岸	1051
21	谷八木小学校	1021	52	魚住漁港	1052
22	江井島小学校	1022	53	藤江カイツカ公園	1053
23	大久保小学校	1023	54	西岡海岸	1054
24	山手小学校	1024	55	川端公園	1055
25	錦浦小学校	1025	56	市営東二見住宅	1056
26	清水小学校	1026	57	山手台1号公園	1057
27	錦が丘小学校	1027	58	西脇公園	1058
28	二見北小学校	1028	59	あかし保健所	1059
29	朝霧中学校	1029	60	甲池公園	1060
30	錦城中学校	1030	61	材木町公園	1061
31	大蔵中学校	1031	62	二見港	1501

4 防災行政無線 戸別受信機設置場所(1)

No.	設置場所	ID	アンパ 接続	No.	設置場所	ID	アンパ 接続
1	本庁舎・広報課	10102		32	大久保市民センター	10135	
2	本庁舎・コミュニティ・生涯学習課	10107		33	魚住市民センター	10136	
3	本庁舎・市長室	10101		34	二見市民センター	10137	
4	本庁舎・総務課	10104		35	鳥羽厚生館	10142	
5	本庁舎・総合安全対策室	10103		36	弁財天厚生館	10143	
6	本庁舎・総合安全対策室	10162		37	松陰厚生館	10144	
7	本庁舎・財務室管財担当	10105		38	西大窪厚生館	10145	
8	西庁舎・税制課	10106		39	西八木厚生館	10146	
9	本庁舎・道路総務課	10116		40	美里厚生館	10147	
10	本庁舎・交通安全課	10117		41	上西厚生館	10148	
11	本庁舎・福祉総務課	10111		42	あさぎり福祉センター	10153	
12	大久保浄化センター・下水道総務課	10119		43	朝霧コミュニティ・センター	10218	
13	本庁舎・住宅課	10118		44	大蔵コミュニティ・センター	10219	
14	本庁舎・都市総務課	10115		45	錦城コミュニティ・センター	10220	
15	分庁舎・教育委員会事務局(総務担当)	10121		46	衣川コミュニティ・センター	10229	
16	分庁舎・水道局(総務担当)	10120		47	望海コミュニティ・センター	10221	
17	議会棟・市議会事務局	10122		48	野々池コミュニティ・センター	10222	
18	北庁舎(旧保健センター)	10112		49	大久保コミュニティ・センター	10230	
19	収集事業課	10109		50	大久保北コミュニティ・センター	10223	
20	資源循環課	10108		51	高丘コミュニティ・センター	10224	
21	市民病院	10124		52	江井島コミュニティ・センター	10225	
22	消防局(消防局総務課)	10123		53	魚住東コミュニティ・センター	10226	
23	生涯学習センター(アスパ)	10125		54	魚住コミュニティ・センター	10227	
24	総合安全対策室	10126		55	二見コミュニティ・センター	10228	
25	天文科学館	10127		56	朝霧小学校コミュニティ・センター	10201	
26	文化博物館	10128		57	人丸小学校コミュニティ・センター	10202	
27	卸売市場	10129		58	中崎小学校コミュニティ・センター	10203	
28	総合福祉センター	10130		59	明石小学校コミュニティ・センター	10204	
29	ふれあいプラザあかし西	10131		60	大観小学校コミュニティ・センター	10205	
30	少年自然の家	10132		61	王子小学校コミュニティ・センター	10206	
31	勤労福祉会館	10133		62	林コミュニティ・センター	10231	

4 防災行政無線 戸別受信機設置場所(2)

No.	設置場所	ID	アンブ° 接続	No.	設置場所	ID	アンブ° 接続
63	花園小学校コミュニティ・センター	10207		94	高丘東小学校	10252	
64	貴崎小学校コミュニティ・センター	10208		95	高丘西小学校	10253	
65	藤江小学校コミュニティ・センター	10209		96	江井島小学校	10254	
66	和坂小学校コミュニティ・センター	10210		97	錦が丘小学校	10255	
67	大久保小学校コミュニティ・センター	10211		98	魚住小学校	10256	
68	山手小学校コミュニティ・センター	10212		99	錦浦小学校	10257	
69	谷八木小学校コミュニティ・センター	10213		100	清水小学校	10258	
70	錦が丘小学校コミュニティ・センター	10214		101	二見小学校	10259	
71	錦浦小学校コミュニティ・センター	10215		102	二見北小学校	10260	
72	清水小学校コミュニティ・センター	10216		103	二見西小学校	10261	
73	二見北小学校コミュニティ・センター	10217		104	朝霧中学校	10262	
74	高丘コミュニティ・センター中央集会所	10232		105	大蔵中学校	10263	
75	西部文化会館	10233		106	錦城中学校	10264	
76	松が丘小学校	10234		107	衣川中学校	10265	
77	朝霧小学校	10235		108	望海中学校	10266	
78	人丸小学校	10236		109	野々池中学校	10267	
79	中崎小学校	10237		110	大久保中学校	10268	
80	明石小学校	10238		111	大久保北中学校	10269	
81	大観小学校	10239		112	高丘中学校	10270	
82	王子小学校	10240		113	江井島中学校	10271	
83	林小学校	10241		114	魚住東中学校	10272	
84	貴崎小学校	10242		115	魚住中学校	10273	
85	花園小学校	10243		116	二見中学校	10274	
86	藤江小学校	10244		117	明石養護学校	10275	
87	和坂小学校	10245		118	明石商業高校	10276	
88	鳥羽小学校	10246		119	明石高等学校	10277	
89	沢池小学校	10247		120	明石南高等学校	10278	
90	大久保小学校	10248		121	明石北高等学校	10279	
91	大久保南小学校	10249		122	明石城西高等学校	10280	
92	谷八木小学校	10250		123	明石清水高等学校	10281	
93	山手小学校	10251		124	明石西高等学校	10282	

4 防災行政無線 戸別受信機設置場所(3)

No.	設置場所	ID	アンパ 接続	No.	設置場所	ID	アンパ 接続
125	明石工業高等専門学校	10283		156	わかば保育園	10331	
126	松が丘保育所	10301		157	わかば保育園松陰分園	10332	
127	明南保育所	10302		158	金ヶ崎北保育園	10333	
128	王子保育所	10303		159	魚住保育園駅前分園	10334	
129	鳥羽保育所	10304		160	明石恵泉保育園	10335	
130	松陰保育所	10305		161	なすみ保育所	10336	
131	高丘保育所	10306		162	第二恵泉保育園	10337	
132	八木保育所	10307		163	ドリームキューピット保育園	10338	
133	江井島保育所	10308		164	福里保育園	10339	
134	中尾保育所	10309		165	野の花こども園	10340	
135	土山保育所	10310		166	リトルキューピット保育園	10341	
136	二見こども園	10311		167	ハンプティダンブティ保育園	10342	
137	福田保育園分園	10312		168	たんぼぼ工房	10149	
138	えいの里保育園	10313		169	ひまわり工房	10150	
139	明舞保育園	10314		170	ゆりかご園	10151	
140	稲爪保育園	10315		171	朝霧会館	10401	○
141	太寺保育園	10316		172	朝霧町2丁目公園	10402	○
142	長寿院保育園	10317		173	東人丸会館	10403	
143	浄行寺愛児園	10318		174	太寺会館	10404	
144	明光保育園	10319		175	ユニハイツ朝霧自治会	10405	○
145	林神社保育園	10320		176	大蔵会館	10406	○
146	和坂こども園	10321		177	マリnpレス明石自治会	10408	○
147	和坂こども園駅前分園	10322		178	明石アーバンライフ自治会	10409	○
148	ゆたか保育園	10323		179	相生会館	10410	
149	西明石愛児園	10324		180	ふれあい会館	10411	
150	藤江保育所	10325		181	親和会館	10412	
151	さわの保育園	10326		182	当津会館	10413	
152	まどかこども園	10327		183	王子公民館	10414	
153	大久保保育園	10328		184	リバーサイドパレス明石自治会	10415	○
154	福田保育園	10329		185	大道町公民館	10416	○
155	山手台保育所	10330		186	船上中央会館	10417	

4 防災行政無線 戸別受信機設置場所(4)

No.	設置場所	ID	アンテナ接続	No.	設置場所	ID	アンテナ接続
187	船上南会館	10418		218	大歳自治会館	10452	○
188	明石ダイヤハイツ自治会	10420	○	219	柳井会館	10453	
189	立石会館	10421		220	金ヶ崎文化センター	10454	○
190	貴崎会館	10422		221	長坂寺会館	10455	○
191	東松江公会堂	10423	○	222	清水新田公民館	10457	
192	和坂公民館	10424		223	中尾会館	10458	○
193	西明石町公民館	10425		224	中尾北公民館	10459	
194	西明石南町公民館	10426		225	西岡会館	10460	
195	花園会館	10427		226	西岡小林自治会館	10461	○
196	西明石北町公民館	10428	○	227	住吉4丁目公民館	10462	○
197	旭が丘自治会	10429	○	228	山川公民館	10463	○
198	鳥羽野々上会館	10430	○	229	福里公民館	10464	○
199	別所公民館	10431	○	230	西之町公民館	10465	○
200	東藤江公民館	10432	○	231	西二見公民館	10466	
201	藤が丘公民館	10433	○	232	岡の上公民館	10467	○
202	藤江会館	10434		233	サンハイツ土山自治会	10468	○
203	若林公民館	10435		234	土山駅前スカイハイツ自治会	10469	○
204	今崎野公民館	10436		235	明石ケーブルテレビ	10152	
205	森田会館	10437	○	236	市民生活局(あかし動物センター)	10110	
206	松陰新田公民館	10438		237	明石子どもセンター	10113	
207	松陰会館	10439	○	238	あかし保健所・福祉局(保健総務課)	10114	
208	中ノ番会館	10440	○	239	あかし総合窓口(ハピネスあかし)	10138	
209	大窪会館	10441	○	240	あかし子ども広場(ハピネスあかし)	10139	
210	山の下公民館	10442	○	241	あかし市民図書館(ハピネスあかし)	10140	
211	西脇会館	10444	○	242	あかし市民広場(ハピネスあかし)	10141	
212	大久保第2県住自治会	10445	○	243	1階 防災センター(ハピネスあかし)	10154	
213	大久保南団地集会所	10446	○	244	西新町1丁目東町内会	10470	○
214	谷八木公民館	10447	○	245	八幡自治会	10471	○
215	八木会館	10448	○	246	サバービアシティ22	10472	○
216	東江井自治会安心コミュニティプラザ	10449	○	247	東二見漁業協同組合	10473	○
217	西島公会堂	10450	○	248	明南町自治会集会所	10474	○
				249	人丸会館	10475	

5 非常通信（明石市デジタル簡易無線機通信網）（1）

No.	機器種別	設置場所	呼出 I D	No.	機器種別	設置場所	呼出 I D
1-1	固定型(注1)	本庁舎・806 会議室	900	1-34	携帯型	総合安全対策室 (関西電力送配電機神戸本部明石配電営業所)	129
1-2	固定型(注1)	消防局	910	1-35	携帯型	総合安全対策室(大阪ガスネットワーク(株)明石ステーション)	130
1-3	固定型(注1)	アスパア明石(生涯学習センター)	920	1-36	携帯型	総合安全対策室(明石ケーブルテレビ)	131
1-4	固定型	大久保市民センター	902	1-37	携帯型	総合安全対策室(JR 西日本・西明石駅)	132
1-5	固定型	魚住市民センター	903	1-38	携帯型	総合安全対策室(山陽電気鉄道・明石駅)	133
1-6	固定型	二見市民センター	904	1-39	携帯型	総合安全対策室(明石警察署)	134
1-7	携帯型	総合安全対策室	100	1-40	携帯型	総合安全対策室(県あかし街づくり対策室)	135
1-8	携帯型	総合安全対策室	101	1-41	携帯型	総合安全対策室(コープこうべ第6地区活動本部)	136
1-9	携帯型	総合安全対策室	102	1-42	携帯型	広報課	137
1-10	携帯型	総合安全対策室	103	1-43	携帯型	税制課	138
1-11	携帯型	総合安全対策室	104	1-44	携帯型	税制課	139
1-12	携帯型	総合安全対策室	105	1-45	携帯型	税制課	140
1-13	携帯型	総合安全対策室	106	1-46	携帯型	税制課	141
1-14	携帯型	総合安全対策室	107	1-47	携帯型	税制課	142
1-15	携帯型	総合安全対策室	108	1-48	携帯型	パピオスあかし(防災センター)	143
1-16	携帯型	総合安全対策室	109	1-49	携帯型	あかし動物センター	144
1-17	携帯型	総合安全対策室	110	1-50	携帯型	あかし斎場旅立ちの丘	145
1-18	携帯型	総合安全対策室	111	1-51	携帯型	北庁舎(旧保健センター)	146
1-19	携帯型	総合安全対策室	112	1-52	携帯型	環境総務課	147
1-20	携帯型	総合安全対策室	113	1-53	携帯型	収集事業課	148
1-21	携帯型	総合安全対策室	114	1-54	携帯型	資源循環課	149
1-22	携帯型	総合安全対策室	115	1-55	携帯型	道路総務課	150
1-23	携帯型	総合安全対策室	116	1-56	携帯型	道路総務課	151
1-24	携帯型	総合安全対策室	117	1-57	携帯型	道路総務課	152
1-25	携帯型	総合安全対策室	118	1-58	携帯型	道路総務課	153
1-26	携帯型	総合安全対策室	119	1-59	携帯型	道路総務課	154
1-27	携帯型	総合安全対策室	120	1-60	携帯型	道路総務課	155
1-28	携帯型	総合安全対策室	121	1-61	携帯型	道路総務課	156
1-29	携帯型	総合安全対策室	123	1-62	携帯型	道路総務課	157
1-30	携帯型	総合安全対策室	124	1-63	携帯型	道路総務課	158
1-31	携帯型	総合安全対策室	125	1-64	携帯型	道路総務課	159
1-32	携帯型	総合安全対策室	126	1-65	携帯型	船上浄化センター	160
1-33	携帯型	明石こどもセンター	127	1-66	携帯型	大久保浄化センター	161

(注1) 簡易アンテナキット

デジタル簡易無線機	卓上型電源装置	空中線
空中線仮設ポール	同軸ケーブル	収納ケース

5 非常通信（明石市デジタル簡易無線機通信網）（2）

No.	機器種別	設置場所	呼出 I D	No.	機器種別	設置場所	呼出 I D
1-67	携帯型	朝霧浄化センター	162	2-1	固定型	分庁舎・教育委員会事務局 (総務課)	901
1-68	携帯型	二見浄化センター	163	2-2	携帯型	松が丘小学校	200
1-69	携帯型	ふれあいプラザあかし西	165	2-3	携帯型	朝霧小学校	201
1-70	携帯型	水道局（総務担当）	166	2-4	携帯型	人丸小学校	202
1-71	携帯型	消防局	167	2-5	携帯型	中崎小学校	203
1-72	携帯型	消防局	168	2-6	携帯型	明石小学校	204
1-73	携帯型	消防局	169	2-7	携帯型	大観小学校	205
1-74	携帯型	消防局	170	2-8	携帯型	王子小学校	206
1-75	携帯型	消防局	171	2-9	携帯型	貴崎小学校	207
1-76	携帯型	消防局	172	2-10	携帯型	林小学校	208
1-77	携帯型	消防局	173	2-11	携帯型	和坂小学校	209
1-78	携帯型	消防局	174	2-12	携帯型	花園小学校	210
1-79	携帯型	消防局	175	2-13	携帯型	鳥羽小学校	211
1-80	携帯型	消防局	176	2-14	携帯型	沢池小学校	212
1-81	携帯型	総合福祉センター	177	2-15	携帯型	藤江小学校	213
1-82	携帯型	中央体育館	178	2-16	携帯型	大久保小学校	214
1-83	携帯型	西部市民会館	179	2-17	携帯型	大久保南小学校	215
1-84	携帯型	あかし保健所	180	2-18	携帯型	山手小学校	216
				2-19	携帯型	高丘東小学校	217
				2-20	携帯型	高丘西小学校	218
				2-21	携帯型	谷八木小学校	219
				2-22	携帯型	江井島小学校	220
				2-23	携帯型	錦が丘小学校	221
				2-24	携帯型	魚住小学校	222
				2-25	携帯型	清水小学校	223
				2-26	携帯型	錦浦小学校	224
				2-27	携帯型	二見北小学校	225
				2-28	携帯型	二見小学校	226
				2-29	携帯型	二見西小学校	227
				2-30	携帯型	総合安全対策室	228
				2-31	携帯型	朝霧コミュニティ・センター	300
				2-32	携帯型	大蔵コミュニティ・センター	301
				2-33	携帯型	錦城コミュニティ・センター	302
				2-34	携帯型	衣川中学校	303
				2-35	携帯型	望海コミュニティ・センター	304

第4 避難関連資料

1 地域防災公園整備状況（10か所）

地域防災公園	整備施設（機能）	備考
朝霧公園	備蓄倉庫、飲料水兼用耐震性貯水槽	
大蔵海岸公園	備蓄倉庫、飲料水兼用耐震性貯水槽	
明石公園 (県立)	(へりポート)	明石市立市民病院に飲料水兼用耐震性貯水槽設置
望海浜公園	備蓄倉庫、飲料水兼用耐震性貯水槽	
上ヶ池公園	備蓄倉庫、飲料水兼用耐震性貯水槽	消防庁舎に飲料水兼用耐震性貯水槽設置
松江公園	備蓄倉庫、飲料水兼用耐震性貯水槽	
石ヶ谷公園	(へりポート)	中部配水場近接
八木遺跡公園	備蓄倉庫、飲料水兼用耐震性貯水槽	
金ヶ崎公園	備蓄倉庫	西部配水場近接
明石海浜公園	備蓄倉庫、飲料水兼用耐震性貯水槽 (へりポート)	

2 明石市防災センター

位置	藤江 924 番地の 8（消防庁舎に併設）
敷地面積	6,228.20 m ² （消防庁舎全体）
延床面積	1,238.51 m ²
機能	展示・閲覧、講習会の開催、自主防災組織の育成・活動支援
施設内容	展示・体験コーナー、視聴覚室、多目的ホール、防災研修室 等

3 指定緊急避難場所一覧表（市立中学校13か所）

(2025年4月1日現在)

番号	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類								福祉 避難室 の有無	指定 避難所 との 重複	標高 (m)	想定 収容 人数	備考	
				洪水	が け 崩 れ	高 潮	地 震	津 波	大 規 模 火 事	内 水 氾 濫	火 山 現 象						
1	朝霧中学校	大蔵谷奥4-1	918-5845	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	有	有	33.7	14,500 (人/㎡)	
2	大蔵中学校	西朝霧丘4-7	918-5850	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	有	有	47.0	16,500 (人/㎡)	
3	錦城中学校	上ノ丸3丁目1-11	918-5835	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	有	有	24.6	13,000 (人/㎡)	
4	衣川中学校	南王子町7-1	918-5855	○	◎	○	◎	○	◎	○	○	△	有	有	1.9	7,500 (人/㎡)	津波一時避難ビル 1,020(人/㎡)
5	望海中学校	西明石南町1丁目1-33	918-5865	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	有	有	18.2	10,500 (人/㎡)	
6	野々池中学校	沢野1丁目3-1	918-5860	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	有	有	25.9	10,000 (人/㎡)	
7	大久保中学校	大久保町大久保町200	918-5870	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	有	有	18.5	14,000 (人/㎡)	
8	大久保北中学校	大久保町大窪2030	918-5875	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	有	有	25.8	10,000 (人/㎡)	
9	高丘中学校	大久保町高丘5丁目14	918-5880	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	有	有	52.5	10,000 (人/㎡)	
10	江井島中学校	大久保町西島680-5	918-5885	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	有	有	14.4	11,000 (人/㎡)	
11	魚住東中学校	魚住町金ヶ崎1687-14	918-5895	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	有	有	51.2	13,000 (人/㎡)	
12	魚住中学校	魚住町清水364	918-5890	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	有	有	28.3	17,500 (人/㎡)	
13	二見中学校	二見町西二見594	918-5930	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	有	有	12.0	23,000 (人/㎡)	
												人数合計	170,500				

注1:「◎」は、異常な現象の区域外にあり、避難可能であることを示す。

注2:「○」は、一部浸水等の影響が想定されるが、施設上階・公園敷地内などに避難スペースを有するため避難可能であることを示す。
(津波では、浸水想定区域外にあっても、警戒が必要な標高3m以下の地域は一部浸水が想定されるものとして扱う)
(内水氾濫では、既に対応済みの地域であっても、過去に浸水被害があった場合は○とする。)注3:「×」は、施設の一部または全部が異常な区域内に位置しており、その災害においては当該施設・場所が避難不可であることを示す。
(津波では、浸水想定区域外にあっても、警戒が必要な標高3m以下の地域にある公園は、避難不可として扱う)

注4:「斜線」は、当該施設・場所において、その災害自体を対象としていないことを示す。

4 指定緊急避難場所一覧表（市立小学校28か所）

（2025年4月1日現在）

番号	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類								福祉 の有無	指定 避難所 との重複	標高 (m)	想定 収容 人数	備考
				洪水	がけ 崩れ	高潮	地震	津波	大規模 火事	内水 氾濫	火山 現象					
1	松が丘小学校	松が丘3丁目1-1	918-5435	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	51.3	11,000 (人/㎡)	
2	朝霧小学校	朝霧東町1丁目1-40	918-5445	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	16.0	7,500 (人/㎡)	
3	人丸小学校	東人丸町26-29	918-5450	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	31.6	5,500 (人/㎡)	
4	明石小学校	山下町12-21	918-5430	○	◎	○	◎	◎	◎	○	◎	有	有	3.1	5,000 (人/㎡)	
5	中崎小学校	中崎1丁目4-1	918-5455	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	有	有	2.4	8,500 (人/㎡)	津波一時避難ビル 1,200(人/㎡)
6	大観小学校	大観町2丁目8-30	918-5460	○	◎	○	◎	◎	◎	○	◎	有	有	3.4	9,500 (人/㎡)	
7	王子小学校	王子1丁目1-1	918-5465	○	◎	○	◎	◎	◎	○	◎	有	有	4.3	3,500 (人/㎡)	
8	貴崎小学校	貴崎5丁目5-52	918-5685	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	14.0	11,500 (人/㎡)	
9	林小学校	林崎町1丁目8-10	918-5470	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	有	有	2.4	7,000 (人/㎡)	津波一時避難ビル 1,600(人/㎡)
10	和坂小学校	和坂2丁目12-1	918-5480	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	18.7	5,500 (人/㎡)	
11	花園小学校	西明石南町1丁目1-10	918-5680	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	18.2	5,500 (人/㎡)	
12	鳥羽小学校	西明石北町2丁目2-1	918-5475	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	24.5	5,500 (人/㎡)	
13	沢池小学校	明南町3丁目3-1	918-5485	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	24.8	6,500 (人/㎡)	
14	藤江小学校	藤江235	918-5490	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	13.9	4,000 (人/㎡)	
15	大久保小学校	大久保町大久保町430	918-5690	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	10.9	7,500 (人/㎡)	
16	大久保南小学校	大久保町ゆりのき通3丁目1	918-5695	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	17.4	3,500 (人/㎡)	
17	山手小学校	大久保町大窪1600	918-5745	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	25.1	5,500 (人/㎡)	
18	高丘東小学校	大久保町高丘3丁目2	918-5730	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	有	有	50.8	6,500 (人/㎡)	
19	高丘西小学校	大久保町高丘7丁目23	918-5735	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	53.5	6,500 (人/㎡)	
20	谷八木小学校	大久保町谷八木878	918-5750	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	14.8	9,000 (人/㎡)	
21	江井島小学校	大久保町西島252	918-5755	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	有	有	7.9	13,000 (人/㎡)	
22	錦が丘小学校	魚住町錦が丘1丁目17-5	918-5770	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	有	有	37.8	4,500 (人/㎡)	
23	魚住小学校	魚住町清水570	918-5760	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	41.9	4,000 (人/㎡)	
24	清水小学校	魚住町清水1752-2	918-5765	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	26.9	8,500 (人/㎡)	
25	錦浦小学校	魚住町西岡1349	918-5775	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	4.5	7,000 (人/㎡)	
26	二見北小学校	二見町福里274	918-5825	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	有	有	17.0	16,500 (人/㎡)	
27	二見小学校	二見町東二見454	918-5820	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	9.6	7,500 (人/㎡)	
28	二見西小学校	二見町西二見383-34	918-5830	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	14.4	7,500 (人/㎡)	

人数合計 203,000

注1:「◎」は、異常な現象の区域外にあり、避難可能であることを示す。

注2:「○」は、一部浸水等の影響が想定されるが、施設上階・公園敷地内などに避難スペースを有するため避難可能であることを示す。
(津波では、浸水想定区域外にあっても、警戒が必要な標高3m以下の地域は一部浸水が想定されるものとして扱う)

注3:「×」は、施設の一部または全部が異常な区域内に位置しており、その災害においては当該施設・場所が避難不可であることを示す。
(津波では、浸水想定区域外にあっても、警戒が必要な標高3m以下の地域にある公園は、避難不可として扱う)
(内水氾濫では、既に対応済みの地域であっても、過去に浸水被害があった場合は○とする。)

注4:「斜線」は、当該施設・場所において、その災害自体を対象としないことを示す。

5 指定緊急避難場所一覧表（市立小・中学校を除く市の施設、公営施設、地域防災公園等19か所）

（2025年4月1日現在）

番号	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類									福祉避難室 の有無	指定避難所 との重複	標高（m）	想定収容 人数	備考
				洪水	がけ崩れ	高潮	地震	津波	大規模火事	内水氾濫	火山現象						
1	大蔵会館	大蔵中町12-14	912-8483	※	※	※	※	○	※	※			無	2.6	30 (人/㎡)	津波一時避難ビル	
2	勤労福祉会館	相生町2丁目7-12	918-5422					○					有	2.2	1,010 (人/㎡)	津波一時避難ビル	
3	北庁舎(旧保健センター)	相生町2丁目5-15	918-5658					○					無	2.7	710 (人/㎡)	津波一時避難ビル	
4	明石市生涯学習センター	東仲ノ町6-1	916-5600					○					無	2.7	600 (人/㎡)	津波一時避難ビル	
5	神戸地方法務局明石支局	大明石町2丁目4-25	912-5564	※	※	※	※	◎	※	※			無	3.2	30 (人/㎡)	津波一時避難ビル	
6	ふれあいプラザあかし西	二見町東二見1836-1	945-0294					○					有	5.3	196 (人/㎡)	津波一時避難ビル 福祉避難所	
7	ミリオンタウン明石硯町店	硯町3-12-40	925-3100	※	※	※	※	◎	※	※			無	3.2	1,800 (人/㎡)	津波一時避難ビル	
8	神戸地方検察庁明石支部・明石区検察庁	天文町2-2-21	915-1470	※	※	※	※	○	※	※			無	3.1	30 (人/㎡)	津波一時避難ビル	
9	朝霧公園	松が丘5丁目		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			無	50.4	7,900 (人/㎡)	地域防災公園	
10	大蔵海岸公園	大蔵海岸通1丁目及び 大蔵海岸通2丁目	914-7255	○	◎	×	◎	×	◎	◎			無	6.0	39,400 (人/㎡)	地域防災公園	
11	明石公園	明石公園	912-7600	○	◎	○	◎	◎	◎	○			無	13.1	113,900 (人/㎡)	地域防災公園	
12	望海浜公園	船上町		×	◎	×	◎	×	◎	◎			無	3.1	12,400 (人/㎡)	地域防災公園	
13	上ヶ池公園	小久保1丁目	924-6111	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			無	22.0	13,700 (人/㎡)	地域防災公園	
14	松江公園	松江		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			無	10.4	4,300 (人/㎡)	地域防災公園	
15	石ヶ谷公園	大久保町松陰	936-6621	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			無	75.4	44,800 (人/㎡)	地域防災公園	
16	八木遺跡公園	大久保町八木		◎	×	◎	◎	×	◎	◎			無	14.4	5,300 (人/㎡)	地域防災公園	
17	金ヶ崎公園	魚住町金ヶ崎	935-1300	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			無	47.4	12,900 (人/㎡)	地域防災公園	
18	明石海浜公園	二見町南二見	943-0873	◎	◎	×	◎	×	◎	◎			無	3.6	81,800 (人/㎡)	地域防災公園	
19	あかし総合窓口 あかしこども広場	大明石町1丁目6-1	918-5645					○					無	2.6	570 (人/㎡)	津波一時避難ビル	

人数合計 341,376

注1:「◎」は、異常な現象の区域外にあり、避難可能であることを示す。

注2:「○」は、一部浸水等の影響が想定されるが、施設上階・公園敷地内などに避難スペースを有するため避難可能であることを示す。
(津波では、浸水想定区域外にあって、警戒が必要な標高3m以下の地域は一部浸水が想定されるものとして扱う)注3:「×」は、施設の一部または全部が異常な区域内に位置しており、その災害においては当該施設・場所が避難不可であることを示す。
(津波では、浸水想定区域外にあって、警戒が必要な標高3m以下の地域にある公園は、避難不可として扱う)
(内水氾濫では、既に対応済みの地域であっても、過去に浸水被害があった場合は○とする。)

注4:「斜線」は、当該施設・場所において、その災害自体を対象としていないことを示す。

注5:「※」は、市が避難情報を発令した場合に使用することがあることを示す。

6 指定避難所一覧表（市立中学校13か所）

（2025年4月1日現在）

番号	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類								福祉 避難室 の有無	指定 緊急避難 場所との 重複	標高 (m)	福祉 指定 避難所	想定 収容 人数	備考
				洪水	がけ崩れ	高潮	地震	津波	大規模 火事	内水 氾濫	火山 現象						
1	朝霧中学校	大蔵谷奥4-1	918-5845	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	33.7	250 (人/3㎡)		
2	大蔵中学校	西朝霧丘4-7	918-5850	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	47.0	250 (人/3㎡)		
3	錦城中学校	上ノ丸3丁目1-11	918-5835	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	24.6	250 (人/3㎡)		
4	衣川中学校	南王子町7-1	918-5855	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	有	有	1.9	250 (人/3㎡)		
5	望海中学校	西明石南町1丁目1-33	918-5865	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	18.2	250 (人/3㎡)		
6	野々池中学校	沢野1丁目3-1	918-5860	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	25.9	250 (人/3㎡)		
7	大久保中学校	大久保町大久保町200	918-5870	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	18.5	250 (人/3㎡)		
8	大久保北中学校	大久保町大窪2030	918-5875	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	25.8	250 (人/3㎡)		
9	高丘中学校	大久保町高丘5丁目14	918-5880	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	52.5	250 (人/3㎡)		
10	江井島中学校	大久保町西島680-5	918-5885	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	14.4	250 (人/3㎡)		
11	魚住東中学校	魚住町金ヶ崎1687-14	918-5895	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	51.2	250 (人/3㎡)		
12	魚住中学校	魚住町清水364	918-5890	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	28.3	250 (人/3㎡)		
13	二見中学校	二見町西二見594	918-5930	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	12.0	250 (人/3㎡)		
人数合計														3,250			

注1:「◎」は、異常な現象の区域外にあり、避難可能であることを示す。

注2:「○」は、一部浸水等の影響が想定されるが、施設上階・公園敷地内などに避難スペースを有するため避難可能であることを示す。
 (津波では、浸水想定区域外にあっても、警戒が必要な標高3m以下の地域は一部浸水が想定されるものとして扱う)
 (内水氾濫では、既に対応済みの地域であっても、過去に浸水被害があった場合は○とする。)

注3:「斜線」は、当該施設・場所において、その災害自体を対象としていないことを示す。

7 指定避難所一覧表（市立小学校28か所）

(2025年4月1日現在)

番号	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類								福祉避難室 の有無	指定緊急避難 場所との重複	標高（m）	福祉避難所 の指定	想定収容人数	備考
				洪水	がけ崩れ	高潮	地震	津波	大規模火事	内水氾濫	火山現象						
1	松が丘小学校	松が丘3丁目1-1	918-5435	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	51.3	150 (人/3㎡)		
2	朝霧小学校	朝霧東町1丁目1-40	918-5445	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	16.0	150 (人/3㎡)		
3	人丸小学校	東人丸町26-29	918-5450	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	31.6	220 (人/3㎡)		
4	明石小学校	山下町12-21	918-5430	○	◎	○	◎	◎	◎	○	◎	有	有	3.1	150 (人/3㎡)		
5	中崎小学校	中崎1丁目4-1	918-5455	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	有	有	2.4	150 (人/3㎡)		
6	大観小学校	大明石町2丁目8-30	918-5460	○	◎	○	◎	◎	◎	○	◎	有	有	3.4	150 (人/3㎡)		
7	王子小学校	王子1丁目1-1	918-5465	○	◎	○	◎	◎	◎	○	◎	有	有	4.3	150 (人/3㎡)		
8	貴崎小学校	貴崎5丁目5-52	918-5685	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	14.0	150 (人/3㎡)		
9	林小学校	林崎町1丁目8-10	918-5470	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	有	有	2.4	200 (人/3㎡)		
10	和坂小学校	和坂2丁目12-1	918-5480	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	18.7	150 (人/3㎡)		
11	花園小学校	西明石南町1丁目1-10	918-5680	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	18.2	150 (人/3㎡)		
12	鳥羽小学校	西明石北町2丁目2-1	918-5475	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	24.5	150 (人/3㎡)		
13	沢池小学校	明南町3丁目3-1	918-5485	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	24.8	150 (人/3㎡)		
14	藤江小学校	藤江235	918-5490	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	13.9	150 (人/3㎡)		
15	大久保小学校	大久保町大久保町430	918-5690	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	10.9	150 (人/3㎡)		
16	大久保南小学校	大久保町ゆりのき通3丁目1	918-5695	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	17.4	200 (人/3㎡)		
17	山手小学校	大久保町大窪1600	918-5745	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	25.1	150 (人/3㎡)		
18	高丘東小学校	大久保町高丘3丁目2	918-5730	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	有	有	50.8	150 (人/3㎡)		
19	高丘西小学校	大久保町高丘7丁目23	918-5735	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	53.5	150 (人/3㎡)		
20	谷八木小学校	大久保町谷八木878	918-5750	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	14.8	150 (人/3㎡)		
21	江井島小学校	大久保町西島252	918-5755	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	有	有	7.9	150 (人/3㎡)		
22	錦が丘小学校	魚住町錦が丘1丁目17-5	918-5770	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	有	有	37.8	150 (人/3㎡)		
23	魚住小学校	魚住町清水570	918-5760	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	41.9	150 (人/3㎡)		
24	清水小学校	魚住町清水1752-2	918-5765	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	26.9	150 (人/3㎡)		
25	錦浦小学校	魚住町西岡1349	918-5775	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	4.5	150 (人/3㎡)		
26	二見北小学校	二見町福里274	918-5825	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	有	有	17.0	150 (人/3㎡)		
27	二見小学校	二見町東二見454	918-5820	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	9.6	150 (人/3㎡)		
28	二見西小学校	二見町西二見383-34	918-5830	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	有	14.4	200 (人/3㎡)		

人数合計

4,420

注1:「◎」は、異常な現象の区域外にあり、避難可能であることを示す。

注2:「○」は、一部浸水等の影響が想定されるが、施設上階・公園敷地内などに避難スペースを有するため避難可能であることを示す。
(津波では、浸水想定区域外にあって、警戒が必要な標高3m以下の地域は一部浸水が想定されるものとして扱う)
(内水氾濫では、既に対応済みの地域であっても、過去に浸水被害があった場合は○とする。)

注3:「斜線」は、当該施設・場所において、その災害自体を対象としないことを示す。

8 避難所一覧表（市立小・中学校を除く市の施設、公営施設18か所）

（2025年4月1日現在）

番号	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類									福祉避難室 の有無	指定緊急避難 場所との重複	標高（m）	福祉 避難所 の指定	想定 収容 人数	備考
				洪水	がけ崩れ	高潮	地震	津波	大規模 火事	内水 氾濫	火山 現象							
1	市立明石商業高等学校	魚住町長坂寺1250	918-5950	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	無	48.6	300 (人/3㎡)		
2	明石高等学校	荷山町1744	911-4376	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	無	48.8	300 (人/3㎡)		
3	明石南高等学校	明南町3丁目2-1	923-3617	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	無	25.2	300 (人/3㎡)		
4	明石北高等学校	大久保町松陰364-1	936-9100	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	無	33.0	300 (人/3㎡)		
5	明石城西高等学校	大久保町谷八木1190-7	936-8495	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	無	18.3	300 (人/3㎡)		
6	明石清水高等学校	魚住町清水630-1	947-1182	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	無	43.0	290 (人/3㎡)		
7	明石西高等学校	二見町西二見1642-1	943-3350	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	無	12.0	300 (人/3㎡)		
8	明石工業高等専門学校	魚住町西岡679-3	946-6017	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	無	12.1	400 (人/3㎡)		
9	勤労福祉会館	相生町2丁目7-12	918-5422	○	◎	○	◎	○	◎	○	○	◎	◎	有	2.2	200 (人/3㎡)		
10	少年自然の家	大久保町江井島567	947-6181	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	無	10.4	150 (人/3㎡)		
11	西部文化会館	二見町西二見597-2	943-6741	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	無	11.7	100 (人/3㎡)		
12	弁財天厚生館	小久保5丁目14-5	927-6541	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	無	24.3	40 (人/3㎡)		
13	鳥羽厚生館	野々上1丁目11-14	928-1130	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	無	24.3	40 (人/3㎡)		
14	松陰厚生館	大久保町松陰95-2	935-3172	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	無	26.8	30 (人/3㎡)		
15	西大窪厚生館	大久保町大窪353	936-7400	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	無	20.5	40 (人/3㎡)		
16	西八木厚生館	大久保町八木599-3	935-1872	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	無	13.8	50 (人/3㎡)		
17	美里厚生館	魚住町西岡996-1	942-3305	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	無	9.0	60 (人/3㎡)		
18	上西厚生館	二見町西二見515	942-2015	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	無	12.8	60 (人/3㎡)		

人数合計 3,260

注1:「◎」は、異常な現象の区域外にあり、避難可能であることを示す。

注2:「○」は、一部浸水等の影響が想定されるが、施設上階・公園敷地内などに避難スペースを有するため避難可能であることを示す。
 (津波では、浸水想定区域外にあっても、警戒が必要な標高3m以下の地域は一部浸水が想定されるものとして扱う)
 (内水氾濫では、既に対応済みの地域であっても、過去に浸水被害があった場合は○とする。)

注3:「斜線」は、当該施設・場所において、その災害自体を対象としていないことを示す。

9 指定福祉避難所一覧表（公営及び民間施設37か所）

(2025年12月1日現在)

番号	施設名	住所	管理担当 連絡先	受入対象者	場 指 定 緊 急 の 重 複 難	想 定 収 容 人 数	備 考
1	総合福祉センター	貴崎1丁目5-13	918-5660	要配慮者全般	無	191人	
2	ふれあいプラザあかし西	二見町東二見1836-1	945-0294		無	149人	
3	特別養護老人ホーム ウェルフェア・グランデ明石	北王子町13-41	929-2630	介護保険制度上の要介護・要支援該当者	無	10人	
4	障害者支援施設 博由園	大久保町大窪2573-16	936-7335	身体障害者(身体障害者手帳所持者)	無	5人	
5	大地の家	大久保町大窪2752-1	934-1212	知的障害者(療育手帳所持者)	無	10人	
6	木の根学園	大久保町大窪2752	918-5572		無	7人	
7	サポートセンター翔	魚住町長坂寺740	946-0544		無	6人	
8	ふくやま病院	硯町2丁目5-55	927-1514	医療的看視を要する高齢者・障害者	無	10人	
9	江井島病院	大久保町西島434-5	947-5311	医療的看視を要する高齢者・障害者・乳幼児	無	19人	
10	神戸視力障害センター	神戸市西区曙町1070	923-4670	主に視覚障害のある者	有	20人	
11	明石特別養護老人ホームラガール	林崎町3丁目542-37	923-9230	介護保険制度上の要介護・要支援該当者	無	8人	
12	はくほう会医療専門学校明石校	魚住町錦が丘4丁目12番11	995-5126	妊産婦・乳幼児	無	30人	
13	特別養護老人ホーム恵泉	大久保町大窪3101-2	936-8160	介護保険制度上の要介護・要支援該当者	無	6人	
14	恵泉第2特別養護老人ホーム	大久保町大窪2813	938-6933		無	10人	
15	恵泉第3特別養護老人ホーム	大久保町大窪2820	934-9111		無	10人	
16	ケアハウス恵泉	大久保町大窪2818	938-2200		無	3人	
17	第2ケアハウス恵泉	大久保町大窪2818-3	938-2600		無	7人	
18	介護老人保健施設恵泉	大久保町大窪3101-1	936-8003		無	10人	
19	恵泉グループホーム	大久保町大窪2813	938-6988		無	3人	
20	特別養護老人ホーム清華苑	大久保町大窪3104-1	934-0800		無	20人	
21	老人保健施設清華苑養力センター	大久保町大窪3107-5	934-0070		無	5人	
22	特別養護老人ホームパール	魚住町西岡616-1	947-9831		無	20人	
23	明石養護学校	大久保町大窪2752-1	918-5935		在校中の肢体不自由者	無	20人
24	チャーム明石西二見	二見町西二見駅前4-38-2	949-2630	介護保険制度上の要介護・要支援該当者	無	6人	
25	特別養護老人ホームペーバームーン	二見町西二見1601-1			無	20人	
26	特別養護老人ホームうおずみ	魚住町金ヶ崎1609-9			無	10人	
27	特別養護老人ホーム友愛園	大久保町大窪2603-550			無	15人	
28	特別養護老人ホーム彩葉	大久保町大窪2603-205			無	8人	
29	明石二見特別養護老人ホームラガール	二見町西二見685-8			無	12人	
30	特別養護老人ホームプライム江井ヶ島	大久保町江井島1693-2			無	8人	
31	老人保健施設あさぎりむつみ荘	朝霧台1120-4			無	7人	
32	特別養護老人ホームスプリングテラス明舞	松が丘4丁目1-43			無	8人	
33	特別養護老人ホーム明石愛老園	魚住町清水3208			無	4人	
34	神戸大学附属特別支援学校	大久保町大窪2752-4		在校中の児童・生徒	無	18人	
35	明石こころのホスピタル	藤江1315		要配慮者全般	無	10人	
35	グループホーム咲楽	魚住町清水1340		知的障害者	無	9人	
37	明石医療センター付属看護専門学校	大久保町谷八木743番の33		医療的看視を要する妊産婦	無	10人	

人数合計 724

福祉避難所への受入は、一般の避難所や福祉避難室での生活が困難な要配慮者を対象として、市の判断により必要性や緊急性の高い人から優先的に行います。

10 その他の避難所一覧表（43か所）

番号	名称	所在地	標高(m)	備考
1	朝霧会館	朝霧町1丁目20-6	3.6	
2	東人丸会館	東人丸町13-19	23.1	
3	太寺会館	太寺2丁目14-8	31.8	
4	大蔵会館	大蔵中町12-14	2.6	
5	相生会館	天文町2丁目2-27	3.0	
6	ふれあい会館	東仲ノ町4-25	2.4	
7	親和会館	材木町1-12	2.4	
8	当津会館	日富美町12-1	2.4	
9	王子公民館	西新町2丁目10-5	3.6	
10	大道町公民館	大道町2丁目5-24	4.5	
11	船上中央会館	硯町2丁目3-28	3.6	
12	船上南会館	新明町9-11	1.9	
13	立石会館	立石1丁目3-33	4.1	
14	貴崎会館	貴崎1丁目5-11	15.2	
15	東松江公会堂	松江125-2	10.7	
16	和坂公民館	和坂2丁目9-5	18.1	
17	西明石町公民館	西明石町4丁目9-20	18.6	
18	西明石南町公民館	西明石南町2丁目21-8	18.7	
19	花園会館	花園町1-22	21.6	
20	別所公民館	別所町8-12	17.2	
21	東藤江公民館	東藤江2丁目13-3	15.4	
22	藤が丘公民館	藤が丘2丁目24-1	17.3	
23	藤江会館	藤江1304	15.1	
24	若林公民館	藤江1426-4	18.1	
25	今崎野公民館	藤江1651-6	9.0	
26	森田会館	大久保町森田163-2	21.6	
27	松陰新田公民館	大久保町松陰新田641-1	34.7	
28	松陰会館	大久保町松陰1039	22.6	
29	中ノ番会館	大久保町大窪1250	21.6	
30	大窪会館	大久保町大窪1214	18.5	

番号	名 称	所 在 地	標高(m)	備 考
31	山の下公民館	大久保町大窪1943	26.0	
32	山手台会館	大久保町山手台1丁目56	50.1	
33	谷八木公民館	大久保町谷八木759-1	11.8	
34	八木会館	大久保町八木206	14.5	
35	福田会館	大久保町福田2丁目8-3	17.7	
36	東江井安心コミュニティプラザ*	大久保町江井島82-1	14.3	
37	西島地区コミュニティ会館	大久保町西島961-2	10.6	
38	金ヶ崎文化センター	魚住町金ヶ崎1368-1	35.1	
39	長坂寺会館	魚住町長坂寺513-10	25.9	
40	清水公民館	魚住町清水886-2	33.8	
41	清水新田公民館	魚住町清水2473	28.5	
42	西岡会館	魚住町西岡1638-1	6.6	
43	西二見公民館	二見町西二見1191-4	7.1	

11 津波一時避難ビル指定施設一覧表（12か所）

(2025年4月1日現在)

番号	名称	所在地	標高(m)	避難場所
1	大蔵会館	大蔵中町12-14	2.6	2階
2	中崎小学校	中崎1-4-1	2.7	3階、4階の各教室
3	勤労福祉会館	相生町2-7-12	2.2	3階、4階の各フロア 建物東側非常階段
4	北庁舎（旧保健センター）	相生町2-5-15	2.7	3階～5階の各フロア 建物東側非常階段
5	市立生涯学習センター	東仲ノ町6-1	2.7	アスパア明石北館 7階～9階の各フロア
6	神戸地方法務局明石支局	大明石町2-4-25	3.2	3階会議室
7	林小学校	林崎町1-8-10	2.4	3階、4階の各教室
8	ふれあいプラザあかし西	二見町東二見1836-1	5.3	3階運動室A・B
9	衣川中学校	南王子町7-1	1.9	3階、4階の各教室
10	ミリオンタウン明石硯町店	硯町3丁目12番40号	3.2	屋上駐車場
11	神戸地方検察庁明石支部 ・明石区検察庁	天文町2丁目2番21号	3.1	305号室及び待合室
12	あかし総合窓口・ あかしこども広場	大明石町1丁目6-1	2.6	パピオスあかし 5階、6階のロビー

12 帰宅困難者一時滞在施設（1か所）

(2025年4月1日現在)

番号	名称	所在地	標高(m)	備考
1	あかし市民広場	大明石町1丁目6-1 パピオスあかし2階	2.6	

13 土砂災害警戒区域（30か所）避難場所

番号	箇所名	箇所コード	避難場所	
			地震	風水害
1	朝霧北町（1）Ⅰ	104000001	松が丘小学校、朝霧中学校	同左
2	朝霧北町（2）Ⅰ	104000012	松が丘小学校、朝霧中学校	同左
3	北朝霧丘（1）Ⅰ	104000002	大蔵中学校	同左
4	北朝霧丘（2）Ⅱ	104000016	大蔵中学校	同左
5	朝霧東町	104000030	朝霧小学校	同左
6	大蔵谷（1）Ⅰ	104000003	朝霧小学校	同左
7	東野町（1）Ⅰ	104000009	朝霧小学校、人丸小学校	同左
8	東野町（2）Ⅰ	104000013	朝霧小学校、人丸小学校	同左
9	人丸町Ⅱ	104000017	人丸小学校、明石小学校	人丸小学校、錦城中学校
10	太寺Ⅰ	104000014	人丸小学校、明石小学校	人丸小学校、錦城中学校
11	山下町Ⅰ	104000004	人丸小学校、明石小学校	人丸小学校、錦城中学校
12	藤江Ⅱ	104000018	藤江小学校	同左
13	谷八木（1）Ⅰ	104000005	谷八木小学校	同左
14	谷八木（2）Ⅰ	104000006	谷八木小学校	同左
15	八木（1）Ⅱ	104000019	大久保南小学校、大久保中学校	同左
16	八木（2）Ⅱ	104000020	大久保南小学校、大久保中学校	同左
17	八木（3）Ⅱ	104000021	大久保南小学校、大久保中学校	同左
18	八木（4）Ⅲ	104000025		同左
19	八木（5）Ⅲ	104000026	大久保南小学校、大久保中学校	同左
20	八木（6）Ⅲ	104000027	大久保南小学校、大久保中学校	同左
21	江井島（3）Ⅱ	104000022	大久保南小学校、大久保中学校 江井島小学校、江井島中学校	同左
22	江井島（4）Ⅱ	104000023	大久保南小学校、大久保中学校 江井島小学校、江井島中学校	同左
23	江井島（5）Ⅱ	104000024	大久保南小学校、大久保中学校 江井島小学校、江井島中学校	同左
24	江井島（6）Ⅲ	104000028	大久保南小学校、大久保中学校 江井島小学校、江井島中学校	同左
25	江井島（1）Ⅰ	104000007	江井島小学校、江井島中学校	同左
26	江井島（2）Ⅰ	104000010	大久保南小学校、大久保中学校 江井島小学校、江井島中学校	同左
27	江井島（7）Ⅲ	104000029	大久保南小学校、大久保中学校 江井島小学校、江井島中学校	同左
28	大窪Ⅰ	104000008	高丘西小学校	同左
29	西脇Ⅰ	104000015	山手小学校、錦が丘小学校	同左
30	金ヶ崎Ⅰ	104000011	山手小学校、錦が丘小学校 魚住小学校	同左

14 一時避難地（地域防災公園 10か所）

番号	公園名	所在地	面積	備考
1	朝霧公園	松が丘5丁目	22,000 m ²	備蓄倉庫・飲料水兼用耐震性貯水槽
2	大蔵海岸公園	大蔵海岸通1丁目及び 大蔵海岸通2丁目地内	127,700 m ²	備蓄倉庫・飲料水兼用耐震性貯水槽・ 海水利用防火水槽・緊急用係留岸壁
3	明石公園	明石公園	548,000 m ²	
4	望海浜公園	船上町	23,000 m ²	備蓄倉庫・飲料水兼用耐震性貯水槽
5	上ヶ池公園	小久保1丁目	259,00 m ²	備蓄倉庫・飲料水兼用耐震性貯水槽
6	松江公園	松江	10,600 m ²	備蓄倉庫・飲料水兼用耐震性貯水槽
7	石ヶ谷公園	大久保町松陰	139,000 m ²	
8	八木遺跡公園	大久保町八木	12,600 m ²	備蓄倉庫・飲料水兼用耐震性貯水槽
9	金ヶ崎公園	魚住町金ヶ崎	90,200 m ²	備蓄倉庫
10	明石海浜公園	二見町南二見	170,000 m ²	備蓄倉庫・飲料水兼用耐震性貯水槽

15 一時避難地（その他の近隣公園 10か所）

番号	公園名	所在地	面積	備考
1	人丸山公園	人丸町	13,000 m ²	
2	中崎遊園地	中崎1丁目	9,000 m ²	
3	松が丘公園	松が丘2丁目	30,000 m ²	
4	高丘西公園	大久保町高丘7丁目	16,000 m ²	
5	高丘東公園	大久保町高丘3丁目	20,000 m ²	
6	魚住北公園	魚住町長坂寺字宮東	13,200 m ²	
7	中尾親水公園	魚住町中尾字新池	19,000 m ²	
8	住吉公園	魚住町中尾字社山	28,000 m ²	
9	錦が丘中央公園	魚住町錦が丘2丁目	14,000 m ²	
10	西二見公園	二見町西二見字出開地	12,000 m ²	

16 明石市防災マップ

明石市防災マップ

■ 地域防災公園一覧

記号	公園名称	所在地
A	朝霧公園	松が丘5丁目
B	大蔵海岸公園	大蔵海岸通1・2丁目
C	明石公園	明石公園
D	望海浜公園	船上町
E	上ヶ池公園	小久保1丁目
F	石ヶ谷公園	大久保町松陰
G	金ヶ崎公園	魚住町金ヶ崎
H	明石海浜公園	二見町南二見
I	八木遺跡公園	大久保町八木
J	松江公園	松江



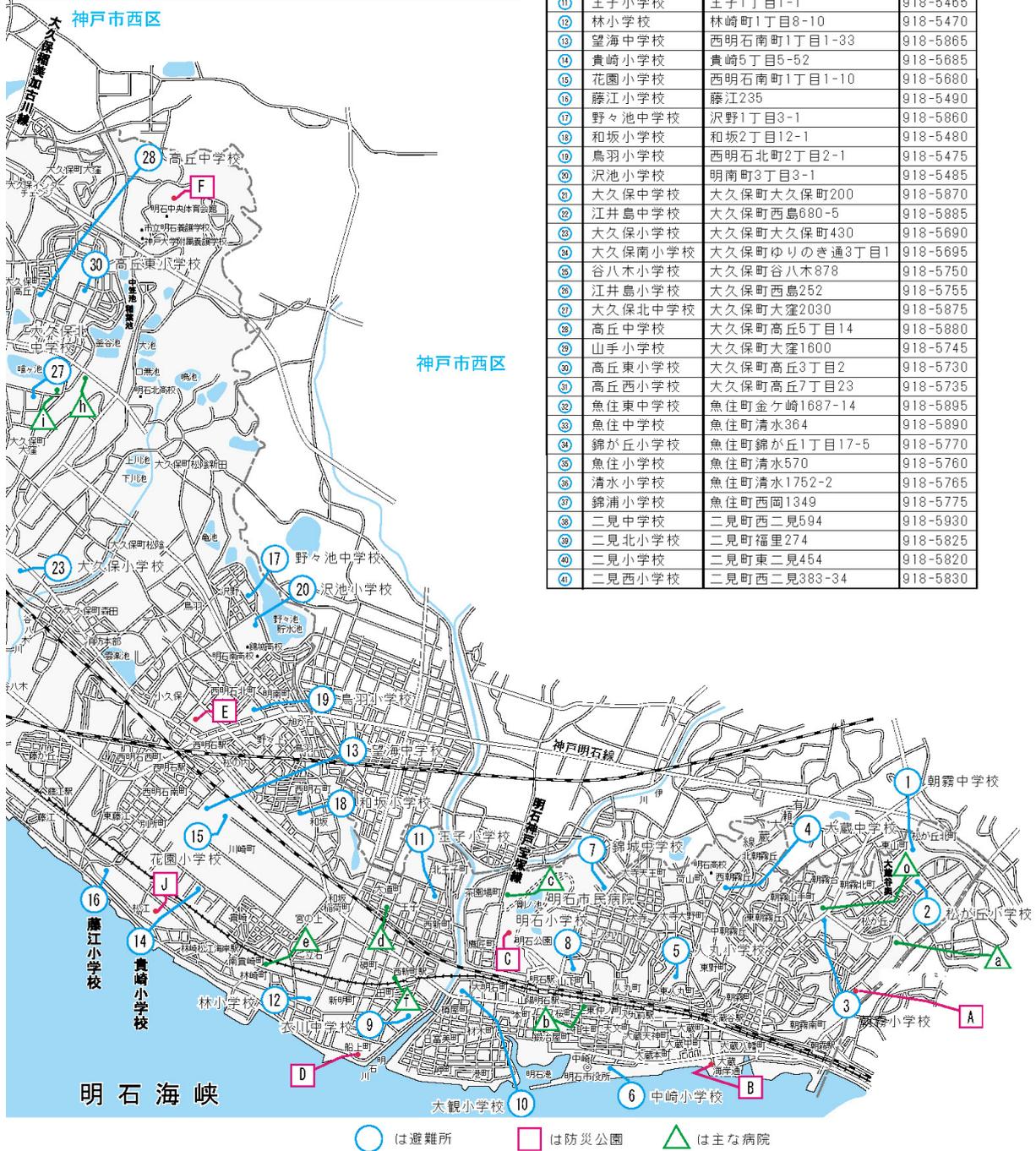
▲ 主な病院一覧

記号	病院名	所在地	電話
a	明舞中央病院	松が丘4丁目1-32	917-2020
b	石井病院	天文町1丁目5-11	918-1655
c	明石市民病院	鷹匠町1-33	912-2323
d	王子回生病院	大道町2丁目2-3	928-9870
e	あさひ病院	林崎町2丁目1-31	924-1111
f	ふくやま病院	硯町2丁目5-55	927-1514
g	明石医療センター	大久保町八木743-33	936-1101
h	神明病院	大久保町大窪2520	935-9000
i	大久保病院	大久保町大窪2095-1	935-2563
j	大西脳神経外科病院	大久保町江井島1661-1	938-1238
k	江井島病院	大久保町西島434番地の5	947-5311
l	野木病院	魚住町長坂寺1003-1	947-7272
m	明石仁十病院	魚住町清水1871-3	942-1921
n	明石回生病院	二見町東二見549-1	942-3555
o	あさぎり病院	朝霧台1120-2	912-7575

● 避難所一覧 (市内小中学校のみ記載)

面積	備考
22,000㎡	備蓄倉庫・飲料水兼用耐震性貯水槽
122,000㎡	備蓄倉庫・飲料水兼用耐震性貯水槽・海水利用防火水槽・緊急用係留岸壁
548,000㎡	
23,000㎡	備蓄倉庫・飲料水兼用耐震性貯水槽
26,000㎡	備蓄倉庫・飲料水兼用耐震性貯水槽
139,000㎡	
85,000㎡	備蓄倉庫
170,000㎡	備蓄倉庫・飲料水兼用耐震性貯水槽
13,000㎡	備蓄倉庫・飲料水兼用耐震性貯水槽
11,000㎡	備蓄倉庫・飲料水兼用耐震性貯水槽

番号	避難所名	所在地	電話
①	朝霧中学校	大蔵谷奥4-1	918-5846
②	松が丘小学校	松が丘3丁目1-1	918-5435
③	朝霧小学校	朝霧東町1丁目1-40	918-5445
④	大蔵中学校	西朝霧丘4-7	918-5850
⑤	人丸小学校	東人丸町26-29	918-5450
⑥	中崎小学校	中崎1丁目4-1	918-5455
⑦	錦城中学校	上ノ丸3丁目1-11	918-5835
⑧	明石小学校	山下町12-21	918-5430
⑨	衣川中学校	南王子町7-1	918-5855
⑩	大観小学校	大明石町2丁目8-30	918-5460
⑪	王子小学校	王子1丁目1-1	918-5465
⑫	林小学校	林崎町1丁目8-10	918-5470
⑬	望海中学校	西明石南町1丁目1-33	918-5865
⑭	貴崎小学校	貴崎5丁目5-52	918-5685
⑮	花園小学校	西明石南町1丁目1-10	918-5680
⑯	藤江小学校	藤江235	918-5490
⑰	野々池中学校	沢野1丁目3-1	918-5860
⑱	和坂小学校	和坂2丁目12-1	918-5480
⑲	鳥羽小学校	西明石北町2丁目2-1	918-5475
⑳	沢池小学校	明南町3丁目3-1	918-5485
㉑	大久保中学校	大久保町大久保町200	918-5870
㉒	江井島中学校	大久保町西島680-5	918-5885
㉓	大久保小学校	大久保町大久保町430	918-5690
㉔	大久保南小学校	大久保町ゆりのき通3丁目1	918-5695
㉕	谷八木小学校	大久保町谷八木878	918-5750
㉖	江井島小学校	大久保町西島252	918-5755
㉗	大久保北中学校	大久保町大窪2030	918-5875
㉘	高丘中学校	大久保町高丘5丁目14	918-5880
㉙	山手小学校	大久保町大窪1600	918-5745
㉚	高丘東小学校	大久保町高丘3丁目2	918-5730
㉛	高丘西小学校	大久保町高丘7丁目23	918-5735
㉜	魚住東中学校	魚住町金ヶ崎1687-14	918-5895
㉝	魚住中学校	魚住町清水364	918-5890
㉞	錦が丘小学校	魚住町錦が丘1丁目17-5	918-5770
㉟	魚住小学校	魚住町清水570	918-5760
㊱	清水小学校	魚住町清水1752-2	918-5765
㊲	錦浦小学校	魚住町西岡1349	918-5775
㊳	二見中学校	二見町西二見594	918-5930
㊴	二見北小学校	二見町福里274	918-5825
㊵	二見小学校	二見町東二見454	918-5820
㊶	二見西小学校	二見町西二見383-34	918-5830



第5 都市基盤・ライフライン関連資料

1 河川の概要

河川名	区 域	延長	備考
朝霧川	明石市大蔵谷 ～明石市大蔵八幡町	2,690m	2級河川
明石川	明石市北王子町 ～明石市船上町	2,290m	〃
伊川	明石市茶園場町	250m	〃
谷八木川	明石市大久保町松陰～明石市大久保町谷八木	3,505m	〃
赤根川	明石市大久保町大窪～明石市大久保町西島	4,305m	〃
瀬戸川	明石市魚住町清水 ～明石市魚住町西岡	4,110m	〃
清水川	明石市魚住町清水 ～明石市魚住町西岡	1,600m	〃
古城川	明石市大道町2丁目～明石市船上町	1,682m	雨水幹線
東松江川	明石市松江 ～明石市松江	520m	普通河川
西松江川	明石市松江 ～明石市松江	450m	〃
藤江川	明石市明南町3丁目～明石市藤江	2,773m	雨水幹線
東川	明石市大久保町大窪～明石市大久保町大久保町	1,900m	普通河川
谷八木川上流	明石市大久保町松陰～明石市大久保町松陰新田	520m	〃
城ヶ谷川	明石市大久保町八木～明石市大久保町八木	300m	〃
中尾川	明石市魚住町長坂寺～明石市魚住町中尾	1,400m	〃
城の川	明石市二見町東二見～明石市二見町東二見	400m	〃
種別の合計	2級河川延長の計	18,750m	7河川
	普通河川延長の計	5,490m	7河川
	雨水幹線延長の計	4,455m	2幹線
市内の河川延長の計		28,695m	16河川

2 河川等水防地区

名称	左・右岸	重要水防区域			対策工法
		地点名	延長(m)	予想される危険	
清水川	左・右	魚住町西岡(国道2号より下流260m)	260	溢水	〃

※ 重要水防区域とは、洪水または高潮等によって公共におよぼす影響が大きいため、水防活動を重点的に実施すべき区域をいう。

3 ため池

(1) 要監視ため池

2025年4月1日現在

名称	所在地	堤長(m)	貯水量(m ³)	堤高(m)	備考
新池	大久保町大窪字大谷 2598-1	400	37,000	6.2	
寺池	大久保町松陰新田字屋敷裏 665	164	9,000	5.2	
大池	大久保町松陰字大池 337-1	268	36,000	6.0	
下切池	大久保町西島字東原 2	512	11,000	2.4	
大道池	魚住町金ヶ崎字大三味 1645	130	40,000	3.3	
古前中池	魚住町長坂寺字横山 739	97	10,000	3.5	
烏池	魚住町清水字烏池ノ下 2275-1 ほか	600	30,000	2.4	
寺山池	魚住町清水字寺山 2731	372	17,000	3.4	
東新池	魚住町清水字明神下 2582	376	8,500	3.2	
明神池	魚住町清水字明神下 2597-1	577	20,000	2.6	
新池	魚住町清水字立会池ノ下 633-1 ほか	447	70,000	5.4	
今池	二見町西二見字小池の北 383-1. -28	255	51,000	3.8	
平池	魚住町西岡字平池ノ上 603-1	260	6,000	3.6	
古前上池	魚住町長坂寺字往還端他 1133	42	800	2.0	
新池	魚住町清水字龍ヶ池下 2625	416	15,900	3.1	
西谷下池	魚住町錦が丘 2丁目 15	77	16,800	5.9	
上ノ堀	魚住町清水字向井 1951	10	400	2.2	

※ 要監視ため池とは、防災重点農業用ため池(農業用ため池のうち決壊した場合の浸水想定区域に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与える恐れのあるため池)のうち、老朽化の進行又は構造上の不備等によって洪水又は地震等に対して脆弱な状態であり改修又は耐震補強が必要であって、日常的に監視が必要なため池をいう。

(2) 防災重点農業用ため池(82か所)

2025年4月1日現在

名称	よみ	所在地	管理者
黒星池	くろぼしいけ	鳥羽字沢野 1973	鳥羽新田水利組合
林谷池	はやしたにいけ	和坂 1 丁目 963	林水利組合
雲楽池	くもらいけ	藤江字雲楽 924-1	藤江水利組合
喰ヶ池	はみがいけ	大久保町大窪字高岡 2039-1 ほか	大窪水利組合
釜谷池	かまたにいけ	大久保町大窪字高岡 2570	中之番水利組合
稲葉池	いなばいけ	大久保町大窪字高岡 2571	中之番水利組合
中笠池	なかがさいけ	大久保町大窪字高岡 2572	中之番水利組合
岩蛇池	いわじゃいけ	大久保町大窪字高岡 2573	中之番水利組合
主池	おもいけ	大久保町大窪字高岡 2605-1. -2	福田水利組合
新池	しんいけ	大久保町大窪字大谷 2598-1	山ノ下水利組合
片淵池	かたぶちいけ	大久保町大窪字大谷 2609-9	山ノ下水利組合
中池	なかいけ	大久保町大窪字大谷 2611-2 ほか	法人(民間企業)
口無池	くちなしいけ	大久保町松陰新田字井ヶ谷 524	松陰新田水利組合
砂池	すないけ	大久保町松陰新田字井ヶ谷 525	松陰新田水利組合
寺池	てらいけ	大久保町松陰新田字屋敷裏 665	松陰新田水利組合
鳴池	なるいけ	大久保町松陰新田字鳴池 514	松陰新田水利組合
口無池	くちなしいけ	大久保町松陰字口無池 336	松陰水利組合
下川池	しもかわいけ	大久保町松陰字川池 384	松陰水利組合
上川池	かみかわいけ	大久保町松陰字川池 385-1	松陰水利組合
大池	おおいけ	大久保町松陰字大池 337-1	松陰水利組合
難波塚池	なんばつかいけ	大久保町松陰字難波塚池 861	松陰水利組合
皿池	さらいけ	大久保町西脇字新池谷 719-1	西脇水利組合
八十島池	やそじまいけ	大久保町西脇字八十島池の内 679	西脇水利組合
真池	まこといけ	大久保町谷八木字奥北野 1189-1	谷八木水利組合
下ヶ池	しもがいけ	大久保町谷八木字奥北野 1190-1	谷八木水利組合
請池	うけいけ	大久保町八木字請池 744-1	八木水利組合
長池	ながいけ	大久保町八木字長池 742-1	八木水利組合
皿池	さらいけ	大久保町江井島字皿池 1219-1 ほか	江井ヶ島土地改良区
谷池	たにいけ	大久保町江井島字谷池 1691-1 ほか	江井ヶ島土地改良区
皿池	さらいけ	大久保町西島字原田 680-1 ほか	西島水利組合
新池	しんいけ	大久保町西島字原田 681-1	西島水利組合
上池	うわいけ	大久保町西島字原田 682-1	西島水利組合
切池	きりいけ	大久保町西島字東原 1	西島水利組合
下切池	しもきりいけ	大久保町西島字東原 2	西島水利組合
大池	おおいけ	大久保町西島字大池の下 691-1 ほか	西島水利組合
小谷辺下池	こたにべしもいけ	大久保町大久保町字下ヶ谷 441	大久保町水利組合

資料編 第5 都市基盤・ライフライン関連資料

名称	よみ	所在地	管理者
亥の池	いのいけ	魚住町金ケ崎字亥の池の下 1195-1	金ケ崎水利組合
北浦池	きたうらいけ	魚住町金ケ崎字岡畑 1540	金ケ崎水利組合
皿池	さらいけ	魚住町金ケ崎字宮ノ前 780-1 ほか	金ケ崎水利組合
亥ノ谷池	いのたにいけ	魚住町金ケ崎字砂池谷 1593	金ケ崎水利組合
新池	しんいけ	魚住町金ケ崎字砂池谷 1600	金ケ崎水利組合
大道池	だいどういけ	魚住町金ケ崎字大三昧 1645	金ケ崎水利組合
古前中池	ふるまえなかいけ	魚住町長坂寺字横山 739	長坂寺水利組合
第17号池	だいじゅうしちごういけ	魚住町長坂寺字下通り 1031	第17号池水利組合
山の谷池	やまのたにいけ	魚住町長坂寺字坂ブタイ 833-1	長坂寺水利組合
福池	ふくいけ	魚住町長坂寺字福池 15	長坂寺水利組合
竜の池	りゅうのいけ	魚住町長坂寺字龍ヶ池 668-1	長坂寺水利組合
烏池	からすいけ	魚住町清水字烏池ノ下 2275-1 ほか	清水新田水利組合
寺山池	てらやまいけ	魚住町清水字寺山 2731	清水新田水利組合
小池	こいけ	魚住町清水字小池ノ下 2473-1	清水新田水利組合
大沢池	おおさわいけ	魚住町清水字大沢上 2702	清水新田水利組合
東新池	ひがししんいけ	魚住町清水字明神下 2582-1 ほか	東新池水利組合
明神池	みょうじんいけ	魚住町清水字明神下 2597-1	清水新田水利組合
立合池	たちあいいけ	魚住町清水字立合池ノ下 617-1	立合池水利組合
宝永池	ほうえいいけ	魚住町清水字立合池ノ下 629	清水水利組合
新池	しんいけ	魚住町清水字立合池ノ下 633-1 ほか	清水水利組合
竜ヶ池	りゅうがいけ	魚住町清水字龍ヶ池下 2655-1	清水新田水利組合
新池	しんいけ	魚住町中尾字皿池 701-1	中尾水利組合
皿池	さらいけ	魚住町中尾字皿池 702-1	中尾水利組合
尻の池	しりのいけ	魚住町中尾字池ノ内 705-1	中尾水利組合
長谷池	ながたにいけ	魚住町中尾字長谷 392. 392-1 ほか	中尾水利組合
鴨谷池	かもたにいけ	魚住町西岡字三昧山北 453	鴨谷池水利組合
山川下池	やまかわしもいけ	魚住町西岡字地藏沢 2447-1	山川水利組合
半蔵池	はんぞういけ	魚住町西岡字半蔵上 202	明石市西岡村財産区
安政池	あんせいけ	魚住町西岡字戌ノ方谷 2188-1	山川水利組合
稗沢池	ひえさわいけ	二見町福里字上所 668. 669-1	福里水利組合
皿池	さらいけ	二見町福里字池ノ下 550-1	東二見水利組合
新池	しんいけ	二見町東二見字池ノ上 625	東二見水利組合
小池	こいけ	二見町東二見字池ノ上 630-1	東二見水利組合
湯ノ池	ゆのいけ	二見町東二見字池ノ上 630-2	東二見水利組合
鴻池	こういけ	二見町東二見字池ノ上 631-1 ほか	東二見水利組合
野々池	ののいけ	二見町西二見字岡下 1969-1	西二見水利組合
今池	いまいけ	二見町西二見字小池の北 383-1 ほか	西二見水利組合

名称	よみ	所在地	管理者
大池	おおいけ	二見町西二見字大池ノ内 1657-6 ほか	西二見水利組合
小池	こいけ	二見町西二見字東小池ノ下 1943-1 ほか	西二見水利組合
平池	ひらいけ	魚住町西岡字平池ノ上 603-1	鴨谷池水利組合
新池(藤江)	しんいけ	藤江 2028-41	明石市(商工政策課)
古前上池	ふるまえかみいけ	魚住町長坂寺字往還端 1133	長坂寺水利組合
上ノ堀	うえのほり	魚住町清水 1951	個人
新池	しんいけ	魚住町清水字龍ヶ池下 2625	清水新田水利組合
西谷下池	にしたにしもいけ	魚住町錦が丘 2 丁目 15	明石市(公園・海岸課)
更池	さらいけ	二見町西二見字更池ノ内 1562-1	法人(民間企業)

※ 防災重点農業用ため池とは、農業用ため池のうち決壊した場合の浸水想定区域に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与える恐れのあるため池をいう

4 海岸

区分	延長	管理者
国土交通省所管海岸(一般海岸)	6.4 km	兵庫県
国土交通省所管海岸(港湾海岸)	7.0 km	兵庫県
農林水産省所管海岸(漁港海岸)	2.6 km	明石市
合計	16.0 km	

5 港湾

区分	名称	管理者
重要港湾	東播磨港	兵庫県
地方港湾	明石港	兵庫県
地方港湾	江井島港	兵庫県

6 漁港

区分	名称	管理者
第2種漁港	林崎漁港	明石市
第1種漁港	松江漁港	明石市
第1種漁港	藤江漁港	明石市
第1種漁港	魚住漁港	明石市

7 土砂災害警戒区域（30か所）

番号	箇所名	番号	箇所名
1	朝霧北町（1）Ⅰ	16	八木（2）Ⅱ
2	朝霧北町（2）Ⅰ	17	八木（3）Ⅱ
3	北朝霧丘（1）Ⅰ	18	八木（4）Ⅲ
4	北朝霧丘（2）Ⅱ	19	八木（5）Ⅲ
5	朝霧東町	20	八木（6）Ⅲ
6	大蔵谷（1）Ⅰ	21	江井島（1）Ⅰ
7	東野町（1）Ⅰ	22	江井島（2）Ⅰ
8	東野町（2）Ⅰ	23	江井島（3）Ⅱ
9	人丸町Ⅱ	24	江井島（4）Ⅱ
10	太寺Ⅰ	25	江井島（5）Ⅱ
11	山下町Ⅰ	26	江井島（6）Ⅲ
12	藤江Ⅱ	27	江井島（7）Ⅲ
13	谷八木（1）Ⅰ	28	大窪Ⅰ
14	谷八木（2）Ⅰ	29	西脇Ⅰ
15	八木（1）Ⅱ	30	金ヶ崎Ⅰ

※ 土砂災害警戒区域とは、次の要件に該当するものをいう。

- イ 急傾斜地の勾配が30度以上あるもの
- ロ 急傾斜地の高さが5m以上あるもの

8 土砂災害特別警戒区域（3か所）

番号	箇所名	番号	箇所名
1	朝霧東町	3	人丸町Ⅱ
2	東野町（2）Ⅰ		

※ 土砂災害特別警戒区域とは、次の要件に該当するものをいう。

急傾斜の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域。

9 下水道の概要（公共下水道の普及状況）

(2025年4月1日現在)

名称	所在地	電話番号	処理能力 (m ³ /日)
朝霧浄化センター	明石市朝霧南町1丁目219		12,700
船上浄化センター	〃 船上町1-5	934-8863	38,700
大久保浄化センター	〃 大久保町八木742	934-3425	43,100
二見浄化センター	〃 二見町南二見3		58,500
計			153,000

10 浄水場の概要

(2025年4月1日現在)

名称	所在地	電話番号	浄水処理能力 (m ³)
明石川浄水場	明石市大道町1丁目11-1	928-6384	30,000
鳥羽浄水場	〃 鳥羽1506-1	928-3649	51,000
魚住浄水場	〃 魚住町西岡2154-1	942-261	41,200
計			122,200

11 配水場等の概要

(2024年4月1日現在)

名称	所在地	電話番号	最大貯水能力 (m ³)
東部配水場	明石市荷山町1744-1	911-2713	14,200
西部配水場	〃 大久保町西脇795	936-0300	16,900
中部配水場	〃 大久保町大窪3081		25,520
場内配水池	明石川浄水場		9,455
〃	魚住浄水場		15,410
〃	鳥羽浄水場		1,700
計			83,185

第6 水防法第15条関連施設資料

1 浸水想定区域内地下街等

番号	施設名称	所在地	電話番号	FAX
1	アスパア明石	東仲ノ町6-1	915-5208	915-5703

地下街等は、消防法施行規則第12条第1項第8号ロ又はハ(ハ)に該当するもの

2 浸水想定区域内要配慮者利用施設

(1) 明石川水系

番号	施設名称	所在地	施設種類	電話番号	FAX
1	王子回生病院	大道町2丁目2-3	病院	928-9870	928-2527
2	ふくやま病院	硯町2-5-55	病院	927-1514	927-1619
3	石井病院	天文町1丁目5-11	病院	918-1655	918-1657
4	王子クリニック	北王子町13-60	診療所	924-1221	924-1223
5	中央こども家庭センター	北王子町13-5	児童福祉施設	923-9966	924-0033
6	北おうじ虹こども園	北王子町13-40	児童福祉施設	926-0260	926-0261
7	ポニー保育室	北王子町13-70 (県立がんセンター内)	児童福祉施設	929-1151	929-2380
8	明光保育園	西新町1丁目13-1	児童福祉施設	927-5776	927-5774
9	明光保育園王子分園	王子1丁目1-1	児童福祉施設	927-5588	927-5588
10	明光保育園大観分園	大明石町2丁目8-30	児童福祉施設	913-5515	913-5515
11	ホザナ保育園	王子2丁目5-6	児童福祉施設	928-1523	928-1523
12	ピュアスポーツ保育園	田町1丁目1-6	児童福祉施設	220-3106	223-2057
13	市立王子保育所	大道町1丁目10-17	児童福祉施設	927-2100	927-2100
14	コスチャイルド保育園 明石園	大道町1丁目5-1 ハイビル1階	児童福祉施設	940-8708	940-8736
15	王子回生病院 保育所	大道町1丁目14-20	児童福祉施設	928-9870	928-2527
16	ふくやま病院 コアラ保育園	硯町2-5-55	児童福祉施設	927-1514	927-1619
17	はやしのちいさな 保育園	林崎町1丁目1-21 MEDIC 林崎1階	児童福祉施設	923-3400	923-3400
18	JSE International Preschool	山下町13-17	児童福祉施設	584-1179	584-1179
19	さくらインターナショナル スクール	山下町13-11 米澤ビル3階	児童福祉施設	914-7351	914-7352
20	長寿院保育園	人丸町2-26	児童福祉施設	918-1361	918-1376
21	保育ルームあかし ちいさな COCORO	東仲野町4-47	児童福祉施設	912-8001	912-8011
22	こぐまのお庭	東仲ノ町2-9 R2 フラット久保1階	児童福祉施設	939-3941	939-3945

資料編 第6 水防法第15条関連施設資料

番号	施設名称	所在地	施設種類	電話番号	FAX
23	コスモチャイルド 保育園明石駅前園	大明石町2丁目1-1 グリーンヒルホテル明石1階	児童福祉施設	913-0555	913-0522
24	浄行寺愛児園	材木町9-19	児童福祉施設	913-4517	913-4527
25	クレージュのぞみえん	船上町7-23 アーバン・スクエア205号	児童福祉施設	926-1152	926-1184
26	ちゃいるどるーむ天文	明石市天文町 1丁目4-11	児童福祉施設	914-2626	914-2626
27	海岸通りあすのこども 園	中崎1丁目2-27	児童福祉施設	939-3760	939-3761
28	グループホーム ブリランテ明石	北王子町13-41	老人福祉施設	929-2630	929-2631
	特別養護老人ホームウェ ルフェア・グランテ明石		老人福祉施設	929-2630	929-2631
	ウェルフェア・グランテ明石		老人福祉施設	929-2630	929-2631
29	ウェルフェア・グランテ明石テ ィービスセンターきらら	王子1丁目15-11 ロイヤルヴィン山口1階	老人福祉施設	929-8885	929-8886
30	まんてん堂小規模多機能 型ホームあかし衣川	田町2丁目1-16	老人福祉施設	926-0831	926-0832
31	まんてん堂グループホーム あかし衣川	田町2丁目1-17	老人福祉施設	926-0831	926-0832
32	アシスタクラブ明石	船上町7-23 アーバンスクエア102号	老人福祉施設	945-6652	945-6672
33	ファミリー デイサービス	硯町2丁目4-15 グラント・ハイツ池田1階	老人福祉施設	925-5333	925-5334
34	健康ぷらす明石事業所	立石2丁目5-11	老人福祉施設	915-8187	915-8187
35	ティービスセンター はやしのいおり	林崎町1丁目10-25	老人福祉施設	778-0201	778-1156
36	有料老人ホームフリーズ	大蔵八幡町4-35	老人福祉施設	911-1165	911-4165
37	グループホーム大蔵の里	大蔵中町21-7	老人福祉施設	914-2444	914-2445
38	アースサポート明石	中崎1丁目1-1	老人福祉施設	917-8311	917-8411
39	ティービス楽園明石海峡	中崎1丁目1-1-102	老人福祉施設	203-2285	203-2161
40	明石ティービスセンター 望海苑	材木町3-4	老人福祉施設	919-5115	919-5155
41	ヒューマンライフケア明石の湯	材木町11-20 メゾンラメール1階	老人福祉施設	915-0390	915-0385
42	あっぷるティービス明石	樽屋町3-11	老人福祉施設	917-4165	918-9299
43	明石ティービス海岸通り	林2丁目10-13	老人福祉施設	926-1003	926-1013
44	シルバーハウス はやしの南	林2丁目7-16	老人福祉施設	927-8666	927-8666
45	あすなろ	王子2丁目10番19号	障害者施設	920-1151	928-4191

資料編 第6 水防法第15条関連施設資料

番号	施設名称	所在地	施設種類	電話番号	FAX
46	にじ作業所	硯町1-3-33	障害者施設	764-5435	764-5435
47	明石ともしび会 ふれあい作業所	西新町1丁目6-12	障害者施設	924-1699	924-1699
48	工房四つ葉	西新町2丁目15-15 大西ビル1階	障害者施設	924-0140	939-6080
49	あかしゆらんクラブ	西新町2丁目1-5 明石福清ビル201号	障害者施設	945-5203	945-5204
50	サポートセンター 貴和	田町2丁目3-3	障害者施設	921-0168	921-0168
51	レインボーハウス	船上町8-3	障害者施設	923-0911	923-0911
52	ふらーぷ	硯町2丁目2-23 ディマーレ辻本2階	障害者施設	928-8810	928-8810
53	放課後等デイサービス ファミリー	硯町1-5-2	障害者施設	929-1600	929-1601
54	アップス	硯町2丁目5-1 明石ハウス113	障害者施設	924-0506	924-0507
55	リーフあかし	硯町3丁目11番24号	障害者施設	992-3000	992-0333
56	Small Steps なゆた	相生町2丁目2-12	障害者施設	915-1355	913-8007
	Small Steps ゆくい	KKK第3ビル1階	障害者施設	915-1355	913-8007
57	わかば	相生町2丁目5-5 KSビル1階	障害者施設	920-8730	920-8731
58	グッドフェローズ 明石	相生町2丁目5-5 KSビル2階・3階	障害者施設	939-3601	939-3602
59	児童デイサービス みゅーず	相生町2丁目6-6 長谷川ビル1階	障害者施設	915-8799	915-8799
60	そら	相生町2丁目11-9 大枝ビル5階	障害者施設	995-9246	995-9246
	1/f ゆらぎ		障害者施設	995-9246	995-9246
	だいち		障害者施設	995-9246	995-9246
61	地域活動支援センター くれよん	相生町2丁目2-34 シャトー明石104号	障害者施設	920-9565	920-9565
62	スマイル明石 地域活 動支援センター	中崎1丁目1-1 マリパレス明石102	障害者施設	203-2285	203-2161
63	時のわらし	明石市中崎1丁目5-1 明石市役所南会議室棟 101.102会議室	障害者施設	918-8500	918-8500
64	ほのぼの	本町2丁目5番13号 玉澤ビル201号	障害者施設	913-5315	913-5315
65	キャリアネット明石 地域活動支援センター	桜町2-22 大塚マンション103号	障害者施設	913-0516	913-0516
番号	施設名称	所在地	施設種類	電話番号	FAX

資料編 第6 水防法第15条関連施設資料

66	ハピネス	大明石町1丁目7-35 新明ビル7階	障害者施設	915-1237	915-1238
67	こぐまくらぶ明石	本町2丁目9-6 RS本町ビル2階	障害者施設	203-5656	203-5656
68	こぐまくらぶ明石 ウエスト	本町2丁目6番3号 網岡ビル1F	障害者施設	939-2650	939-2650
69	てんとうむし	大観町16番7号	障害者施設	090-7342-7391	911-7851
70	ハンズ明石	樽屋町8-32 甲南アセット明石第一ビル5階	障害者施設	911-6900	911-6900
71	コスモス共同作業所	樽屋町15-1 峠ビル1階	障害者施設	911-8650	911-8650
72	コペルプラス 明石教 室	本町1丁目1-28 明石 中村ビル3階	障害者施設	995-8875	995-8889
73	こぐまの森 明石	東仲ノ町2-9 R2フラット 久保1階東	障害者施設	914-0867	939-5822
74	特定非営利活動法人明 石ともしび会 さくら 工房	大蔵八幡町7-11	障害者施設	912-4433	912-4455
75	楽園ウォーク	中崎1-1-1 マリンパレス明 石	障害者施設	203-2285	203-2161
76	市立王子幼稚園	王子1丁目1-1	幼稚園	928-3032	928-3032
77	市立林幼稚園	林崎町1丁目8-10	幼稚園	922-2608	922-2608
78	神戸大学附属幼稚園	山下町3-4	幼稚園	911-8288	914-8153
79	錦江幼稚園	東仲ノ町3-5	幼稚園	911-5081	911-5085
80	市立大観幼稚園	大明石町2丁目8-30	幼稚園	912-1570	912-1570
81	市立播陽幼稚園	中崎1丁目4-10	幼稚園	911-3630	911-3630
82	COZY ONE	北王子町8-6	障害者施設	945-5499	945-5459
83	おおぞら保育園西新町 園	硯町2丁目5番67号	児童福祉施設	995-9131	955-9131
84	LITALICO ワークス明 石	本町2-2-20	障害者施設	915-1715	915-1716

(2) 赤根川水系

番号	施設名称	所在地	施設種類	電話番号	FAX
1	大久保保育園	大久保町大窪 1865-7	児童福祉施設	936-1471	936-1549
2	大久保保育園分園	大久保町大窪 1858-2	児童福祉施設	939-3980	936-1549
3	星鈴ピエニ大久保園	大久保町大窪 1575-1	児童福祉施設	936-1001	936-1009
4	フルーツバスケット保育園	大久保町西脇 356-1	児童福祉施設	224-5350	936-1127
5	地域密着型特別養護 老人ホーム フィジオ大久保ケアホーム	大久保町大窪 1533-1	老人福祉施設	937-2226	937-2227
6	元気あっぷ大久保 デイサービスセンター	大久保町大窪 1741-1 TOAST AKASHI 1階	老人福祉施設	937-0750	937-0760
7	ケアネット ショートステイ明石	大久保町大窪 1826-14 2階	老人福祉施設	934-8256	934-0584
8	ケアネット デイサービスセンター明石	大久保町大窪 1826-14 1階	老人福祉施設	934-8256	934-0584
9	サービス付き高齢者向け 住宅おおくぼの里	大久保町大窪 1976-1	老人福祉施設	934-3737	934-3736
10	愛の家グループホーム 明石大久保茜	大久保町茜 3丁目 11-1	老人福祉施設	937-1680	937-1681
11	児童発達支援つばみ	大久保町大窪 1521-2 衣笠ビル 2F	障害者施設	934-6234	934-6235
12	発達支援 デイサービスfeel	大久保町大窪 1557-8	障害者施設	220-3234	224-1023
13	居場所ホーム	大久保町大窪 1651-8	障害者施設	935-7779	935-7780
14	放課後等デイサービス いろえんぴつ山手	大久保町大窪 1723-4 晶栄ビル 2階	障害者施設	935-2955	935-2955
15	市立山手幼稚園	大久保町大窪 1600	幼稚園	936-1307	936-1307
16	まどかこども園	大久保町大窪 347-1	児童福祉施設	936-9527	936-9745
17	福田保育園	大久保町江井島 1340	児童福祉施設	935-6271	935-6272
18	江井ヶ島作業所	大久保町江井島 638	老人福祉施設	946-4351	946-4352
19	江井ヶ島幼稚園	大久保町西島 252	幼稚園	946-1049	946-1049
20	家庭保育ルーム ビスケット	大久保町西島 184-1-906	児童福祉施設	090-6966-1401	946-3996
21	JSE International Labo	大久保町大窪 220-1	児童福祉施設	915-8282	915-8282
22	なないろの家	大久保町大窪 1497-3	障害者施設	965-6616	965-6617
23	グループホーム ピコタン	大久保町江井島 40-1	障害者施設	947-5848	947-5848

資料編 第6 水防法第15条関連施設資料
 第7 土砂災害防止法第8条関連施設資料

(3) 瀬戸川水系

番号	施設名称	所在地	施設種類	電話番号	FAX
1	福田保育園分園	魚住町清水 1600-1	児童福祉施設	943-3003	943-3003
2	清水の家・仁十	魚住町清水 1628-1	老人福祉施設	941-2670	941-2682
3	ゆとり庵魚住	魚住町西岡 2142	老人福祉施設	944-0707	944-0708
4	市立清水幼稚園	魚住町清水 1752-2	幼稚園	943-4801	943-4801

(4) 朝霧川水系

番号	施設名称	所在地	施設種類	電話番号	FAX
1	あいの葉保育園	大蔵谷奥9-10エスポワール レジデンス朝霧	児童福祉施設	914-0550	914-0551

第7 土砂災害防止法第8条関連施設資料

1 土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設

番号	施設名称	所在地	施設種類	電話番号	FAX
1	特別養護老人ホーム 彩葉	大久保町大窪 2603-205	老人福祉施設	934-5058	934-5059

第8 協定・要綱関連資料

1 協定等締結状況（明石市）

No.	協定等名称	締結日	締結先	内容
1	兵庫衛星通信ネットワーク設備の設置及び管理運営に関する協定書	平成5年2月15日	兵庫県	衛星通信設備の設置及び管理運営
2	災害対応総合情報ネットワークシステム端末装置の設置及び管理運営に関する協定書	平成8年8月28日	兵庫県	災害対応総合情報システム端末の設置及び管理運営
3	兵庫県自治体病院開設者協議会 災害初動時相互応援協力に関する協定	平成8年1月16日	兵庫県内自治体病院開設者	医療救護チーム派遣、患者受入れ、医師及び医薬品の提供等
4	緊急時における生活物資の確保に関する協定	平成8年3月19日	生活協同組合コープこうべ	食料、飲料水及び生活必需品の確保
5	日本水道協会関西西地方支部の災害時相互応援に関する協定	平成9年7月10日	日本水道協会関西西地方支部ほか6支部	飲料水の提供、施設の応援復旧に必要な物資の提供
6	災害時における応急対策業務に関する協定	平成10年1月17日	一般社団法人兵庫県建設業協会明石支部	災害応急対策業務の応援
7	兵庫県水道災害相互応援に関する協定	平成10年3月16日	兵庫県及び県内市町等	水道災害発生時の応急給水・復旧、資機材の拠出等
8	神戸市と明石市の間に設置する連絡管に関する基本協定	平成16年11月16日	神戸市	災害発生時の連絡管による応援給水
9	兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	平成17年9月1日	兵庫県及び県内市町、関係一部事務組合	災害廃棄物処理に係る職員の応援及び資機材の提供等
10	災害時における相互応援協定	平成18年5月11日	神戸市及び神戸市隣接市（明石市ほか6市町）	食料その他生活必需品の提供、災害対応に係る職員の応援及び資機材の提供等
11	東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定	平成18年11月1日	明石市ほか10市町	食料その他生活必需品の提供、災害対応に係る職員の応援及び資機材の提供等
12	兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	平成18年11月1日	兵庫県及び県内市町	食料その他生活必需品の提供、災害対応に係る職員の応援及び資機材の提供等
13	災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定	平成18年12月1日	イオンリテール株式会社	食料、飲料水及び生活必需品の確保及び平常時の防災啓発事業の推進
14	神戸市・明石市消防相互応援協定	平成19年2月6日	神戸市	災害等発生時における職員の応援及び資機材の提供等
15	明石市・加古川市消防相互応援協定	平成19年3月30日	加古川市	災害等発生時における職員の応援及び資機材の提供等
16	災害時における機能復旧対策事務応援に関する協定	平成19年7月10日	明石市管工事業協同組合	水道災害発生時の応急復旧、資機材の拠出等
17	災害時における相互応援に関する協定	平成19年9月1日	淡路市	食料その他生活必需品の提供、災害対応に係る職員の応援及び資機材の提供等
18	災害時における放送要請に関する協定	平成19年11月1日	株式会社明石ケーブルテレビ	災害情報の放送要請
19	災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定	平成20年3月3日	株式会社ダイエー	食料、飲料水及び生活必需品の確保及び平常時の防災啓発事業の推進
20	災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定	平成20年3月3日	マックスバリュ西日本株式会社	食料、飲料水及び生活必需品の確保及び平常時の防災啓発事業の推進
21	災害時における応急対策等の協力に関する協定	平成20年3月19日	兵庫県自動車整備振興会明石支部	災害時の被災者救援、障害物除去等の応急対策業務の応援
22	災害時における仮設便所等の供給に関する協定	平成21年3月17日	㈱レンタルのっけん西神戸営業所	災害発生時の仮設便所等の供給
23	災害時における仮設便所等の供給に関する協定	平成21年3月17日	㈱平野興業	災害発生時の仮設便所等の供給
24	災害時における緊急応援に関する協定	平成21年4月1日	明石市管工事業協同組合	水道災害発生時の応急復旧、資機材の拠出等
25	災害時における輸送業務に関する協定	平成23年9月1日	明石地区タクシー協会	災害時における人員等の輸送への協力
26	災害時における遺体の安置・搬送等の協力に関する協定	平成23年10月1日	㈱平安	災害時における遺体の安置・搬送等への協力
27	災害時における遺体の安置・搬送等の協力に関する協定	平成23年10月1日	㈱タカイ	災害時における遺体の安置・搬送等への協力
28	災害時等における人員輸送等の協力に関する協定	平成24年3月17日	山陽バス株式会社	災害時における人員等の輸送への協力
29	災害時等における人員輸送等の協力に関する協定	平成24年3月17日	神姫バス株式会社	災害時における人員等の輸送への協力
30	災害時における応急復旧等業務の応援に関する協定	平成24年4月1日	第一環境㈱関西支店	水道災害発生時の応急復旧、資機材の拠出等
31	東播磨地域及び中河内地域災害時相互応援に関する協定	平成24年4月1日	明石市、加古川市、播磨町、稲美町、八尾市、東大阪市、柏原市	食料その他生活必需品の提供、災害対応に係る職員の応援及び資機材の提供等
32	災害時における支援協力に関する協定	平成24年7月1日	兵庫県石油商業組合西神明石支部	災害時における石油類燃料の供給及び被災者の救援
33	災害時における兵庫県明石市と千葉県市川市との相互応援に関する協定	平成25年1月17日	市川市	食料その他生活必需品の提供、災害対応に係る職員の応援等
34	明石市と加古川市の間に設置する連絡管に関する基本協定	平成25年3月27日	加古川市	災害発生時の連絡管による応援給水
35	津波一時避難地としての利用に関する協定	平成25年4月1日	川崎重工工業株式会社	津波一時避難地としての敷地の利用に関する協力
36	明石川崎ヘリポート使用に関する協定	平成25年4月1日	川崎重工工業株式会社	災害時のヘリポートの使用に関する協力
37	災害時における支援協力に関する協定	平成25年9月1日	一般社団法人兵庫県LPGガス協会明石支部	災害時におけるLPGガス及び資機材の供給に関する協力
38	災害時における物資等の輸送に関する協定	平成25年9月1日	一般社団法人兵庫県トラック協会明石支部	災害時における物資等の輸送に必要な車両及び人員の提供
39	兵庫県広域消防相互応援協定	平成25年10月23日	兵庫県内市町及び消防一部事務組合等	大規模災害発生時における職員の応援及び資機材の提供等
40	明石市と播磨町の間に設置する連絡管に関する基本協定	平成25年12月3日	播磨町	災害発生時の連絡管による応援給水
41	災害時における避難所及び防災関係機関の活動拠点等の使用に関する協定	平成25年12月20日	神戸刑務所	災害時に避難所及び防災関係機関の活動拠点等としての施設の使用に関する協力

資料編 第8 協定・要綱関連資料

No.	協定等名称	締結日	締結先	内容
42	瀬戸内・海の路ネットワーク 災害時相互応援に関する協定（締結日は明石市加入日）	平成25年12月27日	明石市及び近畿・中国・四国・九州の 沿岸部自治体	応急対策・復旧に係る職員及び資機材等の提供
43	災害時における明石市と兵庫県立大学看護学部及び地域ケア 開発研究所の支援協力に関する協定	平成26年3月11日	兵庫県立大学	災害発生時における被災者支援、救護等での救 護・看護に関する協力
44	播磨広域防災連携協定	平成26年4月22日	明石市を含む播磨地域13市9町	応急対策・復旧に係る職員及び資機材等の提供
45	明石市災害時における応急対策業務に関する協定	平成26年7月10日	隣金田土木協会の 災害時応急対策協議会	災害応急対策業務の応援
46	明石市と稲美町の間に設置する連絡管に関する基本 協定	平成26年10月2日	稲美町	災害発生時の連絡管による応援給水
47	明石市災害時における応急対策業務に関する協定	平成26年12月25日	協同会	災害応急対策業務の応援
48	明石市災害時におけるボランティア協定	平成27年3月11日	アカシクリエティブクラブ	災害発生時のボランティア活動への協力
49	明石市災害時におけるボランティア協定	平成27年3月11日	一般社団法人明石青年会議所	災害発生時のボランティア活動への協力
50	災害に係る情報発信等に関する協定	平成27年9月1日	ヤフー株式会社	災害に係る情報発信等
51	災害時における段ボール製品の供給に関する協定	平成28年3月11日	セツカートン株式会社	災害時における段ボール製品の供給
52	災害時における緊急測量業務に関する協定	平成28年3月11日	明石市測量設計業協会	災害時における緊急測量業務への協力
53	災害時における応急活動に関する協定	平成30年1月22日	神鋼環境メンテナンス株式会社	水道災害発生時の応急復旧、資機材の搬出等
54	中核市災害相互応援協定	平成30年4月1日	明石市ほか中核市	食料その他生活必需品の提供、 災害対応に係る職員の応援及び資機材の提供等
55	災害時における施設等の提供協力に関する協定	平成31年3月11日	アスパシア明石北館・南館管理組合 明石地域振興開発株式会社	市本庁舎等が使用不能となった場合の代替施設とし ての施設等の提供協力
56	災害時における航空写真撮影等に関する協定書	令和元年5月14日	株式会社パスコ神戸支店	災害時等に、航空写真撮影等の必要が生じた場合の 支援
57	災害時における避難所としての施設使用に関する協 定	令和2年8月6日	国立大学法人 神戸大学	大規模災害発生時の避難者増加により市の指定避難 所での収容が困難になった場合に神戸大学附属小学 校の一部を避難所として使用
58	災害時の避難施設に係る情報提供等に関する協定	令和3年1月15日	株式会社バカン	災害発生時の避難所の混雑状況を、施設等の空き情 報配信システムを利用して配信し、市民がスマート フォンやパソコンで確認できるようにすることで、 スムーズな避難や分散避難につなげる
59	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協 定	令和3年2月10日	西尾レントオール株式会社	災害発生時に必要となる資機材について、協定の相 手方から優先的に提供を受け、速やかな支援、復旧 活動につなげる
60	災害時におけるボランティア協定	令和3年3月25日	明石ライオンズクラブ 明石セントラルライオンズクラブ 明石二見ライオンズクラブ 明石北ライオンズクラブ 明石西ライオンズクラブ 明石魚住ライオンズクラブ 明石しおさいライオンズクラブ	災害発生時のボランティア活動への協力
61	災害時の避難所等における外部給電可能な車両から の電力供給の協力に関する協定書	令和3年7月1日	兵庫トヨタ自動車株式会社 神戸トヨペット株式会社 トヨタカラー兵庫株式会社 ネットトヨタ兵庫株式会社 ネットトヨタウエスト兵庫株式会社 トヨタモビリティパーク株式会社兵庫支社	外部給電可能な車両の提供を受け、停電している避 難所において必要な電力を確保する
62	災害時等における施設等の使用に関する協定書	令和3年8月27日	イオンリテール株式会社	災害時等の車中避難先として、イオンショッピングセンター の立体駐車場の一部及びトイレ等を使用
63	災害発生時における指定福祉避難所の設置運営に 関する協定	令和4年4月1日	社会福祉法人山輝会ウェルフェア・グランデ明石	災害時における福祉避難所の開設、 要配慮高齢者の受け入れ
64	災害発生時における指定福祉避難所の設置運営に 関する協定	令和4年4月1日	社会福祉法人博由社博由園	災害時における福祉避難所の開設、 要配慮障害者の受け入れ
65	災害発生時における指定福祉避難所の設置運営に 関する協定	令和4年4月1日	社会福祉法人明桜会	災害時における福祉避難所の開設、 要配慮障害者の受け入れ
66	災害発生時における指定福祉避難所の設置運営に 関する協定	令和4年4月1日	医療法人社団医仁会ふくやま病院	災害時における福祉避難所の開設、 要配慮者の受け入れ
67	災害発生時における指定福祉避難所の設置運営に 関する協定	令和4年4月1日	一般社団法人日本福祉用具供給協会	災害時における福祉用具等物資の供給
68	災害発生時における指定福祉避難所の設置運営に 関する協定	令和4年4月1日	国立障害者リハビリテーションセンター自立 支援局神戸視力障害センター	災害時における福祉避難所の開設、視力障害のある 要配慮者の受け入れ
69	災害救助に必要な物資の供給に関する協定書	令和4年8月16日	シバタ工業株式会社	災害時における長靴等の防災資機材の供給
70	災害時における連携協力に関する協定	令和4年11月28日	兵庫県弁護士会	被災者に対する相談業務、有益な情報提供等による 生活再建の支援
71	災害時における物資の供給に関する協定書	令和6年1月15日	コーナン商事株式会社	災害時における作業用品、日用品、飲料水や食料な どの供給
72	災害発生時における指定福祉避難所の設置運営に 関する協定	令和6年2月1日	医療法人双葉会江井島病院	災害時における福祉避難所の開設、 要配慮者の受け入れ
73	災害発生時における指定福祉避難所の設置運営に 関する協定	令和6年3月11日	社会福祉法人 弘道福祉会 明石特別養護老人ホーム ラガール	災害時における福祉避難所の開設、 要配慮者の受け入れ
74	大規模災害時における被災者支援協力に関する協 定	令和6年3月18日	兵庫県行政書士会	被災者に対する相談業務、有益な情報提供等による 生活再建の支援
75	災害時における動物救護活動に関する協定書	令和6年4月1日	兵庫県、神戸市、姫路市、尼崎市、 西宮市、一般社団法人兵庫県獣医師会、 公益社団法人神戸市獣医師会	災害時における動物救護活動の相互協力
76	災害時における物資調達に関する協定	令和6年12月27日	スギホールディングス株式会社	災害救助に必要な食糧、生活必需品等の調達、供給 等
77	災害時における電動車両等の支援に関する協定	令和7年1月27日	兵庫三菱自動車販売株式会社 三菱自動車工業株式会社	電動車両等の貸与 電動車両の災害発生時における有用性について、平 時から市民への啓発

4 協定等締結状況（津波一時避難ビル関連）（明石市）

No.	協定等名称	締結日	締結先	内容
1	津波一時避難ビルに関する協定書	平成25年3月1日	大蔵地区連合町内会	津波一時避難ビルとしての一時的な使用
2	津波一時避難ビルに関する協定書	平成25年3月1日	神戸地方務局	津波一時避難ビルとしての一時的な使用
3	津波一時避難ビルに関する協定書	平成27年11月5日	株式会社万代	津波一時避難ビルとしての一時的な使用
4	津波一時避難ビルに関する協定書	平成28年3月11日	神戸地方検察庁	津波一時避難ビルとしての一時的な使用

5 その他締結状況（申し合わせ・覚書）（明石市）

No.	名称	締結日	締結先	内容
1	災害等の応援に関する申し合わせ	平成24年10月23日	国土交通省近畿地方整備局	災害時における応援の円滑な実施
2	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	平成25年10月31日	西日本電信電話株式会社兵庫支店	特設公衆電話の設置、利用及び管理

第9 気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

● 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている大半の人が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいるほとんどの人が揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている大半の人が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまらなさと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにはんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物(住宅)の状況

震度階級	木造建物(住宅)	
	①耐震性が高い	②耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けた。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	①耐震性が高い	②耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止することが多い。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 長周期地震動[※]による超高層ビルの揺れ

階級	人の体感・行動	屋内の状況
1	室内にいたほとんどの人が揺れを感じる。 驚く人もいる。	ブラインドなど吊り下げものが大きく揺れる。
2	室内で大きな揺れを感じ、物につかまりたいと感じる。物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	キャスター付き什器がわずかに動く。棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。
3	立っていることが困難になる。	キャスター付き什器が大きく動く。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。
4	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされる。	キャスター付き什器が大きく動き、転倒するものがある。固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

樣 式 編

◎ 県への被害状況等報告様式

第4号様式（その1）

〔災害概況即報〕

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所					発生日時	年	月	日	時	分
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟	
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟	
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)				(市町村)					

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式(その2)
(被害状況即報)

都道府県		区		分		被		害		
災害名 ・ 報告番号	災害名 第 報		田	流失・埋没	ha					
	(月 日 時現在)			冠	水	ha				
報告者名			畑	流失・埋没	ha					
				冠	水	ha				
				文教施設	箇所					
				病院	箇所					
区		分		被		害				
人的被害	死者	人								
	行方不明者	人								
	負傷者	重傷	人							
		軽傷	人							
住家被害	全壊		棟							
			世帯							
			人							
	半壊		棟							
			世帯							
			人							
被害	一部破損		棟							
			世帯							
			人							
	床上浸水		棟							
		世帯								
		人								
非住家	公共建物		棟							
	その他		棟							
			の	清掃施設	箇所					
				崖くずれ	箇所					
			他	鉄道不通	箇所					
				被害船舶隻						
				水道戸						
				電話回線						
				電気戸						
				ガス戸						
				ブロック塀等	箇所					
				り	災世帯数	世帯				
				り	災者数	人				
			火災発生	建	物	件				
				危	険	物	件			
				そ	の	他	件			

◎ 被害の認定基準

区 分		判 定 基 準
人 的 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、または死体は確認できないが死亡したことが確実な者
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。
	負 傷 者 重傷者 軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者。 ○重傷者 1カ月以上の治療を要する見込みの者 ○軽傷者 1カ月未満で治療できる見込みの者
住 家 被 害	住 家	現実に居住している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
	世 帯	生計を一つにしている実際の生活単位。
	全 壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。
	大規模半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のも。
	半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上50%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上40%未満のも。
	一 部 破 損	全壊及び半壊に至らないもので、補修を要する程度のも。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さな損壊は除く。
	床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの、及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木等の堆積により一時的に居住不能なもの。
	床 下 浸 水	床上浸水に至らない程度に浸水したもの。
非 住 家 被 害	非 住 家	住家以外の建物で、全壊、半壊の被害を受けたもの。なお、これら施設に人が居住しているときは当該部分は住家とする。
	公 共 建 物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等とする。
そ の 他 被 害	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、または砂利等の堆積のため耕作不能となったものとする。
	田 の 冠 水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没及び冠水	田の例に準じる
	文 教 施 設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道 路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。
	橋 り ょ う	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河 川	河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
港 湾	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、繫留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	

区 分		記 入 内 容
そ の 他 被 害	砂 防	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清 掃 施 設	ごみ処理施設及びし尿処理施設とする。
	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被 害 船 舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し航行不能になったもの、及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理をしなければ航行できなくなった程度の被害とする。
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガ ス	一般ガス導管事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	り 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
	り 災 者	り災世帯の構成員とする。
	公 立 文 教 施 設	公立の文教施設とする。
	農 林 水 産 業 施 設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公 共 土 木 施 設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道とする
	公 共 施 設 被 害	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
そ の 他	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原料、商品、生産機械器具等とする。

(昭和43年6月14日 結審第115号 内閣官房審議室長)

◎ 被害状況連絡様式

市民通報・現場情報による被害状況報告（個表）

1. 受信者（報告者） 年 月 日（ ） 時 分受

部	課（氏名）
---	-------

2. 通報者

氏 名		電 話	
住 所			

3. 内 容

被 害 場 所	
発生（現認）時刻	年 月 日（ ） 時 分頃
被 害 項 目	道路（橋梁）・崖・ため池・水道・下水道・ガス・鉄道 家屋・建物・その他（ ）
被 害 状 況	
※地図添付のこと	
応 急 措 置 そ の 他 ※班名、氏名を必ず記入すること。	

◎ 被害状況情報収集様式

ライフライン等被害状況情報収集（個表）

1. 確認先 年 月 日（ ） 時 分

確 認 先	氏 名	電 話
関西電力送配電 NTT西日本 大阪ガスネットワーク 警察署 JR西日本 神姫バス その他（ ）		

2. 内 容

被 害 場 所	
発 生 時 刻	年 月 日（ ） 時 分頃
被 害 状 況	
応急措置及び復旧 見込	

報告者 _____ 部 _____ 課 (氏名)

様式第2号

世帯構成員別被害状況調

年 月 日 時 分現在		中間（決定）報告										明石市	
世帯構成員別 被害別	1 人世帯	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6 人世帯	7 人世帯	8 人世帯	9 人世帯	10 人世帯以上	計	小 学 生	中 学 生
	全壊（焼）												
流失													
半壊（焼）													
床上浸水													

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

◎ 避難者名簿（1世帯1枚）

（表面）

避難者名簿

（1世帯1枚）

住所	電話番号：自宅 携帯
----	---------------

氏名 (ふりがな)	男・女	年齢	続柄 世帯主	入所年月日	退所年月日	退去先 (退去後連絡先)	要配慮の有無確認 (該当項目に○)	備考 (体調など留意事項)									
									合計	人	男	人	女	人	乳児 (1歳未満)	人	高齢者 (65歳以上)
1				・	・		高齢者(65歳以上) 障害者 乳幼児 妊産婦 避難所生活困難者※1 病人										
2							高齢者(65歳以上) 障害者 乳幼児 妊産婦 避難所生活困難者※1 病人										
3							高齢者(65歳以上) 障害者 乳幼児 妊産婦 避難所生活困難者※1 病人										
4							高齢者(65歳以上) 障害者 乳幼児 妊産婦 避難所生活困難者※1 病人										
5							高齢者(65歳以上) 障害者 乳幼児 妊産婦 避難所生活困難者※1 病人										
6							高齢者(65歳以上) 障害者 乳幼児 妊産婦 避難所生活困難者※1 病人										
7							高齢者(65歳以上) 障害者 乳幼児 妊産婦 避難所生活困難者※1 病人										
合計	人						人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

※1 避難所生活困難者とは、要介護認定を受けている方、避難所での生活に介助を必要とする方となります。

◆ 避難所生活に配慮を要する避難者の方は別途「要配慮者確認票」の記載をお願いします。

◆ 避難所において、地域協力者として避難所運営をしている方は、協力内容を下記の特記事項に記載してください。

特記事項

所属自治会（ ）

裏面も記入してください。

(裏面)

被 害 状 況 調 査 表

(ふりがな) _____
 世帯主氏名 _____ 住居の所在地 _____

人 的 被 害		住 居 被 害
死 者	人	全 壊
行方不明者	人	半 壊
負傷者	重傷	一部損壊
	軽傷	床上浸水
その他具体的被害状況	人	床下浸水

表面も記入してください。

◎ ボランティア名簿

ボランティア名簿

避難所名

No. _____

1	受付日 月 日	氏名 — 歳 男女	☎		従事期間 月 日 日	～	月 日 日	従事内容	
		住所			備考				
2	受付日 月 日	氏名 — 歳 男女	☎		従事期間 月 日 日	～	月 日 日	従事内容	
		住所			備考				
3	受付日 月 日	氏名 — 歳 男女	☎		従事期間 月 日 日	～	月 日 日	従事内容	
		住所			備考				
4	受付日 月 日	氏名 — 歳 男女	☎		従事期間 月 日 日	～	月 日 日	従事内容	
		住所			備考				
5	受付日 月 日	氏名 — 歳 男女	☎		従事期間 月 日 日	～	月 日 日	従事内容	
		住所			備考				
6	受付日 月 日	氏名 — 歳 男女	☎		従事期間 月 日 日	～	月 日 日	従事内容	
		住所			備考				
7	受付日 月 日	氏名 — 歳 男女	☎		従事期間 月 日 日	～	月 日 日	従事内容	
		住所			備考				
8	受付日 月 日	氏名 — 歳 男女	☎		従事期間 月 日 日	～	月 日 日	従事内容	
		住所			備考				
9	受付日 月 日	氏名 — 歳 男女	☎		従事期間 月 日 日	～	月 日 日	従事内容	
		住所			備考				
10	受付日 月 日	氏名 — 歳 男女	☎		従事期間 月 日 日	～	月 日 日	従事内容	
		住所			備考				

整理番号：

罹災証明書・罹災届出証明書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏名	続柄	年齢

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家 [※] の 所在地	明石市
住家 [※] の被害 の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
浸水区分	

※住家とは、世帯が生活の本拠として日常的に使用している建物のこと。
(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

住家以外の被害	
---------	--

上記のとおり、
相違ないことを
罹災の届出があったことを 証明します。

年 月 日

明石市長